

令和 6 年度版

基 地 読 本

佐世保市

目次

<u>第1章</u> 佐世保市・佐世保港の沿革、基地の概況	- 7 -
(1) 軍港設置から終戦まで	- 8 -
(2) 基地の概況	- 8 -
(3) 「佐世保市基地政策方針」の策定	- 9 -
<u>第2章</u> 基地の歩み（その1.米軍関係）	- 11 -
(1) 終戦直後	- 12 -
(2) 平和商港への転換	- 12 -
(3) 朝鮮戦争の影響	- 13 -
(4) 制限水域の設定	- 14 -
(5) 佐世保港への原子力潜水艦寄港	- 16 -
(6) 佐世保港への米原子力空母エンタープライズ入港とエンタープライズ事件	- 16 -
(7) ニクソン・ドクトリン	- 17 -
(8) 第7艦隊司令部移駐問題	- 18 -
(9) 基地返還陳情と返還6項目の決議	- 18 -
(10) 崎辺地区返還	- 19 -
(11) 第3補給戦隊の司令部移駐	- 21 -
(12) 基地大規模返還と米海軍佐世保基地の縮小	- 21 -
(13) 米海軍佐世保基地へ復活	- 23 -
(14) 貨物揚陸艦「セント・ルイス」の母港化	- 24 -
(15) 崎辺地区東側の米軍への再提供	- 24 -
(16) 針尾米軍家族住宅の建設	- 25 -
(17) 赤崎医療用倉庫建設問題	- 26 -
(18) 通信ケーブル敷設問題	- 26 -
(19) 弹薬コンテナ係留問題	- 27 -
(20) 米海軍配備艦船の推移	- 27 -
(21) 針尾島弾薬集積所における弾薬処理について	- 32 -
(22) 立神6岸背後地再提供問題	- 33 -
(23) ジュリエット・ベースン（平瀬係船池）北西部の埋立地提供について	- 34 -
(24) 前畠弾薬庫を取り巻く状況	- 34 -
(25) 前畠弾薬庫の移転・返還について	- 35 -
(26) 前畠崎辺道路の建設実現と前畠弾薬庫の一部返還	- 37 -
(27) L C A C の運用について	- 38 -

(28) 米兵による事件	- 39 -
(29) 佐世保重工業株式会社第3ドック問題	- 40 -
(30) 都市計画法に基づく、米海軍佐世保基地の一部用途地域変更	- 40 -
(31) 米艦船からの油漏れ事故の多発	- 41 -
(32) 原子力潜水艦の寄港に関する事前通報の遅れ等	- 41 -
(33) 新返還6項目の決議	- 41 -
(34) 赤崎貯油所の佐世保重工業株式会社一時使用地区の明け渡し要求	- 43 -
(35) 立神第4号・5号岸壁の明け渡し要求	- 44 -
(36) 佐世保港のすみ分け問題	- 44 -
(37) L C A C 駐機場移転問題	- 45 -
(38) 原子力潜水艦シカゴの無通報入港問題	- 46 -
(39) 原子力潜水艦寄港情報の事前非公表問題	- 46 -
(40) テロ対策特別措置法・補給支援特別措置法等に基づく自衛艦の派遣	- 47 -
(41) ジュリエット・ベースン(平瀬係船池)における新たな岸壁の整備	- 47 -
(42) 米原子力潜水艦「ラ・ホーヤ」での電力ケーブル火災事故	- 49 -
(43) 米原子力潜水艦「ヒューストン」における放射能漏れ	- 49 -
(44) 佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に係る施設調整部会の設置	- 50 -
(45) 米海軍佐世保基地との防犯連絡会議の設置	- 50 -
(46) 前畠弾薬庫敷地内における建物火災	- 50 -
(47) いわゆる「密約」問題	- 51 -
(48) 赤崎貯油所へのオスプレイの飛来	- 53 -
(49) L C A C の日没後の運用	- 53 -
(50) 米海軍佐世保基地に関わる銃に係る事案の連続発生	- 54 -
(51) 崎辺海軍補助施設(崎辺東地区)の全部返還	- 55 -
<u>第3章</u> 基地の歩み(その2.自衛隊関係)	- 57 -
(1) 自衛隊の発足	- 58 -
(2) 海上警備隊の誘致	- 58 -
(3) 警備隊から自衛隊へ	- 58 -
(4) 陸上自衛隊	- 58 -
(5) 海上自衛隊針尾弾薬庫の建設	- 60 -
(6) 海上自衛隊倉島地区の移転問題	- 60 -
(7) 自衛隊による崎辺地区の利活用(崎辺東地区)	- 61 -
(8) 自衛隊による崎辺地区の利活用(崎辺西地区)	- 62 -
(9) 「大規模災害時等に従事する隊員の家族支援に関する協定」の締結	- 63 -
(10) 退職自衛官の市内企業への再就職促進に係る取り組み	- 63 -

<u>第4章</u> 基地の現況（その1.米軍関係）	- 65 -
(1) 米海軍第7艦隊	- 66 -
(2) 米海軍佐世保基地	- 67 -
(3) 米海軍艦艇入港調	- 76 -
(4) オスプレイ飛来状況	- 98 -
<u>第5章</u> 基地の現況（その2.自衛隊関係）	- 101 -
(1) 陸上自衛隊	- 102 -
(2) 海上自衛隊	- 107 -
<u>第6章</u> 基地の現況（その3.防衛省）	- 113 -
(1) 防衛省	- 114 -
<u>第7章</u> 基地交付金及び調整交付金等	- 117 -
(1) 基地交付金	- 118 -
(2) 調整交付金	- 118 -
(3) 普通交付税	- 120 -
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律	- 121 -
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）	- 121 -
施設等所在市町村調整交付金交付要綱	- 123 -
<u>第8章</u> 防衛施設周辺の生活環境の整備	- 127 -
(1) 障害防止工事への助成	- 128 -
(2) 民生安定施設整備への助成	- 130 -
(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	- 134 -
(4) その他の防衛施設周辺整備事業	- 138 -
(5) 防衛施設周辺整備事業補助金、基地交付金の交付額一覧表（決算額）	- 139 -
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）	- 142 -
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）	- 144 -
<u>第9章</u> 国有財産転活用関係	- 147 -
(1) 旧軍港市転換法のあゆみ	- 148 -
(2) 旧軍港市転換法による取得財産	- 149 -
(3) 一時使用の国有財産	- 156 -
(4) 国有財産を転用した民間会社	- 157 -
(5) 米軍からの返還施設	- 159 -
<u>第10章</u> 各種資料	- 161 -
基地の変遷	- 162 -
提供施設の沿革	- 177 -
佐世保港提供水域（令和7年1月現在）	- 183 -

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	- 185 -
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定	- 187 -
日米安全保障共同宣言	- 205 -
日米安全保障協議委員会共同発表変化する安全保障環境のためのより力強い同盟新たな日米防衛協力のための指針	- 209 -
日米防衛協力のための指針	- 215 -
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律	- 231 -
米国原子力軍艦寄港関係発表文等	- 238 -
1. 原子力潜水艦関係 (外務省関係文書)	- 240 -
2. 原子力潜水艦関係 (米国政府から受領した文書)	- 241 -
3. 原子力水上軍艦関係 (外務省関係文書)	- 245 -
4. 原子力水上軍艦関係 (米国政府から受領した文書)	- 246 -
5. 原子力潜水艦関係 (原子力委員会の見解)	- 257 -
6. 原子力水上軍艦関係 (原子力委員会の見解)	- 261 -
7. 共同プレス・ステートメント (平成13年4月24日)	- 263 -
旧 軍 港 市 転 換 法	- 264 -
地球環境保全・平和都市宣言	- 267 -
米海軍佐世保基地防犯連絡会議規約	- 268 -
<u>別冊</u> 佐世保市基地政策方針	- 271 -

白 紙

第1章

佐世保市・佐世保港の沿革、基地の概況

«前年度からの主な変更点» ※軽微な変更は省略

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
3	(3)「佐世保市基地政策方針」 「佐世保市基地政策方針」の 策定に係る経緯等を追記	<ul style="list-style-type: none">令和3年3月24日に佐世保市議会から市長に対して「『佐世保港の長期総合計画』の改訂に関する提言書」が提出された。海上自衛隊をはじめとする関係機関や佐世保市議会からの意見聴取等も行い、令和4年2月「佐世保市基地政策方針」を策定した。	—

(1) 軍港設置から終戦まで

佐世保港は、長崎県の北部地域の中央部に位置し、明治以前から我が国の西欧貿易の先駆者であった平戸藩に属し、当時から海上交通の要衝として重要な役割を果たしていた。

軍港設置の起りは、旧海軍が九州地区の鎮守府設置候補地調査のため、明治16年8月に軍艦「第二丁卯（ていぼう）」を佐世保港の測量に派遣したことに始まる。

このとき、測量班を率いたのは肝付兼行海軍少佐（後、海軍中将、大阪市長）であり、艦長は東郷平八郎海軍少佐（後、海軍大将、元帥、東宮御学問所総裁）であった。東郷は、後に佐世保鎮守府司令長官さらに日露戦争時の連合艦隊司令長官として勇名を馳せ、佐世保にも縁が深い人であった。

明治19年5月、天然の良港に着目され鎮守府設置が正式に決定し、明治22年7月に第3海軍区佐世保鎮守府が開庁された。以来、巨額の国費と技術の粋を集中し、軍港として近代的港湾の整備が行われた。

軍港設置直前には戸数850戸、人口4千人の閑静な農漁村に過ぎなかつた当時の佐世保村は、軍港設置後約5万人に膨れ上がり、町制を経ないまま明治35年4月1日一挙に市へと昇格した。ここに今日の佐世保市の礎が築かれたのである。

その後、海軍、海軍工廠の街として栄え、九州各地からも多くの人々が集まり、昭和19年には人口は28万人を超え、九州で第四の都市となった。

しかしながら、昭和20年6月29日未明の大空襲により、市街地の中心部を焼失するという大被害を受け、まもなく終戦を迎えて、およそ60年にわたる軍港の歴史に幕を閉じることになった。

(2) 基地の概況

昭和21年6月に米海軍佐世保基地が創設され、昭和27年3月に日米行政協定により米海軍基地に指定された。翌28年には警備隊佐世保地方総監部（後の海上自衛隊佐世保地方総監部）が設置され、昭和30年10月に陸上自衛隊相浦駐屯地が発足し、佐世保市に防衛の拠点が相次いで誕生した。

これらの本市に所在する防衛施設の概況としては、米軍施設が9施設で土地面積は約3.93km²で市域面積（約426.01km²）の約0.92%、また制限水域は約27.31km²で佐世保港区水域（柿ノ浦漁港区域含む約33.93km²）の約80.6%を占めている。（令和6年4月1日現在）

また、海上自衛隊施設（宿泊施設を除く）は、24施設で土地面積が約1.21km²で市域面積の約0.28%を占めている。さらに、陸上自衛隊施設（宿泊施設を除く）は、3施設で土地面積が約1.83km²で市域面積の約0.43%を占めている。（令和6年4月1日現在）

これらの防衛施設の大部分は、佐世保港の臨港地区の重要な部分に集中しており、市としては、今後、将来の佐世保港の発展を期するために、これらの防衛施設の移転・集約を進め、防衛機能と商港機能との共存共生を図り、その機能を十分に發揮できるような新しい港づくりを目指している。

(3) 「佐世保市基地政策方針」の策定

本市は、昭和25年1月に行った「平和宣言」に基づき平和産業港湾都市への転換を目指す一方で、米海軍佐世保基地並びに自衛隊施設も所在する状況の中で、「基地との共存共生」を市政運営の基本姿勢とし、これまで長きにわたり社会状況・国際情勢の変化に応じて、各般の基地に係る取組を講じてきた。

その中心的取組として、昭和46年10月、本市に所在する米軍提供施設の返還を求める「返還6項目」を定め、返還要望活動を本格化させ、また、平成10年9月には佐世保市議会が「米軍提供施設等返還6項目の見直しに関する決議」を議決されたことから、これを「新返還6項目」として、さらに返還要望活動を推進し、その結果、赤崎貯油所や立神港区岸壁の一部の返還が実現した。

その後は、目に見える形での米軍提供施設返還の進捗が図られない中、令和3年3月24日に佐世保市議会から市長に対して『『佐世保港の長期総合計画』の改訂に関する提言書』が提出された。

この「佐世保港の長期総合計画」は、昭和46年10月に米軍提供施設の返還要望活動を本格化させるに当たり、その返還を求める根拠として策定されたものであったが、同計画策定当時とでは本市の状況及び将来展望がかい離していたことから、市議会として改訂に取り組むことを要望・提言するものであった。

また、「返還6項目」及び「新返還6項目」として返還要望を開始してから、それぞれ50年、20年が経過する中で、国際情勢や本市の産業構造も大きく変容していることから、返還未済となっている項目を含め、現状に即した取組を行うことが必要であること、また、我が国の防衛政策上、後方支援拠点としての「佐世保地区」の役割は大きくなっていくことが考えられた。

本市としては、これらのこと踏まえ、今後における本市の基地政策に係る方向性を明確にし、その取組を着実に進めていくため、海上自衛隊をはじめとする関係機関や佐世保市議会からの意見聴取等を行い、令和4年2月「佐世保市基地政策方針」を策定した。

本方針は、「佐世保港の長期総合計画」、「返還6項目」及び「新返還6項目」に代わり、「基地との共存共生」を推し進めるための基本的な考え方や取組を示すものであり、期間は「第7次佐世保市総合計画」の基本構想の目標年次と同じ令和9年度までとした。

また、本方針に基づく基地政策に関する具体的な取組の方向性として「①わが国の防衛政策への積極的な協力・支援」「②本市の地域特性である基地を活かしたまちづくりの推進」「③基地に起因する負担の軽減及び課題の解決」という三つの方向性を掲げている。

(第2章(2)平和商港への転換、(9)基地返還陳情と返還6項目の決議、(33)新返還6項目の決議の項を参照。「佐世保市基地政策方針」の本文は巻末に掲載)

白 紙

第2章

基地の歩み（その1.米軍関係）

『前年度からの主な変更点』 ※軽微な変更は省略

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
12	(9) 基地返還陳情と返還6項目の決議 「米軍提供施設返還6項目の見直し決議」について追記	平成10年9月30日市議会で、従来の返還6項目を基調として、「米軍提供施設等返還6項目の見直しに関する決議」がなされた。	—
36	(33) 新返還6項目の決議 議会からの提言書の提出及び 「佐世保市基地政策方針」策定について追記	・令和3年3月24日に佐世保市議会から市長に対して、「『佐世保港の長期総合計画』の改訂に関する提言書」が提出された。 ・本市の新たな基地政策に係る基本的な考え方を示すものとして、令和4年2月、「佐世保市基地政策方針」を策定した。	—
45	(47) いわゆる「密約」問題 いわゆる「密約」問題について追記	追加	

(1) 終戦直後

昭和20年8月15日、日本国民は一様に大きな衝撃を受けた。日本帝国海軍の西の要、佐世保鎮守府を擁する佐世保市民も例外ではなかった。長い戦争で食糧、衣料は勿論、あらゆる生活物資が極度に不足し、市民は日々の生活に大きな不安を抱いていた。また、米軍進駐ということに対しても不安と緊張感を募らせていた。

しかし、この間、国及び県市などが行った啓蒙宣伝が奏功し、市民も少しづつ平静を取り戻し、米軍進駐に一抹の不安を抱きながらも、敗戦国民として潔くこれを迎えようとする心構えが次第にできていった。

昭和20年9月10日、米海軍掃海艇50隻による西九州各地への進駐路である南西海面の掃海作業が日本艦船の協力を得て行われ、松島水道、長崎近海、有明湾の主要箇所の掃海作業を終わった米海軍掃海艇のうち6隻は13日午前8時15分、その姿を佐世保に現わし港内の掃海作業を始めた。

佐世保鎮守府及び佐世保市でも軍港、商港を分担してそれぞれの海面の掃海作業に協力した。

こうした中に、佐世保をはじめ九州各地へ進駐する連合国軍部隊は、第5海兵軍団を主力とする米軍で、佐世保には9月15日前後に200人ないし500人の先遣隊が上陸し、これに引き続いで第5海兵軍団のほか、第5艦隊も入港することが分かった。本隊の佐世保進駐は同月21日で人員およそ5万人であることも分った。同月26日、連合国軍は佐世保軍政府を佐世保市役所の二階に設置し、30日には連合国軍の陸上輸送を司るため、佐世保駅の駅長室に輸送司令部を設置した。こうして佐世保進駐の連合国軍は、着々として軍政への体制を整えていった。

(2) 平和商港への転換

昭和23年1月1日、佐世保港は西日本における戦後最初の貿易港として指定された。立神係船池の6・7・8・9岸と、その背後にある倉庫群（旧軍需部倉庫）を利用して、外塩、大豆、食糧、賠償物資の積み卸しが活発となった。一方、旧海軍工廠をはじめとする旧軍の工場も船舶の修理を始め、平和産業へ転換し、市民の平和産業港湾都市建設への意欲は更に高まった。また、この年には燃料補給基地指定（日本及び極東を運航する船舶の給油指定港）を受けたので、各国の商船が入港し、連合国軍艦を上回る盛況をみた。昭和25年4月1日には正式に食糧輸入港の指定を受け、港湾荷役業者の強化、施設の整備、船舶代理店、船舶用燃料、給水、食糧取扱業者の開店などがあつて商港としての形が整えられた。

市は立神地区に立神臨港鉄道を敷設するなど、港湾の機能向上に意欲を燃やした。平和産業港湾都市実現を願う佐世保市民の間に旧軍施設や財産の転用の要望が高まつた。

市は昭和25年1月13日、「平和宣言」を行い、平和産業港湾都市への方向を内外に示した。

あたかもこの年6月28日、旧軍港市転換法が実現し、それと呼応して港湾法も制定された。

これらによって、港湾管理者を設けて自主的な運営を行うとともに、平和産業港湾都市として発展を図る進路が確定し、名実ともに商港への第一歩を踏み出した。

〔平和宣言〕

巨億の国帑と、60年の永きに亘り營々として構築された旧軍港は専ら戦争目的のみに供用せられてきた。

膨大なる軍工廠を擁し、軍都として発展してきた佐世保市は、人口30万に達する大都市となった。然るに今次大戦は日本を殆ど破滅の状態において終末を告げ数代に亘ってここに定着した市民は住むに家なく、帰るべき故郷は既になく荒廃した慘状の中に失業の群衆と化し去った。

解体艦船のスクラップの山、半壊の建物の群は、これを眺める市民に戦争の惨禍と無意義さを滲々と訴えるのである。

日本は新憲法により非武装平和国家を中外に宣言した。

佐世保市は茲に180度の転回をもってせめて残された旧軍財産を平和と人類の永遠の幸福のため活用し、速やかに平和産業都市、国際貿易港として更生せんことを冀うのみである。

市民はその総意をもって港を永久に平和港として育成することを、ここに宣言する。

昭和25年1月13日

(3) 朝鮮戦争の影響

ようやく軌道に乗った平和商港への営みも、昭和25年6月25日突如勃発した朝鮮戦争によって施設の大半が連合国軍に再接収され、特に外国貿易船用の大型係船岸壁の総てが使用できなくなった。

外貿貨物は、昭和23年の25万トンから、26年には一挙に3万トンに激減し、商港としての機能はほとんど停止された。商船の入港は皆無となったが、一方、軍用船の出入港は驚異的な数に上り、港湾役務関係業者の活動は、大都市港湾をしのぐものがあった。

朝鮮戦争は基地の町佐世保の経済復興に即効的な効果をもたらした。ことに不況に苦しんでいた佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」という。）にとってはまさに干天の慈雨であった。SSKは米軍艦船の修理に多忙を極め、急速に苦境から脱出することができた。

また連合国軍は佐世保を補給基地として多数の将兵を集めさせ、朝鮮半島に出兵させたため、湊町、栄町一帯のバー街をはじめ市内の商店街は米将兵であふれ、日夜賑いを極めた。朝鮮戦争の特需が市の財政に及ぼした影響は直ちに市税の增收となって現われ、昭和25年度から28年までの間は急角度で上昇を続け、歳入総額においても毎年23～35パーセントの伸びを示した。

昭和26年対日平和条約とともに日米安全保障条約が締結され、翌昭和27年に結ばれた日米行政協定によって佐世保港の施設は占領当時のままの形で米海軍が使用することとなった。

朝鮮戦争を契機とする内外情勢の急変は、佐世保市と佐世保港の状況を一変させ、平和産業港湾都市建設への進路を大きく転換させた。昭和27年4月の市制施行50周年記念式典の式辞において中田市長は、本市が再び軍基地化しようとするに至っていることに言及し、祖国の防衛に全幅の協力することは、我々佐世保市民の歴史的運命であるとしながら、平和産業港湾都市としての立市の悲願は、軍基地の目的を阻害することなく、両者は併立し得るものと信じるとして、軍商併立港への方針の再転換を表明した。

なお、朝鮮戦争は、南北に分断されたまま昭和28年に休戦協定が結ばれ、現在に至っている。

(4) 制限水域の設定

米国を主力とする連合国軍は本市に進駐すると同時に、佐世保港を米海軍施設として占領し、

- 佐世保港入港日本船舶取締規
- 佐世保港航行制限区域
- 佐世保港内小型船舶航行規制
- 佐世保港内日本小型船舶の夜間航行禁止
- 佐世保港内漁業規制
- 佐世保港内におけるサルベージ及び潜水作業の禁止

の指令を次々に発して、佐世保港を完全に占領軍の管理下においていた。そして昭和27年に対日平和条約が発効した後も、岡崎ラスク協定により、水域は海軍施設とともに改めて米軍に提供された。

朝鮮戦争も終わって緊迫した空気がようやく解け、港内における米海軍の取締りが緩和されると、立入禁止区域への日本船舶の立入りが増加した。このため米海軍は港内の制限水域を明確にする必要を感じ、日本側の意向を打診してきた。市は米側が示した案を検討し、一部修正を加えて、関係業者団体や漁業組合の同意を得て調達庁（現在の防衛省）に同意する旨の回答を一応は準備したが、昭和38年大型タンカー時代を迎えるにあたり、時代の潮流に合致する案に変更し、占領軍指令による制限水域の緩和について強く政府に陳情した。その結果、政府も水域を陸上施設の不可分の施設とし、すべてを米側の管理する水域とするというこれまでの考え方を改め、返還すべき水域と提供すべき水域を区分し、更に提供する水域の中で米側の使用条件に応じた区分をし、日本の法律を遵守することを条件とした協定にするということで米軍への働きかけを約束した。

一方、市は新しい制限水域について政府に同意書を提出する前に、積極的に漁業協同組合員はじめ関係者の説明、説得にあたり、昭和38年8月1日同意書を提出した。これに基づき9月19日に日米合同委員会、そして同月23日に閣議決定が行われ水域問題は解決した。

こうして定められた最終決定は次表のとおりである。

(昭和 38 年 9 月)

施設水域名	禁 止 事 項 (許可取得を要す)	制 限 率
A 施設水域	1. 立ち入り	10%
B 施設水域	1. 漁ろうのための立ち入り 2. 潜水、サルベージのための立ち入り 3. 停留のための立ち入り 4. 合衆国軍管理船舶及び水上機から 100 メートル以内の立ち入り	20%
C 施設水域	1. 潜水、サルベージのための立ち入り 2. 合衆国軍管理船舶及び水上機から 100 メートル以内の立ち入り	55%
D 施設水域	1. 潜水、サルベージのための立ち入り 2. 投錨のための立ち入り 3. 昼間漁ろうのための立ち入り 4. 水域が水上機により使用されているときの立ち入り	(Cのうち 10%)
自由水域		15%
計		100%

(5) 佐世保港への原子力潜水艦寄港

昭和36年6月に池田首相が訪米した際の小坂外相とラスク米国務長官との会談において、米側は米原子力潜水艦の日本寄港を議題として持ち出し、これに対して日本側は、国民感情を考慮して現段階では不適当と断った。

その後、昭和38年1月、日本政府は原則的に受け入れができるとの見方を米側に伝え、同年2月、原潜寄港に当たっての問題点に関する日本政府からの照会に対し、米側は事故の際は間違なく責任を取る旨を伝えた。また、3月に米政府は寄港先として横須賀と佐世保を挙げ、佐世保を第一候補とする旨を伝えた。

原潜寄港問題は全国的な政治論争の対象となり、本市では大規模な反対集会の開催やデモ行進が行われるようになった。また、昭和39年9月の佐世保市議会は「原潜市議会」と言われ、長時間にわたり賛否百出の上、寄港反対決議案が22対18で否決された。

他方、海上保安部、科学技術庁、市の安全対策部による放射能調査も行われ、佐世保港内に放射能測定のモニタリングポストが設置され、政府は、同年10月31日、米大使館に横須賀と佐世保で安全のための準備が全て終了したことを通告した。これで、原潜は24時間前の通告でいつでも日本に入港できる体制が整った。

同年11月11日、政府は、米大使館からの原潜寄港の事前通告を受け、「米原潜シードラゴンが12日午前8時佐世保に入港し、3日間滞在する」と発表した。「シードラゴン」は、基準排水量2,552トン、乗組員100名、全長81.7メートルの攻撃型原子力潜水艦（正式名称はSSN584）であり、同月12日午前8時50分立神岸壁沖約300メートルの第1ブイに係留中の第7艦隊補給部隊の旗艦「エイジャックス」の左側に横付けした。我が国への原潜寄港はこれが初めてである。

辻市長は「シードラゴン」に乗艦。艦内を視察し、核兵器の有無について艦長に尋ねたところ、「核兵器を積むことになれば、大改造しなければならない」との答えが返ってきたとのことであった。

寄港から3日目の14日午後2時、「シードラゴン」は出港した。

「シードラゴン」の寄港に際しては、9月12日にデモ隊約1,700人と機動隊1,000人が平瀬橋ロータリーで衝突し、翌13日もデモ活動が行われ、この2日間のデモ活動においては18人が逮捕された。

(6) 佐世保港への米原子力空母エンタープライズ入港とエンタープライズ事件

世界初の原子力空母「エンタープライズ」が米海軍第7艦隊に配備されたのは昭和40年11月であり、当時、佐世保へは既に5回米原潜が寄港していたが、原潜の次は原子力空母の寄港もあると予想されており、このことは本市民にとっても重大な関心事であった。

そのような中で、昭和41年1月、佐藤首相は、横須賀は東京に近く保革の対立を激化させるので原子力艦船の横須賀寄港は考えられないと述べ、原子力空母も佐世保にという見方が強まった。

このことに対して、辻市長は、2月に「米原子力空母についての要望書」を政府に提出するとともに「平和を願う市民運動を刺激しないよう」米軍へ申し入れて欲しい旨を要請し、佐藤首相は、要望書はよ

く守ると約束した。

昭和42年9月7日、オズボーン駐日米国代理大使は、日本政府に「エンタープライズ」寄港を正式に申し入れ、これに対し政府は翌年1月頃の寄港を認める方針を固めた。

同年11月1日、原子力委員会は米原子力水上艦の日本寄港につき、安全性、補償問題についての検討を行い、住民への安全上問題なしと結論し、2日の閣議で了承された。

しかしながら、原潜の時と同様、軍事機密上米側から的一切の資料提供はなく、実質的な安全審査はなかった。そして、米側から核武装については日本政府の意向に反して行動しない旨の回答があり、政府は「エンタープライズ」の入港に備え、モニタリングポストを増設して、寄港地周辺の放射能調査を強化することとした。

「エンタープライズ」は、世界で最初、当時最大の原子力空母であり、核爆雷アスロック、対潜・対空の核兵器装備が可能であり、基準排水量は75,700トン、全長335メートル、幅40.5メートル、甲板最大幅76.8メートル、面積1,818平方メートルであった。

昭和43年1月18日、米政府は、エンタープライズが19日午前9時半佐世保に入港することを通告してきた。原子力ミサイルフリゲート「トラクストン」、通常型フリゲート「ハルゼー」(いずれも、後年、巡洋艦に艦種変更)を随伴し、庵崎沖に約5間停泊する。「エンタープライズ」の乗組員は5,250人であった。

木村官房長官は、核兵器を積んでいないことについて、米側と交わした口上書で確認している。作戦行動とは作戦命令を持って入港することであり、「エンタープライズ」は、今回は命令を受けていないゆえに作戦行動に加わっているとは解釈していない。核装備にしろ作戦命令にしろ直接日本側で確認できないが、強制執行力のない国際関係では、相互信頼の上に立つ以外ないと述べた。

翌19日午前9時過ぎ、「エンタープライズ」が佐世保港に入港し、予定時刻どおり恵比寿湾に投錨し、停泊した。寄港歓迎の漁船パレードがあり、恵比寿湾を見下ろす俵ヶ浦半島の県道にはマイカーがずらりと並び、高台の十郎原団地も見物人で賑わい、4,500人の米将兵が上陸し市街地へ向かった。

その後、23日午前9時、「エンタープライズ」は4日間の寄港日程を終え、出港した。

「エンタープライズ」の入港に際しては、激しい反対運動が巻き起こり、佐世保では学生ら反対派と警官隊とが繰り返し衝突し、多数の重軽傷者を出す惨事となった。警備本部の調べで、16日から23日にかけての反対運動延べ人数は、約47,000人、集会14回、デモ5回であった。

また、警備陣は延べ40,916人、逮捕者は学生65人、右翼5人、負傷者は警官344人（入院21人）、学生174人（同29人）、市民・鉄道公安官・報道陣37人（同5人）、計555人（同55人）であった。

このエンタープライズ事件は、佐世保市民にかつてない大きな社会的衝撃を与え、戦後佐世保史における最大の事件の一つと言える。

(7) ニクソン・ドクトリン

ベトナム戦争が泥沼化し、米国経済がひっ迫する中でジョンソン政権の後を継いだニクソン大統領は、

昭和44年7月26日のグアム島での記者会見、翌45年2月18日の外交教書において、アジア防衛に関する新政策（いわゆる「ニクソン・ドクトリン」）を発表した。

この中では同盟諸国の自助努力及び米国地上軍負担の軽減が強調されており、ベトナムに投入されている米軍兵力を削減すること、海外基地、とくにアジア、極東地域の基地を縮小、撤去、集約すること、海外派兵を中止すること等を内容としている。

米国この政策転換によって、佐世保の米海軍基地の態様も次第に変わっていった。すなわち、第3補給戦隊の旗艦である工作船「エイジャックス」（16,200トン）は、昭和45年7月15日、長年母港とした佐世保を離れた。また、同戦隊所属の戦闘補給艦「ナイアガラフォールズ」（9,400トン）、次いで第1機雷戦隊旗艦「キャッスル」をはじめ掃海艇9隻も、米国本土とグアム島へ移駐が決まり、同年12月末までに佐世保を去った。これらの艦船の引揚げに伴って、乗組将兵1,635名及び家族735名も、それぞれの任地に向け佐世保を去った。

この「ニクソン・ドクトリン」は米艦船の佐世保港入港に対しても大きな影響を与え、昭和45年に253隻であった入港数は、翌46年は127隻、更に47年には93隻と激減した。

(8) 第7艦隊司令部移駐問題

米国は「ニクソン・ドクトリン」に基づく在日米軍基地の集約移転を大規模に実施することになり、昭和45年12月21日、日米安全保障協議委員会において、その大綱を発表した。

これによると、第7艦隊司令部（旗艦）の佐世保への母港替えをはじめ、横須賀の第7潜水戦隊の一部や艦船修理局などの機能が佐世保へ移駐することになっていた。

この発表は、米海軍将兵や家族数の激減によるドル特需の減少と先細りで不安を抱いていた佐世保の基地関係業者を喜ばせた。しかし、これも米海軍部内の都合により取り止められることになり、昭和46年3月30日、日米両政府からこの旨が発表された。この突然の中止決定は、外国人専用飲食店や外国人向け貸家、その他基地に依存する零細業者に深刻な打撃を与えた。そして先の「エイジャックス」の母港替えに続くこの第7艦隊司令部の移駐中止によって、関係業者の中には米軍依存の業種に見切りをつけて転廃業する者が続出した。

一方、基地の縮小は日本人従業員の大量解雇や新規採用の取消しなどとなって現われ、駐留軍離職者対策が深刻な社会問題になった。又、朝鮮戦争以来、基地の町として活況を呈した外国人バー街も、昔日の面影を失う淋しさとなった。

(9) 基地返還陳情と返還6項目の決議

戦後の本市経済は、米軍特需と石炭産業及び造船関連産業の三本柱に支えられて発展した。しかし、エネルギー革命による石炭産業の壊滅に加えて、米軍特需の急激な減退は、本市の経済基盤に大きな影響を与えた。失業者の増加と相まって、不況感が全市を覆った。

本市は、これまで平和産業港湾都市の建設を立市の基本として地場産業の育成や企業の誘致及び港湾の再開発に努力してきたが、産業基盤の整備は思うように進まなかつた。この間にあって米軍特需は本市

の経済に大きく貢献してきたが、今や「ニクソン・ドクトリン」による基地の縮小によって、関係業者をはじめ本市の経済は大きな打撃を受けたのである。この厳しい状況の中で経済の浮揚を図るには、港湾の再開発を早急に進める他はなかつた。

このため本市では企画部、港湾部が中心となり、佐世保港の長期総合計画を新たに策定し、その実現を期することになった。計画によると、まず佐世保港再開発の障害となっている米軍提供施設及び海上自衛隊施設の整理統合を積極的に図り、その跡地を整備して造船産業関連工場の団地を造成しようとするものであった。市はこの計画をまとめて次のような6項目の返還陳情書を昭和46年10月1日、総理大臣をはじめ関係省庁に提出し、その早期実現を要望した。

1. F A C 5 0 3 0 佐世保ドライドック地区の返還
2. F A C 5 0 8 6 立神港区第1号～第6号岸壁の返還
3. F A C 5 0 3 3 佐世保弾薬補給所の返還
4. F A C 5 0 3 4 崎辺地区（共同使用中の海上自衛隊敷地を含む）の返還
5. F A C 5 0 3 2 赤崎貯油所の返還
6. 制限水域全面、但し残存する米軍提供施設前面水域は、A制限として現状のままとする。

以上の6項目のほか、先に陳情していた赤崎貯油所に通じる米軍専用側線（通称ジョスコ一線）を合わせ、7項目の返還を実現させることとした。しかし、基地返還に対する米軍の壁は厚く、決して容易なことではなかった。そこで、基地返還を市民ぐるみの運動として積極的に推進するため、昭和47年3月議会に基地返還活用対策特別委員会を発足させた。同委員会は、提供施設及び自衛隊施設の現況を調査し、基地返還の要望を関係省庁に陳情するなど、積極的な運動を繰り広げた。

また、同年6月市議会で「米軍提供施設の返還払下げ活用に関する決議」がなされ、同決議においては、「佐世保市長並びに長崎県知事が要請を続けている左の事項（上記の『基地返還陳情書』に掲げられた米軍提供施設6項目の返還を求める）の実現をはかる。」とされており、市議会としても返還6項目の実現に取り組むこととなった。

その後も佐世保市として、返還6項目の実現を図るべく要望を続けていたが、要望開始から20数年が経過した平成8年頃から返還6項目の見直しの必要性が指摘され始めた。

そこで、市議会基地対策特別委員会における1年に及ぶ検討の結果、平成10年9月30日市議会で、従来の返還6項目を基調として、「米軍提供施設等返還6項目の見直しに関する決議」がなされた。

(33) 新返還6項目の決議の項を参照)

(10) 崎辺地区返還

崎辺地区の返還運動の発端は、昭和48年5月28日、市長に対し当時の佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」という。）社長ならびに佐世保造船所長が、崎辺地区に100万トンドックを造らなければ同社の新造船部門は他市に転出しなければならないと表明したことに始まった。

これを受け、佐世保市は米海軍ならびに海上自衛隊に対し、崎辺地区の必要性を打診するとともに、積極的な活動を展開、最終的に同年6月1日、5者（県知事、県議会議長、市長、市議会議長、市商工会議所会頭）連名による返還陳情書を米軍、自衛隊はじめ我が国政府関係各方面へ提出した。

○ 当時、SSKが大型造船設備を必要とした理由

- ① エネルギー資源利用の質的な転換により石油需要が増大し、石油のコストダウンを担つてタンカ一船の大型化が常識化し、世界的なタンカ一船大型競合時代が予想より早く到来した。
- ② 石油資源の輸送路が長距離化し、国際社会の要請として大型タンカ一の建造費の遞減を望む海運界の需要に対応しなければ造船企業として存立し得なくなつた。
- ③ 現有の施設による造船能力に相当する造船企業がヨーロッパ、アジアに相次いで登場し、国際競争が熾烈を極めることとなり、大型造船所の建設により省力と合理化の推進をしなければならなくなつた。

○ 崎辺地区を適地とした理由

① 地 質

ドックその他の構築物の建設、大型クレーンの設置、重量物加工組立設備の建設に適当であり、能率的な両開扉ドックができる。

② 面 積

新鋭大型造船所の諸設備を最も効果的にレイアウトできる十分な敷地があり、同地が平坦であり、海側に向かって埋立拡張が可能である。

③ 交通事情

海上、陸上ともに現造船所と至近距離にあり、連絡も十分でき有利である。

④ 労働事情

施設の合理化と近代化により、現造船所の人員を配置することができ、また米軍など雇用解除などによる潜在労働力が豊かである。

⑤ 関連企業

從来から関連企業が多く、十分な協力が得られる。

一方、市・市議会及び商工会議所は、市民運動の展開のため、市民各界各層の団体に参加を呼びかけ、SSKが表明を行った昭和48年の6月19日、「崎辺地区即時返還要求市民会議」が結成された。続いて同月23日には島瀬公園で「崎辺地区即時返還要求市民大会」が開催され、市内の目抜き通りをデモ行進した。

このような官民一体となった返還運動が功を奏し、同年7月17日、正式に日米合同委員会（施設特別委員会）に提案された本件は、僅か2ヶ月後の9月18日、米海軍が基本的な合意に達した旨の連絡を現地司令官より受け、昭和49年2月7日、日米合同委員会で正式に合意が成立した。しかし、返還に

は次の4つの条件が付され、その内の条件「①F A C 5 0 3 4 崎辺地区が100万トンタンカーの造船所の建設に使用されなければ、同地区を地位協定2条1項aに基づき合衆国政府に再使用させる。」が以後の大きな問題となった。

- ① F A C 5 0 3 4 崎辺地区が100万トンタンカーの造船所の建設に使用されなければ、同地区を地位協定2条1項aに基づき合衆国政府に再使用させる。
- ② 崎辺ゴルフコース地区は、1973年9月22日佐世保重工業社長と佐世保海軍基地司令官の間に合意をみた現地協定の定める適当なゴルフコースが完成し、在日米軍人の優先使用が実施される迄日本政府に返還しない。
- ③ 日本側は、合衆国政府に前畠F A C 5 0 3 3 佐世保弾薬補給所を経て崎辺地区に至る出入路の提供を要求しない。
- ④ 崎辺の新工事及び埋立により排除されることになる係留ブイを移設する。

(11) 第3補給戦隊の司令部移駐

第3補給戦隊（司令官は第73機動部隊ならびに第7艦隊移動支援隊司令官が兼務）は朝鮮動乱以降幾多の変遷を経ながらも、継続して佐世保を母港とし、以下の任務をもって第7艦隊艦艇の支援活動に当たった。

第3補給戦隊は、第7艦隊の各艦艇に多岐にわたる重要な支援活動を行う。所属艦艇の種類も多様で、油送艦、高速戦闘支援艦、弾薬輸送艦、冷凍物輸送艦、戦闘要品補給艦などがあり、これらは第7艦隊の艦艇に対し、燃料、弾薬、食品、他全般的な洋上補給活動を行う。又、工作艦は、艦艇乗組員の力では不可能な艦の修理、維持活動を行う。タグボート、サルベージ船は、曳船作業、サルベージ、救助活動を行う。又、移動技術サービス部隊は高度技術兵器ならびに電子工学機器、機材に関するサービス活動を行う。

以上、諸々の兵站支援活動は、対象艦に横づけ、あるいはヘリコプターによる垂直支援という形で行われた。

第3補給戦隊所属艦艇は、工作艦「エイジャックス」(16,200トン)、「ヘクター」(16,200トン)、「ジエイソン」(16,200トン)、補給艦「マーズ」(16,500トン)、「ホワイトプレインズ」(16,500トン)などであり、工作艦3隻が大体3ヶ月の周期で交替し旗艦を務めた。しかし、昭和45年2月に発表された「ニクソン・ドクトリン」はこの第3補給戦隊の態様にも大きな影響を与え、先ず昭和45年7月15日「エイジャックス」が佐世保から移駐、更に昭和50年9月3日、「ホワイトプレインズ」の移駐に続き、遂に昭和51年3月1日第3補給戦隊の司令部がフィリピンのスビックへ移駐し、同戦隊の長年にわたる佐世保での歴史に幕が閉じられた。

(12) 基地大規模返還と米海軍佐世保基地の縮小

昭和50年5月23日、太平洋艦隊司令長官ウイズナー大将は、佐世保市長宛の電報で昭和51年7月以降、基地の機能を縮小し、弾薬、燃料の補給部隊を残し、現在の基地の一般管理機能は残存支援程

度のものとすることを明らかにした。これを裏付けるかのように、昭和49年暮から駐留軍日本人従業員の解雇がさみだれ状態で続き、従業員数は1,398名から激減した。米側は、将来基地の将兵は157名、日本人従業員は714名になると報道した。昭和50年10月21日、在日米軍は佐世保基地の返還計画を本市に対し次のように通知した。

1. 早急に返還される区域（面積 約 81,500 m²）
2. 逐次返還される区域（面積 約 116,500 m²）
3. 日米間で調整がつき次第返還される区域（面積 約 43,300 m²）

市民が返還を期待していたニミツツパーク及び駐留軍離職者用事業敷地として予定しているスクラップエリア（東倉庫地区）は、引き続いて日米間で協議することになった。

昭和51年2月2日、さきに米側が発表した返還計画に従って早急に返還される区域 約 81,500 m² が正式に返還され、本格的な返還事務がスタートした。昭和51年2月、佐世保市が要望していたニミツツパークの佐世保川沿いの土地（公園用地）及び東倉庫地区空地（離職者対策用地）の追加返還を条件付きで米側が応じる意志のあることを表明した。同年5月20日、立神地区の第2ドックは米側と海上自衛隊が共同使用し、第1ドックが返還された。同年7月1日、米海軍佐世保基地はその名称が佐世保弾薬廠と変わり、前畠、針尾はそれぞれ現場事務的性格を有するようになった。

米軍施設大規模返還内訳は次表のとおり。

米軍施設大規模返還内訳 (S51～S57)

	返還年月日	施 設 名	区 分	数 量 (m ²)
即時返還	S. 51. 2. 2	立 神 倉 庫	土 地	81, 509. 34
		海 自 総 監 部		
		海 自 補 給 部		
		西 倉 庫		
逐次返還	S. 51. 12. 27	ド ラ ゴ ン ベ ー ル	土 地	10, 414. 12
		立神 145 号倉庫及び西倉庫用地		6, 576. 92 15, 405. 23
		B O Q		651. 57
	S. 52. 2. 15	司令官官舎地区及び旧兵舎 プール等 娯 樂 施 設	土 地	34, 281. 31
追加要求	S. 52. 2. 17	ニ ミ ツ ツ パ ー ク 住 宅 地 区	土 地	21, 972. 01
		シ ョ 一 ボ 一 ト		2, 115. 75
	S. 52. 3. 1	C O P ク ラ ブ 及 び 倉 庫	土 地	13, 912. 87
	S. 52. 3. 15	E M ク ラ ブ	土 地	12, 779. 24
調整後返還	S. 53. 3. 6	東 倉 庫 地 区 空 地	土 地	11, 834. 67
	S. 53. 7. 7	ニ ミ ツ ツ パ ー ク 川 沿 地 区	土 地	31, 069. 93
S. 54. 2. 20	C P ビ ル	土 地	22, 400. 00	
	物 品 販 売 所		12, 322. 15	
	S. 55. 5. 28	ド ラ ゴ ン ベ ー ル 進 入 路	土 地	3, 620. 45
	S. 57. 2. 1	タ ウ ン ク ラ ブ	土 地	8, 215. 29

(13) 米海軍佐世保基地へ復活

昭和 51 年 7 月 1 日、佐世保の米海軍基地の名称が米海軍佐世保弾薬廠へと変更されたこの年、一年間の米艦艇の入港は 72 隻となり、更に翌年の昭和 52 年には戦後最低の年間入港隻数 35 隻と激減した。従って大方は、佐世保の米軍基地はこのままじり貧に追い込まれるのではないかと予想した。

しかし、その後米軍内部で西太平洋海域の重要性、更にこの中における佐世保の軍事的位置付けが再確認されるに及び、艦艇の入港は昭和 53 年、年間 116 隻と飛躍的に増加した。佐世保におけるこ

れら入港艦艇に対する兵站支援活動は名称変更以前にも増して質量共に多忙を極めた。

現地司令官以下将兵の効果的な兵站支援活動は入港艦の艦長の報告に基づき、太平洋艦隊司令部でも高い評価を得、加えて昭和54年5月8日通常型潜水艦「ダーター」(1,720トン)が佐世保を母港とするに及び、基地の名称は昭和55年7月1日、丸4年ぶりに佐世保基地に復すことになった。

(14) 貨物揚陸艦「セント・ルイス」の母港化

昭和58年7月1日、米海軍佐世保基地は公式に以下のとおり発表した。

「米海軍は、本日、米第7艦隊へ3隻の艦船を追加配属することを発表しました。このうち2隻は今年の後半に配属され、3隻目は1985年に配属されます。

(中 略)

貨物揚陸艦、セント・ルイス(LKA-116)並びにドック型輸送揚陸艦デュビューク(LPD-8)が、既に佐世保を母港としている潜水艦ダーターに合流します。ダーターの乗組員の家族は、既に米海軍海外家族居住計画の下に、佐世保に居住しております。セント・ルイスは1983年の10月に佐世保に配属され、デュビュークは1985年に配属されます。」

この母港化発表により、米海軍佐世保基地が当面した大きな課題は、佐世保市内における将兵家族用の住宅確保であった。すでに母港化を終えている「ダーター」に加え、「セント・ルイス」、「デュビューク」の佐世保常駐に伴い、乗組員をはじめとする基地要員(学校、医療、サービス機関に勤務する将兵含む)、軍属、家族らの大幅増が見込まれ、これら総てが居住するためには、住宅はとりあえず230戸、最終的には540戸が必要といわれた。確かに市内には、この数以上の空家はあったものの、日米の生活様式、住宅構造の違いなどから、住宅の確保は米側にとり大変大きな問題となった。このような中、昭和58年10月17日「セント・ルイス」は佐世保を母港とした。

(15) 崎辺地区東側の米軍への再提供

貨物揚陸艦「セント・ルイス」の佐世保母港化、さらにはドック型輸送揚陸艦「デュビューク」の母港化を間近に控え、本市における米海軍将兵、家族用の住宅の確保は緊急のものとなった。

昭和58年10月、本市を訪問した太平洋艦隊司令長官フォーリイ大将は、昭和49年2月に日本側に条件付で返還になっている崎辺地区を米軍家族住宅建設のため、早急に一括再接収したいとの意向を佐世保市長に対し非公式に表明した。

これに対し市長は、崎辺地区には残念ながら昭和48年のオイルショックの影響を受け、佐世保重工業株式会社(以下、「SSK」という。)による100万トンドックの建設が不可能になった経緯はあるが、同地区は佐世保港湾の重要な位置を占めており、本市の将来の経済を左右する重要な産業基盤として市民の熱い期待が今なお強く寄せられていることを力説し、フォーリイ大将の理解と協力を求めた。

最終的に米海軍は、市長の懇請に理解を示し、崎辺地区の再接収要求もその東側半分に止まることとなり、以下の経緯をたどって 129,397 m²が米軍に再提供された。

- 昭和 59 年 12 月 20 日 米側が施設特別委員会に対し、崎辺地区の東側半分の提供を要求。
- 昭和 60 年 6 月 21 日 崎辺地区東側半分の米軍への提供を「旧軍港市国有財産処理審議会」が承認。
- 昭和 60 年 7 月 5 日 崎辺地区東側半分の米軍提供を日米合同委員会で合意。
- 昭和 60 年 7 月 12 日 崎辺地区東側半分の米軍提供を閣議決定、政府間協定締結。
- 昭和 61 年 8 月 18 日 米軍へ引き渡し。

※崎辺地区西側 (134,036.57 m²) については、第 22 回旧軍港市国有財産処理審議会において、SSK に対し造船所敷地として売り払いすることが承認され、平成 11 年 3 月 29 日契約締結された。

((51) 崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）の全部返還の項を参照)

(16) 針尾米軍家族住宅の建設

崎辺地区の再提供に対し、譲歩を示した米軍ではあったが、将兵家族の住宅確保の緊急性は依然として変わらず、日本政府に対し、佐世保における住宅地の確保を要請した。これを受け防衛施設庁は、佐世保市長に針尾工業団地の一部約 215,000 m²を地位協定に基づき在日米軍に提供することについて打診を行った。昭和 60 年 7 月、政府による閣議決定が行われ、正式に住宅関連支援施設として米軍へ新規提供された。

平成 4 年 9 月には厚生施設用地として約 23,000 m²が追加提供され、平成 5 年度末までに米軍家族住宅 488 戸が建設された。また、平成 7 年度末までに医科歯科診療所、託児所、ファミリーサポートセンター、カミサリストア（販売所）等も建設された。

その後も住宅の不足から平成 10 年 12 月に約 26,000 m²が、さらに平成 15 年 2 月には、約 29,000 m²の追加提供が閣議決定され、平成 17 年度から新たな住宅の整備が始まった。

平成 18 年 2 月に、土地約 23,000 m²が追加提供（閣議決定）され、平成 19 年 7 月には、住宅 44 戸が追加提供された。

平成 21 年 2 月に、土地約 36,000 m²（市有地約 5,000 m²、民有地約 31,000 m²）が追加提供された。

〔整備経過〕

- 最終総戸数 532 戸 高層住宅（9 階建） 4 棟 272 戸
中層住宅（6 階建） 1 棟 44 戸
低層住宅（2 階建） 35 棟 216 戸
- 昭和 62 年度 202 戸 (高層 1 棟 68 戸、低層 22 棟 134 戸)
- 昭和 63 年 7 月 4 日 オープニングセレモニー開催
- 昭和 63 年度 56 戸 (低層 8 棟 56 戸)
- 平成 4 年度 136 戸 (高層 2 棟 136 戸)
- 平成 5 年度 68 戸 (高層 1 棟 68 戸) 、 26 戸 (低層 5 棟 26 戸)
- 平成 19 年度 (H19.7.2 提供合意) 44 戸 (中層 1 棟 44 戸)

(17) 赤崎医療用倉庫建設問題

平成元年度から防衛施設庁の思いやり予算でF A C 5 0 3 2赤崎貯油所施設内九十九島側の空地に建設が進められていた、医療用器材を保管するための倉庫（鉄筋コンクリート造り平屋、建設面積約8,600 m²）が基礎工事の段階で近隣住民の目にとまった。

地区住民は、この建設に強い関心を示し住宅地であるこの地区に、化学兵器を入れる倉庫を建設するのではないか等の危惧を抱き「ジョスコー基地倉庫建設反対八ヶ町」を組織し、反対運動を展開した。

平成2年6月、市長は住民の不安解消のため福岡防衛施設局長に対し、建設の一時中止や完成時の検証等を要請した。

福岡防衛施設局長は、米軍との調整後、佐世保市に対し「国内法の諸手続きを了して実施しており一時中止することは出来ない。なお、住民の方々が不安を抱かれるような使用計画はないが、建物竣工後はセレモニーに市長等を招き地元住民の不安を解消するため努力する。」と回答した。

最終的には、市は福岡防衛施設局の回答を受け入れると同時に、地元は市と覚書（医療器材の搬入時に、市による器材の確認等）を結んだことで建設に同意し、平成4年1月完成した。

その後、覚書に基づき、器材の搬入がされた平成4年8月に米海軍佐世保基地司令官が市当局、議会、地元町内、漁協の代表を医療用倉庫に招き、収納物を見ることにより不安を払拭させた。

(18) 通信ケーブル敷設問題

昭和63年10月の日米合同委員会施設特別委員会において、米側は地位協定に基づき通信ケーブルの敷設及びそれに係る維持修理を日本側に提案した。

これに基づき、福岡防衛施設局は平成2年8月に佐世保市に対し「通信ケーブルの敷設計画について（照会）」を行った。

その内容は、在日米軍が本土と沖縄の通信施設を接続する目的で、米海軍佐世保基地から陸上部分を通り相浦の陸上自衛隊を経て海に出、沖縄の米軍慶佐次通信所までの約830kmを敷設するため、福岡防衛施設局が米軍に代わり道路管理者及び港湾管理者である佐世保市長に対し、道路及び港湾区域の占用許可を求めるというものであった。

この照会に対し、議会の中で「軍事色の強い米軍専用の通信ケーブル敷設への疑念」また「本当に施設の提供ではないのか」や「新たな基地の提供につながる」等の多くの議論が出されたため、これら不安を払拭させる意味から31項目の要望事項を付した照会を佐世保市は逆に福岡防衛施設局に提出した。

しかしながら、この敷設工事は米軍が米軍予算で業者に直接発注し工事を行うため、福岡防衛施設局は工事の詳細を承知していなかったことから、関係漁協の不信感を生むなど米軍と地元の調整に難航した。

最終的には、福岡防衛施設局は米軍と調整後、佐世保市の31項目の照会に対して平成3年12月に回答し、道路・港湾の占用協議を行い、道路及び海底への敷設工事を平成4年6月に完了した。

(19) 弹薬コンテナ係留問題

平成2年4月、佐世保湾中央部の61番ブイに係留した弾薬運搬船「オーストラルレインボー」が突然多数（約30個）の弾薬コンテナをブイの周りの海上に降ろして浮かべ、以後3ヵ月間にわたり佐世保弾薬補給所及び針尾島弾薬集積所との間で弾薬荷役作業を行った。

このことは、米軍提供水域の運用のあり方について関係方面に波紋を広げ、海上における事前集積や弾薬の海上備蓄等の論議まで発展し、関係漁民は安心して漁船の航行が出来ないとして、市に申し入れを行った。

市長はこれを受け、外務省に出向き「安全航行の観点から事前通告と安全面の配慮及び他の水域への移設」を申し入れた。

外務省は市長に対し、「既に米側に対し地元住民の懸念等を伝えると同時に、十分な配慮を申し入れているが、政府としては、要請を踏まえ、施設・区域内における米軍の諸活動が今後とも公共の安全に妥当な考慮が払われつつ行われるようなるべく対処して参りたい。」と約束した。

さらに、佐世保市は同年7月、第12回となる佐世保港運営委員会（設置目的：米側として佐世保海軍施設水域が安定的に使用され、一方、日本側においても漁船や一般船舶の航行安全が保たれ、佐世保港の有効利用が図られるよう日米間において協議すること）の開催を22年ぶりに求め、「弾薬荷役作業に際しての事前通知及び弾薬荷役作業における安全確保のための処置」を提案し、米側の理解を求めた。

(20) 米海軍配備艦船の推移

昭和54年から佐世保に配備が始まり、順次新旧交代配備が行われ、現段階での米海軍配備艦船数は8隻である。

平成4年9月30日「米第7艦隊の水陸共同即戦戦闘群の規模と能力に関する作戦上の考慮（現地米海軍発表）」の理由で配備になった強襲揚陸艦「ベロー・ウッド」（39,967トン）の配備は、岸壁使用に関して民間との競合や、米軍人（軍人、軍属、家族）が配備前より約1,000人増え約4,200人近くになったことで住宅等の施設不足をもたらした。

平成4年11月3日、それまでの貨物揚陸艦「セント・ルイス」に替わり、ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」（16,195トン）が、また、平成7年9月30日、戦車揚陸艦「サン・バーナーディノ」に替わり、「ジャーマンタウン」と同型艦の「フォート・マクヘンリー」が交替配備となった。これで揚陸艦は合わせて4隻となった。

平成8年2月1日、救難艦「ビューフォート」、「ブランズウィック」に替わり、掃海艦「ガーディアン」、「パトリオット」（ともに1,401トン）が交替配備となり、平成11年6月16日には救難艦「セイフガード」（2,880トン）が追加配備され、佐世保配備の艦船が7隻となった。

平成14年9月1日、「ジャーマンタウン」に替わり、同型艦「ハーパーズ・フェリー」（17,009トン）が、平成18年4月12日、「フォート・マクヘンリー」に替わり、同型艦「トーテュガ」（16,195トン）が交替配備された。

平成19年9月26日、救難艦「セイフガード」退役により、佐世保配備艦船は6隻となり、平成20年7月10日には、ドック型輸送揚陸艦「ジュノー」に替わり、同型艦「デンバー」(16,500トン)が交替配備となった。

平成21年12月16日には、掃海艦「アヴェンジャー」、「ディフェンダー」(1,401トン)が追加配備され、佐世保配備艦船は8隻となった。

平成23年4月21日、ドック型揚陸艦「ハーパーズ・フェリー」に替わり、同型艦「ジャーマンタウン」(16,195トン)が交替配備となり、平成24年4月23日には、強襲揚陸艦「エセックス」に替わり、同型艦「ボノム・リシャール」(41,302トン)が交替配備となった。

平成25年1月17日、掃海艦「ガーディアン」がフィリピン沖で座礁し、解体処理の上、同年2月15日に退役・除籍され、同年5月2日に、同型艦「ウォリアー」(1,401トン)が交替配備となった。

平成25年8月23日、ドック型揚陸艦「トーテュガ」に替わり、同型艦「アシュランド」(16,195トン)が交替配備となった。

平成26年7月11日、掃海艦「アヴェンジャー」、「ディフェンダー」に替わり、同型艦「パイオニア」、「チーフ」(1,401トン)が交替配備となった。

平成27年2月14日、ドック型輸送揚陸艦「デンバー(オースチン級)」に替わり、同型艦「グリーン・ベイ(サン・アントニオ級)」(25,300トン)が交替配備となった。

平成30年1月14日、強襲揚陸艦「ボノム・リシャール(ワスプ級)」に替わり、同型艦「ワスプ(ワスプ級)」(41,302トン)が交替配備となった。

令和元年12月1日、ドック型輸送揚陸艦「ニューオリンズ(サン・アントニオ級)」(25,300トン)が追加配備となった。

令和元年12月6日、強襲揚陸艦「ワスプ(ワスプ級)」に替わり、強襲揚陸艦「アメリカ(アメリカ級)」(44,447トン)が交替配備となった。

令和3年11月17日、ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン(ホイッドビー・アイランド級)」に替わり、同型艦「ラシュモア」(16,195トン)が交替配備となった。

令和5年3月22日、ドッグ型揚陸艦「アシュランド(ホイッドビー・アイランド級)」が前方展開を解かれ、サンディエゴ海軍基地へ向け、出港した。

令和6年9月19日、ドック型輸送揚陸艦「サンディエゴ(サン・アントニオ級)」(25,300トン)が同型艦「グリーン・ベイ(サン・アントニオ級)」(25,300トン)との交替配備のため、前方配備先である佐世保へ到着した。同年12月9日、佐世保への前方展開を解かれた「グリーン・ベイ」がサンディエゴ海軍基地へ到着した。

(出典)「世界の艦船 1月号増刊 アメリカ海軍2023」(海人社)

※ 配備艦船の推移については、別表のとおり。

なお、平成12年7月の強襲揚陸艦「ベロー・ウッド」と「エセックス」の交替配備に関しては「(35)立神第4号・5号岸壁の明け渡し要求」を参照。

別表 現在の配備艦船一覧(配備年月日順)

(令和7年1月1日現在)

No.	艦番号・艦名	艦種・クラス	満載排水量 (t)	配備年月日	全長 (m)	乗員 (名)	備 考
1	MCM-7 パトリオット	掃海艦 「アベンジャー」級	1,401	H 8. 2. 1	68	84	
2	MCM-10 ウォリアー	掃海艦 「アベンジャー」級	1,401	H25. 5. 2	68	84	
3	MCM-9 パイオニア	掃海艦 「アベンジャー」級	1,401	H26. 7. 11	68	84	
4	MCM-14 チーフ	掃海艦 「アベンジャー」級	1,401	H26. 7. 11	68	84	
5	L PD-18 ニューオリンズ	ドック型輸送揚陸艦 「サン・アントニオ」級	25,300	R 1.12. 1	208	374	揚陸部隊 699名
6	L HA-6 アメリカ	強襲揚陸艦 「アメリカ」級	44,447	R 1.12. 6	257	1,102	揚陸部隊 1,687名
7	L SD-47 ラシュモア	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	R3.11.17	186	413	揚陸部隊 402名
8	L PD-22 サンディエゴ	ドック型輸送揚陸艦 「サン・アントニオ」級	25,300	R6.9.19	208	374	揚陸部隊 699名

(出典) 「世界の艦船 1月号増刊 アメリカ海軍 2023」(海人社)

※これまでの配備艦船一覧(脱配備年月日順)

No.	艦番号・艦名	艦種・クラス	満載排水量(t)	配備年月日	脱配備年月日	備考
1	S S-576 ダーター	通常型潜水艦	1,720	S54. 5. 8	H 1. 8. 18	
2	S S-580 バーベル	通常型潜水艦	2,145	S60. 10. 10	H 1. 9. 11	
3	L KA-116 セント・ルイス	貨物揚陸艦 「チャールストン」級	20,700	S58. 10. 17	H 4. 11. 2	ジャーマンタウンに交替
4	L S T-1189 サン・バナーディノ	戦車揚陸艦 「ニューポート」級	8,450	S61. 4. 29	H 7. 5. 27	フォート・マクヘンリーに交替
5	A T S-2 ビューフォート	救難艦 「イーデントン」級	2,929	S62. 12. 18	H 8. 1. 10	ガーディアン、 パトリオットに 交替
6	A T S-3 ブランズウィック	救難艦 「イーデントン」級	2,929	S63. 7. 29	H 8. 1. 28	
7	L P D-8 デュビューク	ドック型輸送揚陸艦 「オースチン」級	16,500	S60. 9. 4	H11. 7. 30	ジュノーに交替
8	L H A-3 ベロー・ウッド	強襲揚陸艦 「タラワ」級	39,967	H 4. 9. 30	H12. 7. 26	エセックスに交替
9	L S D-42 ジャーマンタウン	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H 4. 11. 3	H14. 9. 1	ハーパーズ・フェリーに交替 (1回目配備)
10	L S D-43 フォート・マクヘンリー	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H 7. 9. 30	H18. 4. 12	トーテュガに交替
11	A R S-50 セイフガード	救難艦 「セイフガード」級	2,880	H11. 6. 16	H19. 9. 26	退役
12	L P D-10 ジュノー	ドック型揚陸輸送艦 「オースチン」級	16,500	H11. 7. 30	H20. 7. 10	デンバーに交替
13	L S D-49 ハーパーズ・フェリー	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H14. 9. 1	H23. 4. 21	ジャーマンタウンに交替
14	L H D-2 エセックス	強襲揚陸艦 「ワスプ」級	41,302	H12. 7. 26	H24. 4. 23	ボノム・リシャールに交替
15	M C M-5 ガーディアン	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H 8. 2. 1	H25. 2. 15	退役、ウォリアーに交替
16	L S D-46 トーテュガ	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H18. 4. 12	H25. 8. 23	アシュランドに交替

17	MCM-1 アヴェンジャー	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H21. 12. 16	H26. 7. 11	パイオニア、チーフに交替
18	MCM-2 ディフェンダー	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H21. 12. 16	H25. 7. 11	
19	L PD-9 デンパー	ドック型輸送揚陸艦 「オースチン」級	16,500	H20. 7. 10	H27. 2. 14	グリーン・ベイ に交替
20	LHD-6 ボノム・リシャール	強襲揚陸艦 「ワスプ」級	41,302	H24. 4. 23	H30. 1. 14	ワスプに交替
21	LHD-1 ワスプ	強襲揚陸艦 「ワスプ」級	41,302	H30. 1. 14	R 1. 9. 4	アメリカに交替
22	LSD-42 ジャーマンタウン	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H23. 4. 21	R 3. 9. 14	ラシュモアに 交替（2回目の 配備・離脱）
23	LSD-48 アシュランド	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H25. 8. 23	R 5. 3. 22	
24	L PD-20 グリーン・ベイ	ドック型輸送揚陸艦 「サン・アントニオ」級	25,300	H27. 2. 14	R6. 12. 9	サンディエゴに 交代

(出典) 「世界の艦船 1月号増刊 アメリカ海軍 2023」(海人社)

(21) 針尾島弾薬集積所における弾薬処理について

針尾島弾薬集積所には米海軍の弾薬処理場があり年に数回、弾薬処理班が弾薬のテスト等の処理を行っているが、過去数回にわたり火災や処理音で近隣住民に迷惑をかけ、その度毎に申し入れ等を行い、善処を要望してきている。しかしながら、処理方法等はほとんど改善されないままとなっていた。

そうした中、平成4年7月21日の弾薬処理時は、朝から2発ずつ16回、32発の処理を行い、近隣住宅の窓ガラスの枠が外れたり棚から物が落ちたりするなどの被害が多発し、近隣住民から多くの苦情が寄せられた。

福岡防衛施設局は、この事態を重視し再発防止を含め、原因究明と今後の弾薬処理の指針の参考にするため米海軍と佐世保市等の協力を得て、平成5年9月7日に5ポンドから25ポンドを実際に処理し、近隣への影響度について初めて調査を行った。

さらに、この実態調査の結果をもとに、平成5年12月13日、市は福岡防衛施設局を交え、米海軍佐世保基地との協議を行い、その後も住民の不安を軽減する方策をとるよう、米軍及び福岡防衛施設局との協議を継続した。

米軍針尾島弾薬集積所における弾薬処理(テストを含む)の状況

年 度	弾薬処理 (回数)	弾薬処理テスト (回数)	処理日数(実績)	備 考
H元年度	5	1	6	
2	4	5	9	
3	1	6	7	
4	5	9	14	
5	6	2	8	
6	7	1	8	
7	10	2	12	
8	7	0	7	
9	0	0	0	
10	3	2	5	
11	4	0	4	
12	0	0	0	
13	2	0	2	
14	6	0	6	
15	2	1	3	
16	0	4	4	
17	0	0	0	
18	0	0	0	
19	0	0	0	

年 度	弾薬処理 (回数)	弾薬処理テスト (回数)	処理日数(実績)	備 考
H 2 0	0	0	0	
2 1	3 2	0	1 2	
2 2	5	0	2	
2 3	2 ^注	0	1 ^注	
2 4	6	0	3	
2 5	1 5	0	4	
2 6	7	4	2	
2 7	5	0	1	
2 8	0	0	0	
2 9	3	0	1	
3 0	4	3	2	
R元年度	0	0	0	
2	2	0	1	
3	0	0	0	
4	2	0	1	
5	0	0	0	

※ 平成 21 年度以降、「弾薬処理」及び「弾薬処理テスト」は回数を記載（それまでは日数を記載）。

注：消防相互援助協定第 8 条に基づく連絡はあったが、結果確認できず。

(22) 立神 6 岸背後地再提供問題

この地区は、昭和 20 年 9 月連合国軍が接收し、昭和 30 年 10 月米海軍に移管され、その後行政協定に基づき長い間、米海軍に提供されてきたが、昭和 50 年 5 月の太平洋艦隊司令長官ウイズナーハー大将の佐世保基地機能縮小発表に基づき、昭和 51 年 2 月、12 月の 2 度に分けて日本側に返還になった場所である。返還後も、西九州倉庫株式会社と佐世保重工業株式会社が引き続き、主として倉庫地区として利用していた。

しかし、配備艦船の増加に伴う倉庫等の不足から、昭和 62 年 9 月米側から日米合同委員会施設特別委員会に提供要求の提案があり、福岡防衛施設局が地元との調整を行い、最終的に平成 5 年 9 月 16 日、日米合同委員会で合意され、その後米側に再提供された。

市議会では、冷戦終結の今なぜ再提供か、また、昭和 46 年 10 月から基地の返還運動を行ってきた経緯と逆行するので市としては反対すべきではないか、との意見も出されたが基本的には当事者間の問題であり、国策に協力する立場の市としては止むを得ないとの立場をとった。

これにより、佐世保市域内で一旦日本側に返還されたものが、再提供になったケースは崎辺地区東側に次いで 2 度目となった。

(23) ジュリエット・ベースン(平瀬係船池)北西部の埋立地提供について

○埋立地の概要

埋立面積……………25,925.97 m²

埋立期間……………昭和63年3月25日～平成2年6月30日（約2年3ヶ月）

施工者……………福岡防衛施設局

利用目的……………海上自衛隊の艦艇物資集積場、補給物品屋外保管場、訓練場等

この埋立地は、海上自衛隊の補給物資置場として水面埋立てのため、昭和62年11月16日にジュリエット・ベースン奥部の制限水域約26,500 m²が返還され、平成2年7月に埋立完了していたものである。

しかしながら、立神地区の2-4-a共同使用の倉庫等についても、従来から米側から明渡し要求が出されており、その後、当該埋立地についても米側の所要が高まったとして、提供の要求があったものである。米側の説明によれば、佐世保地区におけるレクリエーション施設の需要が高まり、米軍人の厚生施設の一環として、運動施設（野球場、テニスコート等）及び駐車場を整備することであった。

福岡防衛施設局としては、国有地の提供ではあるが、これまでの埋立ての経緯もあり、地元の理解と協力を得て進めたいとして、平成7年2月13日、本件提供について市に協力要請を行った。

市議会（基地対策特別委員会）としても基地の返還・集約化逆行することになるとの意見が出されたが、基本的には国と国との問題であり、国策に協力するという立場から止むなしとの判断をした。

これを受け市は、平成7年3月2日に福岡防衛施設局長あて「土地の提供について」了承の旨を回答し、同月23日の日米合同委員会において合意され、米側に提供されることとなった。

(24) 前畠弾薬庫を取り巻く状況

米海軍前畠弾薬庫は、正式には「佐世保弾薬補給所」といい、土地面積は約58万m²で、現在、弾薬庫の数は、トンネル式が12棟、建造物式（小屋組木造）が22棟の合計34棟である。

前畠地区は、東、南、北の三方が山に囲まれ、前面が海で荷揚げ用の船舶の離接岸が容易であるという地形上の有利さが着目され、明治22年に2棟の火薬庫がこの地の谷間に建てられた。明治から大正にかけて建造物弾薬庫が建てられ、昭和の初めには弾薬庫としての機能が整備された。

戦前は、旧日本海軍が使用していたが、第2次大戦後の昭和20年9月に連合国軍が接收し、講和条約の発効とともに引き続き米軍提供施設となり、現在に至っている。

この前畠弾薬庫の背後地は、市中心部の東南にあたる丘陵地帯であり、昭和40年代以降、大規模な土地造成が行われ、特に同弾薬庫に隣接している一帯は広範な住宅地域となっている。

これに合わせて、学校、保育所、道路等の公共施設が整備されていることから、現在では弾薬庫の配置が周辺の環境にそぐわなくなってしまっており、住宅地の一部で、弾薬庫からの距離が約70mしか離れていない場所もある。

さらに、同弾薬庫は、佐世保港の臨港地帯の中心部に位置し、隣接する湾奥部には本市施設の前畠外貿埠頭、三浦内貿埠頭、海自佐世保基地業務隊（倉島）等があるため、当施設の前面の水域は船舶の往来が多く、その間を縫っての弾薬運搬は海上交通上の危険性もはらんでいる。

(25) 前畠弾薬庫の移転・返還について

前畠弾薬庫については、昭和46年10月以来、県の協力を得ながら返還6項目の一つとして、国に対し返還の陳情を続けてきたが運動は硬直化していた。

しかし、弾薬庫近くまで住宅地が近接してきたことなどに加え、「米海軍が長期レンジで移転について検討している」という情報を市が平成4年までに入手したことから、市としては、再び運動を展開する環境が整ったとして、平成5年2月、市議会とともに国に対し、「弾薬庫に住宅地が近接してきたという状況から、国としても国民の安全を守るという立場にあるということ」と「米海軍も移転について検討している事実」を踏まえ、国対国の関係において、日本政府に米側と同様に、まず移転について検討する認識に立ってもらうよう、移転陳情を行った。

以後、定例市議会等でも、前畠弾薬庫については、返還6項目の一つでもあり、最終的には返還を求めるものの、市民の生命及び財産を守るという観点から移転・返還について早急に実現をしなければならないという認識の上で国に対し強く求めることを明らかにし、陳情を行ってきた。

市民からの要望としては、平成7年11月29日に、同弾薬庫に隣接する地元8ヶ町の公民館長らが市長及び市議会議長に対し「前畠弾薬庫の移転促進」を陳情した。さらに、平成8年2月14日には佐世保市町内公民館自治会町内会連絡協議会（市公連）の代表者が市長に「返還促進」を陳情するとともに、同年2月19日には市議会議長あてに「返還促進」の請願を行った。

市議会は、平成8年3月「前畠弾薬庫返還促進」の請願を採択したが、市としては「返還」だけでは実現の可能性が小さいとの認識で、「移転・返還」を求める立場であったため、市と市議会の足並みが乱れることとなった。この問題については、同年10月25日に市公連から「移転返還促進」の陳情が市長及び市議会議長あてに提出され、11月臨時市議会において「前畠弾薬庫移転返還促進に関する意見書」が可決されたことによって、以後市と市議会は共に「移転・返還」で活動することになった。

また、懸案であった県と市との連絡協議会については、平成8年2月22日に「佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）移転・返還促進連絡協議会」を発足させ、以後、県と市は連携を取りながら移転・返還に向けた情報交換、現状及び問題点等の検討と協議を継続してきた。この協議会は、さらに佐世保基地に関する諸課題を検討する場として、平成10年9月1日に「米軍佐世保基地対策連絡会議」に発展させた。

前畠弾薬庫移転・返還については、従来は市と市議会等で陳情をしていたが、平成9年10月には、6団体（市、市議会、県、県議会、市公連、商工会議所）が一体となり、総勢約40名により、外務省、防衛庁、防衛施設庁、在日米海軍等の関係機関に対して移転・返還の促進を要望した。平成10年6月の陳情においては、当時の久間防衛庁長官から私案の形で「移転先として針尾弾薬庫も含めて

検討してはどうか」という趣旨の発言があった。その後、平成11年度には、福岡防衛施設局が前畠弾薬庫の現況調査を開始した。

こうした流れの中で、市長は、平成12年3月の市議会の冒頭「関係者の発言や状況を総合的に勘案すれば、針尾島弾薬集積所へ移転・集約することが最も現実的な対応ではないか、との判断に至ったもの」として移転先地を表明した。

同年5月から8月にかけ、市長自ら針尾島弾薬集積所に関する町内会、漁協等に出向き、表明に至った経緯を説明するとともに意見交換を行い、引き続き翌13年には、地元関係者との自由な意見交換の場を設定し、開催した。

平成14年7月には、基本構想策定のための本格的な調査の実施を国にお願いすることについて、関係地元へ説明し、一定の理解を得た。

一方、国（現：防衛省）も、平成11～12年度に前畠弾薬庫の現況調査、平成13～14年度には針尾島弾薬集積所の現況調査及び施設測量調査等を実施、平成15～19年度には移転集約後の基本構想を策定するための本格的調査を行うなど、市の動きに合わせ、所要の予算措置を行った。

また加えて、平成17年10月には、日米合同委員会の下部機関である施設調整部会において、佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等について協議が開始され、同年12月には、前畠弾薬庫移転・返還に係る具体的な事項について、日米双方の確認内容が公表された。さらに、平成19年6月には、施設調整部会において、前畠弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転整備に関し、日米間で認識が一致した基本的考え方方が示されるとともに、跡地の返還についても初めて言及された。以降、国とともに関係する10の団体に対し、弾薬庫の移転に理解を得るべく説明会を開催してきたところ、平成21年4月までに、すべての団体から「移転に関し協力する」旨の回答を得た。これを受けて、本市としても国に対し、移設に関して、特段の意見がない旨回答し、また、安全性の確保を最優先とすること、適時適切に関係者へ説明することを求めた。

その後、同年6月には、第4回施設調整部会において、今後、安全性の確保を最優先し、弾薬庫の移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致したことを受け、平成23年1月の日米合同委員会において前畠弾薬庫は針尾島弾薬集積所に移設した後に返還されることが基本合意された。以降、弾薬庫移設事業は国の事業として進められており、現在、米側と調整しつつ、各種検討を重ねながら、施設配置や工事用道路ルートの検討などが進められている。

そのような中、同弾薬庫返還の推進力につなげていきたいとの思いから、有識者会議からの報告書を尊重しつつ、議会の意見も伺いながら、平成30年3月に「前畠弾薬庫移転返還跡地利用構想」を策定した。

しかしながら、日米合同委員会の合意から13年経過しているものの、具体に至っていない感が否めない状況にある。

((36)佐世保港のすみ分け問題、(44)佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に係る施設調整部会の設置の項を参照)

(26) 前畠崎辺道路の建設実現と前畠弾薬庫の一部返還

昭和60年12月、福岡防衛施設局は「海上自衛隊針尾弾薬庫新設について」ということで市有地約72,000m²の譲渡要請を佐世保市に行った。これに対し、佐世保市は譲渡の見返りとして「前畠崎辺道路（崎辺地区と市街地を直結する道路）の建設に係る佐世保弾薬補給所の一部返還と道路の建設について」を他の要望とともに福岡防衛施設局に求めた。

これを受けて、福岡防衛施設局は佐世保市に対して「佐世保弾薬補給所の一部返還と道路の建設について、基地司令官に説明し、在日米海軍司令部に対し道路の必要性を説明し、理解と協力を得るべく折衝中で、実現に向けて最大限の努力をする」との考え方を示した。

これらを踏まえ、佐世保市は平成2年8月に佐世保弾薬補給所の立ち入り測量を行い、平成5年7月29日付で「佐世保弾薬補給所の土地の一部返還について」福岡防衛施設局と福岡財務支局に対して返還に関する申請を行った。

市はこのように、これまで佐世保弾薬補給所（以下、「前畠弾薬庫」という。）の移転要請とは別に、前畠崎辺道路にかかる一部返還という形で要請を行ってきた。

平成6年1月18日に日本側から日米合同委員会の施設特別委員会に道路にかかる弾薬庫の一部返還について提案したが、米側は道路の線形及び保安上の問題について日本側に打診してきたため、国が市と米側との間に立って調整を行ってきた。

こうした中で、平成20年7月、政府施策に関する要望の際に、防衛省からは、「現在、前畠弾薬庫の移転・返還で、国も佐世保市の協力を得ながら地元説明を行っている段階であり、佐世保市からの合意が得られ、その後の日米間の基本的合意が得られたのちに、改めて、全部の返還と道路に係る部分の返還要望が重複する現状を踏まえ、今後の方向性について、佐世保市と調整していきたい。」との回答がなされた。

その後、平成23年7月、政府施策に関する重点項目の要望の際に、当時の防衛大臣政務官から、「線形の見直しをしてはどうか」との発言があったことを受け、できるだけ弾薬庫施設にかからないようルートの再検討を行った結果、隣接する西九州自動車道佐世保みなとインターチェンジとの兼ね合いにより、弾薬庫施設用地内的一部をトンネルで通過する道路線形案をまとめ、平成24年12月、防衛省との協議に入り、平成25年7月、防衛省側からは、「今後は当該道路の安全性を最大限に重視しつつ、法的かつ適切に米側と調整していきたい。」との回答を得ている。

市としては、前畠崎辺道路を「産業・防衛道路」として位置づけており、また、既に施設特別委員会に提案されている事案であり、前畠弾薬庫の移設について一定の進捗が図られていることから、同弾薬庫の一部返還については、早急に返還が実現するよう求めてきた。

しかしながら、平成26年3月24日、武田防衛副大臣から自衛隊による崎辺地区の利活用構想が示された中で、国を事業主体とする道路建設要望姿勢に変化したこともあり、遅々として事業進展が見られないことから、平成27年9月、市議会基地対策特別委員会において、佐世保市が事業主体となり、防衛補助事業を使って市道として整備する方針が確認された。この確認を受けて、同年10月に市長と議長が、同年11月に基地対策特別委員会が、防衛省、九州防衛局に対し、前畠崎辺道路の早期着工に

向けての要望を行った。

市道として整備するにあたり、市において前畠弾薬庫にかかる道路線形について検討を行い、九州防衛局と協議を進めた結果、平成29年度から防衛補助事業としての事業化に至った。現在、鋭意事業の進捗を図っているところである。

(27) L C A C の運用について

平成6年9月19日午後9時30分頃、佐世保港内でプロペラのエンジン音を伴う正体不明の爆音が発生し、市民から警察、消防等に対し苦情や問い合わせが相次ぐという事態となった。

この爆音は、翌日、ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」搭載のエアクッション型揚陸艇（L C A C）が高崎沖へ夜間航行訓練を行ったことによるものと判明し、事前に市にも連絡がなかつたことから、市は、同月22日に米海軍佐世保基地司令官あてに日没後のL C A Cの運用について中止要請を行った。

さらに、平成7年2月9日、同基地は、「ジャーマンタウン」搭載のL C A C 2隻を立神岸壁と崎辺町の米海軍施設まで自走させ、その際の騒音等を調査するため運用テストを行った。

市は、運用実施に際して地域住民へ及ぼす影響を考慮し、周辺の町内会等（13か町）へ事前に連絡するとともに、運用時には、市と福岡防衛施設局及び米軍でそれぞれ騒音測定を行った。

L C A Cの運用は、このテスト以来、平成24年度末までに合計1,787日実施され、平成8年7月16日の走行時には、一対岸の東浜町で、同地区の環境基準値50デシベルをはるかに超える過去最高の93デシベルという騒々しい工場なみの騒音を記録した。

市としては、基本的にL C A Cの運用そのものの中止を求める立場から、とりわけ、地元住民への騒音及び漁船等の航行の障害にもつながる恐れがあることを考慮し、基地司令官や国に対して再三にわたり運用中止の要請を行ってきた。

平成7年11月24日には、特に、住民、漁民へ大きな影響を及ぼす早朝の時間帯や長時間にわたる運用を行わないよう現地司令官へ申し入れをし、それに対する司令官からの回答は、「地域住民の感情を考慮し、作戦要求の許す限り影響を最小限とすべくL C A Cの作動は午前遅くと午後早めの時間に限定する」との回答があった。その後、L C A Cの母艦への積卸し等を除いては、通常毎週木曜日の午後1時頃から3時頃までのエンジンテスト等が継続された。

平成9年12月16日付で、米海軍佐世保基地司令官から市に「平成10年1月からL C A Cのエンジンテストを含むL C A Cの運用については、毎週火曜日と木曜日の午後1時から午後4時までに変更する。」旨の通知があった。市としては、週2回のL C A Cの運用は市民生活に与える影響が従来とは比較にならない程大きいと考え、平成10年1月6日に佐世保基地司令官に対して週2回の運用計画に抗議した。併せて、同月9日には外務省及び防衛施設庁にも同様の要請をした。

しかしながら、米軍は同月末から週2回運用を開始したことから、市としては、通知外の運用が頻繁に実施される際は、文書等により申し入れを行った。

その後、崎辺地区対岸の西海市に所在する米海軍横瀬貯油所にL C A C施設が整備され、平成25年

3月5日、正式に移転が完了した。しかしながら、移転後も佐世保港内での運用に変わりはなく、施設の拡充に伴い更に運用が本格化するのではないかとの見方もある中、移転前まで米軍が本市に対して行っていたL C A C運用に係る事前通知を、保安上の理由等から、移転後は廃止する旨の方針を表明した。これに対し市としては、移転後のL C A C本格運用に伴い、より一層の民間船舶等の安全な航行を確保すること、また、移転後の検証作業として騒音測定を実施するために、引き続き事前通知を行うことについて、米軍に要請するとともに、その調整方について九州防衛局に要請を行った。最終的に、平成25年度末までの期間限定等、米軍からの条件付きで、L C A C運用に係る事前通知が再開されることとなったが、平成25年度末で事前通知は終了した。

(37) L C A C駐機場移転問題、(48) L C A Cの日没後の運用の項を参照)

(28) 米兵による事件

平成7年に沖縄で発生した米兵による少女暴行事件は、その後の同県における代理署名拒否や基地返還運動の活発化など大きな社会問題となった。佐世保でも米兵による犯罪は後を絶たず、平成7年8月には同居女性の首を絞めた殺人未遂事件、平成8年4月には女子中学生へのわいせつ行為事件が発生した。

同年7月16日には、米海軍ミサイルフリゲート艦「マクラスキー」（当時は横須賀に配備）乗組みの20歳の水兵が遊興費欲しさに、午前1時頃市内島瀬町の駐車場で20歳の女性を背後から襲い、カッターナイフで喉を切り裂いたうえ、女性のショルダーバックを盗むという、残酷かつ凶悪な事件が発生した。

市長は、県知事とともに、首相官邸、外務省、駐日米国大使館等の関係機関に対して、事件の再発防止、迅速な補償などの申入れをした。市議会においても8月6日臨時市議会を開催し、「米軍人による事件の再発防止と補償の早期実現を求める意見書」を採択し、内閣総理大臣外の関係機関に要請がなされた。

この事件を契機として、米海軍佐世保基地としては、MP (Military Police : 軍警察) と S P (Shore Patrol : 陸上巡回) を増員する等警備体制を強化するとともに、若い水兵に対しては深夜の外出を禁止する措置をとった（外出禁止措置は平成9年9月25日に解除）。

なお、この事件については、平成7年10月25日の刑事手続に関する日米合同委員会合意（「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う。」）に基づき、初めての事例として、起訴前に被疑者の身柄が日本側に引き渡された。当該水兵は懲役13年の刑が確定した。

その後も、平成8年11月20日、平成11年3月27日、同年10月6日、平成15年8月18日に強盗致傷事件、平成16年1月17日に婦女暴行事件、平成18年10月14日に殺人未遂事件が発生しており、市では事件のつど、米海軍佐世保基地に再発防止と綱紀粛正について、強く要請を行っている。

また直近の凶悪事件としては、平成20年6月、市内において米軍関係者が被害者となった強姦致

傷事件が、さらには、同年10月、米兵による佐世保港内の制限水域内への銃弾不正投棄事件が発生し、米海軍佐世保基地に対し、綱紀肅正、再発防止の要請を行った。

その後、今日に至るまで米軍人による警官ひき逃げ・傷害・窃盗・不法侵入・公務執行妨害・道路交通法違反等も発生している。

(45) 米海軍佐世保基地との防犯連絡会議の設置の項を参照)

(29) 佐世保重工業株式会社第3ドック問題

佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」という。）の第3ドックについては、昭和43年の返還・払下げにあたり、米軍・日本政府・SSKの三者で「返還使用協定」が締結され、「米軍が7日前に通知すれば、第3ドックを優先的に無償で使用できる」とされている。

平成7年末頃、米軍からベロー・ウッドの修理のため、第3ドックを約半年間使用したいとの意向が示されたとのことで、その後、米軍とSSKとの間で交渉が続けられたが、平成8年8月に交渉は決裂した。

市としては、SSKが本市の主要産業であることから、第3ドックを米軍が長期間使用することは、経営に与える影響が大きいと考え、防衛施設庁等の関係機関に対して、この問題が円満に解決されるよう要望した。

そして、平成8年10月、日本政府と米軍は第3ドックの代わりに、石川島播磨重工業(株)の浮きドックを使用することで合意し、実施された（H8.12.3入渠、H9.4.2出渠）。

このベロー・ウッド修理問題は一応の解決を見たが、「返還使用協定」については当事者間で改定に向けた協議が行われるよう引き続き求めているところである。

(30) 都市計画法に基づく、米海軍佐世保基地の一部用途地域変更

米海軍佐世保基地のメインベース地区（平瀬町）は周辺の地域とともに、昭和47年の都市計画法の改正に伴い、「工業専用地域」に指定された。この時の長崎県都市計画地方審議会では、大蔵省から「返還後の跡地利用を決定する際、制約の多い工業専用地域指定は困るので、再考を求める」旨の発言があり、文書での照会も受けた。市は、昭和47年8月8日付で「国策上必要である旨国から指示があれば遅滞無く変更する」旨の回答をした。

福岡防衛施設局は、米軍の要望を受け、平成2年頃から再三にわたり口頭で市に用途地域を「準工業地域」に変更するよう求めていたが、平成7年7月には文書で依頼があった。これに対して市は、平成7年9月25日付で「施設整備の時期、予算等具体的な内容が明確でないため、用途変更は見送らざるを得ない」と回答をした。

平成8年10月15日、福岡防衛施設局は、「米海軍は、佐世保基地において従来から不足している厚生施設等を当該地区において早期に整備することを要望しており、防衛施設庁としても（厚生施設と隊舎を）平成9年度予算の概算要求に計上した」として、再度、市に変更の依頼をした。

市は、基地対策特別委員会等での議論も踏まえ、当該地区内の施設は老朽化していること、提供区域

内での施設設備であること、返還後の跡地利用を考えた場合も「工業専用地域」はそぐわないとの考え方から、当該地区を「準工業地域」に変更することは止むを得ないと判断した。

そして、長崎県都市計画地方審議会を経て、平成9年4月25日に当該地区的用途地域は「準工業地域」に変更された。

(31) 米艦船からの油漏れ事故の多発

平成8年11月6日、米給油艦「グアダルーペ」が約5,500ガロンの油漏れ事故を起こし、市港湾部は海上保安部とともに事故後3日間にわたり除去作業を行った。

平成9年6月5日午後10時43分、福岡防衛施設局から「原子力潜水艦ヘレナが約25ガロンの油漏れ事故（その後の調査で流出量は約1ガロン）を起こした」との通報を受けた。市職員が現場に急行するとともに、原子力潜水艦の事故であることから、環境保全課は放射能調査のため午前2時から午前3時にかけて科学技術庁とともに海水の採取を行った。放射能調査の結果は異常がなかったものの市民に不安を与えたことは否めない。

その後も、同年7月2日には給油艦「ペコス」から約50～80ガロン、8月29日には「フォート・マクヘンリー」から約15ガロン、その他平成9年には立神港区や赤崎岸壁での油漏れがたびたび起きた。

(32) 原子力潜水艦の寄港に関する事前通報の遅れ等

原子力潜水艦の入港に関する連絡については、昭和39年8月24日の「合衆国政府の声明」において「少なくとも24時間前に、到着予定時刻及び碇泊予定位置につき」日本政府の当局に通報するとされている。出港については、入港のような取決めはないが、放射能測定のため、従来から慣例として入港の場合と同様に24時間前までに出港予定時刻の通報がされている。

平成9年6月21日に佐世保港に入港した原子力潜水艦「ポートマス」は計4回にわたり出港予定日時を変更した上、結果的には、7月2日午後4時頃無通告で出港した。市は放射能測定に支障を來したこともあり、確実な通報をするよう在日米海軍及び外務省に要請をした。

また、平成10年5月4日午後4時頃、原子力潜水艦「サンフランシスコ」が入港したが、その入港の通知が佐世保市にあったのは、入港の14時間前の同日午前2時頃であった。市では外務省、在日米海軍等に対して事前通報の遵守を要請した。外務省からは「米側から『急な運用上の所要によりやむを得ず入港しなければならなくなつた』との説明を受けた」旨の回答があり、在日米海軍からは「24時間前に通報すべく努力する」旨の回答があった。にもかかわらず、平成11年8月12日の原子力潜水艦「ロサンゼルス」の入港の連絡が市にあったのは、入港予定時間の約19時間前であった。

(33) 新返還6項目の決議

市は、昭和46年10月から返還6項目の要望を続けていた。この返還要望項目は、当時の基地縮小の動きの中で定められたものであった。

その後20数年間を経過し、基地をとりまく状況は当時と大きく異なってきたことから、平成8年頃から返還6項目の見直しの必要性が指摘され始めた。

そこで、平成9年5月、市議会基地対策特別委員会において、返還要望項目について一定の整理・検討を行い、より実現可能な項目に見直す作業に着手した。1年に及ぶ検討の結果、平成10年9月30日市議会で「米軍提供施設等返還6項目の見直しに関する決議」がされ下記の6項目に見直した。

- ① 佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還
 - ② 赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の改良にかかる地域）の返還
 - ③ 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ一線）の返還
 - ④ 赤崎貯油所の一部（SSK※の一時使用地区）の返還
- ※SSK：佐世保重工業株式会社
- ⑤ 立神港区第1号～第5号岸壁の返還
 - ⑥ 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む。）

その後、平成13年になって、新返還6項目について大きな動きがあった。

まず、項目②に掲げている赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の道路改良にかかる地域）の返還について、6月20日の日米合同委員会で合意され、平成17年1月20日、返還手続きが完了した。

また、平成13年6月27日に東京で開催された「佐世保基地問題を考える議員懇談会」の席上において、防衛施設庁は、ジュリエット・ベースンの岸壁完成を前提かつユーティリティの確保を条件として、以下3項目を返還することについて前向きに取り組むとの意向を米側から確認したことを示した。

- 立神4岸、5岸と3岸の一部
- SSKが一時使用中の赤崎貯油所 約31,000m²
- 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ一線）

これを受けて、市議会においても同年7月3日の本会議において「新返還6項目に関する感謝決議」を行い、新返還6項目の早期実現のため議会としても努力する考えを示した。

さらに、平成15年7月15日に開催された同議員懇談会においては、防衛施設庁から上記3項目を含む新返還6項目の全てについて、具体的な取り組み方針が文書で明示された。

平成16年12月21日、立神港区第3・4・5号岸壁の一部、SSKが一時使用中の赤崎貯油所の一部、SSK構内等の旧ジョスコ一線敷きの3項目について、日米合同委員会で返還に係る基本的な合意がなされた。

加えて、平成21年3月17日、SSKが一時使用中の赤崎貯油所内の一部土地（約31,000m²）及びその前面水域（約38,000m²）について返還手続きが完了した。これにより、本市が重要施策として掲げ

る新返還6項目のうち2項目が完結した。

また、平成22年3月、ジュリエット・ベースンにおける新岸壁の整備が完了したことから、同年10月1日、立神港区第3・4・5号岸壁の一部の返還及び売り払いについて、佐世保重工業株から国に対して、取得要望書が提出され、平成23年5月20日の第33回旧軍港市国有財産処理審議会において、米国政府に対して返還要求するとともに、返還後はSSKへ売払うことが承認された。さらに、平成25年6月13日には、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地の土地について、日米合同委員会で返還合意され、平成26年2月4日、返還手続きが完了した。

その後、令和3年3月24日に佐世保市議会から市長に対して、「『佐世保港の長期総合計画』の改訂に関する提言書」が提出された。また、「返還6項目」及び「新返還6項目」による米軍提供施設の返還要望を開始して相当程度の時間が経過する中で、国際情勢や本市の産業構造も大きく変容していくことから、現状に即した取組を行うことが必要であり、加えて、我が国の防衛政策上、後方支援拠点としての「佐世保地区」の役割は大きくなっていくことが考えられた。

本市として、これらのことと踏まえ、関係機関や佐世保市議会からの意見聴取等を行い、「佐世保港の長期総合計画」、「返還6項目」及び「新返還6項目」に代わり、本市の新たな基地政策に係る基本的な考え方を示すものとして、令和4年2月、「佐世保市基地政策方針」を策定した。

(第1章(3)「佐世保市基地政策方針」の策定の項参照)

(34) 赤崎貯油所の佐世保重工業株式会社一時使用地区の明け渡し要求

佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」という。）は米軍への提供施設である赤崎貯油所の一部土地（約31,000m²）について、日米地位協定第2条4項aに基づき福岡防衛施設局を通じて同社の一時使用地区として許可を受け、昭和46年から使用を継続していた。

この一時使用地区の一部（約3,000m²）について、平成10年3月福岡防衛施設局は米海軍佐世保基地から「米軍が資材保管場所として使用する必要から、平成17年4月まで明け渡すよう」要請を受け、この旨をSSKに通知した。

SSKとしては、当該地区は陸上鉄鋼製品の仮組場として使用しており、その一部を明け渡すことは操業に死活的な影響が出るとして、同年7月22日福岡防衛施設局に対して代替地として同社所有地を提供（賃貸）する旨提案した。

この代替案について、関係者で調整がなされた結果、同年8月、立神町のSSK所有地（約3,100m²）を代替地として提供することで合意し、同年11月の日米合同委員会で合意された。提供期間は、平成17年3月31日までであったが、同年3月30日の日米合同委員会で平成22年3月31までの使用期間延長が合意された。

なお、当該SSKの一時使用地区（約31,000m²）は、その前面の海域（約38,000m²）とともに平成21年3月17日に返還手続きが完了した。

(33) 新返還6項目決議の項を参照)

(35) 立神第4号・5号岸壁の明け渡し要求

平成10年当時、立神港区第4・5岸壁は米軍への提供施設であったが、日米地位協定第2条4項aに基づき佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」という。）が許可を受けて使用を継続していた施設であった。

そのような中、平成10年7月、米海軍佐世保基地から佐世保防衛施設事務所を通じてSSKに対して、立神港区第4・5号岸壁を同年9月8日から10月1日まで明け渡すよう要請が行われた。同社では立神第4・5号岸壁の背後に250トンクレーン（固定式）を設置しており、これらの岸壁を新造船の艤装用岸壁として使用していた。同社としてはこれらの岸壁を明け渡せば経営が成り立たないとして、明け渡し要請の撤回を求めた。

その後関係者間で協議が行われた結果、同年9月4日、SSKと米海軍佐世保基地は「SSKは立神第4・5号岸壁を使用し、米海軍はSSKの蛇島西岸を使用することで合意した」旨を共同で発表した。また、平成11年1月と4月にも要請が出されたが、上記と同様の形で調整がされた。

平成12年4月には強襲揚陸艦「ペロー・ウッド」と「エセックス」の交替配備に伴う明け渡しが要求され、国、県、市及び国会議員、県議会、市議会などの努力により、当初1か月の明け渡し要求だったが、結果的に同年7月13日から同月26日まで14日間の明け渡しに短縮された。

なお、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について、平成26年2月4日に返還手続きが完了した。

（(33)新返還6項目の決議の項を参照）

(36) 佐世保港のすみ分け問題

佐世保港は、港口は狭いが奥行きは広く、地形も複雑である。それ故に古くから軍港として発展してきたともいえるが、現状を見れば、米海軍・陸上自衛隊・海上自衛隊の防衛施設と民間施設、公共施設等が狭隘な区域に混在し岸壁等の港湾施設も不足しており、それらがお互いに阻害し合い十分な機能を発揮できない状況にある。しかもこれらの防衛施設は、佐世保港内の主要な地区に分散している。

このようなことから施設の競合問題をはじめ種々の問題が生じており、佐世保港における防衛施設と民間・公共施設のすみ分けの必要が指摘されている。これらの問題を検討するため、平成10年8月には地元選出等の国会議員9名で構成する「佐世保基地問題を考える議員懇談会」（会長：久間章夫衆議院議員）が発足し、平成11年8月には福岡防衛施設局長、海上自衛隊佐世保地方総監、長崎県副知事、佐世保市長の4者による「佐世保問題現地連絡協議会」が設置された。

同年9月に佐世保港を視察した野呂田防衛庁長官（当時）は、「立神岸壁の競合問題を含め、防衛施設の移転・集約など佐世保地区の諸問題を解決するため、平成12年度に調査費を要求している」旨の発言をし、防衛施設庁の平成12年度予算に「佐世保地区の移転集約構想等に係る経費」として約5,100万円の調査費が盛り込まれた。

なお、佐世保地区の移転集約構想については、前畠弾薬庫の移転・返還、ジュリエット・ベースンの

一部埋め立てによる新岸壁の築造、西海市におけるLCAC駐機場の整備が大きな要素であったことから、国としてはこの3事業を一体的に進めるため、概ね平成11年度以降毎年それぞれに予算措置を行った。前畠弾薬庫の移転・返還については、現在も予算措置がなされている。

((25)前畠弾薬庫の移転・返還について、(37) LCAC駐機場移転問題、(41) ジュリエット・ベースン(平瀬係船池)における新たな岸壁の整備の項を参照)

(37) LCAC駐機場移転問題

米海軍は平成7年6月から崎辺海軍補助施設の一部にLCAC6隻を駐機させ、エンジンテスト等の運用を繰り返していた。市では当初から、LCAC運用時の騒音等による周辺住民への影響を考えLCACの運用中止を関係機関に求めてきた。福岡防衛施設局では騒音等の軽減を図るため、平成9年度に港内5箇所について駐機場の移転先の適地調査を実施し、その結果西海町(現西海市)の横瀬貯油所が最有力地とされた。

平成10年8月、福岡防衛施設局はこの旨を西海町に通知するとともに、同年12月から横瀬貯油所の地形測量等の調査に入った。平成11年7月、福岡防衛施設局はその調査結果を西海町に示し、駐機場移転の協力を求めた。福岡防衛施設局の説明によれば、「横瀬貯油所において9haの陸域造成と8haの公有水面の埋立てを施行し、格納庫、管理棟、洗機場、駐艇場等を整備する。LCACは12隻を予定している。工期は環境調査等を含めて15年間」とのことであった。

この調査結果報告書にはLCACの騒音予測シミュレーションも記載されていたが、関係住民からはシミュレーションでは実際の影響は分からぬ等の批判が出された。福岡防衛施設局は同年11月、実際のLCAC走行時に調査を行ったが、走行音の実測値も水中音も影響は小さく、飛来塩分もLCAC走行との明確な相関を得ることはできなかったとされた。

さらに福岡防衛施設局からは、駐機場移転が受け入れられた場合の地域振興策や漁業補償等についても関係者に説明がされ、新駐機場の規模も計画から2ha以上縮小する意向が示された。

この駐機場移転問題については、西海町議会では平成10年9月に特別委員会を設置して検討が続けられてきた。特別委員会では平成11年12月17日、住民から提出されていた「LCAC基地建設に反対する請願」を採択しLCAC駐機場の建設に反対の意向を示したが、同22日町議会本会議では同請願を不採択とし、これを受けて西海町長もLCAC駐機場の横瀬貯油所への受け入れはやむを得ない旨の表明をした。翌12年1月26日、西海町と福岡防衛施設局は「横瀬貯油所内におけるLCAC施設の整備等に関する協定書」を取り交わした。

その後、横瀬貯油所内におけるLCAC駐機場施設の整備工事が鋭意進められ、平成24年3月29日に施設整備事業が竣工し、同年12月19日、施設の提供及び水域の変更について日米合同委員会での合意に至り、平成25年2月1日の日米間における施設提供手続きを経て、同年3月5日、正式に移転が完了した。

(38) 原子力潜水艦シカゴの無通報入港問題

昭和39年1月12日の本邦初の原子力潜水艦の寄港以来、令和7年1月末までに、本市には456隻の米原潜が寄港している、

米原潜の寄港に際しては、昭和39年8月の「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」(P.234参照)により、入港の少なくとも24時間前に到着予定時刻及び碇泊又は投錨の予定位置が通報されることとなっている。

24時間前通報の意味するところは、文部科学省の「原子力軍艦放射能調査指針大綱」に基づき放射能調査を行う調査班の派遣及び調査の事前準備に要する時間を確保するためのものである。

このため、入港予定時刻の24時間前を切っての通報となった場合、そのつど本市は外務省に対し24時間前通報の遵守を米側へ求めるよう要請を行ってきた。

そうした中、平成13年4月2日10時46分、佐世保港内35番錨地に米原潜「シカゴ」が無通報で入港するという事態が発生した。これは米原潜の本邦初寄港から約37年間で初めての事件であった。

当日は、16時に米原潜「サンタフェ」が入港する予定となっていたため、幸いにも文部科学省の調査班が事前に本市へ到着し放射能測定の準備を整えていたため、「シカゴ」の放射能測定についても遺漏なく実施できた。

市は、同年2月10日に発生したハワイ沖における「えひめ丸」の事故の際、佐世保港における原潜の安全航行の確保とともに24時間前通報の遵守を申し入れた(平成13年2月26日)ばかりだったこともあり、無通報入港という事態は日米間の信頼関係を著しく損なうとの観点から、①原因の徹底究明、②再発防止について直接2度にわたり外務大臣に申し入れを行った。その際、佐世保市長として「米原潜の寄港はご遠慮されたい。」との考えを表明した。

このことを受けて、外務省は米側と折衝を行い、日米合同委員会及び作業部会での事務レベル協議を経て、平成13年4月24日「共同プレス・ステートメント」(P.256参照)を発表した。

「共同プレス・ステートメント」では、24時間前通報の重要性を認識するとともに、通報内容のダブルチェック、寄港情報の口頭連絡に併せ文字情報として連絡を行うなどの新たな改善策が示された。

市としても、この「共同プレス・ステートメント」を一定評価するとともに、このことが重要な位置付けのもと実行されて行くことを希望し、「米原潜の寄港はご遠慮されたい。」との表明を一応終息させた。

(39) 原子力潜水艦寄港情報の事前非公表問題

平成13年9月11日、米国において同時多発テロが発生し、米軍基地の警備が強化された同月21日、国から「米国原子力潜水艦の本邦寄港時における公表に係る要請について」の文書が出された。

要請以前は、外務省から原潜寄港通知を受けた際には、関係機関へ寄港情報を連絡していたが、本要請では、原潜の寄港に係る事前情報の外部への公表を差し控えていただきたいというものであった。

市としては、要請受け入れにあたって、①24時間前通報の厳守、②放射能測定態勢にいささかの支

障も生じさせないこと、の2点を強く申し入れ、公表しないことの方がテロ発生の確率を考えた場合、より安全であるとの観点から、熟慮の上、要請を受け入れることとした。

本市と同様に原子力潜水艦が寄港する横須賀市、沖縄県も同様の要請を受け入れた。しかしながら、テロ発生直後の深刻な状況から日時が経過したにもかかわらず、非公表の措置が継続されていることから、平成14年9月4日、横須賀市長と連名で、非公表措置要請の継続の適否について、国に要請した。

その後も、同時多発テロ発生後2年を経過した平成15年11月17日、本市で開催された「旧軍港市振興協議会正副会長会議」において、「原子力潜水艦寄港に関する事前通報非公表措置の解除について」を決定し、国に重ねて要請を行った。以降、事あるごとに、国に対して要請を行っている。

(40) テロ対策特別措置法・補給支援特別措置法等に基づく自衛艦の派遣

平成13年9月11日に発生した米国における同時多発テロを発端として、同年10月29日、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与することを目的に「テロ対策特別措置法（以下「テロ特措法」という）」が可決・成立した（公布・施行同年11月2日）。

テロ特措法に基づく自衛隊の派遣に係る「基本計画」の閣議決定に先立つ同年11月9日、防衛庁設置法第5条18号（調査・研究）により、本市から護衛艦2隻「くらま」と「きりさめ」、補給艦1隻「はまな」がインド洋へ派遣された。

その後、派遣に係る諸手続きを経て、同年同月25日、本市から護衛艦1隻「さわぎり」、呉から補給艦1隻「とわだ」、横須賀から掃海母艦1隻「うらが」が出港した。

テロ特措法は、2年間の时限立法であったが、平成15年10月10日、テロ特措法が改正され、自衛隊の派遣期間が2年間延長、さらに、平成17年10月26日再度改正され、派遣期間も1年間再延長された中、平成19年11月1日をもって同法失効によりその活動は終了した。

しかしながら、平成20年1月11日、補給支援特別措置法（正式名称：「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」）が成立し、補給支援活動を再開したが、同法失効に伴い、平成22年1月15日をもって終了した。

(41) ジュリエット・ベースン(平瀬係船池)における新たな岸壁の整備

(36) 佐世保港のすみ分け問題において、佐世保港の現状及び港のすみ分けの必要性を述べているが、このような本市の実情に鑑み、国はジュリエット・ベースンの一部を埋立て、新たな岸壁の築造を計画した。

平成11年度以降、長崎県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント調査及び関連する下記の諸手続きが実施された。

環境影響評価「方法書」の公告・縦覧 平成13年11月2日～12月3日

〃 「準備書」の公告・縦覧 平成14年9月27日～10月28日

〃 「評価書」の公告・縦覧 平成15年3月25日～4月28日

平成15年7月24日、国から港湾管理者である本市に対し「平瀬係船池公有水面埋立承認願書」が提出され、8月1日から8月22日までの間縦覧に供された後の9月定例市議会において、当該公有水面埋立てについては支障がない旨の意見を港湾管理者に述べる議案が提出され、議会最終日（9月25日）賛成多数で可決された。

同年10月22日、本市は港湾管理者として国に対し公有水面埋立承認書を発出した。その後、平成16年8月5日に工事に着手し、平成22年3月30日に竣工通知が提出され、同年10月21日、米軍への提供について、日米合同委員会で承認された。

※ジュリエット・ベースンにおける新たな岸壁の整備の概要（平成22年3月30日竣工）
岸壁総延長：約505m、水深：マイナス11m、埠頭用地埋立面積：約5.7ha、
泊地浚渫：約9.5ha、泊地水深：マイナス11m

(42) 米原子力潜水艦「ラ・ホーヤ」での電力ケーブル火災事故

平成16年7月28日、午前3時13分、赤崎町在住の市民から市消防局へ通報があった。その内容は、「午前2時頃、赤崎岸壁付近から爆発音が3回あった。」というもので、市消防局はすぐさま米軍消防隊に確認した。その際、米軍消防隊からは、「電気関係のトラブルがあった。船名は不明、ダメージはない。」という回答であった。同日午前8時40分になって、2日前の26日から赤崎岸壁に接岸していた米原子力潜水艦「ラ・ホーヤ」で小規模の火災が発生した旨、米海軍佐世保基地司令部から市に対し連絡があった。

原潜での火災ということで、事態を重く見た市は、事故の状況を説明した米海軍佐世保基地参謀長に対し、事故の詳細を文書で回答するよう強く求めた。

翌29日、アメリカ大使館から外務省に対し文書で報告がなされたが、市は、その報告文に「原因は調査中」との文言があったことから、米海軍佐世保基地に最終確認を行ったところ、「これ以上のものはない」との返事を得たため、8月3日、報告書を公表した。

報告書では、原潜「ラ・ホーヤ」に陸から電力を供給していたケーブルがはずれ、小規模の火災が発生したが2分以上は続かず、通報を受けた米軍消防隊到着時には鎮火していた。この事故によるけが人はなく、原子炉にもまったく危険が及ばなかった。この調査結果は、これから再発防止に適用されることが示された。

加えて、同月11日、米海軍第7艦隊司令官が本市を表敬訪問された際にも、再発防止について言及された。

(43) 米原子力潜水艦「ヒューストン」における放射能漏れ

平成20年8月2日、佐世保基地に寄港したことのある米原潜「ヒューストン」が、日本周辺海域で微量の放射能漏れを起こしていたことが報道された。その後の数回に亘る外務省発表において、原潜「ヒューストン」の定期点検中、乗組員の足に漏れた水がかかったことをきっかけに、ひとつのバルブから継続して水が染み出していたことが確認され、詳細な分析の結果、その水に放射性物質が含まれていたこと、約2年間に亘って放射能漏れを覚知できなかつたことが判明した。

本市としても放射能漏洩という住民生活が脅かされる重大な事案に鑑み、市議会とともに、米海軍、米国大使館、外務省、文部科学省に対して、原因究明、再発防止、安全確保策及び原子力艦原子力防災訓練への米軍の参加について強く要請するとともに、さらに、8月21日、市議会においては意見書が議決された。

これに対し、外務省を通じ、米軍側から安全性等についての最終報告がなされたものの、種々の疑問点は残っており、今後においては、我が国政府としての原子力艦の安全性に関する確証について、万全を期することが求められる。

(44) 佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に係る施設調整部会の設置

新返還6項目に関しては、平成16年12月21日の日米合同委員会において3項目（P36. (33) 新返還6項目の決議の項を参照）で基本合意がなされ、「佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還」については、平成12年3月議会において市長が移転先地を針尾島弾薬集積所と表明したもの、国としての具体的な動きは見られなかった。そのような中、平成17年10月4日、日米合同委員会の下部機関である施設調整部会で協議を行うことが決定し、第1回目の会合が開催された。

同年12月19日の第2回目の会合においては、前畠弾薬庫を針尾島弾薬集積所へ移転・集約するにあたっては、針尾島弾薬集積所に隣接する水域を埋め立てことなども可能な方法として考えられること等が明らかになった。一方、米側からは住宅不足の解消が求められた。

また、平成19年6月の第3回目の会合において、前畠弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転整備に関し、日米間で認識が一致した基本的考え方が示されるとともに、跡地の返還についても初めて言及された。以降、国とともに関係する10の団体に対し、弾薬庫の移転に理解を得るべく説明会を開催してきたところ、平成21年4月までに、すべての団体から「移転に関し協力する」旨の回答を得た。これを受け、本市としても国に対し、移設に関して、特段の意見がない旨回答し、また、安全性の確保を最優先とすること、適時適切に関係者へ説明することを求めた。

さらに、同年6月、第4回目の会合において、今後、安全性の確保を最優先し、弾薬庫の移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致し、平成23年1月に日米合同委員会で合意された。

(45) 米海軍佐世保基地との防犯連絡会議の設置

米兵による事件・事故の発生は、市民生活に著しい支障を与えることから、これまでにも事件・事故が発生してからということではなく、未然防止を米軍側へ求めてきた。

平成16年7月、市議会基地対策特別委員会が横須賀市等を視察した際、米軍と警察、県、市が一体となって米軍関係者の犯罪防止に関する協議を行う場を設置しているとの説明を受けた。

これまで本市では、市と米軍、市と県といった個別の情報交換等は行ってきたが、関係機関が一堂に会し、協議を行う場はなかったため、早速、米海軍佐世保基地、長崎県警察等関係機関と設置に向けた調整を重ね、1年後の平成17年9月28日、参加機関の承諾を得たことから、「米海軍佐世保基地防犯連絡会議」を立ち上げた。以降、会議を開催し、意見交換を行っている。

（(28) 米兵による事件の項を参照）

※「米海軍佐世保基地防犯連絡会議」規約、構成機関等はP. 260参照

(46) 前畠弾薬庫敷地内における建物火災

平成18年10月21日、午後4時頃、「前畠弾薬庫の敷地内で火災が発生している」との通報が警察にあった。火事は、午後9時30分頃（米側発表）に鎮火したが、敷地内の木工作業所1棟（木造2階建、延面積約800m²）が全焼した。

市と米軍が締結している消防相互援助協定では、火災が他方の管轄区域の人命又は財産に危害を及

ぼすかもしれないと判断したときは関連情報を通報することを定めているが、米側からは本火災の発生についての連絡はなかった。

また、火災発生時には他方からの要請により相互に援助することが定められており、市消防局は消防車を現場付近に待機させて、数回にわたって応援を申し出たが、米側は必要ないとしてこれを断つたため、弾薬庫の敷地内に入ることができなかつた。

これに対して、火災の状況説明のために訪れた米海軍佐世保基地司令官からは、「現場が狭く、消火活動に支障をきたすため、要請を行わなかつた」との説明があつた。

この火災の発生を契機として、消防相互援助協定の見直し協議が行われ、平成20年12月15日、本市、米海軍佐世保基地双方による消防相互援助協定の改定合意に至つた。

(47) いわゆる「密約」問題

いわゆる「密約」問題は、日本への核兵器の持ち込みなどをめぐり、日米の政府間において水面下で合意していたのではないかという疑惑であつた。

その疑惑に関する調査について、平成21年9月の民主党政権発足後、同月16日に岡田外務大臣が過去の事実関係を明らかにするよう調査命令を出し、外務省としての調査が終了した後の11月27日には、6名の有識者から成る「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会（以下、「有識者委員会」という。）が設置され、外務省内の調査チームが作成した調査報告書の内容の検証に着手した。

その後、平成22年3月9日、外務省の調査報告書に併せ、この報告書を基に、当時の時代背景を踏まえ、歴史的な評価を加えられた有識者委員会の報告書の両方が外務大臣により発表された。

なお、調査の対象とされた密約とは、以下の4項目であったが、米軍基地が所在し、米軍艦船が頻繁に寄港する本市において問題となるのが「核持ち込みに関する密約」であった。

- 1 安保改定時の核持ち込みに関する密約
- 2 安保改定時の朝鮮有事の際の戦闘作戦行動に関する密約
- 3 沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する密約
- 4 沖縄返還時の現状回復補償費の肩代わりに関する密約

先ず、外務省の調査報告書においては、「核持ち込みに関する密約」に関して、密約という文書の形では存在せず、安保条約改定当时、事前協議の必要はないという米側の考えに対し、日本側としては、事前協議の対象となるという点において、「日米間で認識の不一致があつたと思われる。」とされた。

これに対して有識者委員会の報告書では、その後、日本側が米側の考えを知るに至つたにもかかわらず、明確に確認しなかつたことを受けて、「明確な合意はない」が、「事前協議なしに寄港することを事実上默認する」ことによる『暗黙の合意』が存在した。と結論付けられた。

また、「日本政府の説明は、嘘を含む不正直なもの。民主主義の原則から、本来あってはならない。」と断じているものの、「ただし、その責任と反省は、冷戦という国際環境と国民の反核感情との間の容易ならざる調整を踏まえるべき。」との考えも示された。

更に、同報告書（概要）の「おわりに」の中で、「外交交渉は、立場の異なる国が一定の合意に達することを目的とするものであり、ある程度の秘密性はつきもの。ある外交が、適切なものであったかどうかは、当時の国際環境や国民全体の利益（国益）に照らして判断を下すべきもの。」とした上で、「特に、核搭載艦船の一時寄港問題について、長い年月の間、国民に不正直な説明が続けられ、これを修正しようという努力がなされなかつたことは問題である。」と記されていた。

3月9日の外務大臣による両報告書の発表直後に外務省職員が本市を訪問し、外務省の調査報告書及び有識者委員会の報告書の内容に係る説明とともに、同省として「非核三原則」を堅持する姿勢に変更はなく、遵守されていること、また、1991年（平成3年）のブッシュ大統領声明により、これ以降、現実問題として核搭載艦船の寄港はないと言い切れるとのことであったものの、以前については無かつたとは言い切れないとの見解が示された。

あわせて、長期にわたり核密約の存否を明らかにしてこなかつた政府の対応について謝罪がなされた。

一方、本市としても、調査結果の説明等を受けた内容に係る報告を、翌日の3月10日に市議会全員協議会の場で実施し、市長が有識者委員会の報告書（概要）における「おわりに」の記載内容を引用した上で、「これまでの政府の対応は残念である」と感じているとの考え方を示すとともに、今後、報告書の内容を十分に精査するとともに、これらの調査結果を受けての国の見解や対応を重大な関心を持って注視していく旨を説明した。

この問題に対し市議会においては、同月25日、「いわゆる『密約』調査報告書を踏まえた今後の対応に関する意見書」を議決し、同年4月5日には、本市からの「いわゆる『密約』調査報告書を踏まえた今後の対応について（依頼）」とともに、政府に対して提出した。

以上の意見書等の提出を受け、同月24日、岡田外務大臣が本市を訪問し、我が国の平和と安全への佐世保市民の尽力に対する感謝の意を表するとともに、「いわゆる『密約』の問題について、不誠実な対応があつたことを認め、歴代市長にも言及した上で、佐世保市民に対して国としての謝罪を行つた。

また、核兵器搭載艦船の寄港について、1991年（平成3年）の米海軍の艦船及び航空機からの戦術核兵器を撤去する旨の発表、1992年（平成4年）に同撤去を完了した旨の発表、さらには2010（平成22年）4月の核トマホークを退役させる旨の発表等により、現時点において、核兵器搭載艦船の寄港はないとの明言がなされた。

しかしながら、市議会として、外務大臣からの回答及び説明では市民の不安を完全に払拭することができず、防衛施設が所在する他のどこの自治体よりも国防施策に協力してきたという強い自負がある市民には国に対する強い不信感が生じていることから、市民の安全・安心の確保と地域地盤を確固たるものにするため、同年6月30日に、要望書を作成した「いわゆる『密約』問題に関する意見書」を議決の上、政府に対して提出した。

また、市においても要望書を作成し、同年7月29日に政府に対して提出した。

なお、その際の要望事項は「非核三原則の遵守」、「佐世保港へ寄港する原子力艦船の安全性の確保」及び「本市における都市基盤整備に対する政府一体となつた支援」の3件であった。

(48) 赤崎貯油所へのオスプレイの飛来

平成27年3月19日、防衛省から本市に対し、米海兵隊のMV-22オスプレイ2機が、同月23日に米海軍赤崎貯油所に飛来する可能性があるとの情報提供がなされた。

実際、23日当日には2機のオスプレイが、同貯油所に長崎県内で初めて飛來した。

それ以降、平成28年4月23日の熊本震災への支援や、同年7月22日の海上自衛隊との共同訓練等、九州防衛局からの情報提供等を基に本市で把握している限りにおいて、令和7年1月末までに、本市に30回飛來している。

(「佐世保市へのオスプレイの飛来状況」P.88参照)

同機の安全性については、平成24年9月19日の日米合同委員会において、地域住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策が採られることが日米両国間で合意されたこと等、国として同機の安全性を十分に認識した上で、国の責任において、我が国での飛行運用がなされているものと認識している。

一方、令和2年度以降、わが国においても陸上自衛隊に同機種（V-22オスプレイ）を装備し、従来の回転翼輸送機を代替・補完するものとして運用することとなったことから、オスプレイを一般的な航空機として取り扱い、これまで行ってきた米軍のオスプレイ飛来回数の集計は、令和4年6月をもって終了することとし、今後は、米軍オスプレイの飛行に関する情報が九州防衛局から得られれば、住民等へ情報提供していくこととした。

本市としては、同機に限らず、米軍航空機の運用にあたって、地域住民に十分配慮し、安全の確保について万全を期すよう引き続き求めていきたいと考えている。

(49) L C A C の日没後の運用

平成29年10月30日、九州防衛局幹部が本市を訪れ、米海軍によるL C A C の夜間航行訓練の実施を通知した。

L C A C の駐機場については、平成25年3月に崎辺から横瀬（西海市）に移転したものの、佐世保港内をL C A C が航行することには変わりはなく、周辺地域においては騒音や塩害などに関する懸念が残っているのも事実であり、民間船舶の航行に影響を及ぼさないよう、港内におけるL C A C の航行に係る安全確保が、引き続き求められている状況にあった。このため、本市では同年11月2日付で、航路、泊地等の港湾施設を良好な状態に維持する観点から、九州防衛局長に対し以下の内容について要請を行った。

- ① 日没後の運用を実施する場合、その日時について事前に関係者に通知すること。
- ② 日没後の運用を実施するにあたり、具体的な安全策を明示すること。
- ③ 日没後の運用状況（終了時間等）について報告すること。

そのような状況の中、同月7日から9日までの3日間、日没後の運用を含む訓練が実施され、また、12

月上旬にも、同様の訓練（荒天のため1日のみ）が実施された。

さらに、平成30年1月31日と2月1日には、事前通知なしで夜間航行訓練が実施され、先に要請していた事前通知が行われなかつたことから、九州防衛局に対し前記3点について改めて要請を行つた。

一方で本市は、L C A C の日没後の運用については、佐世保港運営委員会（P. 20 (19) 弹薬コンテナ係留問題の項参照）で協議すべき事項として、国に対し開催を求めてきた。本市や西海市の要請を受けた九州防衛局が米側と調整してきた結果、米側からも開催に同意する意向が示され、平成30年3月22日、第13回佐世保港運営委員会が平成2年以来、28年ぶりの開催に至つた。その中で、米側からは訓練日程の事前連絡が行なわれた。

以降、本委員会は四半期ごとに第17回（平成31年4月）まで開催され、その後は、本委員会は開催されない中、米側から九州防衛局を通じて訓練日程の事前連絡がなされており、引き続き夜間航行訓練が実施されている状況にある。

((27) L C A C の運用についての項を参照)

(50) 米海軍佐世保基地に関する銃に係る事案の連続発生

令和元年5月9日深夜、市内の佐世保公園内で自殺とみられる遺体で発見された米海軍強襲揚陸艦ワスプ乗組員の上等水兵が、職務上武器庫に出入りできる状況にある中、許可なく拳銃とみられる武器を基地の外に持ち出したという事案が発生した。厳格に管理されているはずの武器が許可なく基地の外に持ち出されたことは、市民の安全安心を脅かす極めて深刻な事態であり、同月13日、米海軍佐世保基地に対し原因究明と再発防止を求めるとともに、外務省及び防衛省に対しても国の責任においての調査等、しっかりと対応を求めた。

また、同月16日に、報道機関が「5月初旬に米海軍佐世保基地の日本人警備員が銃を携行したまま基地の外に出て別の施設へ移動していた」旨の報道を行つた。これは、「同基地の日本人警備員が5月2日～9日頃、同基地警備隊の指示で、実弾入りの拳銃を携行したまま基地外の公道を歩行し、飛び地の車両検査場へ移動した」という事案であり、このことは在日米軍の内部規則により厳に禁じられているとのことである。また、関係当局間で情報共有がうまくなされておらず、本市への速やかな情報提供もなされなかつたことから、外務省・防衛省に対し然るべき措置を取るよう求めた。

2件の事案について、同年5月17日に外務省日米地位協定室首席事務官が、また、同日及び6月10日に九州防衛局長が来庁し経緯等について説明がなされた。その後、同年7月11日に外務省北米局長、8月21日に外務副大臣がそれぞれ来庁し、市民に不安を与えたことに対する謝罪、及び米海軍佐世保基地司令官に対し、原因究明、再発防止について改めて申し入れを行つた旨の説明がなされた。

「死亡した米軍人による基地の外への武器持ち出し」事案に関しては、令和元年末に日米双方の捜査が終了したことを受け、令和2年2月10日、外務省北米局参事官及び九州防衛局管理部長が来庁し、本事案に係る最終的な説明・報告がなされた。

その内容は、当該米軍人は武器管理担当であったが、精神的に問題を抱え、武器庫へ不正にアクセスし、拳銃を基地の外に持ち出して自殺を図つたものである。在日米軍は本事案を重大に受け止め、武器管

理規則の徹底的な再検証を行い、規則そのものは適切であるとした上で、同軍司令官が日本国内全ての部隊に対し、改めて武器の取扱い手順の再確認を行うよう指示を行った。また、佐世保基地は個々の軍人の精神面のケア等にも対応していくというものであった。

あわせて、同参事官からは佐世保市民に対する謝罪の言葉とともに、米軍駐留に係る地元負担の軽減のため政府一体となり、できる限りのことを行っていくとの国としての姿勢も示された。

(51) 崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）の全部返還

平成25年3月まで米海軍L C A Cの暫定駐機場として使用されていた崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）に関しては、平成27年8月6日の日米合同委員会において、当該施設内に所在する消防施設を赤崎貯油所内に移設することを条件として、その全部返還について合意がなされていた。

令和2年8月28日に赤崎貯油所内への代替消防施設の追加提供が日米合同委員会で合意され、令和3年1月25日に日本側への返還が完了した。

（第3章(7)自衛隊による崎辺地区の利活用（崎辺東地区）の項を参照）

白 紙

第3章

基地の歩み（その2.自衛隊関係）

«前年度からの主な変更点»

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
49～50	(4) 陸上自衛隊 竹松駐屯地への第3水陸機動連隊新編について記載。	さらに、令和6年3月21日、第3水陸機動連隊が大村市の竹松駐屯地に新編され、水陸機動団全体で3千人規模へと増強された。	—

(1) 自衛隊の発足

昭和25年6月に勃発した朝鮮戦争は、戦争放棄を謳った平和憲法下に再出発した我が国に、大きな転機をもたらした。同年7月には、占領軍の朝鮮半島派遣によって手薄となった国内の治安維持強化のため、連合軍司令部は7万5千人の国家警察予備隊が創設と、海上保安庁の定員も8千人増員を認可した。8月になると警察予備隊令が公布され、陸上自衛隊の前身である警察予備隊が発足した。

また、昭和27年4月には、海上保安庁令の一部改正により海上警備隊が発足した。

(2) 海上警備隊の誘致

昭和27年4月28日、対日平和条約、日米安全保障条約が発効すると、自衛力強化の必要性が叫ばれ海上警備隊西南地区の総監部を佐世保に設置しようとの動きが表面化した。天然の良港であることに加え、旧海軍が60年にわたって築いた軍港施設がほとんどそのまま残されていたことから、白羽の矢が立ったのである。

しかし、「平和産業港湾都市」を目指して復興に取りかかっていた佐世保市にとって、海上警備隊の設置問題は立市計画と合致しない上、総監部の設置が倉島の旧防備隊跡地に予定されていたことは、跡地を水産基地にとの市の計画と相容れないものであった。一方、市民の間には見るべき後背地を持たない市の現状や、長崎市と漁獲高を争うことの不利、岸壁の使用制限等による貿易港としての見込み薄などから、特需なき佐世保を救うには警備隊の誘致以外にないとの声が起つた。

これを受けて、市議会へこの問題を諮ったところ、市議会は昭和27年8月に海上警備隊誘致特別委員会を設置して、積極的に誘致運動に乗り出した。この間、伊万里市も県と一緒に強力に誘致運動を行っていた。市議会では同年11月25日に全員協議会を開いて誘致か断念かの採決を行い、大差をもって旧防備隊跡地（倉島）を提供して誘致を図ることが決議された。以後、市を挙げての運動が実り、昭和28年9月16日、警備隊佐世保地方総監部の佐世保設置が決定し、同年11月14日に旧防備隊跡に開庁した。

(3) 警備隊から自衛隊へ

昭和29年6月9日、保安庁法にかわって防衛庁設置法と自衛隊法が公布され、同年7月1日、陸海空の自衛隊が発足した。これにより、警備隊佐世保地方総監部も海上自衛隊佐世保地方総監部に改められ、昭和43年4月、総監部は平瀬町の旧海軍鎮守府跡に庁舎を新築し移転した。

(4) 陸上自衛隊

昭和25年8月の警察予備隊の発足により、同年9月4日、警察予備隊針尾駐屯部隊が旧海軍第3海兵团跡（針尾）に設置された。以後、警察予備隊は昭和27年の保安庁発足に伴い保安隊と改称し、さらに昭和29年の防衛庁発足とともに陸上自衛隊と改められた。その後、陸上自衛隊針尾駐屯部隊は増強を続け常に3千名から6千名の隊員が常駐する全国でも屈指の部隊となった。しかしながら、昭和30年の相浦教育隊の開隊、また防衛庁の組織変更により、昭和32年9月2日、針尾駐屯地は閉鎖された。

相浦駐屯地は戦前、旧海軍第2海兵団が置かれていたが、戦後連合国に接収され、主に米陸軍が使用していた。朝鮮戦争の際は米軍の集結、訓練地となっていたが、朝鮮戦争が終わると米軍人の数も激減し、昭和30年8月に返還されていた。同年10月、針尾駐屯地にあった第8新隊員教育隊が移駐して陸上自衛隊相浦駐屯地となった。

同駐屯地には、昭和44年8月に、新隊員などの教育部隊である第3教育団本部が別府から移駐され、以降、九州・沖縄地方における隊員教育を担ってきた。

平成12年8月31日には、西部方面隊の直轄部隊として九州・沖縄地域の離島防衛警備や災害派遣を任務とし、情報収集・指揮通信能力等の強化、機動性の確保によって、初動対処能力等の充実・強化を図るものとして、人員約660名規模の西部方面普通科連隊の配置決定が発表され、平成14年3月27日に編成が完了した。

さらに、防衛大綱に基づき、即応性、機動性等の一層の向上を図り、多様化する任務に効率的に対応するための部隊改編の一つとして、平成25年3月26日、第3教育団と福岡駐屯地所在の即応予備自衛官を主体とする第19普通科連隊により、西部方面混成団が同駐屯地において新編発足された。

平成25年12月24日には、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す状況を踏まえ、同年12月17日に閣議決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」に基づき、島嶼防衛に万全を期するため、平成29年度末に水陸機動準備隊（仮称）を陸上自衛隊相浦駐屯地に新編し、その後に新編される水陸機動団（仮称）に編入する予定である旨が発表された。

また、平成26年3月24日、武田防衛副大臣が本市を訪れた際には、「水陸機動団の団本部を含む部隊主力については、九州を含む南西地域に配置することを念頭に、引き続き検討を行うとのことであり、具体的な配置場所は決まっていないが、着上陸部隊として新編される水陸機動連隊の一つは、西部方面普通科連隊（約700人）を母体とすることから、1個目の水陸機動連隊は相浦駐屯地に配置することとしている。」との説明がなされた。

その後、平成27年3月26日、陸上自衛隊相浦駐屯地において、水陸機動準備隊編成完結式が挙行され、「水陸機動団（仮称）」を編成するための準備を行う部隊が発足し、平成29年3月27日には、水陸機動準備隊を拡充し、新たに「水陸機動教育隊」を立ち上げた。これまで本部班だけであった準備隊が、水陸機動部隊、戦闘上陸部隊、偵察部隊の各準備隊の4班編成に改編され、新編の教育隊は、水陸両用車（AAV7）の操縦訓練を指導するなど、人材育成の面で中心的な役割を果たすこととなった。

平成30年2月6日の自衛隊法施行令等の改正に係る閣議決定を経て、平成30年3月27日、水陸機動団が新編され、平成31年3月26日には、水陸機動団隸下の戦闘上陸大隊等が配備される崎辺分屯地が開設した。

さらに、令和6年3月21日、第3水陸機動連隊が大村市の竹松駐屯地に新編され、水陸機動団全体で3千人規模へと増強された。

(5) 海上自衛隊針尾弾薬庫の建設

昭和60年12月18日、福岡防衛施設局は針尾・大崎半島地区に海自用の弾薬庫を建設したいので、保安距離との関係で市有地を譲渡して欲しい旨を要請してきた。

これは海上自衛隊の継戦能力を向上させるためのものであった。このことに端を発し、以後昭和63年2月まで、市議会（基地等対策特別委員会）と一体となった建設問題に係わる要望、陳情、審議が続けられることとなった。

まず、昭和61年4月21日、市は市有地を譲渡するにあたり ①昭和46年10月の返還6項目陳情のうち、立神岸壁と前畠弾薬庫の一部返還促進 ②ジュリエット・ベースンの埋め立て ③住民・漁民対策25事業（最終的に22事業）の3項目を要望した。これに対しては、同年12月4日、福岡防衛施設局長から①と③については前向きの回答があったが、②については「埋め立て要請は受け入れられないが、港湾調査を行い、必要が認められる事項については双方による協議検討する場を設ける」旨の回答があった。

その後、福岡防衛施設局、佐世保市双方による港湾調査の結果を受け、度重なる協議の末、昭和62年12月22日及び昭和63年1月28日付で福岡防衛施設局長から「港湾調査の取り扱いについては、当局、海上自衛隊及び佐世保市は早急に協議の場を設け問題の解決に努力する」との回答があった。これを受けて、市は当時の瓦防衛庁長官に「将来、倉島地区海上自衛隊施設の移転集約の実現を約束していただきたい。具体化のため防衛施設庁、海上自衛隊、佐世保市からなる三者協議の機関を設け、所要の調査、研究を行うこと」の陳情を行った。

この結果、昭和63年2月22日付で防衛施設長官から「佐世保港をめぐる諸問題の取り扱いについては、従来の経緯に鑑み、先に実施した港湾調査の結果を踏まえ、さらに海上自衛隊施設に係る事項を全般に調査・検討し問題の解決に努力するため、防衛施設庁、海上自衛隊及び佐世保市との間で早急に協議の機関を設ける」との回答を得て、昭和63年6月、福岡防衛施設局長、海上自衛隊佐世保地方総監、佐世保市長からなる『佐世保港防衛施設関連問題協議会（いわゆる三者協議会）』が設置された。

海上自衛隊針尾弾薬庫は、昭和60年度から予算措置がなされ、平成8年度末で16棟の建設が完了した。

(6) 海上自衛隊倉島地区の移転問題

「佐世保港防衛施設関連問題協議会」は協議会6回と幹事会16回が開催され、倉島地区海上自衛隊施設の移転問題を中心に協議が続けられてきた。ここでは、倉島地区施設の移転先をジュリエット・ベースンにするのか崎辺地区にするのかという問題や、その移転費用や新施設の整備費用を誰が負担するのかという問題等が協議検討されたが、成案を得るには至らなかった。

そのような中、平成9年度と10年度に福岡防衛施設局において倉島地区海上自衛隊施設の建物老朽度調査が実施され、その結果建物の老朽化が著しく、耐震構造の上から倒壊の恐れもあるとのことであった。海上自衛隊は、平成10年8月、佐世保市長あてに「海上自衛隊倉島地区整備計画について（依頼）」との文書を提出し、施設の老朽化等の状況を看過することはできないので、同地区において速や

かに施設の建替等の対策を講じたいとの意向を示した。

同地区での施設整備は、倉島地区の移転・集約、跡地の公共活用という、かねての市の構想を断念することにもつながることから、市では市議会、商工会議所、佐世保港運協会等関係者の意見を聞き、その上で老朽施設の安全性の問題、移転を求める場合の財源負担の問題など諸般の事情を考慮し、平成10年11月、海上自衛隊が倉島地区で施設整備をすることを承認した。

なお、これにより「佐世保港防衛施設関連問題協議会」は一応の役割を終えたので、平成11年8月、「佐世保問題現地連絡協議会」（P. 38 参照）に承継された。

(7) 自衛隊による崎辺地区の利活用（崎辺東地区）

崎辺東地区については、平成7年6月以降、平成25年3月に横瀬貯油所へ移転するまで、米軍が「エアクッション型揚陸艇（L C A C）」の駐機場として暫定使用していた。

平成11年度から横瀬貯油所で進められていたL C A C施設整備事業は、平成23年度末に施設整備が竣工し、平成25年2月の日米間における施設提供手続きを経て、同年3月、正式に移転が完了した。

一方、海上自衛隊において、平成元年に崎辺東地区に係留施設総延長950mの大型桟橋の建設が計画されたことから、本市としても、同年、佐世保港地方港湾審議会の答申及び国土交通省の承認を得た上で港湾計画に位置付けた。

そのような中、平成20年12月には、佐世保商工会議所から「崎辺地区における海自機能の充実・整備」についての要望書が提出された。

これらの状況を踏まえ、平成21年3月定例会において、「崎辺東地区については、海上自衛隊としての利活用をお願いしたい。」と市長が表明、同年6月定例会で「崎辺地区の利活用に関する決議」が議決され、議会、行政の足並みが揃つたことから、同年7月、市長と議長の連名により、国に対し要望書を提出した。

佐世保港の有効活用を図る上で、「崎辺地区の利活用」は「新返還6項目」と並ぶ基地政策の重要課題であること、本市と海上自衛隊との間で長年に亘り培ってきた歴史・文化・経済・雇用の面での深い関わり、既存の海上自衛隊施設の整備状況等も勘案し、崎辺東地区における海上自衛隊の係留施設整備等の推進を要望したものである。

我が国防衛の基本政策である「防衛計画の大綱」及び大綱に基づく平成23年度から5年間の「中期防衛力整備計画」に、海上自衛隊の潜水艦を現在の16隻体制から22隻体制へ移行する方針が盛り込まれるとの新聞報道を受け、平成22年11月、崎辺地区の利活用をより具体化するものとして潜水隊群の佐世保配備を要望した。

さらに、同年12月には、佐世保商工会議所から、潜水艦部隊の誘致も含めた「佐世保市における防衛機能の強化」に関する要望書が提出され、12月定例会においては「海上自衛隊による崎辺地区の利活用を具現化する潜水隊群の誘致に関する意見書」が議決された。

こうした中、同月17日に「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」が閣議決定され、その別表に

おいて海上自衛隊の潜水艦を増隻する方針が盛り込まれたことから、議会、経済界及び行政の三者で「海上自衛隊潜水隊群の誘致に関する要望書」を国に対して提出した。

平成26年3月24日、武田防衛副大臣が本市を訪れ、本市がこれまで要望していた潜水隊群誘致に対する回答を含め、崎辺東地区の利活用並びに崎辺西地区における水陸機動団配備に係る、国としての基本的な考え方を示した。

まず、「先の防衛計画の大綱を引き継ぎ、16隻から22隻に増勢することとしている潜水艦については、既存施設を有効活用する観点から、呉及び横須賀において引き続き配備することとしており、佐世保に新たな潜水艦を配備する計画はないとした上で、今後、米側から崎辺東地区が返還されることを前提として、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等が係留可能な大規模な岸壁を整備したい。」という基本的な構想が示された。

これを受け、岸壁が整備されることで佐世保配備の海上自衛隊艦船の係留施設の不足解消が図られ、海上自衛隊の活動が効率的に行われることは、本市の重要課題である港のすみ分けにもつながるものであると認識しており、その方向付けが国として正式に示されたことに賛意を表するとともに、事業として早く着手するための具体的な整備計画の速やかな提示について要請を行った。

平成27年8月6日には、日米合同委員会において、崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）に関して、当該施設内に所在する消防施設を赤崎貯油所内に移設することを条件として、本施設全部を日本側に返還することが合意された。令和2年8月28日に赤崎貯油所内への代替施設の提供が日米合同委員会で合意され、令和3年1月25日に崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）の日本側への返還が完了した。さらに、旧軍港市国有財産処理審議会（軍転審）の審議を経て、同年3月23日に当該土地等が財務省から防衛省へ所管換えされた。

令和3年度以降、防衛省の予算に施設整備経費が計上され、令和11年度中の完成（予定）を目指し、工事が進められている。

(8) 自衛隊による崎辺地区の利活用（崎辺西地区）

崎辺西地区は、戦前、第21海軍航空工廠崎辺地区として活用され、戦後、連合国軍（米軍）に接収されて以降、在日米軍のゴルフ場等として使用してきた。昭和49年12月に日本側に返還され、その後、平成11年3月に佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」という。）に払い下げられた。

平成26年3月24日、武田防衛副大臣が本市を訪れた際、相浦駐屯地への水陸機動連隊配備に係る説明とともに、崎辺西地区の利活用構想として、「新編する水陸両用車を運用する部隊について、人員・規模の詳細、また水陸両用車の具体的な配置台数は、現在、検討中であるが、その配備場所については、水陸両用車に搭乗する水陸機動連隊（相浦）の近傍に位置し、海自の艦艇に搭乗して輸送することになるため、搭載が容易な港湾等の近傍に配備することが適切と考えており、この観点から幅広く候補地を検討しているが、現時点においては、SSKが所有する崎辺西地区を適地の一つと考えている。」との説明がなされた。

これに対し、本市としては、新たな防衛施設の整備や運用は、地元関係者の理解と協力が不可欠であることから、市及び市議会への情報提供や関係者との緊密な調整の上、具体的な整備計画を示し、事業として推進するよう要請を行うとともに、国防上必要とされる自衛隊施設の整備・充実に向けて、今後ともできる限りの協力・支援を図っていく旨を表明した。

施設整備に先立ち、平成27年12月11日、SSKと国との間で、崎辺西地区の土地売買契約が締結され、その後、国と関係機関との調整等の関係により着工が遅れていたが、調整が終了したことを受け、平成29年4月15日、九州防衛局主催による崎辺地区周辺の関係地域に対する住民説明会が開催された。

説明会終了後、国による施設整備事業が進められ、平成31年3月26日、陸上自衛隊水陸機動団（P. 48(4)陸上自衛隊の項参照）隸下の戦闘上陸大隊（水陸両用車を運用する部隊）等が配備される崎辺分屯地が開設した。

(9) 「大規模災害時等に従事する隊員の家族支援に関する協定」の締結

平成29年5月26日、佐世保市は海上自衛隊佐世保地方総監部並びに陸上自衛隊相浦駐屯地と、「大規模災害時等に従事する隊員の家族支援に関する協定」を締結した。この協定は、東日本大震災のような大規模災害時における長期派遣任務などで、家を留守にせざるを得ない自衛隊員とその家族の不安を軽減し、隊員が安心して任務に専念できるよう、市が行う支援について、自衛隊と市との連携の枠組みを定めたものである。

支援の主な内容は、①自衛隊部隊内に設置する臨時に子どもを預かる施設に係る助言・指導、②利用可能な保育・託児施設等の情報提供、③介護サービスの情報提供など、可能な範囲で協力することとしている。

(10) 退職自衛官の市内企業への再就職促進に係る取り組み

地方創生に係る取り組み「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地場産業の活性化への寄与に向けた退職自衛官の再就職促進」を掲げ、平成28年5月、「佐世保市退職自衛官再就職促進等連絡会議」を設置し、自衛隊、地元経済界及び市が一体となって、佐世保地区において定年を迎える退職自衛官の市内企業への再就職・市内定住促進に係る取り組みを行ってきた。

本施策は、令和2年度以降の「第7次佐世保市総合計画」においても、引き継がれている。

白 紙

第4章

基地の現況（その1.米軍関係）

«前年度からの主な変更点» ※軽微な変更は省略

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版																
62	e 提供施設	<ul style="list-style-type: none">• FAC 5036 廬崎貯油所 建物 (m²) 2,794• 合計 建物 (m²) 355,897	<ul style="list-style-type: none">• FAC 5036 廬崎貯油所 建物 (m²) 642• 合計 建物 (m²) 353,741																
65	h 米海軍佐世保基地日本人従業員数 令和6年の追加	R 6. 4. 1 現在 1,833 人	R 5. 4. 1 現在 1,818 人																
66	a 原子力艦艇の入港回数・滞在日数 (潜水艦・水上艦) 令和6年の追加	令和7年1月末現在 <table><tbody><tr><td>潜水艦</td><td>3回</td></tr><tr><td></td><td>3日</td></tr><tr><td>水上艦</td><td>0回</td></tr><tr><td></td><td>0日</td></tr></tbody></table>	潜水艦	3回		3日	水上艦	0回		0日	令和5年8月末現在 <table><tbody><tr><td>潜水艦</td><td>5回</td></tr><tr><td></td><td>10日</td></tr><tr><td>水上艦</td><td>1回</td></tr><tr><td></td><td>5日</td></tr></tbody></table>	潜水艦	5回		10日	水上艦	1回		5日
潜水艦	3回																		
	3日																		
水上艦	0回																		
	0日																		
潜水艦	5回																		
	10日																		
水上艦	1回																		
	5日																		

(1) 米海軍第7艦隊

第7艦隊は、太平洋艦隊に属している。その担当区域は、国際日付変更線からインド・パキスタン国境、北は千島列島から南は南極まで、1億2,400万平方km以上に及ぶ。（出典）「第7艦隊HP」

横須賀を母港とする揚陸指揮艦「ブルーリッジ」上に司令部があり艦艇約60～70隻（空母、巡洋艦、駆逐艦、攻撃型原子力潜水艦など）からなり、航空機は約200～300機（海兵隊機及びヘリコプターを含む）、兵員は海兵隊を含んで約40,000人といわれている。

日本の横須賀、佐世保、沖縄ホワイトビーチ、グアムのアガナなどを根拠地としている。

第7艦隊の歴史

米海軍第7艦隊は1943年3月15日 南西太平洋軍が改称された時創設されたもので、同艦隊は第二次世界大戦で太平洋戦役に参加した。その中で最も有名なものはフィリピンのレイテ海戦であった。

戦後は中国本土の沿岸が第7艦隊の行動海域となった。そして1947年同艦隊の名称は西太平洋海軍部隊と改称され、3年後、朝鮮戦争勃発直前に公式の名称が第7艦隊に変わった。

第7艦隊は朝鮮戦争の主な作戦の殆ど全てに参加した。1950年6月韓国が侵略された2日後、第7艦隊の攻撃空母打撃部隊である第77機動部隊が編成され、この機動部隊の空母から米海軍ジェット機が初めて戦闘任務を帯びて発艦した。あの有名な仁川上陸も第7艦隊の水陸両用艦から発艦したもので、朝鮮における戦闘行為の成功は第7艦隊の整備と機動性を示威したものである。

1955年の初め、第7艦隊の艦船は砲撃に曝された国民政府の大陳島から38,000名の軍民の引揚げに従事した。

1955年ラオスの政治不安が他の東南アジアの諸国に波及する恐れがあった時、第7艦隊の南シナ海における存在はそれを抑止した。1962年ラオスで戦闘が再発した時、第7艦隊海兵隊揚陸部隊がタイに迅速に移動し、艦隊空母及び対潜部隊が南シナ海で行動している中で、1,400名の海兵隊員がバンコクに上陸した。

1964年米駆逐艦2隻がトンキン湾の国際海域で北ベトナムの哨戒艇に攻撃されたが、この行為が米国をして北ベトナムの闘争に更に関与する引金となり、第77機動部隊の航空機が北ベトナムの目標に向かって発進することになった。

第7艦隊は空母による空襲、沿岸爆撃、水陸両用作戦、偵察哨戒作戦、機雷作戦を通じて10年間ベトナムにおける敵部隊攻撃作戦に従事した。1973年休戦協定がパリの交渉で調印された後、第7艦隊は北ベトナムの沿岸水路の掃海作戦を実施した。

空母「ハンコック」を中心とする5隻から成る機動部隊がアラビア海に展開した同じ時期に印度洋作戦が始まった。

インド洋における第7艦隊の部隊は1979年11月に増大され、イラン危機中に空母「キティ・ホーク」の戦闘部隊がミッドウェイの戦闘部隊に参加し、インド洋における米海軍部隊は兵員16,000名以上、艦船25隻となった。その後間もなく、1980年1月には空母「ニミッツ」の戦闘

部隊が地中海から到着し、第7艦隊を増大している。

第7艦隊は第二次世界大戦から朝鮮戦争、ベトナム戦争に至るまで5千万平方浬の行動区域で如何なる事態にも対応できるように常に準備ができている。第7艦隊の艦船は西太平洋の公海及び友好港では見慣れた存在となっている。

(2) 米海軍佐世保基地

a 使命

米海軍佐世保基地は1946年6月30日に創設された。

基地の歴史の大部分は、朝鮮戦争及びベトナム戦争の歳月の中につくられたが、昭和48年ベトナム戦争の終結に伴い佐世保基地は平時の任務を再開した。

3年後、1976年7月1日、佐世保基地は米海軍弾薬廠に整理縮小されたが、その後基地の任務は徐々に拡大され、寄港修理のため佐世保港に入港する第7艦隊の艦艇の増加とともに、1979年5月には通常型潜水艦「ダーター」が米海軍海外家族居住計画の一環として佐世保に配属された。「ダーター」をはじめとして第7艦隊艦船に対する基地の卓越した支援活動が高く評価され、1980年7月1日、米海軍佐世保基地として再び現在の新たな活動を始めることになった。

米海軍佐世保基地は、弾薬、爆発物、燃料油、兵器及び兵器部品等の貯蔵ならびに搬出、艦艇及び施設の修理、維持管理、更に佐世保を母港とする部隊、寄港する米国太平洋艦隊所属の艦艇、指定された所轄外部隊の業務に対する後方兵站基地としての業務、更に命令による付随的業務を任務としている。

b 歴史（佐世保基地発行のパンフレット等から）

今日、日本とアメリカ合衆国との間に存在する重要な相互関係は、海上自衛隊と米第7艦隊の艦船が、この素晴らしい港を共用している米海軍佐世保基地で、在り在りと見られるのであります。

佐世保は、東郷平八郎少佐が、日本帝国海軍の強大な基地の基点を形成するために、小さな漁村を指定した1883年以来、重要な海軍の基地なのであります。

1904年に、東郷元帥率いる日本海軍は、ロシアのバルチック艦隊の挑戦を受けて立つために、佐世保から出撃したのであります。対馬沖海戦での東郷元帥の勝利は、海軍の歴史の中で、伝統的に有名であります。

日本帝国海軍は、第2次世界大戦のピーク時には、艦船、潜水艦及び航空機の艦装作業のため、佐世保の造船所と関連した海軍軍港部で働く6万人の作業員を有しておりました。佐世保は、当時も今日のように、海軍軍人のお気に入りの休暇の町でした。

1945年9月に、米第5海兵師団が、佐世保に上陸しました。そして、1946年6月に、米海軍佐世保基地が創設されたのであります。

3年後、朝鮮で動乱が勃発した時、佐世保は国連軍と米軍の主要発進地になりました。何百万トンという弾薬、燃料、タンク、トラック及び補給物資が佐世保経由で、朝鮮の国連軍に輸送されたので

あります。佐世保のアメリカ人の数は約2万人となり、日々100隻以上の軍艦と貨物船が寄港し、この数をさらに大きなものとしました。

朝鮮動乱終結後、日本の自衛隊が創設され、海上自衛隊の艦船が、佐世保を母港とし始めました。米海軍佐世保基地は、米第7艦隊の艦船を支援し続け、補給艦や掃海艇が佐世保を母港として配属されました。

米海軍佐世保基地は、東南アジアで戦争があった数年間、増強された第7艦隊に対し、強力な支援活動をしました。

米海軍佐世保基地は1970年代の半ばに、米海軍弾薬廠となり、艦船の寄港も激減しました。しかししながら、1980年7月4日に米海軍佐世保基地はその名前を取り戻し、米第7艦隊の艦船は再び佐世保を母港としました。米海軍佐世保基地は、1990年から1991年にかけて敢行されたデザートシールド及デザートストーム作戦の際に、ペルシャ湾の戦場で参戦している艦船及び海兵隊のための軍需品及び燃料補給地点として重要な役割を果たしました。

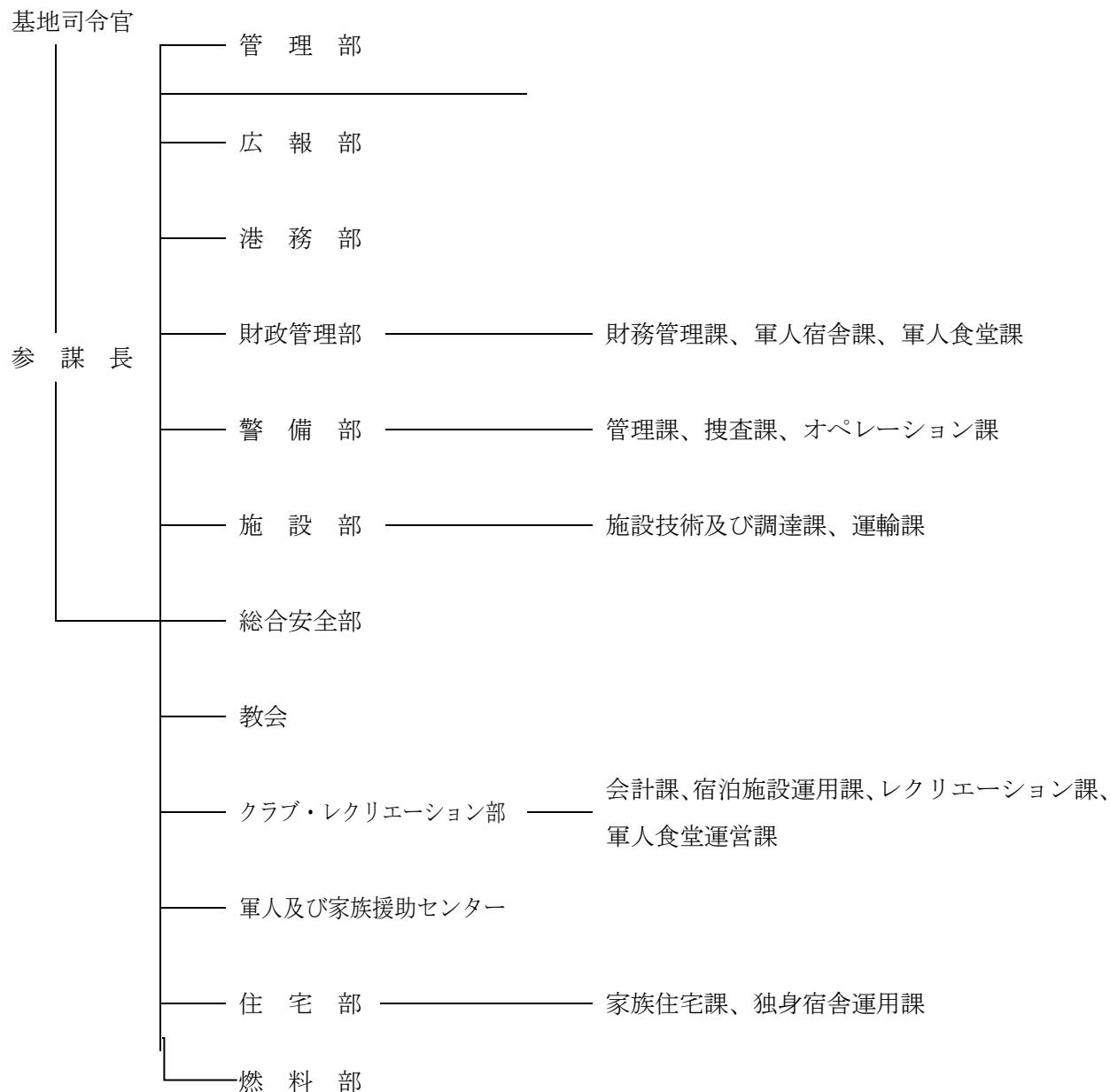
今日、米海軍佐世保基地は、太平洋地域の平和と安全を守り続ける米第7艦隊の全艦船に対する支援体制に就いているのであります。

c 歴代司令官

代	氏名・官名	任期	代	氏名・官名	任期
1	ブレイン中佐	1946	29	F.X. マーティン大佐	2008~2011
2	A. E. カールソン中佐	1946~1948	30	C. W. ロック大佐	2011~2014
3	E. E. マノン中佐	1948~1950	31	M. D. オヴィオス大佐	2014~2017
4	M. C. ウォーリー中佐	1950~1952	32	B. L. ストーリングス大佐	2017~2020
5	A. E. フィットウイリアム大佐	1952~1954	33	D. J. アダムス大佐	2020~2023
6	L. J. バーボット大佐	1954~1956	34	M. K. フォンテーン大佐	2023~
7	L. G. メイ大佐	1956~1958			
8	J. S. シルソン大佐	1958~1960			
9	W. R. ウイルソン大佐	1960~1962			
10	A. F. ファーウェル大佐	1962~1965			
11	R. E. オリバー大佐	1965~1968			
12	C. B. ショー大佐	1968~1972			
13	L. E. メイズ大佐	1972~1975			
14	T. F. ダガティ大佐	1975			
15	H. L. ベンソン大佐	1975~1977			
16	D. F. X. マクパドン大佐	1977~1980			
17	E. E. リンジー大佐	1980~1983			
18	S. W. コールボーン大佐	1983~1986			
19	N. E. パークハースト大佐	1986~1988			
20	J. A. ハフ大佐	1988~1990			
21	M. K. コリンズ大佐	1990~1993			
22	F. T. ギースマン大佐	1993~1994			
23	J. C. マッキンリー大佐	1994~1995			
24	L. W. シャンペーン大佐	1995~1997			
25	B. E. ダンスコム大佐	1997~2000			
26	R. C. ヒル大佐	2000~2002			
27	M. L. ジェイムズ大佐	2002~2005			
28	T. D. ペイン大佐	2005~2008			

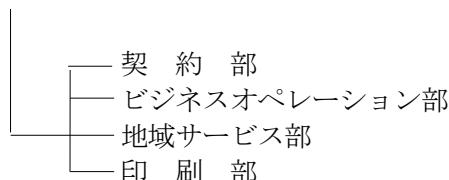
d 組織 (令和5年3月末現在)

米海軍佐世保基地機構



その他米海軍佐世保基地在籍の主な部隊等

- ・米海軍極東施設技術部隊佐世保
- ・佐世保カミサリー (D E C A)
- ・横須賀病院佐世保診療所 (B H C)
- ・艦船修理廠佐世保分所 (S R F)
- ・米海軍弾薬司令部東アジア佐世保支部
- ・海兵隊連絡事務所
- ・人事支援部隊佐世保分所 (R S C)
- ・米海軍通信隊佐世保支所 (N C T S)
- ・極東犯罪調査局佐世保支所 (N C I S)
- ・横須賀補給センター佐世保支所 (N A V S U P F L C Y)



- ・民間人人事部佐世保支所 (O C H R)
- ・米海軍法務局佐世保事務所 (N L S O)
- ・在日統合法務局佐世保支部 (R L S O)
- ・国防兵站局日本統括流通センター佐世保支所 (D L A)
- ・統合消防局佐世保
- ・米海軍電子技術部隊佐世保 (N I W C)
- ・学 校
- ・A F N
- ・陸軍医療部隊獣医サービス課岩国佐世保係
- ・陸軍技術本部建設部佐世保事務所
- ・ネイビーエックスチェンジ佐世保
- ・極東星条旗新聞社横田地区配達事務所佐世保支所 (陸軍)
- ・第7遠征攻撃群 (司令部: 沖縄) 第11水陸両用戦隊
- ・海軍移動建設大隊佐世保分遣隊
- ・海軍太平洋気象海洋学部隊佐世保支所
- ・海軍キャンパス
- ・United Services Organization (U S O)
- ・第7海岸揚陸艇部隊 (N B U 7)

e 提供施設

(R 6. 4. 1 現在)

FAC 番号	施 設 名 称	所在地	土地 (m ²)	建物 (m ²)
5029	佐世保海軍施設	平瀬町 立神町	496,150 (共同使用 8,598)	154,442 (共同使用 2,165)
5030	佐 世 保 ドライドック地区	立神町	82,732 (共同使用 41,329)	2,116 (共同使用 319)
5032	赤 崎 貯 油 所	庵浦町 赤崎町 船越町 下船越町	753,641	18,934
5033	佐世保弾薬補給所	前畠町	582,098	15,920
5036	庵 崎 貯 油 所	庵浦町	227,422	2,794
5050	針尾島弾薬集積所	針尾北町 有福町 江上町	1,297,173	2,672
5086	立 神 港 区	立神町	134,864	43,178
5117	崎辺小銃射撃場	崎辺町	—	5,347 (共同使用 5,347)
5119	針 尾 住 宅 地 区	江上町 指方町	354,077	110,490
合計			3,928,159 (共同使用 49,927)	355,897 (共同使用 7,831)

*横瀬貯油所（市域外）は、土地 678,511 m²、建物 13,970 m² (R 6. 4. 1 現在)

* () 内は地位協定 2 条 4 項 b に基づく共同使用分で、内数。

*小数点未満は切り捨てであるため、合計が符合しないことがある。

*FAC5118 崎辺海軍補助施設は、令和 3 年 1 月 25 日に返還された。

f 制限水域(佐世保港区) (単位: m²) (R 6. 4. 1 現在)

制限別	1 区	2 区	3 区	早岐	港区計	港外	相浦	鹿子前
A	778, 000	77, 400	1, 835, 000		2, 690, 400	75, 000		
B	2, 757, 800	2, 807, 700	742, 500		6, 308, 000			
C			16, 437, 700		16, 437, 700	2, 516, 300		
D			1, 870, 000		1, 870, 000			
小 計	3, 535, 800	2, 885, 100	20, 885, 200		27, 306, 100	2, 591, 300		
自 由	1, 785, 300	736, 500	2, 906, 200	1, 199, 000	6, 627, 000		5, 249, 000	18, 655, 700
総 計	5, 321, 100	3, 621, 600	23, 791, 400	1, 199, 000	33, 933, 100	2, 591, 300	5, 249, 000	18, 655, 700

※佐世保港内の柿ノ浦漁港区域面積 58,700 m²(C制限:40,100 m²、自由水域 18,600 m²)を3区に含む

g ドル支出高（米軍会計年度による）

(単位:千ドル)

会計年度（昭和）	1968 (43)	1969 (44)	1970 (45)	1971 (46)	1972 (47)
ドル支出高	29,881	30,002	36,932	21,585	22,079
会計年度（昭和）	1973 (48)	1974 (49)	1975 (50)	1976 (51)	1977 (52)
ドル支出高	27,974	25,155	23,423	19,755	12,358
会計年度（昭和）	1978 (53)	1979 (54)	1980 (55)	1981 (56)	1982 (57)
ドル支出高	21,875	21,561	21,597	31,191	44,498
会計年度（昭和）	1983 (58)	1984 (59)	1985 (60)	1986 (61)	1987 (62)
ドル支出高	49,276	49,747	42,733	73,210	72,163
会計年度（昭和）	1988 (63)	1989 (元)	1990 (2)	1991 (3)	1992 (4)
ドル支出高	79,568	75,830	70,699	62,930	66,041
会計年度（平成）	1993 (5)	1994 (6)	1995 (7)	1996 (8)	1997 (9)
ドル支出高	76,169	86,553	161,278	162,698	190,061
会計年度（平成）	1998 (10)	1999 (11)	2000 (12)	2001 (13)	2002 (14)
ドル支出高	150,507	139,459	148,917	128,276	117,763
会計年度（平成）	2003 (15)	2004 (16)	2005 (17)	2006 (18)	2007 (19)
ドル支出高	156,097	100,749	112,415	138,668	151,401
会計年度（平成）	2008 (20)	2009 (21)	2010 (22)	2011 (23)	2012 (24)
ドル支出高	142,968	219,473	143,969	156,119	173,002
会計年度（平成）	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	
ドル支出高	135,481	141,134	135,617	—	

(注) ①米軍会計年度について、1976年までは前年7月1日～6月30日、すなわち1976年会計年度は1975年7月1日から1976年6月30日までを意味していたが、1977年度からは前年10月1日～9月30日となり現在に至っている。

②ドル支出高は、艦船修理高、物資購入高等、円交換高、日本人従業員給与、基地内売店購入高、福利厚生関係支出高、基地外居住家賃等補助（2007年～）、基地負担光熱水費（2009年～）の合計を表示している。この内円交換高については、1994年度までは円買受価格と円売払価格の差額を算入していたが、1995年度からは円売払価格を算入。また、2004年度からは個人に係る基地内銀行窓口での円交換高のみを算入している。

③平成28年分から非公表（新たに情報提供されないこととなった）

h 米海軍佐世保基地日本人従業員数

(R6. 4. 1 現在)

年	S. 24	25	26	27	28	29	30	31	32
従業員	2,471	2,659	7,136	7,015	7,430	7,468	5,824	4,475	3,915
年	33	34	35	36	37	38	39	40	41
従業員	3,340	2,800	2,722	2,725	2,964	2,933	2,700	2,475	2,415
年	42	43	44	45	46	47	48	49	50
従業員	2,564	2,723	2,780	2,653	2,431	2,072	1,882	1,398	1,196
年	51	52	53	54	55	56	57	58	59
従業員	688	685	664	663	666	663	657	661	670
年	60	61	62	63	H. 元	2	3	4	5
従業員	678	687	683	771	838	889	913	866	944
年	6	7	8	9	10	11	12	13	14
従業員	998	960	965	1,169	1,262	1,304	1,358	1,389	1,380
年	15	16	17	18	19	20	21	22	23
従業員	1,468	1,503	1,519	1,490	1,451	1,462	1,461	1,432	1,417
年	24	25	26	27	28	29	30	31	R. 2
従業員	1,412	1,413	1,431	1,423	1,450	1,450	1,718	1,747	1,755
年	3	4	5	6					
従業員	1,782	1,799	1,818	1,833					

(3) 米海軍艦艇入港調

a 原子力艦艇の入港回数・滞在日数(潜水艦・水上艦)

年次	S.39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
入港回数	潜水艦 水上艦	1 6	4 2	1 2	2 1	1 1			2 1	1 1				
滞在日数	潜水艦 水上艦	3 36	35 14	14 10	14 6	3 6		9 8	3 3					
計	1 6	4 1	1 4	4 1	24 3	0 6	0 0	17 17	3 3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

年次	S.53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H.元	2	3
入港回数	潜水艦 水上艦				1 4	2 1		5 1	7 7	6 1	6 2		1 1	6 6
滞在日数	潜水艦 水上艦				4 21	12 3		24 39	39 41	35 35	2 2		3 3	15 15
計	0 0	0 0	0 0	0 0	1 4	6 33	1 3	5 24	7 39	6 46	35 35	2 2	3 3	15 15

年次	H.4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
入港回数	潜水艦 水上艦	11 1	10 1	14 6	6 7	23 13	13 8	8 14	14 17	17 20	20 23	23 17	15 1	15 1
滞在日数	潜水艦 水上艦	23 2	29 50	50 32	32 49	161 90	90 41	41 51	51 44	44 74	74 51	51 31	31 48	48 5
計	11 1	10 1	15 6	6 7	23 23	13 13	8 8	14 14	17 17	21 21	21 23	23 18	15 15	

年次	H.1 8	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R.元
入港回数	潜水艦 水上艦	16 1	11 1	11 2	10 1	10 3	9 12	12 11	11 9	14 14	24 24	26 26	15 15	13 13
滞在日数	潜水艦 水上艦	58 5	49 5	51 10	33 5	26 9	36 45	45 33	33 28	28 47	47 83	83 55	55 58	35 35
計	17 1	12 1	13 13	11 11	10 10	12 12	12 11	11 10	10 14	14 24	24 26	26 15	15 13	

年次	R.2	3	4	5	6
入港回数	潜水艦 水上艦	2	2	7	3
滞在日数	潜水艦 水上艦	10	2	12	3
計	2 10	0 0	2 2	8 17	3

令和7年1月末日現在		
入港回数	潜水艦 水上艦	456回 24回
滞在日数	潜水艦 水上艦	1,727日 110日
計		1,837日

b 原子力艦艇入港一覧

総隻数	潜水艦 隻 数	艦 名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
1	1	シードラゴン (SSN-584)	2,550	S 39. 11. 12 ~14	3
2	2	〃 (〃)	〃	S 40. 02. 02 ~05	4
3	3	スヌーケ (SSN-592)	2,830	S 40. 05. 25 ~29	5
4	4	ペーミット (SSN-594)	3,750	S 40. 08. 24 ~28	5
5	5	シードラゴン (SSN-584)	2,550	S 40. 11. 24 ~12. 02	9
6	6	サーゴ (SSN-583)	2,360	S 40. 12. 14 ~19	6
7	7	プランジャー (SSN-595)	3,750	S 40. 12. 20 ~26	7
8	8	サーゴ (SSN-583)	2,360	S 41. 01. 18 ~24	7
9	9	スヌーケ (SSN-592)	2,830	S 41. 08. 01 ~05	5
10	10	〃 (〃)	〃	S 41. 08. 22 ~09. 06	16
11	11	スカルピン (SSN-590)	2,830	S 41. 12. 20 ~26	7
12	12	シードラゴン (SSN-584)	2,550	S 42. 02. 10 ~23	14
13	空母	エンタープライズ (CVN-65)	75,700	S 43. 01. 19 ~23	5
14	巡洋艦	トラックストン (CGN-35)	8,200	〃	5
15	13	ソードフィッシュ (SSN-579)	2,360	S 43. 05. 02 ~11	10
16	14	プランジャー (SSN-595)	3,750	S 43. 12. 18 ~21	4
17	15	〃 (〃)	〃	S 44. 01. 30 ~02. 01	3
18	巡洋艦	トラックストン (CGN-35)	8,200	S 45. 03. 06 ~11	6
19	16	アスプロ (SSN-648)	3,750	S 47. 08. 17 ~19	3
20	巡洋艦	トラックストン (CGN-35)	8,200	S 47. 10. 30 ~11. 06	8
21	17	クイーンフィッシュ (SSN-651)	3,860	S 47. 11. 19 ~24	6
22	18	ドラム (SSN-677)	3,860	S 48. 06. 14 ~16	3
23	19	ウィリアム・H・ベイツ (SSN-680)	4,460	S 57. 10. 08 ~11	4
24	20	タニー (SSN-682)	3,640	S 58. 01. 28 ~02. 01	5
25	空母	エンタープライズ (CVN-65)	75,700	S. 58. 03. 21 ~25	5
26	巡洋艦	ベインブリッジ (CGN-25)	7,600	S 58. 03. 21 ~26	6
27	21	ハドック (SSN-621)	3,750	S 58. 09. 07 ~13	7
28	空母	カールビンソン (CVN-70)	91,487 (満載排水)	S 58. 10. 01 ~05	5
29	巡洋艦	テキサス (CGN-39)	10,000	〃	5
30	〃	〃 (〃)	〃	S 59. 12. 06 ~08	3
31	22	スケート (SSN-578)	2,360	S 60. 05. 12 ~18	7
32	23	ピントド (SSN-672)	3,640	S 60. 09. 15 ~27	13

総隻数	潜水艦 隻 数	艦 名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
33	24	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	S 60. 09. 19	1
34	25	ピンタド (S S N-672)	3,640	S 60. 09. 29	1
35	26	〃 (〃)	〃	S 60. 11. 15 ~16	2
36	27	ブレマートン (S S N-698)	6,000	S 61. 03. 01 ~04	4
37	28	プランジャー (S S N-595)	3,750	S 61. 03. 06 ~09	4
38	29	タニー (S S N-682)	3,640	S 61. 07. 10 ~14	5
39	30	ポラック (S S N-603)	3,750	S 61. 08. 27 ~09. 08	13
40	31	〃 (〃)	〃	S 61. 09. 18 ~19	2
41	32	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	S 61. 10. 04 ~08	5
42	33	ハドー (S S N-604)	3,750	S 61. 11. 18 ~23	6
43	34	クイーンフィッシュ (S S N-651)	3,640	S 62. 03. 04 ~06	3
44	35	〃 (〃)	〃	S 62. 04. 02 ~07	6
45	巡洋艦	ロングビーチ (C G N- 9)	17,525	S 62. 04. 10 ~14	5
46	36	ギタロ (S S N-665)	3,640	S 62. 08. 29 ~30	2
47	37	パーミット (S S N-594)	3,750	S 62. 11. 02 ~08	7
48	38	フラッシャー (S S N-613)	3,750	S 62. 11. 12 ~24	13
49	39	ポギー (S S N-647)	3,640	S 62. 12. 17 ~26	10
50	40	ホークビル (S S N-666)	3,640	S 63. 01. 07 ~17	11
51	41	ウィリアム・H・ベイツ (S S N-680)	4,460	S 63. 03. 04 ~11	8
52	42	ポギー (S S N-647)	3,360	S 63. 03. 19	1
53	43	ハドック (S S N-621)	3,750	S 63. 09. 14 ~23	10
54	44	オマハ (S S N-692)	6,000	S 63. 10. 03	1
55	45	ハドック (S S N-621)	3,750	S 63. 10. 12 ~15	4
56	46	ハドー (S S N-604)	3,750	H01. 03. 06	1
57	47	〃 (〃)	〃	H01. 03. 22	1
58	空母	カールビンソン (C V N- 70)	91,487 (満載排水量)	H02. 03. 04 ~06	3
59	48	ホノルル (S S N-718)	6,080	H03. 06. 25 ~07. 01	7
60	49	パサデナ (S S N-752)	6,080	H03. 08. 12	1
61	50	〃 (〃)	〃	H03. 08. 16	1
62	51	ハドック (S S N-621)	3,750	〃	1
63	52	〃 (〃)	〃	H03. 08. 19	1
64	53	パサデナ (S S N-752)	6,080	H03. 08. 19 ~22	4

総隻数	潜水艦隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
65	54	ヘレナ (SSN-725)	6,080	H04. 03. 19 ~22	4
66	55	ドラム (SSN-677)	4,250	H04. 03. 24	1
67	56	〃 (〃)	〃	H04. 03. 27	1
68	57	ヘレナ (SSN-725)	6,080	H04. 06. 11	1
69	58	シカゴ (SSN-721)	6,080	H04. 06. 13	1
70	59	〃 (〃)	〃	H04. 06. 19 ~23	5
71	60	トートグ (SSN-639)	4,250	H04. 07. 15	1
72	61	オマハ (SSN-692)	6,080	H04. 08. 23	1
73	62	〃 (〃)	〃	H04. 08. 24 ~29	6
74	63	トートグ (SSN-639)	4,250	H04. 09. 12	1
75	64	〃 (〃)	〃	H04. 09. 24	1
76	65	アスプロ (SSN-648)	4,250	H05. 03. 01	1
77	66	ポギー (SSN-647)	4,250	H05. 03. 17 ~20	4
78	67	〃 (〃)	〃	H05. 03. 22	1
79	68	ガーナード (SSN-662)	4,250	H05. 06. 09 ~11	3
80	69	ホークビル (SSN-666)	4,250	H05. 08. 23 ~09. 02	11
81	70	インディアナポリス (SSN-697)	6,080	H05. 09. 01	1
82	71	ホークビル (SSN-666)	4,250	H05. 09. 20	1
83	72	インディアナポリス (SSN-697)	6,080	H05. 10. 12 ~16	5
84	73	シカゴ (SSN-721)	6,080	H05. 11. 29	1
85	74	ニューヨーク・シティ (SSN-696)	6,080	H05. 12. 06	1
86	75	ドラム (SSN-677)	4,250	H06. 01. 11	1
87	76	シカゴ (SSN-721)	6,080	H06. 01. 25	1
88	77	〃 (〃)	〃	H06. 01. 29 ~31	3
89	78	ドラム (SSN-677)	4,250	H06. 02. 04 ~16	13
90	79	タニー (SSN-682)	4,460	H06. 02. 22	1
91	80	オマハ (SSN-692)	6,080	H06. 04. 14 ~22	9
92	81	タニー (SSN-682)	4,460	H06. 04. 19	1
93	82	シカゴ (SSN-721)	6,080	H06. 04. 23	1
94	83	バッファロー (SSN-715)	6,080	H06. 06. 10	1
95	84	ジェファーソン・シティ (SSN-759)	6,080	H06. 07. 22	1
96	85	サンフランシスコ (SSN-711)	6,080	H06. 08. 02 ~10	9
97	86	ウィリアム・H・ベイツ (SSN-680)	4,460	H06. 09. 17 ~19	3

総隻数	潜水艦 隻 数	艦 名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
98	巡洋艦	カリフォルニア (C G N-36)	9,561	H06. 10. 05 ~06	2
99	87	パファー (S S N-652)	4,250	H06. 11. 26 ~29	4
100	88	オリンピア (S S N-717)	6,080	H06. 12. 13 ~14	2
101	89	〃 (〃)	〃	H07. 02. 09 ~14	6
102	90	トートグ (S S N-639)	4,250	H07. 06. 13 ~14	2
103	91	〃 (〃)	〃	H07. 07. 13 ~21	9
104	92	タニー (S S N-682)	4,460	H07. 07. 21 ~23	3
105	93	〃 (〃)	〃	H07. 07. 24 ~28	5
106	94	ブルーフィッシュ (S S N-675)	4,250	H07. 11. 05 ~11	7
107	95	ブレマートン (S S N-698)	6,080	H08. 01. 06 ~19	14
108	96	ピンタド (S S N-672)	4,250	H08. 02. 24 ~26	3
109	97	〃 (〃)	〃	H08. 03. 04 ~10	7
110	98	ブレマートン (S S N-698)	6,080	H08. 03. 12 ~14	3
111	99	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	H08. 07. 15 ~16	2
112	100	ラ・ホーヤ (S S N-701)	6,080	H08. 07. 22 ~08. 06	16
113	101	タニー (S S N-682)	4,460	H08. 10. 11 ~14	4
114	102	サンタフェ (S S N-763)	6,080	H09. 01. 13 ~22	10
115	103	タニー (S S N-682)	4,460	H09. 01. 16 ~17	2
116	104	トピーカ (S S N-754)	6,080	H09. 01. 31 ~02. 08	9
117	105	タニー (S S N-682)	4,460	H09. 02. 08 ~18	11
118	106	〃 (〃)	〃	H09. 02. 25 ~26	2
119	107	ホノルル (S S N-718)	6,080	H09. 05. 24 ~06. 03	11
120	108	ヘレナ (S S N-725)	6,080	H09. 06. 05 ~13	9
121	109	インディアナポリス (S S N-697)	6,080	H09. 06. 06 ~20	15
122	110	ロサンゼルス (S S N-688)	6,080	H09. 06. 19 ~07. 01	13
123	111	ポートマス (S S N-707)	6,080	H09. 06. 21 ~07. 02	12
124	112	ホノルル (S S N-718)	6,080	H09. 06. 29 ~07. 02	4
125	113	インディアナポリス (S S N-697)	6,080	H09. 07. 03 ~06	4
126	114	ロサンゼルス (S S N-688)	6,080	H09. 07. 05 ~11	7
127	115	インディアナポリス (S S N-697)	6,080	H09. 08. 30 ~09. 08	10
128	116	バッファロー (S S N-715)	6,080	H09. 08. 31	1
129	117	ヘレナ (S S N-725)	6,080	H09. 09. 10 ~22	13
130	118	バッファロー (S S N-715)	6,080	H09. 09. 19 ~21	3

総隻数	潜水艦 隻 数	艦 名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
131	119	バッファロー (S S N-715)	6,080	H09.09.30 ~10.01	2
132	120	〃 (〃)	〃	H09.10.05 ~06	2
133	121	ウィリアム・H・ベイツ (S S N-680)	4,960	H09.11.04	1
134	122	カメハメハ (S S N-642)	7,330	H09.11.05 ~07	3
135	123	ブレマートン (S S N-698)	6,080	H09.11.22 ~28	7
136	124	〃 (〃)	〃	H09.12.22 ~31	10
137	125	ラ・ホーヤ (S S N-701)	6,080	H10.01.08 ~17	10
138	126	シカゴ (S S N-721)	6,080	H10.01.20 ~23	4
139	127	〃 (〃)	〃	H10.02.05	1
140	128	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	H10.05.04 ~08	5
141	129	アッシュビル (S S N-758)	6,080	H10.06.04 ~19	16
142	130	ポギー (S S N-647)	4,250	H10.06.07 ~15	9
143	131	ヒューストン (S S N-713)	6,080	H10.06.15 ~19	5
144	132	〃 (〃)	〃	H10.06.27	1
145	133	コロンビア (S S N-771)	6,080	H10.09.26 ~10.01	6
146	134	グリーンビル (S S N-772)	6,080	H10.09.27 ~10.12	16
147	135	カメハメハ (S S N-642)	7,330	H10.10.17 ~19	3
148	136	コロンビア (S S N-771)	6,080	H10.11.10 ~17	8
149	137	キー・ウェスト (S S N-722)	6,080	H10.11.25 ~30	6
150	138	パサデナ (S S N-752)	6,080	H11.01.20 ~25	6
151	139	ホノルル (S S N-718)	6,080	H11.05.15 ~17	3
152	140	ロサンゼルス (S S N-688)	6,080	H11.08.02 ~09	8
153	141	〃 (〃)	〃	H11.08.12 ~14	3
154	142	パサデナ (S S N-752)	6,080	H11.09.27 ~30	4
155	143	ポートマス (S S N-707)	6,080	H11.10.18 ~25	8
156	144	トピーカ (S S N-754)	6,080	H11.11.15 ~22	8
157	145	〃 (〃)	〃	H11.12.23	1
158	146	シャルロット (S S N-766)	6,080	H12.02.08 ~11	4
159	147	〃 (〃)	〃	H12.02.16	1
160	148	トピーカ (S S N-754)	6,080	H12.03.25 ~29	5
161	149	ソルトレイクシティ (S S N-716)	6,080	H12.04.05 ~10	6
162	150	シャルロット (S S N-766)	6,080	H12.04.23	1
163	151	ソルトレイクシティ (S S N-716)	6,080	H12.05.08	1

総隻数	潜水艦 隻 数	艦 名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
164	152	シャルロット (SSN-766)	6,080	H12. 05. 15 ~21	7
165	153	アッシュヴィル (SSN-758)	6,080	H12. 05. 17	1
166	154	〃 (〃)	〃	H12. 06. 04	1
167	155	〃 (〃)	〃	H12. 06. 20 ~27	8
168	156	ヘレナ (SSN-725)	6,080	H12. 08. 25 ~26	2
169	157	コロンブス (SSN-762)	6,080	H12. 08. 29 ~09. 01	4
170	158	〃 (〃)	〃	H12. 09. 06 ~10	5
171	159	ホノルル (SSN-718)	6,080	H12. 11. 03 ~07	5
172	160	トピーカ (SSN-754)	6,080	H13. 02. 10	1
173	161	レイヴィル (SSN-724)	6,080	H13. 03. 22 ~26	5
174	162	シカゴ ※無通報入港 (SSN-721)	6,080	H13. 04. 02	1
175	163	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H13. 04. 02 ~06	5
176	164	〃 (〃)	〃	H13. 05. 04	1
177	165	シカゴ (SSN-721)	6,080	H13. 05. 10 ~11	2
178	166	ロサンゼルス (SSN-688)	6,080	H13. 05. 11	1
179	167	〃 (〃)	〃	H13. 05. 25 ~29	5
180	168	シカゴ (SSN-721)	6,080	H13. 06. 13	1
181	169	〃 (〃)	〃	H13. 06. 16	1
182	170	コロンビア (SSN-771)	6,080	H13. 07. 20	1
183	171	〃 (〃)	〃	H13. 07. 23	1
184	172	オリンピア (SSN-717)	6,080	H13. 09. 01	1
185	173	ブレマートン (SSN-698)	6,080	H13. 09. 20 ~10. 01	12
186	174	〃 (〃)	〃	H13. 10. 04	1
187	175	ポートマス (SSN-707)	6,080	H13. 11. 29	1
188	176	〃 (〃)	〃	H13. 12. 02 ~05	4
189	177	ジェファーソン・シティ (SSN-759)	6,080	H14. 02. 26	1
190	178	〃 (〃)	〃	H14. 03. 02	1
191	179	ラ・ホーヤ (SSN-701)	6,080	H14. 04. 16 ~19	4
192	180	〃 (〃)	〃	H14. 04. 20 ~25	6
193	181	〃 (〃)	〃	H14. 05. 01 ~05	5
194	182	コロンブス (SSN-762)	6,080	H14. 05. 13 ~17	5
195	183	〃 (〃)	〃	H14. 05. 24 ~06. 03	11
196	184	〃 (〃)	〃	H14. 06. 08	1

総隻数	潜水艦隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
197	185	コロンブス (SSN-762)	6,080	H14. 06. 18	1
198	186	ツーソン (SSN-770)	6,080	H14. 07. 25 ~29	5
199	187	〃 (〃)	〃	H14. 08. 01	1
200	188	〃 (〃)	〃	H14. 08. 15	1
201	空母	エイブラハム・リンカーン (CVN-72)	102,000 (満載排水量)	H14. 08. 16 ~19	4
202	189	ツーソン (SSN-770)	6,080	H14. 09. 06 ~30	25
203	190	ルイヴィル (SSN-724)	6,080	H14. 09. 26	1
204	191	ヘレナ (SSN-725)	6,080	H14. 09. 27	1
205	192	シャイアン (SSN-773)	6,080	H14. 10. 15	1
206	193	〃 (〃)	〃	H14. 10. 18	1
207	194	ルイヴィル (SSN-724)	6,080	H14. 11. 12	1
208	195	〃 (〃)	〃	H14. 12. 12	1
209	196	〃 (〃)	〃	H14. 12. 16	1
210	197	ホノルル (SSN-718)	6,080	H15. 02. 19 ~21	3
211	198	〃 (〃)	〃	H15. 02. 24	1
212	199	シカゴ (SSN-721)	6,080	H15. 03. 04	1
213	200	〃 (〃)	〃	H15. 03. 07	1
214	201	ホノルル (SSN-718)	6,080	H15. 03. 09	1
215	202	〃 (〃)	〃	H15. 03. 27 ~29	3
216	203	オリンピア (SSN-717)	6,080	H15. 05. 16 ~20	5
217	204	〃 (〃)	〃	H15. 05. 29 ~31	3
218	205	ロサンゼルス (SSN-688)	6,080	H15. 06. 01	1
219	206	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H15. 06. 11	1
220	207	〃 (〃)	〃	H15. 06. 14	1
221	208	オリンピア (SSN-717)	6,080	H15. 07. 05	1
222	209	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H15. 07. 08	1
223	210	オリンピア (SSN-717)	6,080	H15. 07. 10	1
224	211	〃 (〃)	〃	H15. 09. 02 ~05	4
225	212	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H15. 09. 26	1
226	213	ポートマス (SSN-707)	6,080	H15. 10. 08 ~13	6
227	214	ヘレナ (SSN-725)	6,080	H15. 10. 09	1
228	215	ポートマス (SSN-707)	6,080	H15. 10. 16	1
229	216	〃 (〃)	〃	H15. 11. 10 ~11	2

総隻数	潜水艦隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
230	217	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H15.11.29	1
231	218	〃 (〃)	〃	H15.12.02 ~07	6
232	219	〃 (〃)	〃	H15.12.11 ~15	5
233	220	トピーカ (SSN-754)	6,080	H16.02.01	1
234	221	コロンブス (SSN-762)	6,080	H16.02.13 ~18	6
235	222	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H16.02.16	1
236	223	コロンブス (SSN-762)	6,080	H16.02.21	1
237	224	〃 (〃)	〃	H16.03.06	1
238	225	ティオブコーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H16.03.23	1
239	226	トピーカ (SSN-754)	6,080	H16.05.10	1
240	227	ラ・ホーヤ (SSN-701)	6,080	H16.05.17	1
241	228	トピーカ (SSN-754)	6,080	H16.06.25 ~30	6
242	229	ソルトレイクシティ (SSN-716)	6,080	H16.06.29	1
243	230	〃 (〃)	6,080	H16.07.02 ~03	2
244	231	ラ・ホーヤ (SSN-701)	6,080	H16.07.26 ~29	4
245	232	ツーソン (SSN-770)	6,080	H16.08.04	1
246	233	〃 (〃)	6,080	H16.08.07	1
247	空母	ジョンC.ステニス (CVN-74)	102,000 (満載排水量)	H16.08.21 ~25	5
248	234	ホノルル (SSN-718)	6,080	H16.09.12	1
249	235	〃 (〃)	6,080	H16.09.15	1
250	236	シャルロット (SSN-766)	6,080	H16.10.01	1
251	237	シャイアン (SSN-773)	6,080	H17.01.27 ~02.03	8
252	238	〃 (〃)	6,080	H17.02.17	1
253	239	〃 (〃)	6,080	H17.02.20	1
254	240	〃 (〃)	6,080	H17.02.23 ~24	2
255	241	オリンピア (SSN-717)	6,080	H17.04.24 ~26	3
256	242	〃 (〃)	6,080	H17.04.30	1
257	243	ヘレナ (SSN-725)	6,080	H17.06.10	1
258	244	〃 (〃)	6,080	H17.06.13 ~17	5
259	245	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H17.08.26 ~09.01	7
260	246	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H17.09.24 ~28	5
261	247	〃 (〃)	6,080	H17.10.01 ~02	2
262	248	〃 (〃)	6,080	H17.10.27 ~29	3

総隻数	潜水艦隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
263	249	シティ・オブ・コーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H17.10.30	1
264	250	〃 (〃)	6,080	H17.11.02	1
265	251	パサデナ (SSN-752)	6,080	H17.11.22~28	7
266	252	トピーカ (SSN-754)	6,080	H18.01.23~27	5
267	253	〃 (〃)	6,080	H18.01.30	1
268	254	ジェファーソン・シティ (SSN-759)	6,080	H18.02.17~28	12
269	255	シカゴ (SSN-721)	6,080	H18.03.02~07	6
270	256	〃 (〃)	6,080	H18.03.10	1
271	257	〃 (〃)	6,080	H18.04.21~25	5
272	258	ヒューストン (SSN-713)	6,080	H18.04.26	1
273	259	シティ・オブ・コーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H18.05.04~08	5
274	空母	エイブラハム・リンカーン (CVN-72)	102,000 (満載排水)	H18.05.25~29	5
275	260	ホノルル (SSN-718)	6,080	H18.06.13	1
276	261	ツーソン (SSN-770)	6,080	H18.06.28~07.06	9
277	262	〃 (〃)	6,080	H18.07.12	1
278	263	ヒューストン (SSN-713)	6,080	H18.07.16	1
279	264	ラ・ホーヤ (SSN-701)	6,080	H18.08.14	1
280	265	〃 (〃)	6,080	H18.08.17	1
281	266	バッファロー (SSN-715)	6,080	H18.08.22~26	5
282	267	ラ・ホーヤ (SSN-701)	6,080	H18.09.27~29	3
283	268	ヒューストン (SSN-713)	6,080	H19.02.02	1
284	空母	ロナルド・レーガン (CVN-76)	102,000 (満載排水)	H19.02.24~28	5
285	269	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H19.03.31~04.05	6
286	270	ヒューストン (SSN-713)	6,080	H19.04.13~18	6
287	271	ロサンゼルス (SSN-688)	6,080	H19.09.11~25	15
288	272	シティ・オブ・コーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H19.09.12	1
289	273	シティ・オブ・コーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H19.09.17	1
290	274	シカゴ (SSN-721)	6,080	H19.10.12	1
291	275	シカゴ (SSN-721)	6,080	H19.10.16	1
292	276	ジェファーソン・シティ (SSN-759)	6,080	H19.11.03~10	8
293	277	ジェファーソン・シティ (SSN-759)	6,080	H19.12.15	1
294	278	トピーカ (SSN-754)	6,080	H19.12.28~H20.01.04	8
295	279	ジェファーソン・シティ (SSN-759)	6,080	H20.01.14	1

総隻数	潜水艦隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
296	280	ジェファーソン・シティ (SSN-759)	6,080	H20. 01. 18	1
297	空母	ニミッツ (CVN-68)	91,487 (満載排水量)	H20. 02. 11~15	5
298	281	ヘレナ (SSN-725)	6,080	H20. 02. 16~22	7
299	282	トピーカ (SSN-754)	6,080	H20. 03. 26	1
300	283	ヒューストン (SSN-713)	6,080	H20. 03. 27~04. 02	7
301	284	ヒューストン (SSN-713)	6,080	H20. 04. 06	1
302	285	コロンブス (SSN-762)	6,080	H20. 06. 16~26	11
303	空母	ロナルド・レーガン (CVN-76)	102,000 (満載排水量)	H20. 07. 28~08. 01	5
304	286	ラ・ホーヤ (SSN-701)	6,080	H20. 08. 04~11	8
305	287	ラ・ホーヤ (SSN-701)	6,080	H20. 08. 15~17	3
306	288	アッシュビル (SSN-758)	6,080	H20. 10. 11	1
307	289	ブレマートン (SSN-698)	6,080	H20. 12. 18~27	10
308	空母	ジョン C. ステニス (CVN-74)	102,000 (満載排水量)	H21. 02. 27~03. 03	5
309	290	シカゴ (SSN-721)	6,080	H21. 03. 22	1
310	291	シカゴ (SSN-721)	6,080	H21. 03. 26	1
311	292	ティオブコーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H21. 03. 28	1
312	293	ティオブコーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H21. 04. 01	1
313	294	シカゴ (SSN-721)	6,080	H21. 04. 07~13	7
314	295	シカゴ (SSN-721)	6,080	H21. 04. 18	1
315	296	パサデナ (SSN-752)	6,080	H21. 08. 03~10	8
316	297	パサデナ (SSN-752)	6,080	H21. 08. 29~09. 01	4
317	298	パサデナ (SSN-752)	6,080	H21. 09. 11	1
318	299	コロンビア (SSN-771)	6,080	H21. 12. 28~H22. 01. 04	8
319	300	コロンビア (SSN-771)	6,080	H22. 01. 08	1
320	301	アッシュビル (SSN-758)	6,080	H22. 06. 08~15	8
321	302	ツーソン (SSN-770)	6,080	H22. 07. 13~20	8
322	303	ツーソン (SSN-770)	6,080	H22. 07. 23	1
323	304	オリンピア (SSN-717)	6,080	H22. 08. 16~18	3
324	305	ルイビル (SSN-724)	6,080	H22. 09. 08	1
325	306	ルイビル (SSN-724)	6,080	H22. 09. 23	1
326	307	オリンピア (SSN-717)	6,080	H22. 10. 29	1
327	308	ティオブコーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H22. 12. 13	1
328	309	ティオブコーパスクリスティ (SSN-705)	6,080	H22. 12. 16	1

総隻数	潜水艦 隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
329	310	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	H23. 01. 18~25	8
330	311	パサデナ (S S N-752)	6,080	H23. 02. 18~26	9
331	312	サンタフェ (S S N-763)	6,080	H23. 03. 08~12	5
332	313	パサデナ (S S N-752)	6,080	H23. 03. 25	1
333	314	パサデナ (S S N-752)	6,080	H23. 04. 04	1
334	空母	ジョージ・ワシントン (C V N-73)	104,178 (満載排水量)	H23. 04. 05~06	2
335	空母	ジョージ・ワシントン (C V N-73)	104,178 (満載排水量)	H23. 04. 12~14	3
336	315	サンタフェ (S S N-763)	6,080	H23. 04. 15~18	4
337	空母	ロナルド・レーガン (C V N-76)	102,000 (満載排水量)	H23. 04. 19~22	4
338	316	サンタフェ (S S N-763)	6,080	H23. 06. 28~07. 02	5
339	317	バッファロー (S S N-715)	6,080	H23. 12. 12	1
340	318	バッファロー (S S N-715)	6,080	H23. 12. 14~15	2
341	319	ツーソン (S S N-770)	6,080	H24. 02. 10~17	8
342	320	ツーソン (S S N-770)	6,080	H24. 02. 21	1
343	321	ツーソン (S S N-770)	6,080	H24. 02. 24	1
344	322	ツーソン (S S N-770)	6,080	H24. 02. 27	1
345	323	ノース・カロライナ (S S N-777)	7,800	H24. 03. 19~04. 03	16
346	324	ルイヴィル (S S N-724)	6,080	H24. 04. 18~04. 25	8
347	325	オクラホマシティ (S S N-723)	6,080	H24. 05. 25~05. 29	5
348	326	トピーカ (S S N-754)	6,080	H24. 07. 02	1
349	327	トピーカ (S S N-754)	6,080	H24. 07. 06	1
350	328	トピーカ (S S N-754)	6,080	H24. 07. 31	1
351	329	バッファロー (S S N-715)	6,080	H24. 08. 13	1
352	330	ラ・ホーヤ (S S N-701)	6,080	H24. 12. 20	1
353	331	ブレマートン (S S N-698)	6,080	H25. 01. 21	1
354	332	ブレマートン (S S N-698)	6,080	H25. 01. 24~01. 30	7
355	333	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	H25. 02. 12	1
356	334	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	H25. 04. 17	1
357	335	ブレマートン (S S N-698)	6,080	H25. 05. 13	1
358	336	サンフランシスコ (S S N-711)	6,080	H25. 05. 15~05. 20	6
359	337	アルバカーキ (S S N-706)	6,080	H25. 06. 03	1
360	338	アルバカーキ (S S N-706)	6,080	H25. 06. 07~06. 10	4
361	339	アルバカーキ (S S N-706)	6,080	H25. 07. 16	1

総隻数	潜水艦 隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
362	340	ツーソン (SSN-770)	6,080	H25.11.22	1
363	341	ツーソン (SSN-770)	6,080	H25.11.26~12.04	9
364	342	コロンブス (SSN-762)	6,080	H26.03.20~03.24	5
365	343	コロンブス (SSN-762)	6,080	H26.03.28	1
366	344	コロンブス (SSN-762)	6,080	H26.04.01	1
367	345	コロンブス (SSN-762)	6,080	H26.05.02	1
368	346	コロンビア (SSN-771)	6,080	H26.06.09~13	5
369	347	コロンビア (SSN-771)	6,080	H26.06.26	1
370	348	コロンビア (SSN-771)	6,080	H26.06.30	1
371	空母	ジョージ・ワシントン (CVN-73)	104,178 (満載排水量)	H26.08.01~04	4
372	349	オリンピア (SSN-717)	6,080	H26.10.17~24	8
373	350	ハワイ (SSN-776)	7,800	H26.12.23~27	5
374	351	オリンピア (SSN-717)	6,080	H27.01.09~16	8
375	352	レイヴィル (SSN-724)	6,080	H27.01.31	1
376	353	パサデナ (SSN-752)	6,080	H27.03.06	1
377	354	パサデナ (SSN-752)	6,080	H27.03.09	1
378	355	パサデナ (SSN-752)	6,080	H27.03.12	1
379	356	パサデナ (SSN-752)	6,080	H27.04.06~09	4
380	357	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H27.05.09~12	4
381	358	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H27.05.15	1
382	359	ハンプトン (SSN-767)	6,080	H27.08.10~13	4
383	360	ハンプトン (SSN-767)	6,080	H27.09.01~08	8
384	361	ヒューストン (SSN-713)	6,080	H27.09.10~16	7
385	362	オクラホマシティ (SSN-723)	6,080	H27.10.18	1
386	363	シカゴ (SSN-721)	6,080	H27.10.23~27	5
387	364	シカゴ (SSN-721)	6,080	H27.10.30	1
388	365	シャルロット (SSN-766)	6,080	H28.01.05~16	12
389	366	テキサス (SSN-775)	7,800	H28.01.20~23	4
390	367	シャルロット (SSN-766)	6,080	H28.01.21	1
391	368	ツーソン (SSN-770)	6,080	H28.02.08~13	6
392	369	ブルマートン (SSN-698)	6,080	H28.04.06~13	8
393	370	ツーソン (SSN-770)	6,080	H28.04.17~21	5
394	371	ブルマートン (SSN-698)	6,080	H28.04.17	1

総隻数	潜水艦 隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
395	372	ブレマートン (SSN-698)	6,080	H28.04.20	1
396	373	ブレマートン (SSN-698)	6,080	H28.04.21	1
397	374	ブレマートン (SSN-698)	6,080	H28.04.23	1
398	375	コロンビア (SSN-771)	6,080	H28.06.07	1
399	376	コロンビア (SSN-771)	6,080	H28.06.10	1
400	377	ミシシッピ (SSN-782)	7,800	H28.06.24	1
401	378	ミシシッピ (SSN-782)	7,800	H28.06.27~29	3
402	379	サンフランシスコ (SSN-711)	6,080	H28.06.27	1
403	380	サンフランシスコ (SSN-711)	6,080	H28.06.30~07.06	7
404	381	コロンビア (SSN-771)	6,080	H28.07.08~13	6
405	382	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H28.08.01	1
406	383	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H28.08.04	1
407	384	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H28.08.09	1
408	385	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H28.09.02	1
409	386	キー・ウェスト (SSN-722)	6,080	H28.09.05~14	10
410	387	ルイヴィル (SSN-724)	6,080	H28.12.16	1
411	388	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H28.12.22~29	8
412	389	パサデナ (SSN-752)	6,080	H29.01.09	1
413	390	パサデナ (SSN-752)	6,080	H29.01.12	1
414	391	ルイヴィル (SSN-724)	6,080	H29.01.15	1
415	392	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H29.02.14	1
416	393	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H29.02.15	1
417	394	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H29.02.19~25	7
418	395	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H29.02.28	1
419	396	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H29.03.18	1
420	397	シャイアン (SSN-773)	6,080	H29.04.17	1
421	398	シャイアン (SSN-773)	6,080	H29.04.18	1
422	399	シャイアン (SSN-773)	6,080	H29.04.21	1
423	400	シャイアン (SSN-773)	6,080	H29.05.02~08	7
424	401	オリンピア (SSN-717)	6,080	H29.05.23	1
425	402	オリンピア (SSN-717)	6,080	H29.05.26	1
426	403	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H29.05.26	1

総隻数	潜水艦 隻数	艦名	基準排水量	寄港期間	滞在 日数
427	404	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H29.05.29	1
428	405	サンタフェ (SSN-763)	6,080	H29.05.30	1
429	406	シャイアン (SSN-773)	6,080	H29.07.11~16	6
430	407	オリンピア (SSN-717)	7,800	H29.07.18~24	7
431	408	ミシシッピ (SSN-782)	7,800	H29.11.17	1
432	409	ミシシッピ (SSN-782)	6,080	H29.11.20	1
433	410	トピーカ (SSN-754)	6,080	H29.11.27	1
434	411	ミシシッピ (SSN-782)	7,800	H29.12.12	1
435	412	ミシシッピ (SSN-782)	7,800	H29.12.14	1
436	413	コロンビア (SSN-771)	6,080	H29.12.27	1
437	414	コロンビア (SSN-771)	6,080	H29.12.30~30.01.05	7
438	415	トピーカ (SSN-754)	6,080	H30.01.10	1
439	416	トピーカ (SSN-754)	6,080	H30.01.13	1
440	417	テキサス (SSN-775)	7,800	H30.01.17~22	6
441	418	トピーカ (SSN-754)	6,080	H30.01.18	1
442	419	トピーカ (SSN-754)	6,080	H30.02.19~23	5
443	420	トピーカ (SSN-754)	6,080	H30.02.26	1
444	421	トピーカ (SSN-754)	6,080	H30.06.23	1
445	422	パサデナ (SSN-752)	6,080	H30.06.30	1
446	423	パサデナ (SSN-752)	6,080	H30.07.04~18	15
447	424	パサデナ (SSN-752)	6,080	H30.07.21	1
448	425	パサデナ (SSN-752)	6,080	H30.08.10~19	10
449	426	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H30.09.12~17	6
450	427	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H30.09.19	1
451	428	アレキサンドリア (SSN-757)	6,080	H30.09.22	1
452	429	シャイアン (SSN-773)	6,080	H30.12.21~27	7
453	430	シャイアン (SSN-773)	6,080	H31.01.02	1
454	431	シャイアン (SSN-773)	6,080	H31.01.05	1
455	432	シャイアン (SSN-773)	6,080	H31.01.07	1
456	433	ハワイ (SSN-776)	7,800	H31.01.18~23	6
457	434	アナポリス (SSN-760)	6,000	H31.04.25~29	5
458	435	ツーソン (SSN-770)	6,080	R01.05.08	1
459	436	ツーソン (SSN-770)	6,080	R01.05.11~16	6

(令和7年1月末日現在)

c 空母入港一覧

(昭和35年以降)

艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 35. 02. 02～	
コーラルシー (CV-43)	52,500	S 35. 12. 19～	
コーラルシー (CV-43)	52,500	S 36. 02. ～	
レキシントン (CVT-16)	32,800	S 36. 03. 20～	
レインジヤー (CV-61)	60,000	S 36. 12. 18～	
コーラルシー (CV-43)	52,500	S 37. 02. 12～	
レキシントン (CVT-16)	32,800	S 37. 03. 10～	
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 37. 05. 21～	
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 37. 09. 07～	
レインジヤー (CV-61)	60,000	S 38. 02. 11～	
コンステレーション (CV-64)	60,100	S 38. 06. 28～	
コーラルシー (CV-43)	52,500	S 38. 10. 03～	
キティ・ホーク (CV-63)	60,100	S 38. 11. 25～	
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 39. 01. 24～	
キティ・ホーク (CV-63)	60,100	S 39. 03. 15～	
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 39. 04. 17～	
ヨークタウン (CVS-10)	30,800	S 40. 01. ～	
ヨークタウン (CVS-10)	30,800	S 40. 03. ～	
ベニングトン (CVS-20)	33,000	S 40. 06. ～	
ボンホムリチャード (CVA-31)	29,600	S 40. 09. ～	
ホーネット (CVS-12)	33,000	S 40. 12. ～	
タイコンデロガ (CVA-14)	32,800	S 41. 02. 21～	
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 41. 04. 14～24	11
ヨークタウン (CVS-10)	30,800	S 41. 05. 02～	
ケアサージ (CVS-33)	30,800	S 41. 08. 02～	
イントレピット (CVS-11)	29,600	S 41. 08. 15～24	10
タイコンデロガ (CVA-14)	32,800	S 41. 12. 21～	
ベニングトン (CVS-20)	33,000	S 42. 02. 12～	
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 42. 03. 02～11	10
ボンホムリチャード (CVA-31)	29,600	S 42. 03. 26～	
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 42. 04. 15～	
ホーネット (CVS-12)	33,000	S 42. 05. 17～19	3

艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
ホーネット (CVS-12)	33,000	S 42. 08. 23~	
オリスカニ (CV-34)	28,200	S 42. 09. 20~	
ケアサージ (CVS-33)	30,800	S 42. 12. 23~	
エンタープライズ (CVN-65)	75,700	S 43. 01. 19~23	5
ケアサージ (CVS-33)	30,800	S 43. 02. 23~03. 01	7
コーラルシー (CV-43)	52,500	S 43. 02. 26~03. 04	7
ヨークタウン (CVS-10)	30,800	S 43. 03. 01	1
レインジヤー (CV-61)	60,000	S 43. 03. 07~15	9
ケアサージ (CVS-33)	30,800	S 43. 03. 22~24	3
ボンホムリチャード (CVA-31)	29,600	S 43. 04. 24~05. 04	11
ベニングトン (CVS-20)	33,000	S 43. 06. 10~21	12
ヨークタウン (CVS-10)	30,800	S 43. 06. 19~21	3
ベニングトン (CVS-20)	33,000	S 43. 08. 07~19	13
イントレピッド (CVS-11)	29,600	S 43. 08. 26~09. 01	7
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 43. 12. 05~11	7
ホーネット (CVS-12)	33,000	S 43. 12. 23~44. 01. 02	11
キティ・ホーク (CV-63)	60,100	S 44. 05. 16~25	10
キティ・ホーク (CV-63)	60,100	S 44. 05. 28~06. 05	9
タイコンデロガ (CVA-14)	32,800	S 44. 06. 09~16	8
キティ・ホーク (CV-63)	60,100	S 44. 06. 16~25	10
ボンホムリチャード (CVA-31)	29,600	S 44. 06. 30~07. 07	8
ケアサージ (CVS-33)	30,800	S 44. 07. 09~19	11
ボンホムリチャード (CVA-31)	29,600	S 44. 07. 14~24	11
ケアサージ (CVS-33)	30,800	S 44. 07. 22~24	3
タイコンデロガ (CVA-14)	32,800	S 44. 08. 05~16	12
タイコンデロガ (CVA-14)	32,800	S 44. 08. 25~30	6
ボンホムリチャード (CVA-31)	29,600	S 44. 09. 04~13	10
オリスカニ (CV-34)	28,200	S 44. 09. 18~28	11
コンステレーション (CV-64)	60,100	S 44. 10. 08~16	9
コンステレーション (CV-64)	60,100	S 44. 10. 25~28	4
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 44. 10. 31~11. 08	9
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 44. 11. 15~20	6
コーラルシー (CVA-43)	52,500	S 44. 11. 23~12. 03	11

艦名	基準排水量	寄港期間	滞在日数
コーラルシー (CVA-43)	52,500	S 44.12.08~09	2
コーラルシー (CVA-43)	52,500	S 44.12.12~19	8
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 44.12.12~45.01.02	22
レインジヤー (CV-61)	60,000	S 45.01.14~24	11
コーラルシー (CVA-43)	52,500	S 45.01.30~02.10	12
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 45.02.15~22	8
ハンコック (CVA-19)	33,200	S 45.03.02	1
レインジヤー (CV-61)	60,000	S 45.03.25~04.10	17
キティ・ホーク (CV-63)	60,100	S 46.05.20~26	7
タイコンデロガ (CVS-14)	32,800	S 46.06.07~15	8
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 46.10.20~22	3
キティ・ホーク (CV-63)	60,100	S 47.11.13	1
コーラルシー (CVA-43)	52,500	S 48.05.29~06.01	4
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 55.03.20~22	3
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 56.12.12~20	9
コーラルシー (CVA-43)	52,500	S 57.02.12~18	7
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 57.03.21~23	3
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 58.01.28~02.01	4
エンタープライズ (CVN-65)	75,700	S 58.03.21~25	5
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 58.04.25~30	6
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 58.08.08~11	4
カールビンソン (CVN-70)	91,487 (満載排水量)	S 58.10.01~05	5
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 58.10.27~30	4
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 59.06.07~11	5
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 59.08.23~26	4
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 61.03.25~28	4
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 61.12.12~15	4
レインジヤー (CV-61)	60,000	S 62.04.10~14	5
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 63.04.07~09	3
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	S 63.09.16~19	4
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	H01.04.06	1
ミッドウェイ (CV-41)	51,000	H02.02.22~25	4
カールビンソン (CVN-70)	91,487 (満載排水量)	H02.03.04~06	3

*エイブラハム・リンカーン以降について、国際基準である「満載排水量」に統一。

d 艦艇入港数(含、原子力艦艇及び空母)

(令和元年 12月末日現在)

年 (暦年)	入港隻数	年 (暦年)	入港隻数	年 (暦年)	入港隻数
S 24	2,409	S 46	127	H 5	152
25	2,208	47	93	6	214
26	3,562	48	115	7	163
27	2,334	49	65	8	181
28	1,709	50	60	9	169
29	1,402	51	72	10	146
30	1,415	52	35	11	156
31	1,325	53	116	12	163
32	1,052	54	175	13	165
33	952	55	200	14	191
34	892	56	176	15	218
35	793	57	175	16	256
36	821	58	213	17	201
37	893	59	159	18	242
38	921	60	151	19	185
39	969	61	180	20	213
40	642	62	134	21	203
41	434	63	148	22	254
42	612	H 元	163	23	269
43	676	2	139	24	247
44	670	3	121	25	248
45	253	4	185	26	228

※平成31年／令和元年分から非公表（新たに情報提供されないこととなった）

(4) オスプレイ飛来状況

飛来回数 (のべ)	飛来日	機数	飛来場所	備考
1回目	H27.03.23	2機	赤崎貯油所	
2回目	H27.03.26	1機	赤崎貯油所	
3回目	H27.03.31	1機	赤崎貯油所	
4回目	H27.11.30	2機	赤崎貯油所	
5回目	H27.12.7	1機	赤崎貯油所	
6回目	H27.12.14	1機	赤崎貯油所	
7回目	H28.01.12	2機	赤崎貯油所	
8回目	H28.03.21	1機	赤崎貯油所	※体験搭乗（九州防衛局、関係団体等）
9回目	H28.04.20	1機	赤崎貯油所	
10回目	H28.04.23	1機	赤崎貯油所	熊本震災支援
11回目	H28.06.17	1機	赤崎貯油所	
12回目	H28.06.29	1機	赤崎貯油所	
13回目	H28.07.06	1機	赤崎貯油所	
14回目	H28.07.22	2機	赤崎貯油所 佐世保警備隊	海上自衛隊と米海兵隊との共同訓練 ・護衛艦「いづも」とMV-22オスプレイとの発着艦訓練（九州西方海域（薩摩半島西方）） ※体験搭乗（市議会議長、基地政策局長、報道関係者）
15回目	H28.08.5	1機	赤崎貯油所	
16回目	H28.09.01	2機	赤崎貯油所 相浦駐屯地 宇久総合公園	佐世保市総合防災訓練に参加 ・航空機による物資輸送訓練 ・航空機による離島（宇久）への物資・人員搬送及び傷病者搬送訓練
17回目	H28.11.18	1機	赤崎貯油所 佐世保警備隊	海上自衛隊と米海兵隊との共同訓練 ※体験搭乗（市長、防衛議員連盟議員）
18回目	H29.01.12	2機	赤崎貯油所	
19回目	H29.01.21	2機	赤崎貯油所	
20回目	H29.01.31	1機	赤崎貯油所	
21回目	H29.02.03	2機	赤崎貯油所	
22回目	H29.04.03	2機	赤崎貯油所	
23回目	H29.05.16	2機	赤崎貯油所	

飛来回数 (のべ)	飛来日	機数	飛来場所	備考
—	H29. 12. 16			米海軍関係 S N Sにおいて、軍高官の佐世保基地来訪が記載されていたもの。本市及び防衛省ともに把握していない
24回目	H30. 08. 14	3機	赤崎貯油所	
25回目	H30. 10. 29 ～30	1機	赤崎貯油所	
26回目	H30. 11. 17	2機	赤崎貯油所	
27回目	R 02. 05. 04	不明	赤崎貯油所	
28回目	R 03. 05. 10	2機	赤崎貯油所	日米仏共同訓練に伴う人員輸送
29回目	R 04. 11. 15	4機	相浦駐屯地	令和4年度日米共同統合演習（キーンソード23）における米海兵隊MV-22の飛来（輸送訓練・積載訓練）
30回目	R 04. 11. 16	1機	相浦駐屯地	令和4年度日米共同統合演習（キーンソード23）における米海兵隊MV-22の飛来（輸送訓練・積載訓練）

(令和7年1月末日現在)

白 紙

第5章

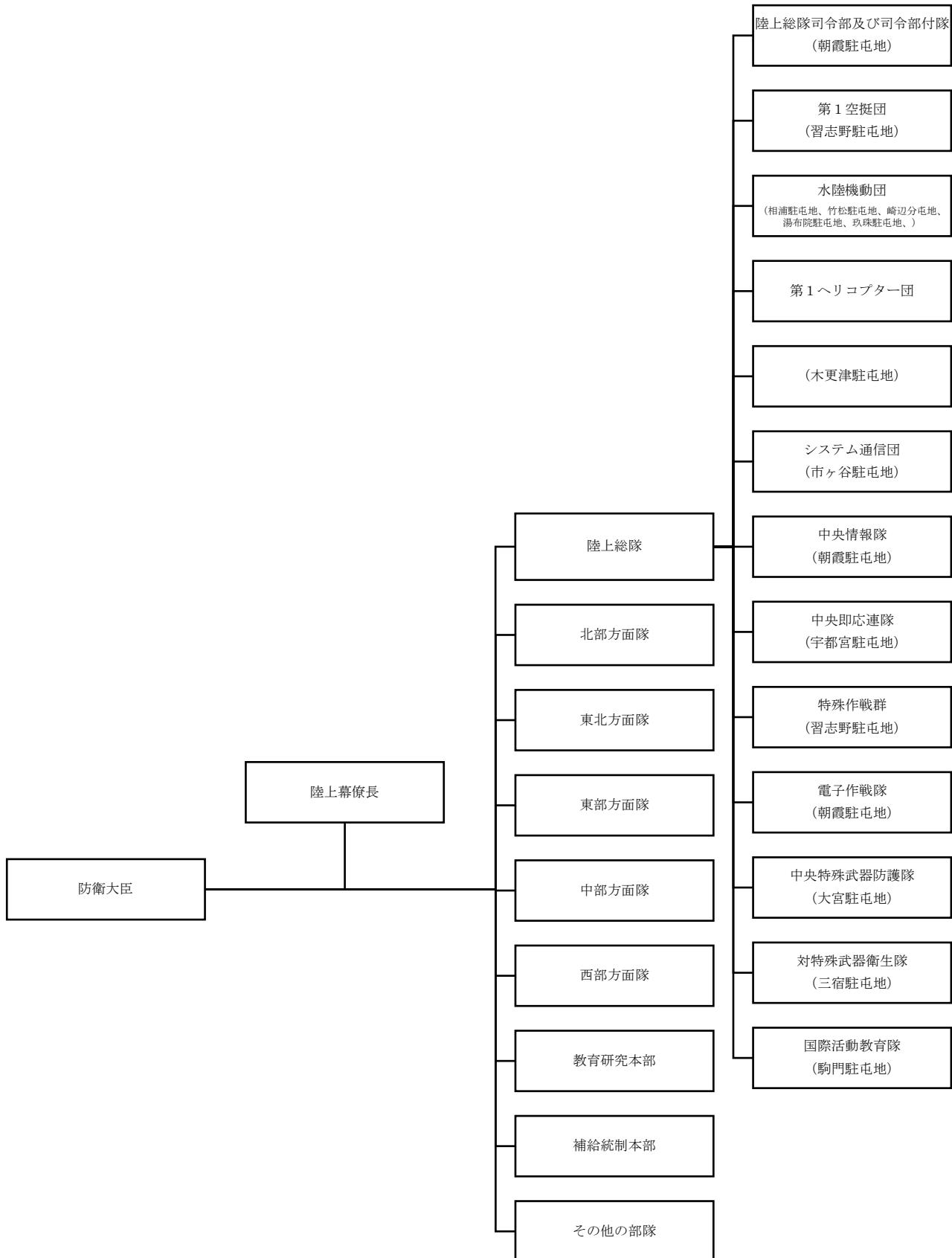
基地の現況（その2.自衛隊関係）

«前年度からの主な変更点»

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
92ほか	「a. 陸上自衛隊の組織及び編成」 ほか表の形式について、変更	記載のとおり	—
95	d 水陸機動団の編成のうち、 「隊員数」 時点修正	令和6年4月1日現在 約3, 400名	令和5年4月1日現在 約2, 400名
98	b 海上自衛隊佐世保地方隊 特色 4. のうち、「隊員数」 時点修正	佐世保地区 約5, 200名 大村地区 約1, 000名 下関地区 約650名 鹿屋地区 約1, 500名 沖縄地区 約1, 300名 その他 約200名 海上自衛官 約42, 400名 九州出身自衛官 約12, 400名	佐世保地区 約5, 500名

(1) 陸上自衛隊

a 陸上自衛隊の組織及び編成



b 相浦駐屯地の沿革

相浦駐屯地は、佐世保駅の西 9 km、西海国立公園九十九島の一隅に位置し、総面積 9 2 7, 1 6 1 m²、教育環境に恵まれた風光明媚な駐屯地として知られている。

この地は、慶応元年（1865年）に草刈太一左衛門重光が大潟新田として干拓を完成し、昭和 16 年、佐世保第 2 海兵団となり、終戦後は約 10 年間米陸軍が駐留していたが、昭和 30 年に陸上自衛隊相浦駐屯地として発足した。

S 1 6. 1 1. 2 1	旧海軍第 2 海兵団開庁
S 1 9. 0 1. 0 4	相浦海兵団に改称
S 2 0. 0 8. 1 5	米陸軍駐留
S 3 0. 0 8. 1 5	米陸軍から日本政府に返還
S 3 0. 1 0. 2 1	陸上自衛隊相浦駐屯地発足 第 8 新隊員教育隊、針尾から移駐
S 3 1. 0 1. 1 2	第 5 陸曹教育隊、福岡から移駐
S 3 4. 0 8. 1 3	第 8 新隊員教育隊は第 2 教育連隊に改編
S 3 8. 0 8. 0 1	第 5 陸曹教育隊、大村駐屯地へ移駐
S 4 4. 0 8. 0 1	第 3 教育団本部、別府から移駐 第 2 教育連隊は第 1 1 8 教育大隊に改編
S 4 9. 0 1. 2 4	第 5 陸曹教育隊、大村から移駐
H 1 1. 0 3. 2 9	第 1 1 8 教育大隊 第 3 3 6 共通教育中隊廃止
H 1 4. 0 3. 2 7	西部方面普通科連隊新編
H 1 5. 0 3. 2 7	第 3 0 1 普通科直接支援隊新編
H 1 6. 0 3. 3 0	車両教育隊を第 1 1 8 教育大隊に編入
H 2 5. 0 3. 2 5	第 3 教育団廃止
H 2 5. 0 3. 2 6	西部方面混成団新編
H 2 8. 0 3. 2 8	第 1 1 8 教育大隊車両教育隊、竹松駐屯地へ移駐
H 2 9. 0 3. 2 7	第 1 1 8 教育大隊車両教育隊、西部方面後方支援隊に移管
H 2 9. 0 3. 2 7	第 1 1 8 教育大隊、久留米駐屯地へ移駐
H 3 0. 0 3. 2 6	西部方面普通科連隊廃止 第 3 0 1 普通科直接支援隊廃止
H 3 0. 0 3. 2 6	西部方面混成団、久留米駐屯地へ移駐
H 3 0. 0 3. 2 7	水陸機動団新編
H 3 1. 0 3. 2 6	崎辺分屯地開設（戦闘上陸大隊移駐）

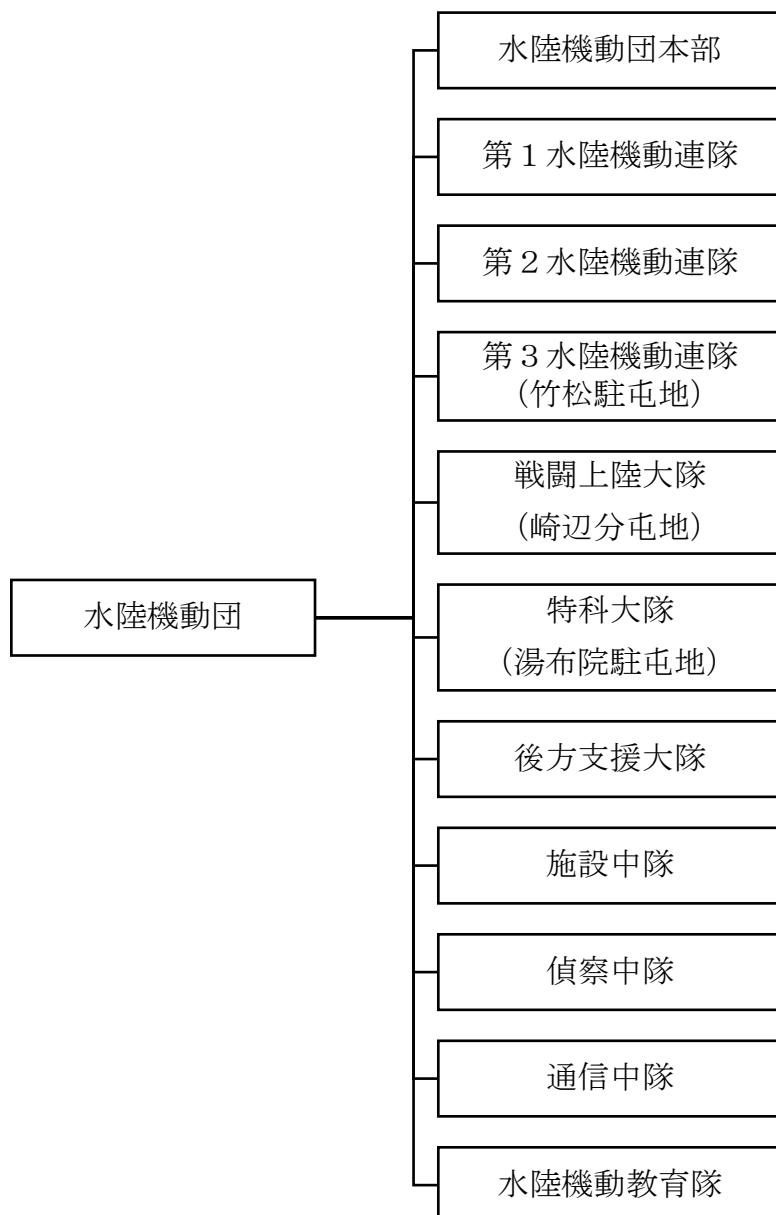
c 水陸機動団の任務

島嶼を占領された場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦を行う。

水陸機動団は、島嶼防衛における「平素の部隊配置」、「機動展開」、「奪回」のうち、「奪回」を任務として担います。

d 水陸機動団の編成

水陸機動団は、陸上自衛隊で唯一の水陸両用作戦に任ずる部隊である。平成30年3月27日に約2,100名規模で新編された。(令和6年4月1日現在 約3,400名)



e 歴代相浦駐屯地司令

代	配置	階級	氏名	任期
初	第2教育連隊長	2佐	福山 夏次	S 30.10 ~ S 31.03
2		2佐	野村 勝美	S 31.03 ~ S 32.08
3		2佐	舟津 円之助	S 32.08 ~ S 37.03
4		1佐	下菌 秀男	S 37.03 ~ S 40.03
5		1佐	角口 憲基	S 40.03 ~ S 42.03
6		1佐	梅田 陸善	S 42.03 ~ S 44.03
7		将補	安元 至誠	S 44.03 ~ S 46.03
8	第3教育団長	将補	近藤 雅之	S 46.03 ~ S 48.02
9		将補	押尾 精一	S 48.02 ~ S 49.07
10		将補	寺本 弘	S 34.08 ~ S 37.07
11		将補	柳 幸男	S 50.08 ~ S 52.03
12		将補	平井 登	S 52.03 ~ S 54.03
13		将補	三上 博康	S 54.03 ~ S 55.03
14		将補	林 寅三郎	S 55.03 ~ S 56.03
15		将補	田邊 悟	S 56.03 ~ S 57.07
16		将補	平山 誠	S 57.08 ~ S 58.08
17		将補	谷脇 憲司	S 58.08 ~ S 61.03
18		将補	松下 政昭	S 61.03 ~ S 63.03
19		1佐	三橋 國利	S 63.03 ~ H02.04
20		1佐	国谷 裕	H02.04 ~ H03.08
21		1佐	小袋 正次郎	H03.08 ~ H05.08
22		1佐	藤井 建吉	H05.08 ~ H08.08
23		1佐	泉 芳憲	H08.08 ~ H09.07
24		1佐	佐藤 和美	H09.07 ~ H10.08
25		1佐	志水 民明	H10.08 ~ H12.12
26		1佐	上松 大八郎	H12.12 ~ H14.08
27		1佐	谷川 孝司	H14.08 ~ H15.12
28		1佐	川口 洋市	H15.12 ~ H17.07
29		1佐	大塚 敏郎	H17.07 ~ H18.12
30		1佐	中野 陽一郎	H18.12 ~ H20.04
31		1佐	宮本 修一	H20.04 ~ H22.03
32		1佐	北村 昌也	H22.03 ~ H23.03
33		1佐	藤田 積	H23.03 ~ H25.03
34	混成方面西方	1佐	曾田 健史	H25.03 ~ H27.03
35		1佐	杉本 嘉章	H27.04 ~ H29.03

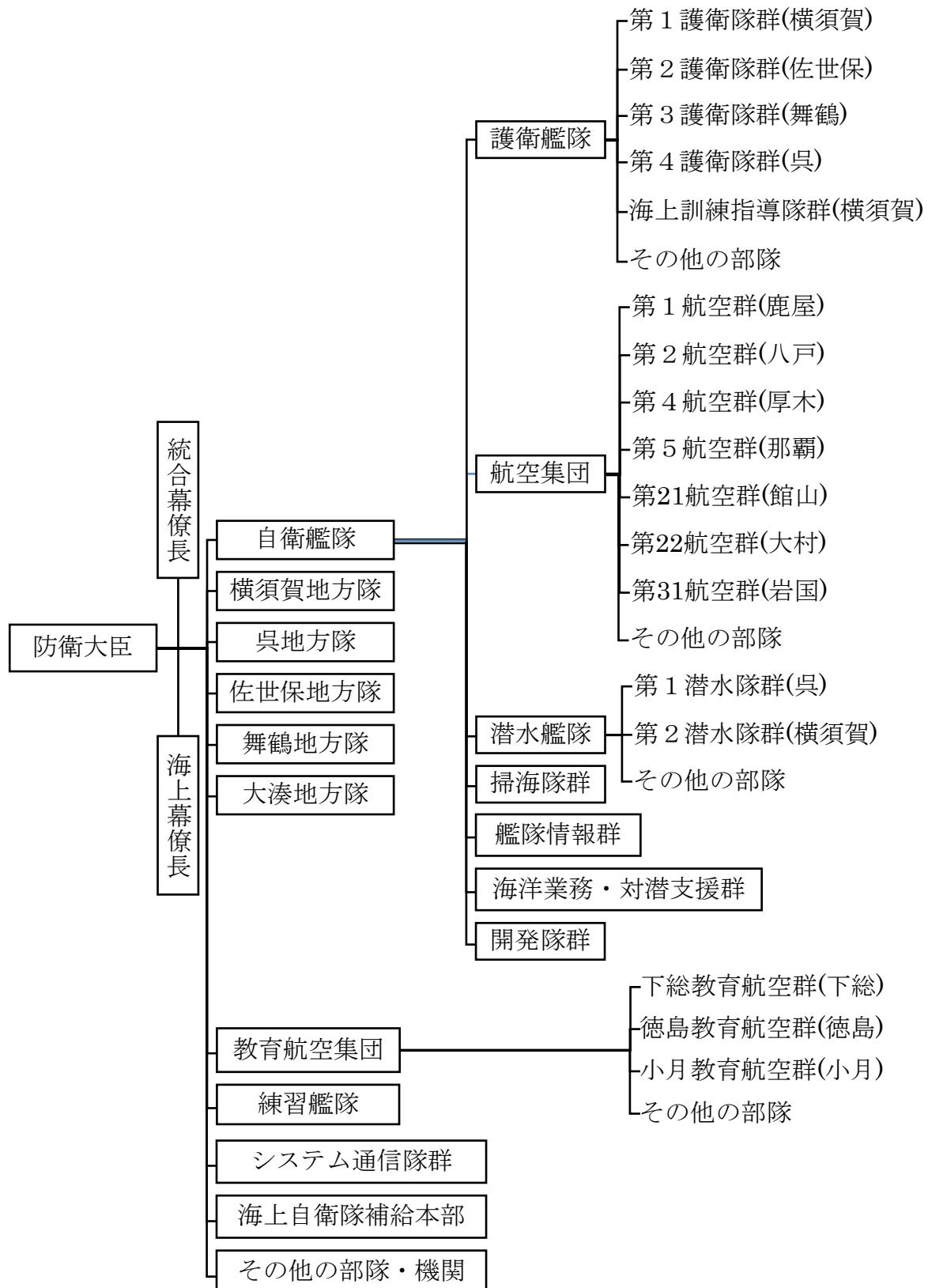
36		1 佐	中澤 剛	H29. 03 ~ H30. 03
37	水陸機動団長	将補	青木伸一	H30. 03 ~ R01. 12
38		将補	平田隆則	R01. 12 ~ R03. 12
39		将補	梨木信吾	R03. 12 ~ R05. 12
40		将補	北島一	R05. 12 ~

f 使用施設(令和6年4月1日現在)

施設名称	所在地	土地 (m ²)	建物 (m ²)
陸上自衛隊相浦駐屯地	大潟町	927, 161	64, 636
陸上自衛隊崎辺分屯地	崎辺町	134, 036	11, 464
陸上自衛隊早岐射撃場	有福町	770, 880	128
計		1, 832, 077	76, 228

(2) 海上自衛隊

a 海上自衛隊の組織及び編成



b 佐世保地方隊の沿革

S 2 8 . 0 9 . 1 6	警備隊佐世保地方隊発足（保安庁法施行令改正）
	佐世保地方総監部、佐世保基地警防隊、下関基地隊新編
S 2 9 . 0 7 . 0 1	海上自衛隊佐世保地方隊（自衛隊法施行）発足
S 3 0 . 0 5 . 0 1	佐世保地方総監部通信所を佐世保通信隊に改編
S 3 6 . 0 2 . 0 1	地方隊第1次改編
	佐世保補給所、佐世保工作所新編
S 3 6 . 0 9 . 0 1	佐世保基地警防隊を佐世保基地警備隊に改編
S 4 0 . 0 3 . 2 5	佐世保教育隊新編
S 4 5 . 0 3 . 0 2	地方隊第2次改編
	佐世保工作所廃止、佐世保造修所新編
	佐世保衛生隊、対馬防備隊新編
S 4 8 . 1 0 . 1 6	沖縄基地隊新編
S 5 0 . 0 8 . 0 1	佐世保調査隊新編
S 5 1 . 0 5 . 1 1	佐世保音楽隊新編
S 5 2 . 0 3 . 1 5	佐世保水雷整備所新編
S 5 5 . 0 8 . 0 1	佐世保地区病院（のちの佐世保病院）新編
H 0 3 . 0 3 . 2 9	佐世保誘導弾整備所新編
H 1 0 . 1 2 . 0 8	佐世保造修補給所新編（補給所と造修所を統合）
H 1 4 . 0 3 . 2 2	佐世保弾薬整備補給所新編（水雷整備所と誘導弾整備所を統合）
R 0 4 . 0 4 . 0 1	佐世保病院から佐世保衛生隊に編成替え
※当警備区内に勤務する隊員は、佐世保地区約5,200名、大村地区約1,000名、下関地区約650名、鹿屋地区約1,500名、沖縄地区約1,300名、その他約200名である。	
なお、海上自衛官約42,400名中、九州出身自衛官は約12,400名である。	
	（令和6年4月1日現在）

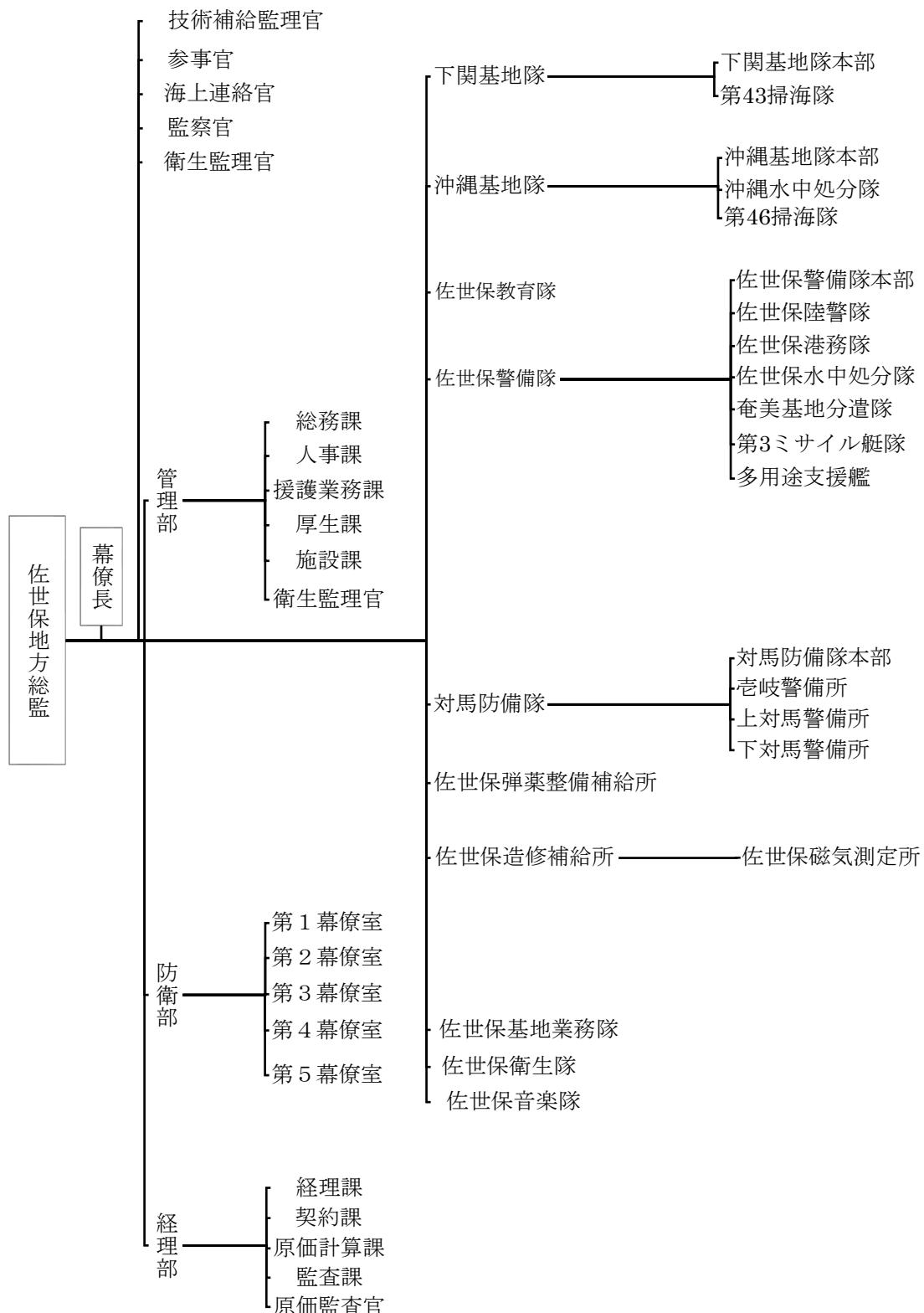
c 佐世保地方隊の任務

○担当区域の防衛警備等

- ・防衛：沿岸の防備、海上交通の保護等
- ・警備：海上における治安の維持、人命・財産の保護
- ・国連平和維持活動、協力支援活動及び被災民救助活動等
- ・災害派遣、航空救難
- ・機雷その他、爆発性危険物の処理

○自衛艦隊等に対する後方支援

d 佐世保地方隊の編成



e 佐世保市に所在する部隊(佐世保地方隊以外)

所属部隊		佐世保市に所在する部隊	
護衛艦隊	第1護衛隊群	第5護衛隊「あけぼの」「ありあけ」「あきづき」「こんごう」	
	第2護衛隊群	第2護衛隊群司令部	
		第2護衛隊「はるさめ」「あさひ」「あしがら」「いせ」	
	—	第8護衛隊「きりさめ」「すずつき」「ちょうかい」「はぐろ」	
		第13護衛隊「さわぎり」「じんつう」「みくま」「のしろ」	
	第1海上補給隊	「はまな」「おうみ」	
	海上訓練指導隊群	佐世保海上訓練指導隊	
		佐世保水上戦術開発指導分遣隊	
掃海隊群		第2掃海隊「ひらしま」「たかしま」「やくしま」	
システム通信隊群		佐世保システム通信隊	
自衛隊情報保全隊		佐世保情報保全派遣隊	
海上自衛隊警務隊		佐世保地方務警務隊	

f 歴代佐世保地方総監

代	階級	氏名	任期
1	警備監補	中山定義	S 28.09 ~ S 29.09
2	海将補	寺井義守	S 29.09 ~ S 32.08
3	海将	渡辺信義	S 32.08 ~ S 33.08
4	海将	安藤平八郎	S 33.08 ~ S 35.08
5	海将	石渡博	S 35.08 ~ S 36.08
6	海将	魚住順治	S 36.08 ~ S 37.07
7	海将	三上作夫	S 37.07 ~ S 38.07
8	海将	山下雅夫	S 38.07 ~ S 39.12
9	海将	大野義高	S 39.12 ~ S 41.05
10	海将	古館早磨	S 41.05 ~ S 43.07
11	海将	水谷秀澄	S 43.07 ~ S 46.01
12	海将	谷川清澄	S 46.01 ~ S 48.07
13	海将	藪下利治	S 48.07 ~ S 49.12
14	海将	今井梅一	S 49.12 ~ S 50.12
15	海将	門脇尚一	S 50.12 ~ S 52.07
16	海将	矢田次夫	S 52.07 ~ S 54.02
17	海将	前田優	S 54.02 ~ S 55.02
18	海将	杉浦喜義	S 55.02 ~ S 56.07
19	海将	安陪祐三	S 56.07 ~ S 59.01

20	海 将	重 野 正 夫	S 59. 01	～	S 60. 12
21	海 将	高 崎 郁 男	S 60. 12	～	S 62. 07
22	海 将	金 崎 實 夫	S 62. 07	～	S 63. 07
23	海 将	佐 久 間 一	S 63. 07	～	H 01. 08
24	海 将	岡 部 文 雄	H 01. 08	～	H 03. 07
25	海 将	岩 澤 徹	H 03. 07	～	H 04. 06
26	海 将	林 崎 千 明	H 04. 06	～	H 05. 07
27	海 将	内 田 耕 太 郎	H 05. 07	～	H 06. 07
28	海 将	夏 川 和 也	H 06. 07	～	H 08. 03
29	海 将	杉 本 光	H 08. 03	～	H 09. 03
30	海 将	金 子 豊	H 09. 03	～	H 10. 07
31	海 将	石 山 嵩	H 10. 07	～	H 11. 07
32	海 将	石 川 享	H 11. 07	～	H 13. 03
33	海 将	勝 山 拓	H 13. 03	～	H 14. 03
34	海 将	尾 崎 通 夫	H 14. 03	～	H 16. 03
35	海 将	中 尾 誠 三	H 16. 03	～	H 17. 07
36	海 将	香 田 洋 二	H 17. 07	～	H 19. 03
37	海 将	赤 星 慶 治	H 19. 03	～	H 20. 03
38	海 将	加 藤 保	H 20. 03	～	H 21. 07
39	海 将	加 藤 耕 司	H 21. 07	～	H 24. 03
40	海 将	吉 田 正 紀	H 24. 03	～	H 26. 03
41	海 将	池 田 徳 宏	H 26. 03	～	H 27. 08
42	海 将	山 下 万 喜	H 27. 08	～	H 28. 12
43	海 将	佐 藤 誠	H 28. 12	～	H 29. 12
44	海 将	菊 地 聰	H 29. 12	～	R 01. 08
45	海 将	中 尾 剛 久	R 01. 08	～	R 02. 08
46	海 将	出 口 佳 努	R 02. 08	～	R 03. 12
47	海 将	西 成 人	R 03. 12	～	R 05. 08
48	海 将	俵 千 城	R 05. 08		

g 海上自衛隊使用施設（佐世保市内）

(R 6. 4. 1 現在)

施 設 名 称	所 在 地	土 地 (m ²)	建 物 (m ²)
佐 世 保 地 方 総 監 部	平瀬町	38, 565	8, 427
平 濑 庁 舎	〃	8, 121	4, 176
佐 世 保 衛 生 隊	〃	6, 900	3, 773
平 濑 隊 舎	〃	14, 799 (共同使用 1, 875)	11, 542

東 倉 庫	〃	0 (共同使用 7, 581)	0 (共同使用 1, 715)
平瀬訓練場	〃	14, 188	1, 867
西 倉 庫	立神町	30, 053	8, 210
佐世保造修補給所	〃	0 (共同使用 31, 179)	21, 073
平瀬待機所	〃	2, 783	1, 330
佐世保ドライドック	〃	0 (共同使用 28, 114)	329 (共同使用 1, 593)
佐世保基地業務隊	千尽町	52, 717	9, 664
太田貯油所	崎辺町	113, 157	1, 424
佐世保教育隊	〃	190, 348	59, 239
火工整備場	〃	25, 144	2, 096
崎辺射撃場	〃	※佐世保教育隊に含む	※佐世保教育隊に含む
佐世保警備隊	〃	91, 415	21, 403
崎辺東地区(仮称)	〃	141, 856	7, 721
金山弾薬庫	大塔町	178, 798	4, 997
向後崎警備所	俵ヶ浦町	67, 314	722
針尾送信所	針尾中町	13, 832	710
針尾弾薬庫	針尾北町	214, 646 (共同使用 47, 703)	5, 214
庵崎貯油所	庵の浦町	0 (共同使用 44, 533)	200
鳥帽子岳無線中継所	鳥帽子町	420	84
佐世保史料館	上町	3, 620	4, 464
合 計		1, 208, 676 (共同使用 160, 985)	178, 665 (共同使用 3, 308)

* () 内は米軍施設を共同使用しているもので外数

第6章

基地の現況（その3.防衛省）

«前年度からの主な変更点»

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
106	b 防衛省組織図 ・本市作成の防衛省組織図を防衛省ホームページ掲載の組織図へ変更	防衛省ホームページ掲載の組織図を引用	本市作成の防衛省組織図を掲載
	c 九州防衛局組織図 九州防衛局の組織図だけ抜き出して記載。	九州防衛局の組織図だけ抜き出して記載。	防衛省組織図の一部として記載。

(1) 防衛省

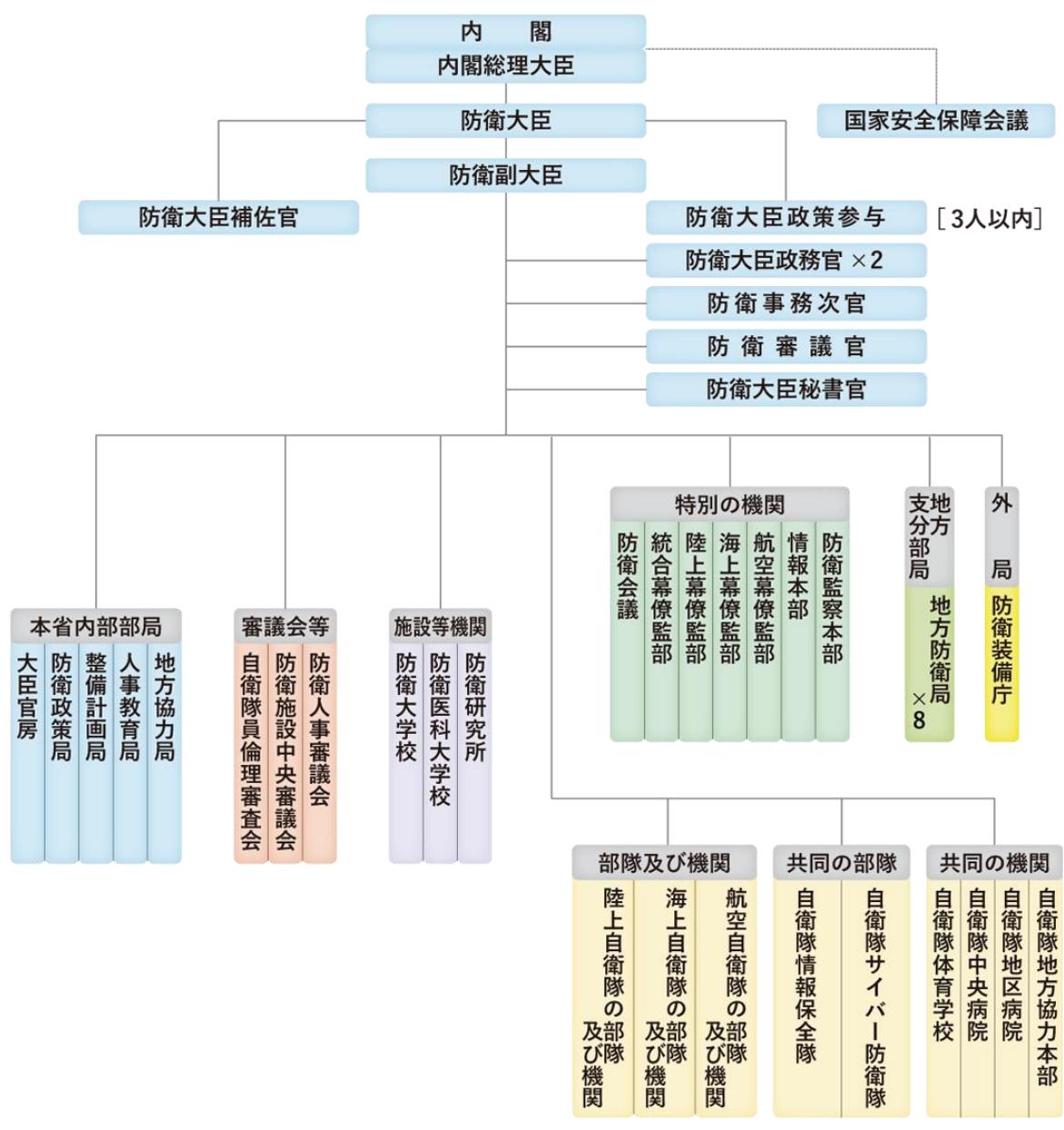
a 使命

自衛隊と在日米軍が使用する演習場、飛行場、港湾などの施設は、わが国の平和を守る基盤となるものであることから、常に安定した状態で使用していく必要がある。

そこで施設があることやそれを使用することによって迷惑をかけないよう周辺地域の住民との調和を図っていくことが必要である。

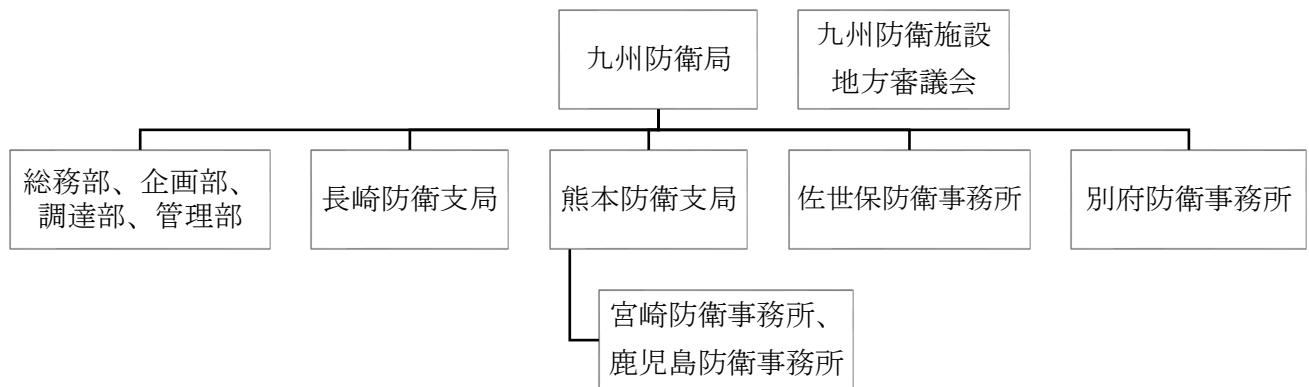
このため、防衛省は自衛隊や在日米軍と国民とのパイプ役となっていろいろな業務を行っている。

b 防衛省組織図



(出典)「組織図」(防衛省ホームページ)

c 九州防衛局 組織図



d 九州防衛局の業務

九 州 防 衛 局 担 当 部	主 な 業 務 内 容
総務部	<p>〈在日米軍で働く従業員の労務管理〉 在日米軍の施設には、多くの従業員が勤務しています。これらの従業員を雇用し、その労務管理等を行っています。 このうち、防衛省は、雇用主として労働契約の締結、給与の支払額の決定等を行い、従業員の募集、給与の計算、福利厚生の実施等については、平成14年4月に設立された独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が行っています。</p>
企画部	<p>〈防衛施設周辺対策〉 自衛隊や在日米軍は、施設周辺のみなさんの暮らしに迷惑をかけないよう努めています。 障害を防ぐ工事 航空機の騒音、大型車両の通行、演習場の荒廃などによって生ずる障害を防いだり、軽くしたりするため、市町村などが行う工事に対して助成を行います。 民生安定施設の整備 飛行場、演習場があることによって周辺住民のみなさんに迷惑をかける場合に、市町村などが行う生活環境施設などの整備事業に対して助成を行います。 特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付 飛行場や演習場のために、その周辺の生活環境や地域開発の妨げとなり、迷惑をかけている特定の市町村には、交通、レクリエーション、社会福祉など公共用の施設の整備に使用できる交付金を交付しています。</p>
調達部	<p>〈防衛施設の建設工事〉 自衛隊が使用する庁舎、隊舎、港湾施設などや在日米軍が使用する隊舎、家族住宅、消音・汚水処理施設など建築、土木、設備、通信の建設工事を行います。</p>

	<p>〈土地・建物などの取得及び管理〉 自衛隊や在日米軍が、演習場、飛行場、港湾などとして使用する土地などについては、所有者などと話し合って、買入れや借上げなどを行っています。また、防衛施設の土地や建物などの財産管理（交換、境界確認、測量、財産台帳の整備など）を行っています。</p>
管 理 部	<p>〈農業・漁業などの補償〉 自衛隊または在日米軍による航空機の頻繁な離着陸その他の行為により、農業、漁業、林業などを営んでいる方が損失を受けたときは、その損失の補償を行います。自衛隊や在日米軍が海上で演習や訓練などを行ったり、陸上施設の保安などのため一定の水域について期間を定めて漁船の操業を制限又は禁止した場合、漁業を営んでいる方が損失を受けたときはその損失の補償を行います。</p>
	<p>〈損害の賠償〉 在日米軍の車両などが事故を起こし、第三者を負傷させたり、財産上の損失を与えたりした場合、被害者の損害について賠償を行います。</p>

第7章

基地交付金及び調整交付金等

[総務省所管]

《前年度からの主な変更点》

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
111	○本市への年度別交付金一覧 R 6年度の追加	R 6年度 基地交付金 547,784 調整交付金 249,452 合 計 797,236	R 5年度 基地交付金 534,877 調整交付金 249,907 合 計 784,784
112	(3)普通交付税 基準財政需要額算入額 令和5年度の追加	令和5年度 445,638	令和4年度 445,638
113～ 114	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄） 令和3年改正の反映	第1条第2項 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、（中略）同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は・・・	第1条第2項 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、（中略）同令第三十条の十一に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は・・・

(1) 基地交付金

(趣 旨)

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律104号）」の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍等に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫の台帳価格に応じて基地所在の市町村に交付されている。この基地交付金は、市町村がこれらの資産に対しては固定資産税を課すことができないため、財源確保のための代替的性格をもつものと解される。

(配分方法)

基地交付金は、毎年度予算で定められる金額の範囲内で交付されるのであるが、その交付金額は下記の金額の合算額をいう。

- ① 基地交付金の総額の10分の7に相当する額を市町村に所在する全対象資産の価格の合算額にあん分した額
- ② 基地交付金の総額の10分の3に相当する額を対象資産の種類及び用途、市町村の財政的状況等を考慮して、特に必要があると認められる市町村に対して総務大臣が配分した額
この交付金の金額は、毎年10月31日までに都道府県知事を経由して市町村長に通知され、遅くとも当該年の12月31日までに交付される。

(2) 調整交付金

(趣 旨)

調整交付金は、「施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和45年11月6日自治省告示第224号）」の定めるところにより、米軍資産に係る税制上の特例措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分される性格のものである。

(配分方法)

調整交付金は、立法措置によらず施設等所在市町村調整交付金交付要綱により処置され、毎年度予算の範囲内において交付されるが、その額は下記の額の合算額をいう。

- ① 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、各市町村に所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- ② 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を米軍関係の非課税措置による影響、その他市町村の財政状況を考慮して総務大臣が配分した額

○本市への年度別交付額一覧

(単位:千円)

年 度	S41 年	S42 年	S43 年	S44 年	S45 年
合 計	74,967	85,067	93,067	127,451	162,078
年 度	S46 年	S47 年	S48 年	S49 年	S50 年
合 計	174,017	198,127	242,158	316,739	385,026
年 度	S51 年	S52 年	S53 年	S54 年	S55 年
合 計	420,977	410,158	442,097	470,085	496,284
年 度	S56 年	S57 年	S58 年	S59 年	S60 年
合 計	520,749	520,749	525,814	526,814	529,757
年 度	S61 年	S62 年	S63 年	H元年	H02 年
基地交付金	478,109	478,109	478,109	523,427	524,736
調整交付金	52,648	54,401	58,458	66,635	67,801
合 計	530,757	532,510	536,567	590,062	592,537
年 度	H03 年	H04 年	H05 年	H06 年	H07 年
基地交付金	525,736	538,751	540,114	541,030	553,473
調整交付金	68,140	70,697	71,197	71,936	87,920
合 計	593,876	609,448	611,311	612,966	641,393
年 度	H08 年	H09 年	H10 年	H11 年	H12 年
基地交付金	559,901	548,233	577,957	551,815	561,535
調整交付金	88,606	89,332	91,728	98,603	99,553
合 計	648,507	637,565	669,685	650,418	661,088
年 度	H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年
基地交付金	575,766	576,311	576,552	593,883	596,282
調整交付金	104,493	104,993	105,829	112,354	114,373
合 計	680,259	681,304	682,381	706,237	710,655
年 度	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年
基地交付金	593,510	628,514	639,908	620,950	624,663
調整交付金	113,876	117,292	122,541	127,555	161,755
合 計	707,386	745,806	762,449	748,505	786,418
年 度	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年
基地交付金	604,805	584,920	585,541	565,541	570,426
調整交付金	171,549	180,208	187,163	188,240	188,315
合 計	776,354	765,128	772,704	753,781	758,741
年 度	H28 年	H29 年	H30 年	R元年	R02 年
基地交付金	571,702	556,837	552,700	543,857	545,787
調整交付金	196,643	200,723	206,941	244,161	244,161
合 計	768,345	757,560	759,641	788,018	789,948
年 度	R03 年	R04 年	R05 年	R06 年	
基地交付金	537,807	544,415	534,877	547,784	
調整交付金	247,281	253,582	249,907	249,452	
合 計	785,088	797,997	784,784	797,236	

(備考) S41~60 年の金額は、基地交付金と調整交付金の合計額である。

(3) 普通交付税

基準財政需要額算入額

(単位：千円)

平成 9 年度	341,731	平成 19 年度	493,590	平成 29 年度	410,650
平成 10 年度	371,026	平成 20 年度	493,413	平成 30 年度	410,892
平成 11 年度	367,460	平成 21 年度	493,288	令和元年度	410,699
平成 12 年度	376,474	平成 22 年度	493,660	令和 2 年度	446,346
平成 13 年度	399,380	平成 23 年度	471,355	令和 3 年度	446,304
平成 14 年度	412,245	平成 24 年度	461,269	令和 4 年度	445,638
平成 15 年度	397,190	平成 25 年度	411,000	令和 5 年度	445,638
平成 16 年度	395,938	平成 26 年度	410,855		
平成 17 年度	391,258	平成 27 年度	410,567		
平成 18 年度	401,122	平成 28 年度	410,715		

※
米軍
及び
自衛隊の
基地が所在す

ることによる財政需要について、米軍人口及び基地面積に応じて算入するものである。米軍人口については国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）においてその財政需要が反映されていなかったもの等人口に比例する経費を算入しており、基地面積については、基地が所在することに関連する渉外事務や防音施設の維持管理等の財政需要について算入している。

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

昭和32年5月16日法律第104号

平成17年3月25日法律第5号 最終改正

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第2条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。（昭34法41・昭35法102・一部改正）
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。（昭35法113・平11法160・一部改正）
- 3 総務大臣は、第1項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。（平11法160・追加）
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（平11法160・旧第3項繰下）

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。
(以下略)

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和32年11月18日政令第321号

令和3年7月1日政令第189号 最終改正

（法第1項の固定資産）

第1条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条に規定する国有財産で次の各号に掲げるものに該当するものとする。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和

- 27年法律第110号) 第2条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
- 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る）及び演習場（しょう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
- 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第3号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第42条第1項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第30条の13に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第19条第1項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第1項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第20条の規定により、国有財産法第32条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。（昭34政257・昭35政172・昭49政316・平26政263・一部改正）

（市町村助成交付金の交付）

第2条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の3月31日現在において前条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

（市町村助成交付金の交付額の算定方法）

- 第3条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。
- 一 市町村助成交付金の総額の10分の7に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条第1項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
- 二 市町村助成交付金の総額の10分の3に相当する額（次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該10分の3に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額
- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条

の規定によって算定した基準財政収入額が同法第11条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が5億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第1号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が5億円をこえる額に10分の1を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の10分の7に相当する額をこえる場合にあっては、当該10分の7に相当する）を控除した額とする。

（昭35政185・昭36政373・昭41政158・昭48政283・昭61政396・平4政245・平12政304・一部改正）

（第4条 略）

（土地、建物又は工作物の価格）

第5条 第3条第1項の場合において、第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第21条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

（第6条から第9条 略）

（市町村助成交付金の使途の制限等の禁止）

第10条 国は、市町村助成交付金の交付に当っては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

（第11条から第13条 略）

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

（以下略）

施設等所在市町村調整交付金交付要綱

昭和45年11月 6日自治省告示第224号

平成23年10月28日総務省告示第459号 最終改正

（趣旨）

第1条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

1 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下本条において「地位協定」という。)

第2条第1項の施設及び区域をいう。

- 2 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村(以下「施設等所在市町村」という。)に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。(平12自省告307・一部改正)

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

- 1 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- 2 調整交付金の総額の3分の1に相当する額は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(平12自省告307・一部改正)

(調整交付金の額の通知)

第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(平12自省告307・一部改正)

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

第8条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

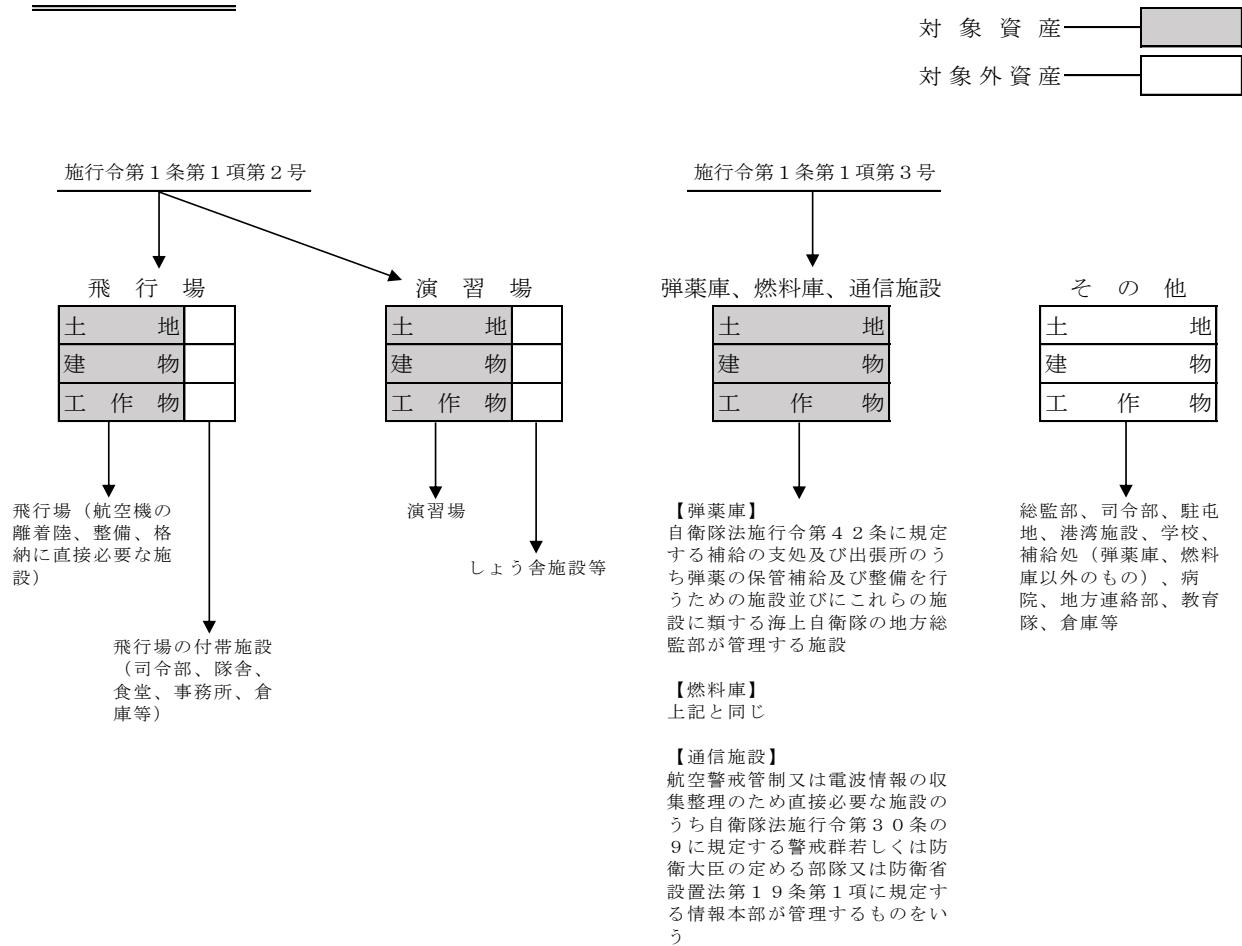
附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

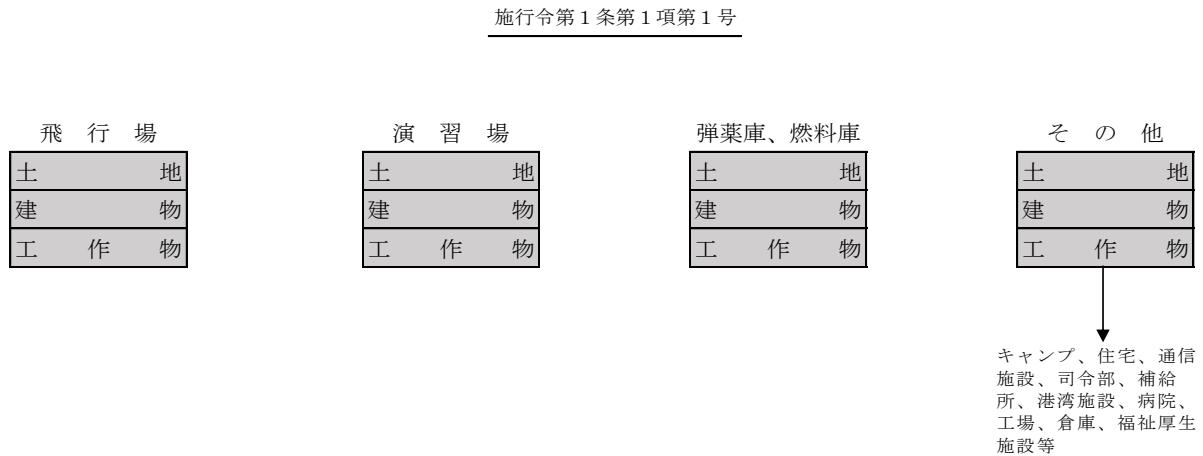
(以下略)

基地交付金対象、対象外資産の範囲

自衛隊使用施設



米軍使用施設



白 紙

第8章

防衛施設周辺の生活環境の整備

[防衛省所管]

«前年度からの主な変更点»

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
125	本市における民生安定施設補助事業（8条） 令和5年度分の追加	補助額 2,176,933	—
129	本市における調整交付金事業（9条） 令和5年度分の追加	補助額 366,232	
130	本市におけるその他の防衛施設周辺整備事業 令和5年度分の追加（再編関連訓練移転等交付金）	交付金額 24,323	
133	防衛施設周辺整備事業補助金、基地交付金の交付額一覧表 令和5年度分の追加	(省略)	—
136	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の改定反映 ・最終更新年月日の更新	令和6年4月1日 最終改正（令和6年政令第161号）	令和5年4月1日 最終改正（令和5年政令第124号による改正）

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、基地が所在することに伴って起こる住民生活への影響を勘案して、いわゆる基地対策としての国（防衛省）による補助制度（補助金、交付金）があり、社会資本の整備等に伴うものとして助成されるものである。

(1) 障害防止工事への助成

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条)

自衛隊や駐留米軍は、その任務を果たすために、飛行場、演習場等の防衛施設を使用して演習、訓練等を行うが、これらの活動によって他に大きな障害を与える場合がある。

例えば、

- ① 機甲車両等の頻繁な使用によって道路の損傷を早める。
- ② 戦車等による訓練や射爆撃訓練によって演習場が荒廃し、当該地域の保水力が減退して附近の河川に洪水等の被害が生じやすくなる。あるいは河川への土砂流出が激しくなる。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や航空機の低空飛行によって周辺民家でテレビジョンの映像を不鮮明にする。
- ④ 航空機騒音や射爆音によって学校教育や病院の診療活動に迷惑をかける。

等の例がある。

このような場合に、市町村等の地方公共団体その他の者が、これらの障害を防止又は軽減するために、道路や河川の改修をする、砂防堰堤を設ける、共同のテレビジョン受信アンテナを設ける、学校、病院等の防音工事を行うというように、いわゆる障害防止の工事がなされるとき、国はその工事を行う者に対して、工事に要する費用を補助することになる。これが障害防止工事の助成である。

補助の割合については、自衛隊等の行為により生ずる障害の防止という観点から、原則として10分の10としているが、障害の原因が競合している場合、又は補助を受ける者が障害の防止にとどまらず、利を得るような場合は、受ける利の程度によって減率補助が行われる。

○本市における障害防止工事助成事業（3条）

決算ベース（単位：千円）

年度	補助額	事業内容	備考
S 50	7,089	庵浦水道施設	
—	—	(51年度～54年度実績なし)	
55	20,271	敷島橋通線	
56	129,886	敷島橋通線、宮の浦排水路	
57	116,529	敷島橋通線、宮の浦排水路	
58	139,056	敷島橋通線、宮の浦排水路	
59	62,984	敷島橋通線、宮の浦排水路、大潟地区洪水対策	
60	28,810	宮の浦排水路	
61	39,780	宮の浦排水路	
62	14,446	宮の浦排水路、大潟地区洪水対策	

決算ベース（単位：千円）

年度	補 助 額	事 業 内 容	備 考
S 63	46,994	大潟地区洪水対策	
H元	46,388	大潟地区洪水対策	
2	31,323	大潟地区洪水対策	
—	—	(3年度～6年度実績なし)	
7	54,700	宮の浦排水路	
8	37,000	宮の浦排水路	
9	20,000	宮の浦排水路	
10	97,800	宮の浦排水路	
11	54,400	宮の浦排水路	
12	3,277	寄船地区消波工	H13年度～繰越
13	104,551	寄船地区消波工	H12年度の繰越分
14	0	指方安久の浦線	H15年度～繰越分
15	58,742	指方安久の浦線、椎木大潟町線	指方安久の浦線はH14年度の繰越分を含む
16	61,261	指方安久の浦線、椎木大潟町線	指方安久の浦線はH15年度の繰越分を含む
17	39,973	指方安久の浦線、椎木大潟町線	双方ともH16年度の繰越分を含む
18	51,346	指方安久の浦線、椎木大潟町線	双方ともH17年度の繰越分を含む
19	261,818	指方安久の浦線、椎木大潟町線	双方ともH18年度の繰越分を含む
20	123,922	指方安久の浦線、椎木大潟町線	
21	234,699	指方安久の浦線、椎木大潟町線	椎木大潟町線はH19年度の繰越分を含む
22	105,938	指方安久の浦線、椎木大潟町線	椎木大潟町線はH21年度の繰越分を含む
23	5,645	椎木大潟町線	
24	17,434	椎木大潟町線	
—	—	(25年度～29年度実績なし)	
30	23,476	椎木大潟町線	椎木大潟町線は、H25～29の間、事業休止
R元	22,661	椎木大潟町線	
—	—	(2年度～5年度実績なし)	

(2) 民生安定施設整備への助成

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条)

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動が疎外されると認められる場合において、地方公共団体がその障害の緩和に資するために、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、国はその費用の一部を補助することができるこことになっている。

但し、補助に際しては、

- ① 防衛施設の設置・運用と周辺住民の生活や事業活動に生じる障害との間に因果関係があること。
- ② 生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備が障害の緩和に資するために行われるものであること。
- ③ 施設の設備について執られる必要な措置は、県や市町村等の地方公共団体が執るものであること。などが要件とされている。

この民生安定施設整備への助成は、法第3条でいうところの障害の直接的な防止、軽減ということではないにしても、防衛施設の設置・運用から生じる障害をそのままにしておくことは適当でないため、間接的・補完的にその障害を緩和させるような公共施設の整備を行い、民生の安定に努めるための助成措置である。

(補助率は事業内容によって異なるが、一般的な公共事業の国庫補助率より高率となっている。)

○ 本市における民生安定施設補助事業（8条）

決算ベース（単位：千円）

年度	補助額	事業内容
S 50	84,278	浦頭埠頭整備、赤崎中部線道路、向後崎線道路
51	32,541	赤崎中部線道路、向後崎線道路、消防ポンプ自動車
52	81,720	浦頭埠頭整備、赤崎中部線道路、向後崎線道路、針尾漁協漁民研修所・荷捌所
53	122,907	浦頭埠頭整備、天神公園、金山地区水道整備、向後崎線道路、赤崎中部線道路、消防ポンプ自動車
54	232,656	浦頭埠頭整備、赤崎中部線道路、天神公園、金山地区水道整備、体育文化館、白岳大塔町線道路、相浦漁協漁民研修所・漁具保管作業所
55	232,754	浦頭埠頭整備、天神公園、体育文化館、白岳大塔町線道路
56	330,459	浦頭埠頭整備、天神公園、体育文化館、白岳大塔町線道路、相浦地区水道整備、消防ポンプ自動車
57	319,797	天神公園、体育文化館、白岳大塔町線道路、相浦地区水道整備
58	48,057	天神公園、白岳大塔町線道路、消防ポンプ自動車
59	37,706	白岳大塔町線道路、水産種苗施設
60	224,474	白岳大塔町線道路、水産種苗施設、消防ポンプ自動車

決算ベース（単位：千円）

年度	補 助 額	事 業 内 容
61	162, 154	白岳大塔町線道路、水産種苗施設、田の頭安久の浦線道路、東明公園、有福第一公園
62	144, 758	白岳大塔町線道路、田の頭安久の浦線道路、東明公園、有福第一公園、大崎公園、大崎農道、東浜漁具倉庫、消防ポンプ自動車
63	243, 724	白岳大塔町線道路、田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜地区防波堤
H元	380, 893	田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜地区防波堤、東浜公園、アサリ養殖施設、消防ポンプ自動車
2	323, 150	田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜公園、野崎地区防波堤
3	571, 491	田の頭安久の浦線道路、大崎公園、大崎農道、東部グラウンド、東浜公園、野崎地区防波堤、俵ヶ浦地区漁港整備、消防ポンプ自動車、鳩の浦大崎線道路
4	475, 024	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、東部グラウンド、東浜公園、陣の内公園、野崎地区防波堤、俵ヶ浦地区漁港整備
5	471, 584	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、東部グラウンド、陣の内公園、野崎・東浜地区防波堤、俵ヶ浦地区漁港整備、化学消防ポンプ自動車
6	444, 340	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、東部グラウンド、陣の内公園、野崎・東浜・俵ヶ浦・船越・俵ヶ浦(2)地区防波堤・漁港整備
7	517, 998	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、野崎・東浜・俵ヶ浦・船越・俵ヶ浦(2)地区防波堤・漁港整備、餌料用保管、冷蔵庫、高規格救急自動車
8	222, 180	田の頭安久の浦線道路、大崎農道、野崎・船越・俵ヶ浦地区物場場、餌料用保管冷蔵施設
9	328, 870	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、高規格救急自動車
10	246, 238	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、水槽付消防ポンプ自動車、飼料用保管冷蔵施設
11	540, 360	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、庵の浦地区防波堤、高規格救急自動車、北部配水本管布設
12	452, 575	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、庵の浦地区防波堤、北部配水本管布設
13	763, 082	田の頭安久の浦線道路、俵ヶ浦(2)地区防波堤、庵の浦地区防波堤、北部配水本管布設、防災船、化学消防ポンプ自動車
14	397, 980	田の頭安久の浦線道路、庵の浦地区防波堤、北部配水本管布設、新轟クリーンセンター
15	203, 016	新轟クリーンセンター、相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設(物揚場)
16	1, 006, 201	新轟クリーンセンター、相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設(物揚場)、はしご付消防ポンプ自動車、赤崎中部線
17	805, 273	新轟クリーンセンター、相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設(物揚場)、赤崎中部線、ごみ処理施設設置

決算ベース（単位：千円）

年度	補 助 額	事 業 内 容
18	750,706	相浦駐屯地周辺水道設置、東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、ごみ処理施設設置、稗の坂線外1、救助工作車、愛宕地区公民館、江上地区体育室
19	888,092	東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、ごみ処理施設設置、稗の坂線外1、愛宕地区公民館、江上地区体育室
20	378,955	東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、ごみ処理施設設置、稗の坂線外1、愛宕地区公民館、高規格救急車
21	109,284	東浜地区漁業用施設（物揚場）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線
22	391,872	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線、高規格救急自動車、針尾地区公民館体育室、崎辺地区公民館、北部浄水場統合事業
23	923,242	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線、崎辺地区公民館、北部浄水場統合事業
24	800,111	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、防災行政無線、崎辺地区公民館、北部浄水場統合事業、針尾地区体育室、高規格救急自動車
25	481,352	東浜地区漁業用施設（防波堤）、赤崎中部線、稗の坂線外1、北部浄水場統合事業、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦・佐世保公園）、野崎地区漁業用施設
26	508,852	野崎地区漁業用施設、赤崎中部線、稗の坂線外1、北部浄水場統合事業、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園・消防救急デジタル無線）、化学消防ポンプ自動車
27	761,813	野崎地区漁業用施設、赤崎中部線、稗の坂線外1、水道施設（送配水施設）統合更新事業、相浦地区コミュニティ供用施設、庁舎改修、船揚場改修、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園・消防救急デジタル無線）
28	723,112	野崎地区漁業用施設、赤崎中部線外1、稗の坂線外1、水道施設（送配水施設）統合更新事業、相浦地区コミュニティ供用施設、庁舎改修、高規格救急自動車、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園）
29	1,033,405	前畠崎辺道路、稗の坂線外1、水道施設（送配水施設）統合更新事業、相浦地区コミュニティ供用施設、庁舎改修、佐世保海軍施設等周辺整備統合事業（相浦公園）

決算ベース（単位：千円）

年度	補 助 額	事 業 内 容
30	429,190	前畠崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、高規格救急自動車、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設
R元	715,552	前畠崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設、俵ヶ浦地区漁業用施設
2	1,242,065	前畠崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、高規格救急自動車、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設、俵ヶ浦地区漁業用施設
3	1,007,267	前畠崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設
4	2,176,933	前畠崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、大崎地区漁業用施設、俵ヶ浦地区港湾施設、高規格救急自動車
5	3,154,975	前畠崎辺道路、水道施設（送配水施設）統合更新事業、庁舎改修、俵ヶ浦地区港湾施設、水産センター

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条)

特定防衛施設が所在する市町村は、本来、行政として取り組むべき住民の生活環境の整備や福祉の向上を図るに当たり、防衛施設の設置又は運用による影響を踏まえて実施せざるを得ないところであり、防衛施設が所在しない他の市町村に比べ、より大きな負担を余儀なくされている状況にある。

本交付金は、このような状況にある市町村が生活環境整備の一環として行う、公共用施設の整備に對し措置されるものであり、当該市町村のまちづくりに着目して行われるものである。

○本市における調整交付金事業（9条）

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
S 50	33,079	ごみ収集車、排水路、公園整備
51	59,233	ごみ収集車、消防団格納庫、公園整備、学校・公衆便所、渡船施設、橋拡張
52	67,957	ごみ収集車、消防団格納庫、公園整備、図書館巡回文庫車、学校・公衆便所
53	93,695	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、救急自動車、公園整備、学校・公衆便所、プラネタリウム投影機
54	100,331	ごみ収集車、消防団格納庫、公園整備、天体観測室、学校・公衆便所、渡船施設
56	106,900	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、学校・公衆便所、水路改良、アーチェリー競技場
57	113,416	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、学校・公衆便所、橋拡張、側道橋整備、オイルフェンス巻取機
58	113,683	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、歩道整備、学校・公衆便所
59	121,843	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、公園整備、歩道橋・歩道整備、学校防球フェンス・便所
60	137,627	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、救急自動車、公園整備、公園便所、側道橋・歩道整備、浦頭引揚記念資料館、市民ボート室、学校防球フェンス
61	137,325	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、側道橋・歩道整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、地区集会所
62	141,417	ごみ収集車、消防団分駐所、消防用サイレン、公園整備、歩道・歩道橋整備、学校防球フェンス、瀬標、地区集会所、道路改良・防護柵
63	122,332	ごみ収集車、消防団分駐所、公園整備、学校防球フェンス、歩道整備、瀬標、道路防護柵、すぎのこ園通園バス

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
H元	132,712	ごみ収集車、消防団分駐所、消防指揮車、公園整備、学校防球フェンス・便所、自然歩道整備、瀬標、道路改良・防護柵、簡易水道貯水池、地区集会所
2	132,853	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、防火水槽、公園整備、学校防球フェンス・便所、自然歩道整備、瀬標
3	128,056	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良
4	181,809	ごみ収集車、消防団格納庫、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス、瀬標、道路改良
5	182,831	ごみ収集車、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス、瀬標、道路改良、河川改良
6	182,132	ごみ収集車、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス、瀬標、道路改良、河川改良、ナマコ用築いそ
7	203,506	ごみ収集車、消防用サイレン、消防ポンプ自動車、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、河川改良、ナマコ用築いそ
8	203,947	ごみ収集車、消防用サイレン、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、河川改良、ナマコ用築いそ、消防詰所、総合グラウンド公衆便所
9	204,375	ごみ収集車、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、ナマコ用築いそ、消防詰所、総合グラウンド排水設備、水産センター中央制御盤、通園バス
10	211,031	ごみ収集車、公園整備、学校防球フェンス・便所、瀬標、道路改良、河川改良、築いそ、リフト付バス、魚病検査棟、トンネル防災設備、消防車両、スクートラクター、消防用サイレン、サイレン遠隔受信装置
11	219,086	ごみ収集車、藻場造成、総合グラウンド写真判定装置、道路改良、河川改良、消波ブロック、消防車両、犬捕獲車等、消防用サイレン、築いそ、瀬標、公園整備、学校防球フェンス
12	229,147	ごみ収集車、藻場造成、道路改良、学校防球フェンス、便所、河川改良、消防用車両、消波ブロック、消防用サイレン、築いそ、瀬標、公園整備、プールタッチ板、液体クロマトグラフ
13	223,654	ごみ収集車、藻場造成、消波ブロック、河川改良、消防用車両、消防用サイレン、消防団格納庫、築いそ、瀬標、公園整備、道路改良、体育文化館・プール改修
14	241,909	消波ブロック、築いそ、瀬標、河川改良、消防用車両、消防用サイレン、公園整備、道路改良、体育文化館改修、地区集会所
15	244,522	消波ブロック、防波堤、築いそ、瀬標、河川改良、消防用車両、消防用サイレン、公園整備、道路改良、体育文化館改修、最終処分場法面工・車両、犬捕獲車、子育て支援センター改修、ごみ収集車
16	243,237	防波堤、築いそ、瀬標、河川改良、消防団格納庫建築、公園整備、道路改良、体育文化館改修、小学校施設改修、子育て支援センター改修、ごみ収集車、ゴミ最終処分場施設整備
17	251,249	防波堤、瀬標、便所整備、溜池改修、河川改良、排水路、消防用車両、公園整備、道路改良、プール改修、子育て支援センター改修、ごみ収集車、犬捕獲車、地区集会所

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
18	218,385	防波堤、瀬標、築いそ、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、排水路、消防用車両、道路改良、公園整備、子育て支援センター改修、小学校合併浄化槽設置、ごみ収集車、駐車場整備
19	256,265	防波堤、瀬標、築いそ、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、排水路、消防用車両、道路改良、公園整備、通園バス、中学校合併浄化槽設置、公衆トイレ設置、小学校プール改修、小学校多目的室床改修、道路測量設計、小学校合併浄化槽設置
20	242,247	防波堤、瀬標、築いそ、漁業体験施設、ごみ収集車、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、中学校屋根改修、温水プール改修、体育室整備、防火水槽、消防用格納庫
21	250,876	瀬標、築いそ、ごみ収集車、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、温水プール改修、体育文化館改修、防火水槽、消防用格納庫
22	251,576	築いそ、灰出し車、溜池改修、有害鳥獣対策、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、体育文化館改修、防火水槽、消防用格納庫、移動図書館車、交通局バス車両、排水路整備
23	306,021	築いそ、溜池改修、河川改良、消防用車両、道路改良、公園整備、体育文化館改修、防火水槽、消防用格納庫、交通局バス車両・歩道上屋整備、排水路整備、多目的広場整備、小学校開放用便所設置
24	295,183	築いそ、有害鳥獣対策、消防用車両、道路改良、公園整備、体育文化館改修、美術センター改修、防火水槽、歩道上屋整備、清掃船
25	299,038	築いそ、有害鳥獣対策、消防用車両、消防団格納庫、道路改良、交通局バス車両、公園整備、野球場改修、美術センター改修、図書館改修、駅公衆便所新築、水産センター改修
26	262,890	築いそ、有害鳥獣対策、水産センター改修、昭和地区用水路改修、赤マテ貝生態調査、新鹿子前トンネル照明灯、道路改良、佐世保公園、島瀬公園、消防団格納庫、消防用車両、美術センター改修、図書館改修、野球場改修、陸上競技場改修
27	428,855	築いそ、有害鳥獣対策、水産センター改修、昭和地区用排水路改修、赤マテ貝生態調査、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、道路改良、公園整備、消防用車両、小学校トイレ改修、美術センター改修、公民館E.V設置、野球場改修、イベント館、市営乗合バス、遠心濃縮器整備
28	367,355	築いそ、水産センター改修、赤マテ貝生態調査、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、大型客船対応基盤、道路改良、公園整備、消防用車両、小学校トイレ改修、野球場改修、遠心濃縮器整備
29	369,217	築いそ、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、海面清掃施設整備、道路改良、公園整備、消防用車両、ゴミ収集車、体育文化館トイレ改修、コミュニティセンターエレベーター改修、遠心濃縮器整備

決算ベース（単位：千円）

年度	交付金額	事業内容
30	397,720	築いそ、タコ産卵漁礁設置、防波堤整備、係留施設整備、水産センター改修、道路改良、公園整備、早岐駅西口整備、消防用車両、温水プール改修、地区公民館エレベーター新設、遠心濃縮器整備、心身障害者福祉センター空調機取替
R元	395,902	築いそ、防波堤整備、係留施設整備、水産センター改修、道路改良、早岐駅西口整備、消防隊員用防火装備更新、し尿処理施設整備、総合グラウンド改修、体育文化館改修
2	286,053	防波堤整備、係留施設整備、道路改良、し尿処理施設整備
3	423,035	防波堤整備、係留施設整備、道路改良、し尿処理施設整備、倉庫整備、体育文化館改修
4	366,232	防波堤整備、係留施設整備、道路改良、倉庫整備、清掃船改修、排水本管布設
5	376,801	防波堤整備、係留施設整備、道路改良、築いそ、東部クリーンセンター設備整備、体育文化館設備改修、障がい者文化体育施設改修

(4) その他の防衛施設周辺整備事業

○ 本市におけるその他の防衛省関係事業

(単位：千円)

年度	補助額 (交付金額)	事 業 内 容	備 考
S 59	5,800	光海中学校線道路	
60	24,999	光海中学校線道路	
61	42,000	光海中学校線道路	
62	16,790	光海中学校線道路	
H 元	26,257	福石崎辺町線道路	
2	30,644	指方釜線道路	
3	370,286	福石崎辺町線道路、指方釜線道路	
4	76,556	指方釜線道路	
5	8,272	指方釜線道路	
10	9,372	崎辺町線道路（福石崎辺町線道路の名称変更）	
11	54,532	崎辺町線道路	
12	253,546	崎辺町線道路	
13	77,798	崎辺町線道路	
14	94,181	崎辺町線道路	
R 5	24,323	日野小学校、清掃船改修	

新規提供関係事業：光海中学校線道路、崎辺町線道路

提供施設整備事業：指方釜線道路

再編関連訓練移転等交付金：日野小学校、清掃船改修

(5) 防衛施設周辺整備事業補助金、基地交付金の交付額一覧表（決算額）

(単位:千円)

年度	3条 障害防止	8条 民生安定	9条 調整交付金	3.8.9条 (小計)	その他の 防衛事業	基地交付金	合計
S 50	7,089	84,278	33,079	124,446	0	385,026	509,472
51	0	32,541	59,233	91,774	0	420,977	512,751
52	0	81,720	67,957	149,677	0	410,158	559,835
53	0	122,907	93,695	216,602	0	442,097	658,699
54	0	232,656	100,331	332,987	0	470,085	803,072
55	20,271	232,754	106,508	359,533	0	496,284	855,817
56	129,886	330,459	106,900	567,245	0	520,749	1,087,994
57	116,529	319,797	113,416	549,742	0	520,749	1,070,491
58	139,056	48,057	113,683	300,796	0	525,814	826,610
59	62,984	37,706	121,843	222,533	5,800	526,814	755,147
60	28,810	224,474	137,627	390,911	24,999	529,757	945,667
61	39,780	162,154	137,325	339,259	42,000	530,757	912,016
62	14,446	144,758	141,417	300,621	16,790	532,510	849,921
63	46,994	243,724	122,332	413,050	0	536,567	949,617
H元	46,388	380,893	132,712	559,993	26,257	590,062	1,176,312
2	31,323	323,150	132,853	487,326	30,644	592,537	1,110,507
3	0	571,491	128,056	699,547	370,286	593,876	1,663,709
4	0	475,024	181,809	656,833	76,556	609,448	1,342,837
5	0	471,584	182,831	654,415	8,272	611,311	1,273,998
6	0	444,340	182,132	626,472	0	612,966	1,239,438
7	54,700	517,998	203,506	776,204	0	641,393	1,417,597
8	37,000	222,180	203,947	463,127	0	648,507	1,111,634
9	20,000	328,870	204,375	553,245	0	637,565	1,190,810

(単位：千円)

年度	3条 障害防止	8条 民生安定	9条 調整交付金	3.8.9条 (小計)	その他の 防衛事業	基地交付金	合計
10	97,800	246,238	211,031	555,069	9,372	669,685	1,234,126
11	54,400	540,360	219,086	813,846	54,532	650,418	1,518,796
12	3,277	452,575	229,147	684,999	253,546	661,088	1,599,633
13	104,551	763,082	223,654	1,091,287	77,798	680,259	1,849,344
14	0	397,980	241,909	639,889	94,181	681,304	1,415,374
15	58,742	203,016	244,522	506,280	0	682,381	1,188,661
16	61,261	1,006,201	243,237	1,310,699	0	706,237	2,016,936
17	39,973	805,273	251,249	1,096,495	0	710,655	1,807,150
18	51,346	750,706	218,385	1,020,437	0	707,386	1,727,823
19	261,818	888,092	256,265	1,406,175	0	745,806	2,151,981
20	123,922	378,955	242,247	749,386	0	762,449	1,535,804
21	234,699	109,284	250,876	594,859	0	748,505	1,343,364
22	105,938	391,872	251,576	749,386	0	786,418	1,535,804
23	5,645	923,242	306,021	1,234,908	0	776,354	2,016,403
24	17,434	800,111	295,183	1,112,728	0	765,128	1,877,856
25	0	481,352	299,038	780,390	0	772,704	1,553,094
26	0	508,852	262,890	771,742	0	753,781	1,525,523
27	0	761,813	428,855	1,190,668	0	758,741	1,949,409
28	0	723,112	367,355	1,090,467	0	768,345	1,858,812
29	0	1,033,405	369,217	1,402,622	0	757,560	2,160,182
30	23,476	429,190	397,720	850,386	0	759,641	1,610,027
R元	22,661	715,552	395,902	1,134,115	0	788,018	1,922,133
2	0	1,242,065	286,053	1,528,118	0	789,948	2,318,066

(単位：千円)

年度	3条 障害防止	8条 民生安定	9条 調整交付金	3.8.9条 (小計)	その他の 防衛事業	基地交付金	合計
3	0	1,007,267	423,035	1,430,302	0	785,088	2,215,390
4	0	2,176,933	366,232	2,543,165	0	797,997	3,341,162
5	0	3,154,975	376,801	3,531,776	24,323	784,784	4,340,883

〔備 考〕

* 金額は決算ベースとし、当該年度からの繰越額については翌年度分とした。

* 「3条」には、国からの受託事業を含む。

* その他の防衛事業とは、防衛施設庁新規提供関係事業、提供施設整備事業、再編関連訓練移転等交付金事業である。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)

昭和49年6月27日法律第101号

平成28年4月1日 最終改正(平成26年法律第69号による改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年6月条約第6号)に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年6月条約第7号)第2条第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他の政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（第4条から第7条まで省略）

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第9条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（以下省略）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

昭和49年6月27日法令第228号
令和6年4月1日 最終改正（令和6年政令第161号）

（第1条から第11条まで省略）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の7
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2ほか
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の5
10	削除	
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10分の7.5ほか

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫

- (2) 砲弾が実施される試験場（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第180条に規定する試験場をいう。第15条第5号イにおいて同じ。）
- (3) 飛行場その他大規模な防衛施設であって、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第9条第1項第1号に掲げるものを除く。）
- (4) 防衛施設（法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前3号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

2 法第9条第2項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

- (1) 防災に関する事業
 - (2) 住民の生活の安全に関する事業
 - (3) 通信に関する事業
 - (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
 - (5) 医療に関する事業
 - (6) 福祉に関する事業
 - (7) 環境衛生に関する事業
 - (8) 産業の振興に寄与する事業
 - (9) 交通に関する事業
 - (10) 良好的な景観の形成に関する事業
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの
- （以下省略）

白 紙

第9章

国有財産転活用関係

«前年度からの主な変更点»

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
一	なし	一	一

(1) 旧軍港市転換法のあゆみ

旧軍港市転換法は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）を平和産業港湾都市へ転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的としている。

同法では、国が旧軍港市に所在する旧軍用財産を無償又は減額して譲渡するなど特別な措置を講ずるよう定めており、これまで多くの旧軍財産が公共施設などに転活用され、旧軍港市の再建と発展の原動力となっている。

「旧軍港市転換促進委員会」の結成

S 2 4 . 1 2 . 1 昭和 2 3 年、 2 4 年と 2 年続けて国会で採択された旧軍港四市長による
「旧軍港市国有財産払下げに関する請願」の法制化のため法案発議から國
会通過成立を図るため、衆参両院議員有志（70名）で結成。

「旧軍港市転換法」の制定

S 2 5 . 3 . 1 8 法案を参議院事務局（議事部）に提出（第7回国会）
4. 7 参議院本会議。全会一致で可決。
4. 1 1 衆議院本会議。賛成多数で可決。
6. 4 日本国憲法第95条による住民投票を実施。佐世保市賛成率 97.3%。
6. 2 8 公布施行（法律第220号）

「旧軍港市転換連絡事務局」の設置

S 2 5 . 7 . 1 旧軍港四市が、旧軍港市転換法に基づく計画と事業の促進及び調整に関
し、旧軍港市相互間並びに関係諸機関との連絡を図るため設置。

「旧軍港市転換促進議員連盟」の結成

S 2 5 . 1 1 . 2 4 旧軍港市転換法の適正な運営を推進するため、衆参両院議員有志により結
成。

「旧軍港市振興協議会」の設置

S 2 9 . 4 . 1 2 国会のすべての議員連盟解散の機運に際し、旧軍港市転換促進議員連盟も
解散（3.18）、それに伴い旧軍港市転換連絡事務局も解消し、旧軍港市
転換法の実施と旧軍港市振興諸方策の推進を図るため設置。旧軍港市転換
促進議員連盟の全員が顧問に就任し、現在に至る。

(2) 旧軍港市転換法による取得財産

施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
					譲与	売払
港湾部船客待合室	万津町施設予定地	土地 建物	158.11 124.79	430,470 86,956	S26.10.31	
佐世保警察署水上警察官派出所	万津町施設予定地	土地	162.47	491,500	S26.10.31	
中央卸売市場魚類及び水産倉庫	万津町施設予定地	土地 建物	4,490.87 3,864.16	8,606,475 10,972,773	S27.04.30	
競輪場	潜水艦基地	土地	30,809.42	6,297,864		S27.07.15
中央卸売市場旧青果部	万津町施設予定地	土地	3,601.02	4,357,480	S27.07.31	
荷揚場及び付属倉庫棧橋	陸軍俵ヶ浦砲台	土地 建物 船舶	945.52 92.56 1隻	57,204 126,000 323,000	S27.07.31	
市営屠場敷地	佐世保軍需部干尽燃料置場	土地	7,505.18	2,043,288	S27.11.15	
佐世保港湾地域の修築用船	港湾部所属船	船舶	1隻	585,500	S28.03.02	
漁船員宿舎	佐世保施設部東山職員宿舎	建物	2,153.71	1,924,173		S28.03.31
中央卸売市場青果部敷地	万津町施設予定地	土地	122.08	184,650	S29.03.04	
臨港施設公共野積場赤崎貯炭場	佐世保海軍赤崎燃料置場	土地	1,868.69	339,168	S30.07.30	
臨港施設公共野積場(西九州倉庫前)	佐世保軍需部干尽燃料置場	土地	421.28	280,370	S30.07.30	
建設部干尽作業場	佐世保軍需部干尽燃料置場	土地	10,188.66	10,787,245	S31.08.16	
市営棧橋	佐世保海軍港務部	船舶	1隻	1,430,000	S33.04.18	
産業会館敷地	北九州財務局佐世保出張所	土地	836.59	11,393,211	S34.03.31	
中央卸売市場旧青果部施設	万津町施設予定地	土地 建物	168.42 188.42	2,187,793 159,060	S35.01.20	
中央卸売市場青果部敷地	佐世保防備隊	土地	4,054.21	29,347,900		S39.03.31
臨港施設荷さばき地臨港道路	佐世保軍需部干尽燃料置場	土地	695.06	30,573,108	H22.03.31	
立神岸壁(3号の一部、4号、5号の一部)	佐世保海軍工廠	土地 工作物	4,673.93 505m	103,000,000		H26.07.11

教育文化施設	施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
						譲与	売払
	早岐中学校	佐世保軍需部早岐倉庫	土地 建物	28,383.99 2,492.56	2,064,236 473,520	S26.03.31	
	福石中学校	潜水艦基地	土地	18,917.65	2,851,540	S26.03.31	
	清水中学校	佐世保重砲兵連隊	土地 建物 立木竹 工作物	29,395.23 1,830.47 94本 24ヶ	7,113,647 2,526,612 72,350 1,037,938	S26.08.31	
	相浦中学校	相浦海兵团集会所俘虜収容所	建物	2,203.30	2,147,392	S26.08.31	
	相浦小学校高島分校	高島番岳砲台	土地 建物	4,187.17 624.79	113,996 989,480	S26.10.31	
	相浦小学校大崎分校	佐世保警備隊高岳防空砲台	土地 建物	2,524.76 393.38	76,374 307,080	S26.10.31	
	愛宕中学校	赤崎地区海軍工廠工具養成所	土地 建物 立木竹 工作物	24,487.01 5,278.04 38本 1ヶ	1,781,630 7,678,085 27,700 35,960	S26.10.31	
	総合運動場	潜水艦基地	土地	15,509.75	3,852,132	S26.10.31	
	相浦中学校	相浦海兵团集会所俘虜収容所	土地	8,708.85	790,339	S27.11.15	
	黒髪小学校	佐世保軍需部董ヶ岡倉庫	土地	11,737.38	710,112	S28.03.01	
	光海中学校	佐世保海軍工廠	土地 建物	19,489.68 3,172.52	11,791,260 25,462,385	S28.03.10	
	庵ノ浦小学校運動場	佐世保海軍工廠庵ノ浦倉庫	土地	3,893.91	294,477	S28.07.10	
	黒髪小学校運動場	佐世保軍需部董ヶ岡倉庫	土地	4,795.60	580,268	S29.03.04	
	御船小学校	佐世保海軍工廠疎開地	土地	15,286.94	5,549,160	S29.07.06	
	福石小学校	潜水艦基地	土地	1,520.33	505,890	S30.07.30	
	江上小学校	枇杷坂部隊	土地	15,644.46	2,206,000	S31.08.16	
	室内体育館	第21空廠日宇分工場	建物	3,069.98	10,791,150	S32.05.07	
	愛宕幼稚園	赤崎地区	土地	489.12	70,200		S33.01.01
	相浦小学校高島分校	高島番岳砲台	土地	4,663.49	386,998	S34.03.31	
	学校用教材	佐世保海軍工廠	機械	3台	54,700		S34.12.04
	市立高校（夜間）	佐世保重砲兵連隊	土地 建物 立木竹 工作物	6,979.40 1,142.54 13本 5ヶ	1,689,016 1,435,016 19,400 117,162	S34.12.24	
	市立図書館	名切谷地区家族住宅	土地	1,393.95	11,886,877	S35.01.20	
	中学校敷地	枇杷坂部隊	土地	1,727.47	339,257		S35.03.26
	市民会館	名切谷地区家族住宅	土地	569.42	1,558,900		S36.09.25
	市民会館	名切谷地区家族住宅	土地	6,663.96	18,344,144	S36.09.25	
	市立商業高校	佐世保海軍工廠疎開地	土地	4,047.60	1,469,280	S38.05.06	

教育文化施設	施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
						譲与	売扱
	花園中学校（プール用地）	名切谷地区家族住宅	土地	387.12	3,176,900	S38.11.01	
	青少年教育センター	名切谷地区家族住宅	土地	1,295.81	16,796,289	S42.01.28	
	花園中学校（プール用地）	名切谷地区家族住宅	土地	276.00	985,400	S44.07.26	
	港小学校	第21空廠崎辺地区	土地	1,051.02	2,443,621	S49.08.27	
	市民文化ホール	佐世保海兵团	土地 建物 立木竹 工作物	2,107.28 1,409.25 4本 一式	69,900,584 28,342,000 22,363 1,087,733	S57.01.28	
	庵ノ浦小学校プール敷地	佐世保海軍工廠庵ノ浦倉庫	土地	1,249.93	7,900,000		S61.11.19

生活環境施設	施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
						譲与	売払
	小公園	佐世保陸軍墓地	土地 建物 立木竹 工作物	1,264.49 60.42 28本 1ヶ	286,950 61,275 13,834 1,000	S26.10.31	
	東公園	佐世保海軍墓地	土地 建物 立木竹	27,279.00 63.30 462本	1,295,280	S26.10.31	
	御船町児童公園	佐世保海軍工廠疎開地	土地	1,188.36	359,480	S26.10.31	
	小島公園（神島児童公園）	佐世保海軍工廠疎開地	土地	2,711.66	574,196	S26.10.31	
	西公園（保立公園）	佐世保陸軍火薬庫	土地 建物 工作物	8,948.82 66.21 4ヶ	430,428 153,446 2,100	S26.10.31	
	島地公園	佐世保海軍病院第2区	土地	2,884.39	26,176	S26.10.31	
	島地公園	万津町施設予定地	土地 立木竹	2,002.44 2.09 m ²	18,172 2,593	S26.10.31	
	赤崎町児童公園	佐世保海軍工廠工員養成所附属運動場	土地 立木竹	1,655.86 1本	100,180 800	S27.03.31	
	東大久保町児童公園	陸軍桜山演習砲台	土地	592.76	139,861	S27.03.31	
	西海国立公園候補地附属施設展望台	陸軍砲台丸出地区	土地	1,506.90	7,293	S27.03.31	
	神島町児童公園	佐世保海軍工廠疎開地	土地 立木竹	2,448.09 14本	439,892 1,920	S27.11.15	
	神島町児童遊園地	佐世保海軍工廠疎開地	土地	368.62	133,812	S27.11.15	
	春日町児童公園	佐世保陸軍練兵場	土地 立木竹	2,312.36 10本	349,745 2,750	S27.11.15	
	市民病院（本院）	佐世保海軍病院第2区	土地	7,967.47	5,663,876		S27.11.15
	市民病院（分院）	万津町施設予定地	土地	524.16	372,616		S27.11.15
	董ヶ岡取水及び浄水場	董ヶ岡取水及び浄水場軍用上水道施設	土地 建物 工作物 機械	6,224.13 9.91 3ヶ 2台	94,140 3,456 7,659,400 205,001	S28.03.01	
	天神町児童公園	第21空廠天神町工員宿舎	土地	663.53	50,180	S28.03.01	
	岡本水源地	軍用上水道施設	土地 建物	190,182.6 7 119.40	1,884,671 124,887	S28.03.01	
	相浦浄水場	軍用上水道施設	立木竹 工作物 土地 建物 立木竹 工作物 機械	3,345本 1ヶ 10,739.23 1,133.78 72本 7ヶ 4台	1,113,800 6,013,720 748,700 426,581 106,800 16,416,680 234,300	S28.03.01	
	上水道施設	山ノ田水源地及び浄水場	土地 建物 立木竹 工作物 機械	330,754.6 6 11,852.79 7,334本 12ヶ 2台	6,237,209 1,240,769 5,003,507 55,368,980 118,700	S28.03.01	

生活環境施設	施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
						譲与	売扱
	三本木取水場	軍用上水道施設	土地 建物 立木竹 工作物	110,581.9 565.35 106 本 5 ヶ	121,107 104,781 210,920 1,892,060	S28.03.01	
	相当水源地	軍用上水道施設	土地 建物 工作物	183,136.4 876.39 6 ヶ	1,383,287 167,316 251,302,300	S28.03.01	
	転石水源地	軍用上水道施設	土地 建物 立木竹 工作物	118,313.35 91.20 1,910 本 1 ヶ	1,383,786 117,257 2,227,500 83,828,040	S28.03.01	
	矢峰減圧調整場	軍用上水道施設	土地 工作物	1,483.57 1 ヶ	11,219 236,250	S28.03.01	
	四条橋補水場	軍用上水道施設	機械	1 台	44,436	S26.10.31	
	大野浄水場	軍用上水道施設	土地 建物 立木竹 工作物 機械	80,928.12 556.06 2,868 本 11 ヶ 23 台	1,459,613 1,455,369 122,732 61,641,810 2,185,150	S28.03.01	
	鳥越浄水場	軍用上水道施設	建物 工作物	9.91 3 ヶ	14,850 1,939,608	S28.03.01	
	中野、犬尾住宅水道施設	軍用上水道施設	工作物 (水道管)	108,982m	305,815,420	S28.03.01	
	公営住宅敷地	陸軍練兵場	土地 工作物	16,230.31 4 ヶ	3,463,066		S28.03.31
	公営住宅敷地	佐世保海軍工廠疎開地	土地	57,934.21	9,109,254		S28.03.31
	公営住宅敷地	祇園町補助建設予定地	土地 工作物	2,228.79 11 ヶ	1,685,526		S28.03.31
	公営住宅敷地	佐世保軍需部董ヶ岡倉庫	土地	2,073.55	376,360		S29.01.20
	早岐保育所	佐世保軍需部早岐倉庫	土地	1,278.61	154,712	S29.03.04	
	川谷水源地	軍用上水道施設	土地	250,264.35	9,417,824	S29.03.04	
	公営住宅敷地	佐世保軍需部尼潟火薬庫	土地	4,149.95	376,608		S30.03.07
	低家賃住宅	佐世保軍需部尼潟火薬庫	建物	1,669.42	1,313,008		S30.03.07
	要保護者宿泊提供施設	佐世保海軍山ノ田第1、第2工員宿舎	建物	928.92	1,029,130	S30.01.31	
	市交通局自動車修理工場	佐世保軍需部干尽燃料置場	土地 建物	10,315.60 2,227.27	2,453,596 14,033,825	S30.10.31	
	公園標識場敷地	海軍鵜渡越警備隊	土地	72.92	13,300	S31.08.16	
	保育園敷地	佐世保海軍工廠疎開地	土地	1,604.79	485,450	S31.08.16	
	消防望楼及び取付道路敷地	佐世保病院第二地区	土地	188.62	32,390	S31.12.15	
	汚水処理場敷地	潜水艦基地	土地	12,457.98	13,943,598	S32.06.01	
	早岐消防望楼	第21空襲日宇分工場	工作物	1 ヶ	93,410	S32.10.01	
	公営住宅敷地	佐世保海軍工廠疎開地	土地	68,227.03	14,463,975		S32.03.31
	交通局車庫	佐世保海兵团	建物	755.04	2,608,330	S33.04.01	
	給水施設(高部地帯給水用)	世知原取水場	工作物 (水道管)	1,570m	2,976,000	S33.04.21	

生活環境施設	施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
						譲与	売扱
	水道施設郭公藪水源地 (水源涵養林)	郭公藪水源地	土地	3,153.71	95,400	S33.09.06	
	水道部高部給水用水道管	針尾海兵团	工作物 (水道管)	2,210m	2,304,100	S33.09.09	
	消防団第2分団詰所及び車庫敷地	名切谷地区家族住宅	土地	93.32	1,211,891	S34.03.31	
	公営住宅敷地	枇杷坂部隊	土地	951.76	207,295		S35.03.26
	公営住宅敷地	佐世保海軍工廠疎開地	土地	6,936.29	1,617,540		S35.03.26
	し尿処理中継所施設	佐世保海軍航空隊	土地	844.69	99,653	S36.01.17	
	下水道汚水処理場	潜水艦基地	土地	793.06	1,636,200	S36.03.22	
	妙見公園	陸軍弾薬庫	土地	142.11	158,210	S36.03.22	
	市消防団警鐘台並びにホース乾燥台	佐世保海軍工廠	工作物	1ヶ	34,600	S36.04.10	
	市消防団警鐘台並びにホース乾燥台	佐世保病院	工作物	2ヶ	33,600	S36.04.10	
	公営住宅敷地	佐世保海軍工廠女子工員宿舎	土地	13,753.94	14,363,000		S36.07.01
	消防団第3分団車庫敷地	佐世保市下京町	土地	93.88	1,238,240	S37.01.23	
	児童保育施設	佐世保海軍工廠女子工員宿舎	建物	525.98	305,400		S37.03.20
	児童保育所施設	佐世保海軍工廠女子工員宿舎	土地	1,185.42	803,600	S37.03.20	
	岡本水源地送水管敷地	岡本水源地送水管敷地	土地	4,939.99	346,690	S38.07.01	
	公営住宅敷地	第21空廠日宇分工場	土地	722.74	209,900		S39.03.30
	公共下水道終末処理場敷地	佐世保軍需部福石倉庫	土地	5,646.43	7,103,600	S40.02.15	
	都市計画による立退者収容地	佐世保海軍工廠白毛工場	土地	714.77	253,000		S40.08.31
	港湾施設造成及び都市計画事業のための立退者収容地	佐世保軍需部尼潟火薬庫	土地	1,623.83 214.02 330.49	1,778,400		S42.02.25 S42.03.24 S42.03.31
	弓張公園	但馬岳演習砲台	土地 立木竹	55,478.47 244.87 m ³	4,448,100 2,862,700	S42.09.30	
	市民会館付属結婚式場敷地	名切谷地区家族住宅	土地	513.72	4,382,100		S45.03.27
	労働福祉センター敷地	矢岳練兵場	土地	1,148.39	3,845,770	S50.01.13	
	公共下水道終末処理場敷地	佐世保軍需部福石倉庫	土地	1,934.20	8,701,175	S50.01.24	
	但馬岳公園	但馬岳演習砲台	土地	14,777.43	283,250	S52.02.19	
	天神西公園	前畠工員宿舎	土地	373.53	14,980	S56.06.30	
	千尽公園	佐世保軍需部干尽燃料置場	土地	125,018.85	85,980,525	S60.07.15	
	消防庁舎建設用地	佐世保海兵团	土地	4,891.82	602,000,000	S62.03.31	S62.03.31
	総合病院建設用地	佐世保海兵团	土地	22,894.36	2,540,068,000		S62.03.31
	消防団詰所敷地及び水防倉庫敷地	佐世保軍需部董ヶ岡倉庫	土地	489.63	17,700,000		H09.01.14
	上水道(配水管敷地)	旧海軍墓地予定地	土地	124.41	10,899	H10.11.24	

生活環境施設	施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
						譲与	売扱
	松山公園	旧海軍墓地予定地	土地	2,728.52 456.79	33,107,065	H15.12.17	
	中央公園	旧名切谷地区家族住宅	土地 立木竹 工作物	89,217.67 859本 1個	7,433,130,269 4,360,789 134,742,268	H22.03.31	
	佐世保公園	佐世保海兵团	土地 建物3棟 立木竹 工作物	42,546.45 546.34 808 1式	1,130,703,691 11,400,591 1,782,377 28,118,488	H22.03.31	
	庵の浦公園	佐世保海軍工廠庵ノ浦倉庫	土地	547.84	7,472,537	H22.03.31	
	大黒公園	佐世保海軍工廠女子工員宿舎	土地	1,544.13	75,755,017	H23.03.31	
	泉水田公園	佐世保海軍工廠	土地	2,269.44	94,516,909	H23.03.31	
	公営住宅敷地	佐世保海軍工廠女子工員宿舎	土地	1,613.74	30,650,000		H27.03.12
	佐世保公園 (平瀬緑地部分)	佐世保海兵团	土地	1,585.81	71,678,840	R01.08.20	

長崎県が取得した施設	施設名	旧口座名	区分	数量 (m ²)	大蔵省 ・財務省 評価額(円)	契約年月日	
						譲与	売扱
	県立佐世保職業補導所	佐世保軍需部干尽燃料置場	土地 建物	3,698.34 2,067.76	1,342,500 1,665,360	S27.04.30	
	総合会館敷地	矢岳練兵場	土地	3,296.66	11,667,708	S32.10.01	
	県立早岐高校	佐世保軍需部早岐倉庫	土地	18,712.79	4,995,650	S34.03.18	
	県立ろう学校佐世保分校	佐世保重砲兵連隊	土地 建物	4,597.35 1,082.64	12,474,579 2,045,100	S35.01.20	
	県立佐世保職業訓練所	第21空廠日宇分工場	土地	15,835.76	6,055,000	S36.08.19	
	改良住宅	佐世保軍需部董ヶ岡勤務員宿舎	土地 建物	2,453.88 1,659.50	449,100 941,838	S36.11.28	S36.11.28
	改良住宅	佐世保軍需部董ヶ岡勤務員宿舎	建物	1,894.21	1,127,900	S38.02.02	
	公営住宅敷地	佐世保軍需部董ヶ岡勤務員宿舎	土地	1,252.79	982,400		S39.03.04
	公営住宅敷地	第21空廠日宇分工場	土地	1,062.54	202,700		S39.03.28
	佐世保総合高等職業訓練校敷地	枇杷坂部隊	土地	3,084.20	2,010,600		S46.03.22
	針尾工業団地	針尾海兵团	土地	58,289.85	64,118,900		S54.02.28
	県警職員宿舎	佐世保海軍工廠疎開地	土地	360.82	13,200,000		S60.03.08
	交番敷地	佐世保施設部前畠工員宿舎跡	土地	289.00	13,900,000		H28.07.20

(3) 一時使用の国有財産

無 償 貸 付	施設名 (所管部局課)	旧口座名	区分	数量 (m ²)
	川棚沈砂地 (水道局総務課)	川棚海軍工廠水源地	土地	797.00
	西山手ポンプ所 (水道局総務課)	佐世保鎮守府海軍文庫	土地	200.87
	枇杷坂公園 (都市整備部公園緑地課)	枇杷坂部隊	土地	952.91
	水道施設 (水道局水道施設課)	赤崎貯油所	土地	11.12
	水道施設 (水道局水道施設課)	佐世保弾薬補給所	土地	1,548.73
	水道施設 (水道局総務課・水道施設課)	海上自衛隊今福南宿舎	土地	384.40
	水道施設 (水道局水道施設課)	海上自衛隊佐世保基地業務隊	土地	268.65
	水道施設 (水道局水道施設課)	①海上自衛隊佐世保教育隊 ②海上自衛隊太田貯油所	土地 工作物 土地	1,018.20 157 334.80
	水道施設 (水道局水道施設課)	陸上自衛隊相浦駐屯地	土地	281.70
水道施設 (水道局総務課)	佐世保海軍施設	土地	1,149.60	

※注1) 有償貸付を一部含む

(4) 国有財産を転用した民間会社

会 社 名	所在地	土地(m ²)	建物(m ²)	契約年月日	旧口座名
西日本鋼業(株)	千尽町	3,254.91	2,028.09	S27.11.12	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
佐世保食糧(株)	〃	3,315.40	1,419.07	S28.03.03	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
西九州倉庫(株)	〃	4,950.08	3,654.54	S32.05.20	佐世保海軍軍需部福石倉庫
大阪钢管(株)	〃	8,196.99	44,330.80	S35.04.13	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
佐世保自動車協会	白岳町	13,759.00	—	S35.12.13	第21空廠日宇分工場
スタンダードバキューム石油(株)	〃	11,191.30	—	S36.02.27	第21空廠日宇分工場
深川製磁(株)	〃	59,082.41	—	S36.02.27	第21空廠日宇分工場
大盛産業(株)	〃	10,358.24	—	S36.03.13	第21空廠日宇分工場
西日本製氷(株)	千尽町	5,787.93	5,148.29	S36.07.07	佐世保施設部千尽燃料置場
佐世保重工業(株)	立神町	281,295.36	43,616.42	S36.10.18	佐世保海軍工廠
佐世保重工業(株)	〃	154,478.12	62,649.38	S37.05.28	佐世保海軍工廠
伊藤鉄工造船(株)	白岳町	31,029.85	—	S37.08.24	第21空廠日宇分工場
佐世保市農業協同組合	庵浦町	1,062.80	—	S38.02.08	佐世保軍需部庵ノ浦倉庫
高島真珠(有)	有福町	2,548.82	—	S38.02.09	佐世保海軍工廠白毛工場
(合)山明商店	〃	5,766.90	348.76	S38.02.11	佐世保海軍工廠戸迎地区
(株)森鉄工所	千尽町	2,439.00	—	S38.02.12	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
大盛産業(株)	白岳町	6,424.92	—	S38.03.15	第21空廠日宇分工場
(株)富高鉄工所	〃	10,265.98	—	S38.06.20	佐世保軍需部尼潟火薬庫
日宇造船鉄工(株)	〃	3,740.56	—	S38.06.21	佐世保海軍施設部尼潟製材所
(株)金納組	〃	10,191.04	—	S38.06.24	佐世保海軍施設部尼潟製材所
西部道路(株)	千尽町	2,521.55	569.85	S38.08.05	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
(有)鈴木材木店	沖新町	18,815.27	—	S38.09.20	第21空廠日宇分工場
佐世保自動車販売共同組合	千尽町	407.14	—	S39.02.29	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
福岡酸素(株)	〃	1,103.80	—	S39.06.18	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
親和電機(株)	福石町	1,681.32	—	S39.09.16	佐世保海軍軍需部福石倉庫
西九州倉庫(株)	〃	249.35	—	S39.10.06	佐世保海軍軍需部福石倉庫
前畑造船鉄工(株)	千尽町	1,294.87	—	S40.01.13	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
佐世保電機鉄工(株)	〃	308.82	—	S40.01.18	佐世保海軍軍需部千尽燃料置場
馬場俊男	福石町	1,105.61	—	S40.03.16	佐世保海軍軍需部福石倉庫
(有)海星工業	〃	623.90	—	S38.03.16	佐世保海軍軍需部福石倉庫
小森田益巳	〃	347.50	—	S40.03.16	佐世保海軍軍需部福石倉庫
近藤光義	〃	718.71	—	S40.03.16	佐世保海軍軍需部福石倉庫
(有)池田商会	千尽町	1,919.40	—	S40.04.26	佐世保軍需部第三区
学校法人九州文化学園	矢岳町	6,964.79	—	S40.08.13	矢岳練兵場
佐世保市漁業協同組合	東浜町	4,216.16	—	S40.08.30	第21空廠日宇分工場
学校法人九州文化学園	矢岳町	21,702.94	—	S41.02.02	矢岳練兵場
佐世保重工業(株)	立神町	32,819.34	342.75	S43.02.23	佐世保海軍工廠
社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会	花園町	1,531.11	—	S45.03.25	名切谷地区家族住宅

会社名	所在地	土地(m ²)	建物(m ²)	契約年月日	旧口座名
九州電力(株)	宮地町	767.44	—	S45.03.28	名切谷地区家族住宅
(株)県北衛生社	干尽町	6,301.28	—	S47.12.13	佐世保海軍軍需部干尽燃料置場
長崎県経済農業協同組合連合会	//	1,436.34	—	S50.11.07	佐世保海軍軍需部干尽燃料置場
社会福祉法人豊寿会	赤崎町	2,720.85	—	S51.11.20	赤崎地区
佐世保重工業(株)	立神町	15,037.74	10.46	S52.03.22	佐世保海軍工廠
(有)西野総業	塩浜町	93.87	—	S56.04.30	万津町施設予定地
稗田重人	//	99.21	—	S57.07.19	万津町施設予定地
(株)佐世保港湾運輸	万津町	147.45	—	S57.10.01	万津町施設予定地
佐世保重工業(株)	立神町	5,213.23	—	S57.12.01	佐世保海軍工廠
(株)西日本外材	沖新町	2,682.75	—	S58.03.30	第21空廠日宇分工場
佐世保立神工業協同組合	立神町	7,259.07	—	S58.05.31	佐世保海軍工廠
日本通運(株)	万津町	168.21	—	S59.12.03	万津地区
西日本鋼業(株)	干尽町	6,155.49	1,866.21	H02.03.14	佐世保海軍軍需部干尽燃料置場
佐世保重工業(株)	立神町	505.02	—	H09.03.19	佐世保海軍工廠
佐世保重工業(株)	崎辺町	134,036.57	4,630.56	H11.03.29	第21海軍航空廠崎辺地区
佐世保重工業(株)	赤崎町	31,727.51	—	H21.11.30	佐世保海軍工廠赤崎燃料置場
佐世保重工業(株)	立神町	4,673.93	(工作物 505m)	H26.07.11	佐世保海軍工廠
佐世保清掃(株)	島地町	2,108.45	808.37	R2.11.06	万津町施設予定地

(5) 米軍からの返還施設

(R6. 4. 1 現在)

施設番号	施設名	返還年月日	土地(m ²)	建物(m ²)
5029	佐世保海軍施設	S28. 12. 22～R4. 12. 22	276,979.68	123,898.45
5030	佐世保ドライドック地区	S30. 10. 28～H23. 11. 04	108,797.87	11,305.89
5031	名切谷住宅地区	S28. 11. 17～S48. 03. 01	190,487.66	1,364.26
5032	赤崎貯油所	S27. 09. 20～H27. 09. 16	176,564.34	4,495.33
5033	佐世保弾薬補給所	S30. 08. 17～H22. 04. 06	—	1,593.49
5034	崎辺地区	S29. 02. 16～S53. 03. 21	546,559.74	27,567.64
5035	日宇分遣隊	S31. 12. 11	266,999.60	16,159.97
5036	庵崎貯油所	S28. 02. 07～H04. 11. 02	28,575.71	2,904.06
5037	但馬岳通信所	S36. 11. 15	20,864.13	587.93
5038	向後崎艦船監視所	S44. 05. 22	65,903.49	716.15
5040	相浦海兵团	S27. 08. 05～S30. 08. 15	—	2,890.12
5048	大塔射撃場	S30. 08. 15	128,653.85	146.77
5049	早岐射撃場	S28. 05. 16～S30. 11. 16	454,349.82	791.68
5086	立神港区	S32. 07. 16～R2. 09. 03	199,563.44	44,697.03
5118	崎辺海軍補助施設	H05. 01. 14～R3. 01. 25	129,397.85	10,115.00
5119	針尾住宅地区	H07. 12. 04～H09. 05. 09	—	4.97
合 計			2,593,697.18	249,238.74

※サンフランシスコ講和条約発効日 (S27. 04. 28) 後 90 日目 (S27. 07. 28) 以降に、提供されている財産が返還されたものを「返還施設」という。

白 紙

第10章

各種資料

«前年度からの主な変更点»

ページ	変更内容	令和6年度版	令和5年度版
—	なし	(省略)	—

基地の変遷

年 月 日	内 容
1883 M16. 08.	軍艦「第二丁卯」、佐世保港測量のため来港
1886 M19. 05. 04	佐世保海軍鎮守府設置公布
1889 M22. 07. 01	佐世保海軍鎮守府開庁
M22. 08.	前烟火薬庫新設
1893 M26. 05. 08	鎮守府上陸場新設
1895 M28. 08. 30	第1号船渠（現第5ドック）竣工
1897 M30. 10.	佐世保要塞砲兵連隊設置
1898 M31. 01. 13	佐世保駅開業
1899 M32. 01. 19	海軍中将 東郷平八郎佐鎮長官となる
1902 M35. 04. 01	市制施行
1903 M36. 12. 10	九州鉄道 佐世保駅～工廠内軌道連絡完成
1905 M38. 09. 12	軍艦「三笠」 佐世保港内で爆沈
1909 M42. 12. 15	矢岳練兵場竣工
1911 M44. 10. 28	倉島地区の岩礁を埋め立て、倉島を陸地に持続させる工事始まる
1912 M45. 03. 15	向後崎信号所を廃し、弓張信号所を設置
1913 T 02. 01. 31	平瀬埋立工事竣工
09. 30	倉島の埋築工事竣工
10.	佐世保に初めて重油タンクできる
1914 T 03. 09.	崎辺に佐世保海軍航空隊新営工事着手（～T. 9） (横島、久木島、大森島、飛島を切り崩し、海面を埋め立てた)
1915 T04. 06. 02	八幡谷の火薬庫爆発
1916 T05. 05.	相浦港湾改良工事竣工
T05.	立神係船池竣工
1917 T06. 03. 12	佐世保海軍工廠で仏国駆逐艦建造起工
1920 T09. 12. 11	佐世保海軍航空隊開設
1922 T11. 05.	相浦港が指定港湾となる
12.	針尾の海軍無線塔運用開始
1923 T12. 06.	佐世保海軍凱旋記念館開館（現市民文化ホール）
1924 T13. 03. 19	第43号潜水艦、佐世保港外で沈没
1926 T15. 05.	佐世保軍港の一部（駅裏一帯）が指定港湾となり、商港として発足
1935 S10. 03.	佐世保海軍航空隊敷地海面の埋立竣工
1939 S14. 03. 31	佐世保橋拡張工事竣工。海軍橋と改名
1941 S16. 11. 21	相浦第2海兵团開庁式
1943 S18.	針尾海兵团建設
1945 S20. 06. 29	米機空襲で市中心部焼失

年 月 日			内 容
			佐世保海軍鎮守府解体
			連合国軍佐世保進駐
			11. 30 海軍省廃止
1946 S21. 06. 30			米海軍佐世保基地創設
			10. 01 佐世保船舶工業(株) (現佐世保重工業) 設立
1948 S23. 01. 01			佐世保港が貿易港に指定
			05. 01 佐世保海上保安部設置
			10. 21 佐世保港が貯油港に指定
1950 S25. 01. 13			佐世保市が「平和宣言」を行う
			04. 01 佐世保港が食糧輸入港に指定
			05. 立神臨港鉄道線開通
			06. 04 旧軍港市転換法住民投票実施 (6.28 制定)
			06. 25 朝鮮動乱勃発。この頃、港湾施設を米軍に再接収される
			07. 15 ジョスコ一線使用開始
			09. 04 警察予備隊針尾駐屯部隊開隊
			10. 向後崎防潜網設置
1951 S26. 01. 19			佐世保港が重要港湾に指定
1952 S27. 03.			日米行政協定により米海軍基地に指定
			08. 01 市が港湾管理者となる
1953 S28. 09. 16			警備隊佐世保地方隊新編 (千尽町の旧防備隊跡)
1954 S29. 07. 01			自衛隊発足
1955 S30. 08.			相浦米軍キャンプ (旧相浦海兵団) 返還
			10. 21 陸上自衛隊相浦駐屯地発足
			10. 28 第4ドック返還
			11. 15 向後崎防潜網撤去開始 (11.23 終了)
1957 S32. 09.			陸上自衛隊針尾駐屯部隊閉鎖
1960 S35. 03.			佐世保港が飼料指定港となる
1961 S36. 07. 20			ジョスコ一線一部返還 (SSK 東門～SSK 本館までの約 400m)
1962 S37. 07. 10			SSK で当時世界最大のタンカー「日章丸」進水
1963 S38. 09. 23			佐世保港水域協定締結 (閣議決定)
1964 S39. 08. 28			佐世保市放射能安全対策本部設置
			11. 12 米国原子力潜水艦「シードラゴン」が佐世保にわが国初となる寄港
1965 S40. 05.			鯨瀬埠頭完成
1966 S41. 09.			名切谷正式返還調印
			11. 01 米国ニューメキシコ州アルバカーキ市と姉妹都市提携

年	月	日	内 容
1968	S43.	01. 19	米国原子力空母「エンタープライズ」入港 (01.23 出港)
		03. 31	海自佐世保総監部庁舎完成 (現在地)
		04. 26	海自防衛資料館開館 (佐世保補給所内)
		05.	米原潜「ソードフィッシュ」の放射能異常問題起こる
		08. 13	第3ドック返還
1969	S44.	04. 01	市道佐世保相浦循環線 (SSKバイパス) 開通
		04. 25	提供施設の名切谷が正式返還
		08.	前畠外貿埠頭一部完成
		10.	SSK佐世保造船所で 40 万トンドック完成
1970	S45.	08.	米工作艦「エイジャックス」が本国へ引き揚げ
1971	S46.	03.	前畠外貿埠頭の岸壁完成
		10.	「佐世保港の長期総合計画」を策定し、これを付属資料とした「基地返還陳情書」(6項目の米軍基地返還を求める内容) を提出
		11. 03	佐世保港沖で海自観艦式が挙行される。
1972	S47.	03. 28	「米軍基地返還活用対策特別委員会」設置
		06. 15	市議会で返還 6 項目の決議
		08.	佐世保港が米第 7 艦隊の補給基地に指定される
1973	S48.	03.	米海軍佐世保基地で米軍タンカー爆発
		06. 01	五者連名で 100 万トンドック建設のため崎辺地区の早期返還を陳情
		06. 19	崎辺地区即時返還要求市民会議結成
		07. 17	防衛施設庁が崎辺返還問題を日米合同委員会施設特別委員会へ提案
1974	S49.	02. 07	日米合同委員会で条件付崎辺返還合意
		10.	ラロック発言
		10. 03	崎辺返還に絡み、市、佐世保市漁協、SSK が漁業補償調印
1975	S50.	05. 23	崎辺地区返還調印
		12. 18	米海軍佐世保基地の縮小発表
1976	S51.	02.	第3補給戦隊フィリピン移駐発表
		05. 20	SSK がオイルショックにより 100 万トンドックの建設断念
1976	S51.	07. 01	第1ドック返還、第2ドック米軍と海自共同使用が日米合同委員会で合意
		10. 01	米海軍佐世保基地が、「米海軍佐世保弾薬廠」に整理縮小
1978	S53.	10. 16	防衛施設の集約について国に陳情
		10. 27	原子力船「むつ」入港
1979	S54.	07. 09	原子力船「むつ」入港から 9 カ月ぶりドック入り
1980	S55.	07. 01	米海軍佐世保弾薬廠が「米海軍佐世保基地」に復活
		10. 27	海自佐世保地区病院が開院
		11. 22	当時の中川科学技術庁長官が「むつ」視察

年　月　日			内　容
1981 S56. 04. 23			浦頭新港建設の一期工事完了
05. 06			「米軍基地返還活用対策特別委員会」が「基地等対策特別委員会」～名称変更
08. 31			「むつ」出港
10. 08			米原潜「ウィリアム・H・ベイツ」が9年ぶりに佐世保へ入港
1983 S58. 03. 11			在日米海軍、日本政府が原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港を正式発表
03. 21			「エンタープライズ」入港(03.25出港)
05. 10			ジョスコ一線一部返還(佐世保駅～現青少年教育センターまでの約550m)
10. 01			原子力空母「カールビンソン」入港(10.05出港)
1985 S60. 07. 05			崎辺地区東側半分と針尾工業団地の一部を米軍に提供することを日米合同委員会で合意
07. 12			崎辺地区東側半分と針尾工業団地の一部を米軍に提供することを閣議決定
12. 18			国は市に、海上自衛隊針尾弾薬庫新設に係る市有地譲渡依頼(約72,000 m ²)
1986 S61. 04. 21			市は、海上自衛隊針尾弾薬庫新設について、国へ見返り要請
08. 18			崎辺地区東側を米軍へ引き渡し
12. 19			市議会基地等対策特別委員会が海自針尾弾薬庫3棟着工と1棟の61年度内契約を承認
1988 S63. 02. 22			国から市に、「佐世保港防衛施設関連問題協議会」を早急に設置する旨の通知
06. 08			佐世保港防衛施設関連問題協議会設置
1989 H01. 12. 21			「地球環境保全・平和都市宣言」を市議会で採択
1990 H02. 03. 04			「カールビンソン」入港(03.06出港)
04. 18			弾薬運搬船「オーストラルレインボー」入港し、61番ブイに多数の弾薬コンテナを海上に係留
06. 12			市は国に、米軍船越医療器材倉庫建設について一時中止申入れ
07. 31			「佐世保港運営委員会」が22年ぶりに開催される
08. 01			前畠崎辺道路建設に絡む、佐世保弾薬補給所内立ち入り測量実施
08. 27			国から市に、米軍通信ケーブル敷設設計画について協力依頼
1991 H03. 04. 08			米海軍佐世保基地内大学の長崎県民への開放調印式
07. 05			「基地等対策特別委員会」が「基地対策特別委員会」～名称変更
1992 H04. 01. 13			セントラル・テキサス・カレッジ佐世保分校開設
01. 31			赤崎医療用倉庫完成

年	月	日	内 容
1992 H04.	06.	08	米軍通信ケーブル敷設完了 (佐世保～沖縄間)
	07.	02	針尾米軍住宅追加提供 (約 23,000 m ²) が日米合同委員会で合意
	07.	21	米軍針尾島弾薬集積所における弾薬処理の際、近隣の住民に被害が出る
	08.	11	市及び住民の代表が、米軍船越医療用倉庫立ち入り調査
	08.	12	市は国に、針尾島弾薬集積所における弾薬処理基準の見直し等について要請
	09.	30	強襲揚陸艦「ベロー・ウッド」配備
1993 H05.	11.	03	ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」配備
	07.	29	前畠崎辺線道路にかかる一部返還について、国に申請
	09.	07	米軍針尾島弾薬集積所における弾薬処理の実態調査実施
	09.	16	立神 6 岸背後地 (約 15,700 m ²) の再提供が日米合同委員会で合意
	10.	25	メリーランド大学佐世保分校開設
1994 H06.	12.	13	弾薬処理の実態調査の結果をもとに市、福岡防衛施設局、米海軍佐世保基地との間で協議を行う
	02.	22	ニミツバーカ内に米軍厚生施設 (USO) が開館
	07.	16	空母「キティ・ホーク」入港 (7.19 出港)
	07.	18	「キティ・ホーク」の随伴艦「フリント」の搭載艇（小型ボート）と漁船とが衝突
	09.	19	エア・クッション型揚陸艇 (LCAC) の夜間航行により住民から苦情が相次ぐ
1995 H07.	02.	09	LCAC2 隻の運用テスト実施 (立神岸壁～崎辺～立神岸壁)
	03.	23	ジュリエット・ベースン北西部の埋立地 (約 26,000 m ²) の提供が日米合同委員会で合意
	05.	31	ジュリエット・ベースン内の米軍防波堤 (延長 205m) 完成
	09.	30	ドック型揚陸艦「フォート・マクヘンリー」配備
	11.	29	前畠弾薬庫に隣接する地元 8 ケ町の公民館長らが市及び市議会に対し、「前畠弾薬庫移転促進」を陳情
1996 H08.	12.	18	市長及び市職員が前畠弾薬庫を視察
	01.	12	正副議長及び基地対策特別委員会が前畠弾薬庫を視察
	02.	01	掃海艦「ガーディアン」、「パトリオット」配備
	02.	14	佐世保市町内公民館自治会町内会連絡協議会（市公連）が市に対し「前畠弾薬庫返還促進」を陳情する
	02.	22	県及び市による「佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）移転・返還促進連絡協議会」が発足する
	03.	28	市議会で「前畠弾薬庫返還促進について」の請願を採択

年	月	日	内 容
1996	H08.	07. 16	強盗殺人未遂事件発生 (07.20 日本側へ引き渡され逮捕)
		08. 06	市議会で「米軍人による事件の再発防止と補償の早期実現を求める意見書」を全会一致で可決
		10. 25	佐世保市町内公民館自治会町内会連絡協議会（市公連）が市及び市議会に対し「前畠弾薬庫移転返還促進」について陳情を行なう
		11. 8	市議会で「前畠弾薬庫移転返還促進に関する意見書」を可決
		12. 3	ベロー・ウッド野崎沖の浮きドックで修理 (~H09.04.02)
		12. 5	赤崎岸壁への送電線埋設工事 (66,000v) 完了
		12. 25	前畠弾薬庫跡地利用計画検討委員会を発足 (~H09.12.24)
1997	H09.	03. 10	海上自衛隊佐世保史料館(セイルタワー) オープン
		04. 25	米海軍佐世保基地の一部について、都市計画用途を「工業専用地域」から「準工業地域」に変更
		07. 02	原子力潜水艦「ポーツマス」が無通報で出港
		10. 20	市・市議会、県・県議会、市公連、商工会議所の6団体 (約40名)
		10. 21	で、在日米海軍、外務省、防衛施設庁等に対して、前畠弾薬庫移転・返還を要望
1998	H10.	06. 09	市・市議会・県・県議会・市公連・商工会議所の6団体 (約40名) で外務省、防衛施設庁等に対して、前畠弾薬庫移転・返還を要望
		08. 11	「佐世保基地問題を考える議員懇談会」発足
		09. 01	県と市の「佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）移転・返還促進連絡協議会」を「米軍佐世保基地対策連絡会議」に発展
		09. 30	市議会で返還6項目の見直しの決議
		11. 19	市は海上自衛隊の倉島地区での施設整備計画を承認
1999	H11.	02. 05	第22回旧軍港市国有財産処理審議会において、崎辺西側 134,036.57 m ² が佐世保重工業株式会社に対し、造船所敷地として 売り払いすることが承認され、平成11年3月29日契約締結
		08. 30	「佐世保問題現地連絡協議会」設置 (佐世保港防衛施設関連問題協議会は廃止)
2000	H12.	03. 01	3月定例市議会の初日、市長が前畠弾薬庫の移転先候補地を針尾島弾薬集積所と表明
2000	H12.	07. 11	旧軍港市振興協議会が旧軍港市転換法施行50周年記念式典を開催 (於:東京)
		07. 26	強襲揚陸艦「エセックス」配備 (同型艦「ベロー・ウッド」と交替配備)
		08. 31	陸上自衛隊西部方面総監部が、人員約660名規模の同方面隊普通科連隊を相浦駐屯地に配置すると発表

年　月　日	内　容
2000 H12. 11. 10 （ 11. 11	海上自衛隊が崎辺教育隊を主会場に「邦人等の輸送訓練（日米共同統合演習の一環）」を実施
2001 H13. 01. 25	旧軍港市国有財産処理審議会が、市内松山町の国有地を旧軍港市転換法による公園敷地として無償譲渡することを答申
02. 10	米ハワイ・オアフ島沖において、米原潜「グリーンビル」と愛媛県立宇和島水産高等学校の実習船「えひめ丸」との衝突事故が発生
02. 26	米原潜「グリーンビル」と実習船「えひめ丸」の衝突事故に関し、市長が外務省に対し、より一層の対処と原因究明、また今後の安全確保の徹底につき要請
04. 02	原子力潜水艦「シカゴ」の無通報入港（午前10時46分）
04. 02	外務省地位協定室長が来保、市長に状況説明。引き続き市長が記者会見
04. 04	原潜「シカゴ」の無通報入港問題につき市長が外務大臣と会見。「原因究明と改善策が確立され、一定の評価ができるまでは、米原潜の入港については遠慮されたい。」との考えを示す
04. 23	市長が外務大臣と会見。原潜「シカゴ」の無通報入港問題につき、その原因及び今後の改善策について説明を受ける
04. 24	日米両政府による共同プレス・ステートメント「合衆国原子力潜水艦の日本の港への寄港に関する措置」が発表される。同日、市長が共同プレス・ステートメントの内容につき、一定評価する旨コメントを発表
06. 20	日米合同委員会において、県道俵ヶ浦日野線の道路改良にかかる地域（米軍赤崎貯油所の一部）の返還が合意される
06. 27	「佐世保基地問題を考える議員懇談会」において、ジュリエット・ベースンの岸壁完成を前提に、またユーティリティの確保を条件として、新返還6項目のうちの3項目（①立神4・5岸と3岸の一部、②米軍赤崎貯油所約31,000m ² 、③旧ジョスコ一线）の返還について、米側の前向きな意向が確認できたことを防衛施設庁が明らかにする
07. 03	市議会が新返還6項目の進展につき感謝決議
09. 11	米国において同時多発テロ発生
09. 21	国からの要請を受け、しばらくの間原潜寄港情報の対外公表を差し控える旨市長が発表（横須賀市、沖縄県も同様の措置をとることを発表）
10. 29	テロ対策特別措置法が可決、成立（11. 2 公布、施行）

年　月　日	内　容
2001 H13. 11. 09	防衛庁措置法第 5 条 18 号（調査・研究）により、護衛艦 2 隻「くらま」、「きりさめ」、補給艦 1 隻「はまな」が佐世保港を出港
12. 19	海上自衛隊針尾弾薬庫建設時の見返り事業として建設した、周辺 8 地区集会所の地元への無償譲渡が、市議会において可決
2002 H14. 02. 13	テロ対策特別措置法により、護衛艦「さわかぜ」が佐世保港を出港 (2 月 12 日、同法により、舞鶴から護衛艦「はるな」、横須賀から補給艦「ときわ」が出港)
03. 27	陸上自衛隊相浦駐屯地に西部方面普通科連隊が新たに編成
04. 01	市制施行 100 周年
06. 07	有事関連法案審議衆議院特別委員会の地方公聴会が本市で開催され、市長が意見陳述
08. 16	米原子力空母「エイブラハム・リンカーン」入港（8／19 出港）
09. 01	ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」が同型艦「ハーパーズ・フェリー」と交替
09. 04	横須賀市長と連名で外務省へ市長が原潜寄港事前情報非公表措置の解除要請
2003 H15. 03. 20	米・英軍によるイラク攻撃開始（日本時間）
04. 11	米兵による飲酒運転衝突事故発生。日本人 1 名死亡、1 名重傷 (10／16 判決 業務上過失致死傷で 2 年 10 ヶ月の実刑)
04. 28	長崎県環境影響評価条例に基づくジュリエット・ベースン環境影響評価書の公告・縦覧終了
05. 02	ブッシュ大統領によるイラクでの戦闘終結宣言（日本時間）
06. 06	「武力攻撃事態対処法」可決・成立（6／13 公布・施行）
07. 15	「佐世保基地問題を考える議員懇談会」において、防衛施設庁が新返還 6 項目のうち既に米側の返還意向が明らかになっている 3 項目を含む 6 項目全てについて、具体的な取り組み方針を初めて文書で明示
07. 26	「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（イラク特措法）」可決・成立（8／1 公布・施行）
10. 10	改正テロ対策特別措置法（2 年間の期間延長）可決・成立（10／16 公布・施行）
10. 22	ジュリエット・ベースン公有水面埋立承認願書に対し、港湾管理者が承認書を出す
2004 H16. 01. 17	米兵による婦女暴行事件発生（1／19 日米海軍佐世保基地司令官、1／22 外務省へ申し入れ）

年 月 日	内 容
2004 H16. 01. 23	F A C 5 0 2 9 ジュリエット・ベースンの埋立に係る水域約5.8haが返還
	04. 01 県道俵ヶ浦日野線の赤崎貯油所に係る部分の返還に先立って一部供用開始。(H16.03.11 日米合同委員会合意 2-4-a 共同使用)
	07. 12 横瀬L C A C 施設整備のための公有水面埋立承認願書に対し、港湾管理者が承認書発出
	07. 28 米原子力潜水艦 「ラ・ホーヤ」 ケーブル火災事故
	07. 30 赤崎貯油所内モニタリングポスト設置に係る共同使用 合同委員会合意 (H08.24 閣議決定、H08.26 政府間協定)
	08. 21 米原子力空母「ジョンC・ステニス」入港 (8/25 出港)
	09. 17 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(いわゆる国民保護法)施行
	12. 21 新返還6項目のうち、立神港区の3・4・5岸の一部(約505m)、SSKが共同使用中の赤崎貯油所の一部(約3.1ha)及びその前面海域(約3.7ha)、SSK構内等の旧ジョスコ一线敷き用地の3項目について、日米合同委員会返還基本的合意
	12. 28 F A C 5 0 3 9 横瀬L C A C 施設整備のための埋立に係る水域約6.1haが返還
2005 H17. 01. 20	県道俵ヶ浦日野線の道路改良に係る赤崎貯油所の一部について返還手続完了
	04. 01 赤崎貯油所内モニタリングポストの運用を開始
	04. 15 東浜地区漁業用施設整備に係る水域共同使用 約3,300 m ² 日米合同委員会合意
	09. 18 陸上自衛隊相浦駐屯地で、相浦駐屯地創立50周年記念行事開催中、AH-1S対戦車ヘリコプターが墜落
	09. 28 米海軍佐世保基地防犯連絡会議設置
	10. 04 日米合同委員会の下部機関である施設調整部会が設置され、佐世保地区における在日米軍施設・区域等について第一回目の会合を開催
	12. 19 第二回施設調整部会において、「前畠弾薬庫の移設・返還」について集中的に議論がなされ、具体的な移転先地として針尾島弾薬集積所の名前が明示
2006 H18. 01. 26	F A C 5 1 1 9 家族住宅等建設用地として、土地約23,000 m ² が追加提供
	04. 12 ドック型揚陸艦「トーテュガ」が配備(同型艦「フォート・マクヘンリー」と交代配備)、L C A C 1増となる

年　月　日	内　容
2006 H18. 04. 14	第27回旧軍港市国有財産処理審議会において、「海上自衛隊西倉庫地区を福岡防衛施設局に対して所管換すること」及び「佐世保重工業株式会社に売払われた崎辺西側（約13.4ha）の指定用途を、修繕ドック・関連工場用地から船舶・鉄構製品塗装工場、製品・部材等置場へ変更すること」が付議（4/27承認）
05. 25	米原子力空母「エイブラハム・リンカーン」寄港（5/25出港）
07. 27	FAC5086 係留岸壁敷地として、土地約50m ² が追加提供
10. 14	米兵による殺人未遂事件発生（懲役5年6ヶ月）
10. 21	前畠弾薬庫敷地内で建物火災が発生、木工作業所1棟（延面積約800m ² ）が全焼
11. 06	米空母「キティ・ホーク」寄港（11/9出港）
2007 H19. 02. 24	米原子力空母「ロナルド・レーガン」寄港（2/28出港）
03. 26	第28回旧軍港市国有財産処理審議会において、「佐世保重工業株式会社が一時使用している赤崎貯油所の一部（約3.1ha）を合衆国政府に返還要求すること」及び「返還後、佐世保重工業株式会社に売払うこと」が承認
06. 15	第3回施設調整部会開催。前畠弾薬庫の移転集約に係る針尾島弾薬集積所の整備概要公表
09. 27	救難艦「セーフガード」退役 ※配備艦船7隻から6隻体制へ
12. 07	FAC5029 西九州自動車道路建設に伴い、土地約7,600m ² 、建物約1,600m ² を一部返還
2008 H20. 02. 11	米原子力空母「ニミッツ」寄港（2/15出港）
03. 13	日米合同委員会において、赤崎貯油所の一部土地（SSKの一時使用地区）（約3.1ha）及びその前面水域（約3.8ha）の返還合意。
06. 27	米軍関係者同士による婦女強姦致傷事件発生（禁固5年6ヶ月、重労働2ヶ月）
07. 10	ドック型揚陸輸送艦「ジュノー」が同型艦「デンバー」に交替配備
07. 24	日米合同委員会において、赤崎貯油所の一部土地返還に係る移設工事について合意。
07. 28	米原子力空母「ロナルド・レーガン」寄港（8/1出港）
08. 02	米原子力潜水艦「ヒューストン」における放射能漏洩事故発生の報道
10. 27	米兵による佐世保港内への銃弾不正投棄事件発生（11/7基地司令官へ申し入れ）
2009 H21. 02. 26	海自金山弾薬庫の新設工事開始
02. 27	米原子力空母「ジョン C.ステニス」寄港（3/3出港）

年　月　日	内　容
2009 H21. 03. 16	日米合同委員会において、赤崎貯油所における提供施設移設整備工事等に関して、施設整備が完了したことにより、合衆国政府に提供することについて合意。
03. 17	「佐世保重工業株式会社が一時使用している赤崎貯油所の一部（約 3.1ha）及び前面水域（約 3.8ha）の返還手続完了
04. 06	口木崎モニタリングポストの運用を開始
04. 07	前畠弾薬庫の移設に関し、関係するすべての団体から「移転に関し協力する」との主旨の回答を得る。
04. 23	市として国に対し、前畠弾薬庫の移設に関して、特段の意見がない旨を回答。
06. 19	施設調整部会第 4 回会合で、今後、安全性の確保を最優先し、弾薬庫の移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致。
07. 01	横瀬貯油所への L C A C 施設移転後における崎辺東側地区について、海上自衛隊として係留の施設整備等を推進されるよう国へ要請。
10. 20	第 31 回旧軍港市国有財産処理審議会において、佐世保重工業株式会社が一時使用している赤崎貯油所の一部（約 3.1ha）の売払い価格について承認
11. 30	上記土地について、国と佐世保重工業株式会社間で売買契約締結
12. 16.	掃海艦「アヴェンジャー」、「ディフェンダー」が追加配備 (※配備艦船 6 隻から 8 隻体制へ)
2010 H22. 03. 09	いわゆる「密約」問題に関する岡田外務大臣が、調査結果について記者発表。併せて、同日日米地位協定室長が本市へ来訪し説明。
03. 30	国からジュリエット・ベースンの埋立竣工通知が港湾部へ提出される（埋立面積 57,899.98 m ² 、岸壁延長 505m）。
04. 05	いわゆる「密約」調査報告書を踏まえた今後の対応に関し、国に対し、市議会から意見書、市から質問書を提出
04. 24	いわゆる「密約」問題に関する市議会の意見書、市の質問書に対し、岡田外務大臣が本市へ来訪し回答・説明。
07. 29	いわゆる「密約」問題に関し、国に対し、市議会から要望を付した意見書、市から要望書を提出
10. 01	立神岸壁 3・4・5 岸の一部について佐世保重工業(株)が国に取得要望書を提出
10. 21	ジュリエット・ベースンの米軍への提供について日米合同委員会で承認
12. 17	「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱」に海上自衛隊の潜水艦を 16 隻から 22 隻に増隻する方針が盛り込まれる（閣議決定）

年　月　日	内　容
2010 H22. 12. 20	議会、経済界、行政の三者で「海上自衛隊潜水隊群の誘致に関する要望書」を防衛大臣等へ提出
2011 H23. 01. 17	前畠弾薬庫の移転・返還について日米合同委員会で合意
04. 05	米原子力空母「ジョージ・ワシントン」寄港（4/6 出港）
04. 12	米原子力空母「ジョージ・ワシントン」寄港（4/14 出港）
04. 19	米原子力空母「ロナルド・レーガン」寄港（4/22 出港）
04. 21	ドック型揚陸艦「ハーパーズ・フェリー」が同型艦「ジャーマンタウン」に交替配備
05. 20	第 33 回旧軍港市国有財産処理審議会において、米軍に提供されている立神岸壁 3・4・5 岸の一部 505m と、その背後地約 4,600 m ² について、米国政府に対して返還要求するとともに、返還後は佐世保重工業株式会社へ売払うことを承認
09. 06	ニミッツパークに隣接する土地（国有地）約 8,000 m ² を、運動施設等の用地として、米軍に追加提供することについて日米合同委員会で合意
2012 H24. 03. 19	米原子力潜水艦「ノース・カロライナ」が、ヴァージニア級として佐世保初寄港
03. 29	西海市横瀬地区に LCAC 新駐機場が完成
04. 23	強襲揚陸艦「ボノム・リシャール」が配備（同型艦「エセックス」と交替）
12. 19	横瀬 LCAC 施設の提供及び水域の変更について日米合同委員会で合意
2013 H25. 02. 01	横瀬 LCAC 施設の提供及び水域の変更について閣議決定、並びに LCAC 施設の提供手続きが完了
02. 15	同年 1 月 17 日にフィリピン沖で座礁した掃海艦「ガーディアン」が、解体処理の上、退役及び除籍
03. 05	LCAC が崎辺東側から横瀬 LCAC 施設に移転
03. 26	陸上自衛隊相浦駐屯地において、第 3 教育団と福岡駐屯地所在の即応予備自衛官を主体とする第 19 普通科連隊により、西部方面混成団が新たに編成
05. 02	同年 2 月に退役した掃海艦「ガーディアン」に替わり同型艦「ウォリアー」が配備
06. 13	立神岸壁 3・4・5 岸の一部約 505m 及びその背後地約 4,720 m ² の土地について、日米合同委員会で返還合意
08. 23	ドック型揚陸艦「トーテュガ」に替わり同型艦「アシュランド」が配備

年　月　日	内　容
2013 H25. 12. 24	防衛省が「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」(25 大綱)に基づき「水陸機動準備隊」(仮称)を陸上自衛隊相浦駐屯地に新編し、将来、今後新編される水陸機動団(仮称)に編入する予定である旨を発表
2014 H26. 02. 04	立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部約 505 m及びその背後地約 4,720 m ² について返還完了
03. 24	本市がこれまで要望していた潜水隊群誘致に対する回答を含め、崎辺東側地区の利活用並びに水陸機動団(仮称)配備に係る基本的な考え方について、武田防衛副大臣が本市へ来訪し説明
05. 22	第36回旧軍港市国有財産処理審議会において、立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地の売却価格について承認
07. 11	立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について、国から佐世保重工業㈱へ売却
07. 11	掃海艦「アベンジャー」、「ディフェンダー」に替わり、同型艦「パオニア」、「チーフ」が配備
2015 H27. 02. 14	ドック型輸送揚陸艦「デンバー」に替わり、最新鋭艦「グリーン・ベイ」が配備
03. 23	沖縄に配備されている米海兵隊のMV-22オスプレイ2機が、赤崎貯油所に長崎県内で初めて飛来(「佐世保市へのオスプレイ飛来状況」は、P. 85 参照)
03. 26	陸上自衛隊相浦駐屯地において、水陸機動団(仮称)を編成するための準備を行う水陸機動準備隊が発足
08. 06	崎辺海軍補助施設(崎辺東側)について、日米合同員会で、既存の消防施設を赤崎貯油所に移設することを条件として、返還合意
12. 11	崎辺西側について、佐世保重工業株式会社と国との間で、土地売買契約を締結
2016 H28. 03. 29	平和安全法制関連2法が施行
07. 22	前畠弾薬庫の早期返還を目指し、本市の前畠弾薬庫跡地の利用の考え方を示すため、跡地利用構想の策定に着手(前畠弾薬庫跡地利用計画プロジェクトチームの設置)
11. 08	前畠弾薬庫跡地利用構想検討有識者会議を設置
2017 H29. 03. 27	陸上自衛隊相浦駐屯地において、水陸機動準備隊の拡充、水陸機動教育隊の編成
04.	市事業として前畠崎辺道路整備事業に着手(防衛省補助事業(8条)として採択)

年	月	日	内 容
2017 H29	05.	26	「大規模災害時等に従事する隊員の家族支援に関する協定」の締結
	11.	07	L C A C の日没後の運用を含む訓練の実施（11月7日から9日までの3日間）。以降、断続的に同様の訓練が実施される。
	11.	29	前畠弾薬庫跡地利用構想検討有識者会議から「跡地利用に関する報告書」が提出
2018 H30.	01.	14	強襲揚陸艦「ボノム・リシャール」に替わり、同型艦「ワスプ」が配備
	03.	06	前畠弾薬庫跡地利用構想の完成（市議会全員協議会への報告）
	03.	27	陸上自衛隊相浦駐屯地を本部として、水陸機動団新編 合わせて、西部方面混成団が久留米駐屯地に移駐
	12.	18	「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（30大綱）において、護衛艦・掃海艦艇部隊 2個群（13個隊）規模を整備することが示される。
2019 H31.	03.	26	崎辺西地区（以降、「西側・東側」を「西地区・東地区」と表記）に 陸上自衛隊崎辺分屯地開設（水陸両用車を運用する戦闘上陸大隊等 が配備）。
	R1.	05.	佐世保公園内で強襲揚陸艦ワスプ乗組員である米海軍水兵が、許可 なく拳銃とみられる武器を基地外へ持ち出し所持したまま、自殺と みられる遺体で発見（5/13 米海軍佐世保基地へ申し入れ）
		16	「米海軍佐世保基地の日本人警備員の基地の外での銃携行」について報道（同基地の日本人警備員が5月2日～9日頃、同基地警備隊の指示で、実弾入りの拳銃を携行したまま基地外の公道を歩行し、飛び地の車両検査場へ移動したもの）
2020 R2.	12.	01	ドック型輸送揚陸艦「ニューオリンズ」が追加配備
	12.	06	強襲揚陸艦「ワスプ」に替わり、強襲揚陸艦「アメリカ」が配備
	08.	28	崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）の返還条件として、赤崎貯油所内 への消防施設の追加提供を日米合同委員会で合意
2021 R3.	01.	25	崎辺海軍補助施設（崎辺東地区）が日本側へ返還
	02.	10	第42回旧軍港市国有財産処理審議会（書面開催）において、崎辺東 地区の防衛省への所管換について承認
	03.	23	崎辺東地区について財務省から防衛省へ所管換
	03.	24	市議会が「佐世保港の長期総合計画」の改訂に関する提言書を提出
2021 R3	11	18	崎辺東地区（仮称）海自施設整備（用地造成等）開始
2022 R4	02	28	「佐世保港の長期総合計画」を廃止し「佐世保市基地政策方針」を策定
2023 R5	05	19	米原子力空母「ニミッツ」寄港（5/23 出港）
2024 R6	09	19	ドック型輸送揚陸艦「グリーン・ベイ」に替わり、同型艦「サンデ イエゴ」が追加配備

令和7年1月末現在

白 紙

提供施設の沿革

【F A C 5 0 2 9 佐世保海軍施設】

年 月 日	内 容
M19.05.04	旧海軍佐世保鎮守府 設置決定
M22.07.01	〃 開庁
S20.	終戦時、佐世保海軍鎮守府、佐世保海兵团、佐世保海軍工廠、佐世保海軍軍需部、佐世保病院等残存
S20.09	連合国軍（米海軍及び米陸軍）接收
S30.09	米陸軍撤退
S45.06	第3補給群及び第1機雷掃海隊が引揚げ
S46.06	地区病院閉鎖され診療所へ縮小
S47.11	第3補給群再配置
S51.03	第3補給群及び海兵隊引揚げ
S51.07.01	基地縮小に伴い米海軍佐世保基地が「米海軍佐世保弾薬廠」に整理縮小
S53.07.07	佐世保市公園用地としてニミッツパークの一部（約30,000m ² ）を返還
S54.02.20	C Pビルなど（約32,000m ² ）返還
S55.07.01	米海軍佐世保弾薬廠が「米海軍佐世保基地」に復活
S57.02.01	タウンクラブ（土地約8,200m ² ）返還
S58.05.10	ジョスコ一線一部（約3,100m ² ）返還
S62.11.16	海自補給物資置場として水面埋め立てのため、ジュリエット・ベースン奥部（約26,500m ² ）水域返還
H07.06.01	ジュリエット・ベースン北西部埋立地（約26,000m ² ）を追加提供
H09.09.11	米軍及び海上自衛隊が効率的に使用するため、共同使用している区域を変更することについて、日米合同委員会で合意
H12.07.01	艦船の造修所、補給倉庫、厚生施設等への進入路用地の用として供するため共同使用（2-4-a）に係る用地の数量の変更を行った
H13.10.25	海自西倉庫の一部（726.60m ² ）を車両検査場用地として地位協定2-4-bにより提供
H14.04.30	海自平瀬隊舎の一部建物（約1,900m ² ）を屋内スイミングプールとして地位協定2-4-bにより提供
H16.01.23	制限水域の一部（ジュリエット・ベースンの埋立に係る）を返還（約58,000m ² ）
H16.05.28	西九州自動車道建設に係る土地の返還について、日米合同委員会で合意
H16.07.30	制限水域の一部（赤崎モニタリングポスト設置のため）の共同使用（約152m ² ）を日米合同委員会で合意
H16.12.28	制限水域の一部（横瀬L C A C施設整備に係る）を返還（約61,000m ² ）
H17.04.15	東浜地区漁業用施設整備に係る水域（約3,300m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意

年 月 日	内 容
H19.03.27	東浜地区漁業用施設整備に係る水域（約 2,000 m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意（※防波堤の建設計画変更により当該共同使用水域を変更）
H19.04.24	運動施設等として建物（約 7,300 m ² ）、工作物（囲障等）を追加提供
H19.07.10	海上自衛隊の消防訓練施設整備に伴い、建物（約 130 m ² ）を一部返還 住宅用地等として土地（約 13,000 m ² ）、建物（約 2,300 m ² ）、工作物（門等）を追加提供
H19.09.21	倉庫として建物（約 750 m ² ）を追加提供
H19.12.07	西九州自動車道建設に伴い、土地（約 7,600 m ² ）、建物（約 1,600 m ² ）を一部返還
H20.06.26	米軍家族住宅（高層 1 棟 68 戸：SRC 造 9 階建）の建設について日米合同委員会で実施合意（H20.4.30 基本合意）
H21.03.17	赤崎貯油所内的一部土地（約 3.1 ha）及び前面制限水域（約 3.8 ha）について返還完了
H21.04.02	放送施設等として、建物（約 1,300 m ² ）、工作物（囲障等）を追加提供
H21.04.27	家族住宅（低層 3 棟 20 戸）の建設について日米合同委員会で実施合意（H21.4.2 基本合意）
H21.05.28	横瀬地区浮桟橋改修に係る水域（工事期間中約 15,000 m ² 、工事完了後約 770 m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意
H21.10.23	柿ノ浦地区防波堤延伸及び養殖漁業支援施設整備に係る水域（工事期間中約 17,000 m ² 、工事完了後約 630 m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意
H22.03.04	防災消防訓練施設（3 棟：延べ約 1,400 m ² ）、工作物（浄化槽等）を追加提供
H22.10.21	ジュリエット・ベースン新岸壁等（土地：約 58,000 m ² 、建物：約 1,400 m ² 、工作物：岸壁等）の追加提供について日米合同委員会で合意
H23.09.06	ニミツツパークに隣接する土地（国有地：約 8,000 m ² ）を、運動施設等の用地として、米軍に追加提供することについて日米合同委員会で合意
H24.05.02	家族住宅（高層 1 棟、低層 3 棟）等建物及び付帯施設の整備が完了したことにより、米軍に追加提供することについて日米合同委員会で合意 電話交換所の改修に係る施設整備について日米合同委員会で合意
H24.06.20	口木地区船溜り改修に係る水域（調査工事期間中約 50,000 m ² ）の共同（一時）使用について日米合同委員会で合意
H24.12.19	横瀬 L C A C 施設整備の完了・米側への提供に係る水域（約 60,000 m ² ）の一部を返還すること並びに水域の一部を変更することについて日米合同委員会で合意
H26.01.23	口木地区船溜り改修に係る水域（工事期間中約 19,000 m ² 、工事完了後約 2,600 m ² ）及び三浦地区泊地浚渫工事実施に係る水域（約 36,000 m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意
H26.04.17	隊舎整備（調査）について日米合同委員会で合意
H26.06.17	環境負荷低減対策（管理棟等）工事に係る施設整備計画について日米合同委員会で合意
H27.04.16	野崎地区防波堤設置工事に係る水域（約 31,000 m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意

年 月 日	内 容
H27.04.16	隊舎整備（設計）について日米合同委員会で合意
H28.04.18	桟橋整備（設計および本工事）について日米合同委員会で合意
H29.08.24	管理棟の調査・設計及び倉庫の改築について日米合同委員会で合意
H30.12.12	国土交通省による浦頭地区浚渫工事に係る水域（約 18,000 m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意
R02.03.09	柿ノ浦地区浮防波堤設置に係る水域（約 31,000 m ² ）の共同使用について日米合同委員会で合意
R05.08.24	管理棟（支援）の建設に係る施設整備計画について日米合同委員会で合意
R06.04.18	桟橋の調査について日米合同委員会で合意

【FAC5030 佐世保ドライドック地区】

年 月 日	内 容
戦前	旧海軍の佐世保海軍工廠がドック 6 個を使用
S20.09	連合国軍（米海軍）がドック 4 個を接收（第 1～第 4 ドック）
S30.10.28	第 4 ドック（約 42,000 m ² ）を返還
S35 以降	佐世保重工業㈱が現地米軍司令官の承認を得て本施設の使用が可能となる
S43.08.13	第 3 ドック（約 33,000 m ² ）を返還（米軍と SSK との共同使用中）(2-4-b)
S51.05.20	第 1 ドック返還、第 2 ドックは米軍と海上自衛隊の共同使用 (2-4-a)
	第 2 ドックの佐世保重工業㈱の使用権消滅
S52.03.22	第 1 ドック地区（約 16,000 m ² ）を返還

【FAC5032 赤崎貯油所】

年 月 日	内 容
戦前	旧海軍が貯油施設として使用
S20.10	連合国軍（米陸軍）が接收
S35.04.08	立神港区の端から貯油所入口までの鉄道側線（約 17,000 m ² ）を提供
S46.01	米陸軍から米海軍へ移管
H13.06.20	赤崎貯油所の一部、県道俵ヶ浦日野線の改良に係る地域の返還について日米合同委員会で合意
H16.03.11	赤崎貯油所の一部、県道俵ヶ浦日野線の共同使用について日米合同委員会合意
H16.07.30	赤崎貯油所の一部、赤崎モニタリングポスト設置のための共同使用（約 150 m ² ）について日米合同委員会で合意
H17.01.20	赤崎貯油所の一部、県道俵ヶ浦日野線道路改良に係る部分について返還手続完了
H20.03.13	佐世保重工業㈱が一時使用中の赤崎貯油所内的一部土地（約 3.1 ha）及び前面水域（約 3.8 ha）の返還が日米合同委員会で合意
H20.07.24	赤崎貯油所の一部土地（約 3.1 ha）及び前面水域（約 3.8 ha）の返還に係る米側の条件の一部として、境界灯・保安フェンスの移設工事の実施について日米合同委員会で合意

年 月 日	内 容
H21.03.17	赤崎貯油所内の一部土地（約 3.1 ha）及び前面水域（約 3.8 ha）について返還手続完了
H27.06.18	汚水排水施設の設置に係る施設整備計画について日米合同委員会で合意
H28.04.18	倉庫整備（本工事）について日米合同委員会で合意
R2.08.28	崎辺海軍補助施設の返還条件である消防施設の赤崎貯油所内への追加提供を日米合同委員会で合意

【F A C 5 0 3 3 佐世保弾薬補給所】

年 月 日	内 容
戦前	旧海軍が火薬庫として使用
S20.09	連合国軍接收
S30	米陸軍から米海軍へ移管
H23.01.17	佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会におけるこれまでの協議内容について日米合同委員会で合意

【F A C 5 0 3 6 廬崎貯油所】

年 月 日	内 容
戦前	旧海軍が貯油施設として使用
S20.09	連合国軍（米陸軍）接收
S40 以降	海上自衛隊が施設の一部を共同使用
S46.01	米陸軍から米海軍へ移管
S55.03.31	電力線イーズメントを返還
H26.07.03	消防署の敷地造成に係る施設整備計画について日米合同委員会で合意
H29.08.24	消防署等の建設について日米合同委員会で合意
R05.03.16	消防署等(約 2,200 m ²)の整備が完了したことにより、追加提供することについて日米合同委員会で合意

【F A C 5 0 5 0 針尾島弾薬集積所】

年 月 日	内 容
戦前	旧海軍の工場、補給倉庫施設
S26.08	米軍が接收
S45.10	海上自衛隊が施設の一部を共同使用開始
S51.12	崎辺地区の返還に伴って特定国有財産整備計画により倉庫、桟橋、通信施設（UHF 本施設～佐世保弾薬補給所間）を新設
S61.02	提供施設整備により周囲約 16 km の保安柵設置完了
H23.01.17	佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会におけるこれまでの協議内容について日米合同委員会で合意

【F A C 5 0 8 6 立神港区】

年 月 日	内 容
戦前	旧海軍佐世保海軍工廠の一部として使用
S20.09	連合国軍（米陸軍）が接收
S30.10	米陸軍から米海軍へ移管
S31 以降	海自造修所、同補給所、佐世保重工業㈱が共同使用
S35.12.01	一部（約 70,000 m ² ）返還（佐世保重工業へ払い下げ）
S36.07.20	一部（約 64,000 m ² ）返還（佐世保重工業へ払い下げ）
S51.02.02	海自共同使用地区等一部（約 24,000 m ² ）返還
S51.12 以降	基地縮小に伴い一部（約 33,900 m ² ）返還
H05.09.16	立神 6 岸背後地（約 15,700 m ² ）の再提供が日米合同委員会で合意
H07.06.09	同再提供
H09.09.11	米軍及び海上自衛隊が効率的に使用するため共同使用している区域を変更することについて、日米合同委員会で合意
H10.10.19	海自集約計画に伴う、共同使用建物（約 13,700 m ² ）の一部解除
H11.01.22	赤崎貯油所の一部共同使用地区の代替地として、佐世保重工業社有地（約 3,100 m ² ）を艦船修理器材等の保管場所用地として追加提供（※H17.3.31までの限定使用）
H12.07.01	艦船の造修所、補給倉庫、厚生施設等への進入路用地の用として供するため共同使用（2-4-a）数量を変更
H15.06.12	佐世保重工業㈱社有地（約 550 m ² ）をランドリー用地として追加提供
H16.12.21	立神 3・4・5 岸の一部について、日米合同委員会で返還の基本合意
H17.07.07	赤崎貯油所の一部共同使用地区の代替地として、佐世保重工業社有地（約 3,000 m ² ）を艦船修理器材等の保管場所用地として追加提供【※H22.3.31までの限定使用（H11.1.22追加提供分の期限延長）】
H18.09.29	係留岸壁敷地として土地（約 50 m ² ）を追加提供
H20.04.30	給電設備（特高変電所）の設置について日米合同委員会で基本合意
H21.04.27	ユーティリティの設置に係る施設整備について日米合同委員会で合意
H24.05.02	特別高圧変電所 1 棟及び工作物の整備が完了したことにより、米軍に追加提供することについて日米合同委員会で合意
H25.06.13	立神 3・4・5 岸の一部約 505m 及びその背後地約 4,720 m ² の土地について、日米合同委員会で返還合意
H25.10.31	ユーティリティ等供給のための建物（約 520 m ² ）及び工作物の米軍への追加提供について日米合同委員会で合意
H26.02.04	立神港区第 3 号岸壁の一部、第 4 号岸壁、第 5 号岸壁の一部（計 505m）及びその背後地について返還完了
H30.08.24	艦船等補修工場（1 棟約 8,100 m ² ）の建替整備が完了したことにより、米軍に追加提供することについて日米合同委員会で合意

【F A C 5 1 1 7 崎辺小銃射撃場】

年 月 日	内 容
S58.09.27	海自佐世保教育隊内の射撃場をライフル射撃場施設として地位協定 2-4-b により提供

【F A C 5 1 1 8 崎辺海軍補助施設】

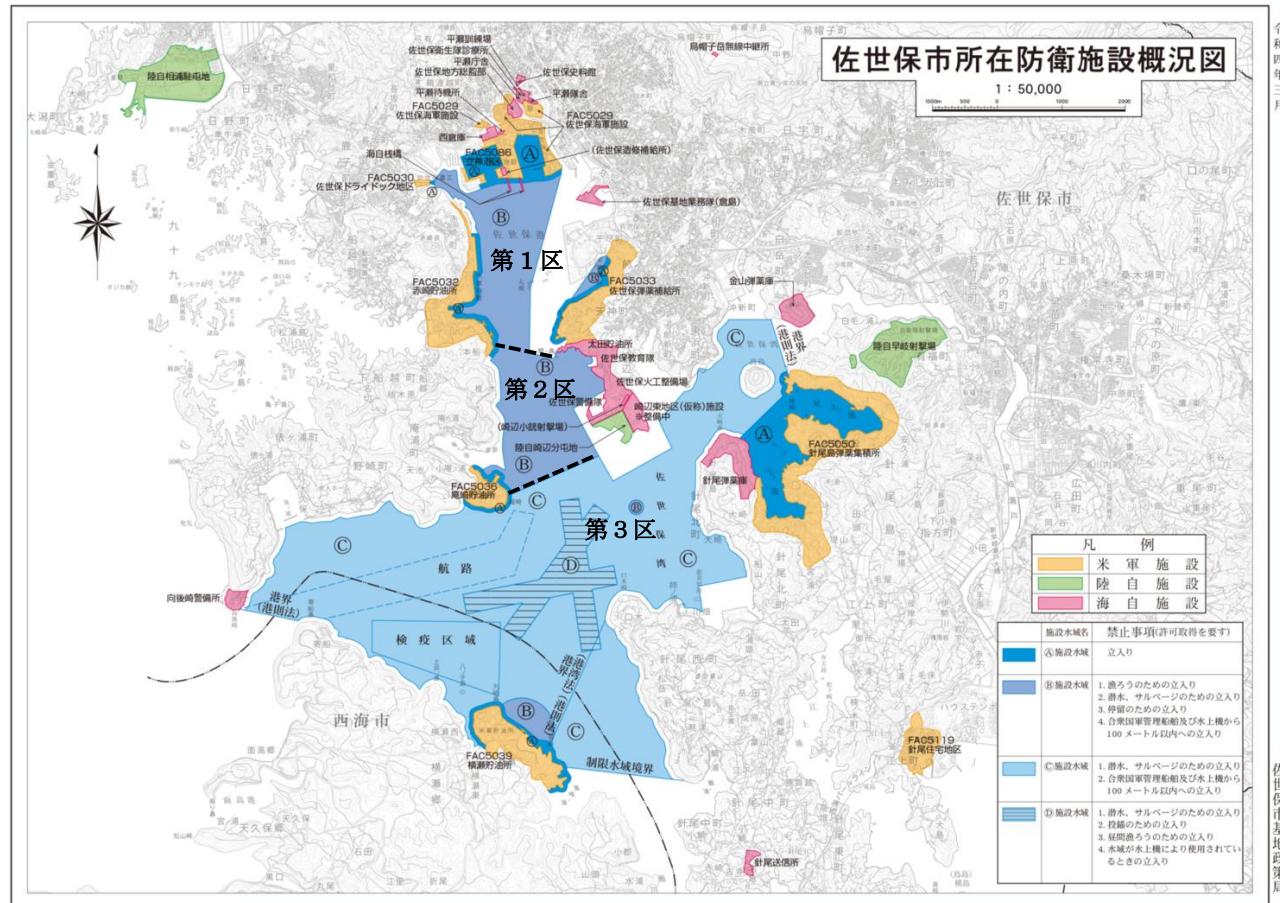
年 月 日	内 容
戦前	旧海軍の第 21 空廠崎辺地区として使用
S20.09.24	連合国軍が接收。通信施設、倉庫、野積場、ゴルフ場として使用開始
S49.02.07	返還が日米合同委員会で合意
S60.07.12	崎辺地区東側を兵站、運用施設として再提供（約 130,000 m ² ）
H27.08.06	日米合同委員会で、既存の消防訓練施設を赤崎貯油所に移設することを条件として、返還合意
H30.06.29	海上自衛隊の施設整備の検討に必要な地質調査を行うため土地約 28,000 m ² の共同使用について日米合同委員会で合意
R3.01.25	土地約 129,000 m ² 、建物約 740 m ² 及び舗床等の工作物について全部返還

【F A C 5 1 1 9 針尾住宅地区】

年 月 日	内 容
S60.07.12	針尾工業団地の一部（約 210,000 m ² ）を住宅関連支援施設として新規提供
H04.09.10	住宅関連支援施設として追加提供（約 23,000 m ² ）
H11.01.18	家族住宅等用地（約 26,000 m ² ）を追加提供
H15.03.20	家族住宅等用地として（約 29,000 m ² ）を追加提供
H18.02.03	家族住宅等用地として（約 23,000 m ² ）を追加提供
H19.07.10	家族住宅として（1 棟 44 戸）を追加提供（閣議決定）(H19.07.02 日米合同委員会合意)
H21.02.24	家族住宅等用地として（公有地：約 5,000 m ² 、民有地：約 31,000 m ² ）を追加提供
H25.06.13	住宅関連支援施設（学校、厚生施設等）として追加提供（約 4,000 m ² ）
H30.03.26	ハウステンボス㈱による来客用駐車場として約 32,000 m ² の共同使用について日米合同委員会で合意（H31.3.31までの間、13回程度、合計 20 日程度）
H31.04.12	ハウステンボス㈱による来客者用駐車場として約 32,000 m ² の共同使用について日米合同委員会で合意（H34.3.31までの間、年 10 回程度、年合計 20 日程度）

佐世保港提供水域（令和7年1月現在）

※「佐世保市所在防衛施設概況図」から引用



〔測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3月14 517〕

	A 制限水域	7.9%……すべて許可を必要とする区域	(2,690,400 m ²)
	B 制限水域	18.6%……航行は自由、その他は許可が必要	(6,308,000 m ²)
	C 制限水域	48.4%……潜水のみ許可が必要	(16,437,700 m ²)
	D 制限水域	5.5%……水上機路線権区域	(1,870,000 m ²)
	自由水域	19.5%	(6,627,000 m ²)
合 計			(33,933,100 m ²)

※制限水域=佐世保港全体の約 80.5%

※ただし、柿ノ浦漁港区域も含む（面積 58,700 m² C制限：40,100 m²・自由水域：18,600 m²）

【参考】佐世保港提供水域図における「第1区～第3区」について

佐世保港は「特定港」として定められている。(港則法施行令第2条別表第2)

「特定港」とは、「きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港」であり、入出港時の届出、びょう地の指定、泊地移動の制限、航路の航行規制、危険物積載船舶に対する規制等の特別な措置を講ずる必要がある。

※船舶交通の安全確保の見地から選定するもの。

※港湾法上の特定重要港湾の指定等とは、直接関係はない。

※特定港には港長が置かれている。

特定港内において停泊する船舶については、そのトン数又は積載物の種類により、定められた区域内に停泊することを義務付けられている。(港則法第5条)

停泊すべき特定港内の区域及び船舶については、港則法施行規則第3条別表第1において、特定港ごとに港区を定め、その境界を明確にするとともに、停泊すべき船舶を定めており、佐世保港において定められているものが「第1区～第3区」である。

このことは、港内の水深、船だまり等の面積、船舶の輻輳度及び四囲の状況等を勘案し、船舶のトン数又は積載貨物の種類等によって、停泊区域を限定することにより、船舶交通の安全と港内の整頓を図るためのものである。

(別表第1)

佐世保	第一区	鰐〔えい〕ノ鼻から二百八十三度に引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに平瀬橋下流の佐世保川水面	各種船舶及びけい留施設にけい留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
	第二区	庵埼から大森鼻まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面	
	第三区	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は百間鼻から土井ノ鼻まで引いた線以東の海面、総トン数五百トン未満の船舶は沿岸付近に限る。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年6月23日発効条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

第一條

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれらの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二條

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。

締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

第三條

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四條

締約国は、この条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五條

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならぬ。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信介
藤山愛一郎
石井光次郎
足立 正
朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パースンズ

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

※（ ）は編集の段階で挿入

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条（合衆国軍隊の構成員、軍属、家族の定義）

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空军に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。
この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21歳未満の子
 - (2) 父、母及び21歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条（施設及び区域の使用～共同使用・一時使用）

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個別の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取扱を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用

が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第 3 条 (施設区域の管理、出入りの便、通信、作業)

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第 4 条 (返還条件)

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第 5 条 (船舶、航空機の出入国、移動、水先)

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入りすることができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのもの

の間を移動し、及びこれらのもと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第 6 条（航空保安、通信管理）

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって定める。
- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならず、かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第 7 条（公益事業の優先利用権）

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第 8 条（気象業務利用）

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第 9 条（入国、旅券等の免除）

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しな

ければならない。

- (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
- (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならぬ。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間その身分を日本国当局が確認することができるようしなければならない。

5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があってその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第 10 条（車両番号、運転免許）

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国登録番号標を付けていなければならない。

第 11 条（関税、郵便）

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国税關当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊

の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が輸入するものである旨の適當な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適當な証明書）を必要とする。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

- (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着したときに輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
- (b) 合衆国軍隊の構成員及び軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

4 2 及び 3 で与える免除は、物の輸入の場合のみ適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税關当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。

5 税關検査は、次のもの場合には行なわないものとする。

- (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
- (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
- (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

7 2 及び 3 の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

8 合衆国軍隊は、日本国当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税關当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税關当局によって又はこれに代わって行なわれる差押えを受けるべき物件がその税關当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第 12 条（免税、調達）

1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本国次の租税を免除される。

(a) 物品税

(b) 通行税

(c) 撃発油税

(d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び撃発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本国現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第15条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的なものとなった場合には、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後 7 日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことがある。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から 30 日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意をする条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第 13 条 (租税免除)

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第 15 条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第 14 条 (関連業者)

1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合

衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならぬ。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

- (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。
- (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。
- (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

- (a) 第5条2に定める出入及び移動の権利
- (b) 第9条の規定による日本国への入国
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除
- (d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利
- (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの
- (f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利
- (g) 第21条に定める郵便施設の利用
- (h) 雇用の条件に関する日本国法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国当局に隨時に通告しなければならない。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国においては登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいづれかの施設又は区域の建設、維持又は運営について合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行についてのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国法令によって罰することができるものについて裁判権を行使する第1次の権利を有する。日本国当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があったときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第 15 条 (軍の厚生施設)

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞、その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国当局に対し、日本国税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第 16 条 (日本国法令の尊重)

日本国において、日本国法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第 17 条 (犯罪、裁判権)

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
(a) 合衆国の軍当局は、合衆国軍法に服するすべての者に対し、合衆国法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 当該国に対する反逆
- (ii) 妨害行為（サボタージュ）、謀報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の行為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国より公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の

収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

- 8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国領域内に於ける間に日本国領域外で犯した軍紀違反の行為を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により承認を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

- 10(a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取扱に従うことと条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

- 11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国

政府は、適用を停止される規定に代わるべき適當な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

第 18 条 (損害補償)

1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

- (a) 損害が他方の当事国防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
- (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。

2 (a) いざれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

(b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

(c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従って分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

(f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1,400合衆国ドル又は50万4千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りではない。

4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を

与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。

- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであると問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び(ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
 - (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
 - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
 - (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮し

て、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。

8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

9 (a) 合衆国は、日本国裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国裁判所に引き渡さなければならない。

(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。

12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第18条の規定によって処理する。

第19条（為替管理）

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならぬ。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び

軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第 20 条 (ドル軍票)

- 1 (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって許可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適當な措置を執るものとする。日本国政府は、許可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与するもので日本国の当局の裁判権に服すべき者を逮捕し、及び処罰するものとする。
- (b) 合衆国当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。

2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条の2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第 21 条 (軍事郵便)

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第 22 条 (予備役)

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第 23 条 (機密保持)

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため隨時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及

び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第 24 条（維持費負担）

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第 25 条（合同委員会）

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者1人及び合衆国政府の代表者1人で組織し、各代表者は、1人又は2人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第 26 条（公文の交換）

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手續が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日（昭和35年6月23日）に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第 27 条（改正）

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第 28 条（有効期間）

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によって終了させたときは、この限りではない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介
藤 山 愛一郎
石 井 光次郎
足 立 正
朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー2世
J・グレイアム・パースンズ

白 紙

日米安全保障共同宣言

—— 21世紀に向けての同盟 ——

1. 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。

2. 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

3. 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし同時に、この地域には依然として不稳定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

4. 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。

これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、日米安保条約）を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

(a) 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。

(b) 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。

(c) 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

5. 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進させるために努力を払うことで意見が一致した。

(a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協議を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。

- (b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。
- (c) 総理大臣と大統領は、「日本国とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。
- (d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機（F-2）等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。

- (e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力をを行う。

6. 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日SACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

7. 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。

両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにお

いて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き懇意し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、A S E A N地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8. 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約（C T B T）交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力をを行う。両首脳は、国連及びA P E Cにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴスラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力をを行うことが、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となるとの点で意見が一致した。

結 語

9. 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体現された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

1996年4月17日

東 京

日本国内閣総理大臣

アメリカ合衆国大統領

日米安全保障協議委員会共同発表変化する安全保障環境のためのより力強い同盟新たな日米防衛協力のための指針

2015年4月27日

岸田外務大臣
中谷防衛大臣
ケリー国務長官
カーター国防長官

1. 概観

2015年4月27日、ニューヨークにおいて、岸田文雄外務大臣、中谷元防衛大臣、ジョン・ケリー国務長官及びアシュトン・カーター国防長官は、日米安全保障協議委員会（S C C）を開催した。変化する安全保障環境に鑑み、閣僚は、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認した。

閣僚は、見直し後の新たな「日米防衛協力のための指針」（以下「指針」という。）の了承及び発出を公表した。この指針は、日米両国の役割及び任務を更新し、21世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対処するための、よりバランスのとれた、より実効的な同盟を促進するものである。閣僚は、様々な地域の及びグローバルな課題、二国間の安全保障及び防衛協力を多様な分野において強化するためのイニシアティブ、地域協力の強化の推進並びに在日米軍の再編の前進について議論した。

2015年の米国国家安全保障戦略において明記されているとおり、米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施している。核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心にある。日本は、この地域における米国の関与を高く評価する。この文脈において、閣僚は、地域の平和、安全及び繁栄の推進における日米同盟の不可欠な役割を再確認した。

日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、切れ目のない安全保障法制の整備のための2014年7月1日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新「宇宙基本計画」及び開発協力大綱が含まれる。

閣僚は、新たな指針並びに日米両国の安全保障及び防衛政策によって強化された日米同盟が、アジア太平洋地域の平和及び安全の礎として、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤として役

割を果たし続けることを確認した。

閣僚はまた、尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、したがって日米安全保障条約第5条の下でのコミットメントの範囲に含まれること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

2. 新たな日米防衛協力のための指針

1978年11月27日に初めて了承され、1997年9月23日に見直しが行われた指針は、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示してきた。2013年10月3日に東京で開催されたSCCにおいて、閣僚は、変化する安全保障環境に関する見解を共有し、防衛協力小委員会（SDC）に対し、紛争を抑止し並びに平和及び安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、1997年の指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。

本日、SCCは、SDCが勧告した新たな指針を了承した。これにより、2013年10月に閣僚から示された指針の見直しの目的が達成される。1997年の指針に代わる新たな指針は、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにする。

新たな指針と切れ目のない安全保障法制を整備するための日本の取組との整合性を確保することの重要性を認識し、閣僚は、当該法制が、新たな指針の下での二国間の取組をより実効的なものとすることを認識した。米国は、日本の「積極的平和主義」の政策及び2014年7月の閣議決定を反映する当該法制を整備するため現在行われている取組を歓迎し、支持する。

指針の中核は、引き続き、日本の平和及び安全に対する揺るぎないコミットメントである。新たな指針は、日米両政府が、二国間協力を次の様々な分野にもわたって拡大しつつ、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な同盟としての対応を通じてそのコミットメントを果たすための能力を強化し続けるための方法及び手段を詳述する。

同盟調整メカニズム： 新たな指針の下で、日米両国は、平時から緊急事態までのあらゆる段階における切れ目のない対応を可能とする、平時から利用可能な、政府全体にわたる同盟内の調整のためのメカニズムを設置する。

地域的な及びグローバルな協力： 新たな指針は、同盟が、適切な場合に、日本の国内法令に従った方法により、平和維持活動、海洋安全保障及び後方支援等の国際的な安全保障上の取組に対して一層大きな貢献を行うことを可能とする。閣僚は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力することの重要性を改めて表

明した。

新たな戦略的な協力： 変化する世界は現代的な同盟を必要としており、新たな指針は、日米両国が、宇宙及びサイバー空間において、また、領域を横断する形で効果をもたらすことを意図した活動を行うに当たり、協力をを行うための基盤を構築する。

人道支援・災害救援： 新たな指針は、日本及び世界各地における大規模災害への対処における二国間協力の実効性を一層向上させるために日米両政府が協働し得る方法を示す。

力強い基盤： 新たな指針はまた、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全及び教育・研究交流を含む、二国間協力のあらゆる側面に貢献する取組及び活動を示す。

閣僚は、新たな指針の下での共同の取組に着手するとの意図を確認した。この文脈において、S C Cは、S D Cに対し、平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画策定メカニズムの改良並びにこれによる共同計画の策定の強化を含め、新たな指針を実施するよう指示した。閣僚はまた、新たな指針が展望する後方支援に係る相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図を表明した。

3. 二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、様々な分野における二国間の安全保障及び防衛協力を強化することによって同盟の抑止力及び対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意する。閣僚は、

- ・ 最も現代的かつ高度な米国的能力を日本に配備することの戦略的重要性を確認した。当該配備は同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与する。この文脈において、閣僚は、米海軍によるP – 8 哨戒機の嘉手納飛行場への配備、米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開、改良された輸送揚陸艦であるグリーン・ベイの配備及び2017年に米海兵隊F – 35 Bを日本に配備するとの米国の計画を歓迎した。さらに、閣僚は、2017年までに横須賀海軍施設にイージス艦を追加配備するとの米国の計画、及び本年後半に空母ジョージ・ワシントンをより高度な空母ロナルド・レーガンに交代させることを歓迎した。
- ・ 核及び通常戦力についての議論を通じたものを含め、日本に対する米国の防衛上のコミットメントの信頼性を強化する日米拡大抑止協議を通じた取組を継続することを決意した。
- ・ 弹道ミサイル防衛（BMD）能力の向上における協力を維持すること、特に2014年12月のAN/T PY-2 レーダー（Xバンド・レーダー）システムの経ヶ岬への配備及び2017年までに予定されている2隻のBMD駆逐艦の日本への追加配備の重要性を強調した。これらのアセットは、連携の下で運用され、日米両国の防衛に直接的に寄与する。

- ・ 宇宙安全保障、特に、政府一体となっての取組である宇宙に関する包括的日米対話及び安全保障分野における日米宇宙協議を通じた、抗たん性及び能力向上分野における協力の強化を強調した。閣僚はまた、宇宙航空研究開発機構による宇宙状況監視（S S A）情報の米国への提供及び両国の防衛当局間で宇宙に関連した事項を議論するための新たな枠組みの設置による協力の強化を強調した。
- ・ サイバー空間に係る諸課題に関する協力、特に、政府一体となっての取組である日米サイバー対話及び日米サイバー防衛政策作業部会を通じた、脅威情報の共有及び任務保証並びに重要インフラ防護分野における協力での継続的な進展を求めた。
- ・ 情報収集、警戒監視及び偵察（I S R）協力の強化、特に米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開及び日本による高度な I S R 基盤の調達計画を賞賛した。
- ・ 日本の新たな防衛装備移転三原則、及びF – 3 5 の地域における整備・修理・オーバーホール・アップグレード能力の日本での確立に係る最近の米国の決定に示された、後方支援及び防衛装備協力の拡大を賞賛した。閣僚は、高度な能力に係る共同研究・開発を促進する日米装備・技術定期協議（S & T F）と同盟の役割・任務・能力（R M C）に関する対話の連携を通じた防衛装備協力の強化を強調した。
- ・ 情報保全に関する日米協議を通じた継続的な進展及び日本の特定秘密保護法の施行により示された、情報保全協力の強化の重要性を確認した。この法律により、日本政府は、平時及び緊急事態における機微な情報の安全な交換を円滑にするために必要な政策、慣行及び手続を整備した。

さらに、閣僚は、在日米軍駐留経費負担が、複雑さを増す安全保障環境において日本の平和及び安全に資するものである前方展開した在日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援を示してきたことを確認した。閣僚は、2011年6月のS C C 文書に示す現行の在日米軍駐留経費負担のコミットメントが2016年3月に終了することに留意し、適切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取決めに関する協議を開始する意図を表明した。

共同の活動の範囲が拡大していることを認識し、閣僚は、同盟管理プロセスの効率性及び実効性を強化する適切な二国間協議の枠組みを可及的速やかに検討するとの意図を確認した。

4. 地域的及び国際的な協力

日米同盟がアジア太平洋地域の平和及び安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、閣僚は、次の分野における最近の進展を強調した。

- ・ 2013年11月のフィリピンにおける台風への対処における緊密な調整に示された、人道支援・災害救援活動における協力の強化。
- ・ 沿岸巡視船の提供及びその他の海洋安全保障能力の構築のための取組によるものを含め、特に東南アジアでのパートナーに対する能力構築における継続的かつ緊密な連携。
- ・ 特に韓国及び豪州並びに東南アジア諸国連合等の主要なパートナーとの三か国及び多国間協力の拡大。閣僚は、北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する韓国との三者間情報共有取決めの最近の署名を強調し、この枠組みを将来に向けた三か国協力の拡大のための基盤として活用していくことを決意した。閣僚はまた、日米豪安全保障・防衛協力会合を通じ、東南アジアにおける能力構築のための活動並びに安全保障及び防衛に係る事項について、豪州とのより緊密な協力を追求するとの意図を確認した。

5. 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。閣僚は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題及び脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。この文脈で、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場へのKC-130飛行隊の移駐を歓迎し、訓練場及び施設の整備等の取組を通じた、沖縄県外の場所への移転を含む、航空機訓練移転を継続することに対するコミットメントを確認した。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（F RF）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の完了及び長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調した。米国は、F RF建設事業の着実かつ継続的な進展を歓迎する。

閣僚はまた、2006年の「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、同計画の実施に引き続き取り組むとの日米両政府の決意を改めて表明し、2016年春までに同計画が更新されることを期待した。閣僚は、この計画に従ってこれまでに完了した土地の返還のうち最も重要な本年3月31日のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調した。

閣僚は、日米両政府が、改正されたグアム協定に基づき、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転を着実に実施していることを確認した。

閣僚は、環境保護のための協力を強化することへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この目的のため、閣僚は、環境の管理の分野における協力に関する補足協定についての進展を歓迎し、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認した。

日米防衛協力のための指針

2015年4月27日

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・ 政府一体となっての同盟としての取組
- ・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・ 日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。

日米防衛協力のための指針（以下「指針」という。）は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

II. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方従う。

- A. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。

C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

III. 強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって

決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

- ・ 状況を評価すること
- ・ 情報を共有すること、及び
- ・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にいまだ至っていない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものと含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国と非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取締に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を

含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第IV章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政府一体となっての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整

メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となっての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ii. 弹道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機

雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第VI章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処する

ために協力する。

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

i. 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ii. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. C B R N (化学・生物・放射線・核) 防護

日本政府は、日本国内でのC B R N事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、C B R N事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む

国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

4. 弹道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実に行うため、情報交換を行う。

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、ま

た、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なときは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与える、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き

続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となっての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、関係能力の再構築において協力する。

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・ 各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
- ・ サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
- ・ 任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
- ・ サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となっての取組に寄与すること
- ・ 平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実に行うため、共同演習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

VII. 日米共同の取組み

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

- ・ 装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成品及び役務の相互提供において協力する。
- ・ 相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・ 効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。
- ・ 防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。

B. 情報協力・情報保全

- ・ 日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。
- ・ 日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関する政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。
- ・ 日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探求する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

VIII. 指針の適時かつ適切な見通し

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する情況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

平成11年5月28日法律第60号

(令和3年9月1日法律第36号による改正)

(目的)

第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中心とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(重要影響事態への対応の基本原則)

第2条 政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）第2条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 3 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。
- 4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第4条第1項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。
- 2 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいう。
- 3 捜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう。

- 4 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
- イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する特別の機関
- 2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第1に掲げるものとする。
- 3 捜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、検索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第2に掲げるものとする。

（基本計画）

第4条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 1 前条第2項の後方支援活動
 - 2 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの
 - 3 捜索救助活動
 - 4 船舶検査活動
- 2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 1 重要影響事態に関する次に掲げる事項
 - イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響
 - ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由
 - 2 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針
 - 3 前項第1号又は第2号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該後方支援活動に係る基本的事項
 - ロ 当該後方支援活動の種類及び内容
 - ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
 - ホ その他当該後方支援活動の実施に関する重要な事項
 - 4 捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該検索救助活動に係る基本的事項
 - ロ 当該検索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ハ 当該検索救助活動の実施に伴う前条第3項後段の後方支援活動の実施に関する重要な事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

- ニ 当該捜索救助活動又はその実施に伴う前条第3項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
 - ホ その他当該捜索救助活動の実施に関する重要事項
- 5 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第4条第1項に規定する事項
 - 6 前3号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項
 - 7 第3号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項
 - 8 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項
 - 9 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項
- 3 前条第2項の後方支援活動又は捜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第3項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第2条第4項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（国会の承認）

- 第5条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。
- 2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
 - 3 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

（自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施）

- 第6条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第3条第2項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。
- 2 防衛大臣は、基本計画に従い、第3条第2項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
 - 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的な内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該後方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
 - 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第3条第2項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活

動についての第2条第4項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

- 5 第3条第2項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。
- 6 第2項の規定は、同項の実施要項の変更（第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（搜索救助活動の実施等）

第7条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

- 2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的な内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
- 3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中止について準用する。
- 5 前条第5項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する前条第5項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。
- 7 第1項の規定は、同項の実施要項の変更（第4項において準用する前条第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。
- 8 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第3条第3項後段の後方支援活動について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第8条 前2条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

- 第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。
 - 3 政府は、前2項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第10条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 1 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 2 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

(武器の使用)

第11条 第6条第2項（第7条第8項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。第6項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、第4条第2項第3号ニ又は第4号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならぬ。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。
- 3 第1項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。
- 4 第1項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治40年法律第45号）第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
- 5 第6条第2項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第1項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第1項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第3項まで及び次項の規定の適用については、第1項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第2条第5項に規定する隊員をいう。第6項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿営地（第5項に規定する宿営地をいう。次項及び第3項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第5項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第2項及び第3項中「現場」とあるのは「宿営地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第2条第5項に規定する隊員をいう。）」とする。
- 6 自衛隊法第96条第3項の規定は、第6条第2項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役

務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第7条第1項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

(政令への委任)

第12条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月6日法律第145号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成18年12月22日法律第118号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第32条第2項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月8日法律第80号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成27年9月30日法律第76号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第1(第3条関係)

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	

別表第2 (第3条関係)

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに物品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	

白 紙

米国原子力軍艦寄港関係発表文等

1. 原子力潜水艦関係（外務省関係文書）

(1) 昭和39年8月28日

米国原子力潜水艦の本邦寄港について（外務省情報文化局発表）

(2) 昭和39年8月28日

外務省口上書要旨

2. 原子力潜水艦関係（米国政府から受領した文書）

(1) 昭和39年8月24日

合衆国大使館口上書要旨（訳文）

合衆国政府声明（訳文）

(2) 昭和39年8月17日

エード・メモワール（訳文）

3. 原子力水上軍艦関係（外務省関係文書）

(1) 昭和42年11月2日

米軍原子力水上軍艦の本邦寄港について（外務省情報文化局発表）

(2) 昭和42年11月2日

外務省口上書要旨

4. 原子力水上軍艦関係（米国政府から受領した文書）

(1) 昭和42年10月25日

合衆国大使館口上書要旨（訳文）

(2) 昭和42年10月25日

エード・メモワール（訳文）

(3) 平成18年4月17日

合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクト・シート

(4) 平成23年4月18日

米原子力空母「ジョージ・ワシントン」等の安全性に関するアメリカ合衆国政府からの説明（訳文）

5. 原子力潜水艦関係（原子力委員会の見解）

(1) 昭和38年2月20日付け発表文（合衆国原子力潜水艦の寄港問題について）

(2) 昭和39年8月26日付け決定文（））

(3) 昭和39年8月28日付け発表文（））

(4) 昭和43年10月22日付け発表文（原子力潜水艦の寄港に関する見解について）

6. 原子力水上軍艦関係（原子力委員会の見解）

(1) 昭和42年9月7日

原子力水上軍艦寄港申し入れに関する原子力委員長談話

(2) 昭和42年11月1日付け発表文（アメリカ合衆国原子力水上軍艦の寄港問題について）

(3) 昭和42年11月1日付け決定文（））

7. 日米両政府による共同プレス・ステートメント

平成13年4月24日

1. 原子力潜水艦関係（外務省関係文書）

(1) 外務省情報文化局発表

昭和39年8月28日

米国原子力潜水艦の本邦寄港について

政府は28日、米国の通常の原子力潜水艦がわが国に寄港することは差し支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。これについて日米両国政府の間で交換された口上書は別添のとおりである。

昨年1月、ライシャワー米国大使は、通常の米国原子力潜水艦の本邦寄港について、わが国の意向を打診してきた。それ以来、政府は原子力に対するわが国民の特殊な感情を考慮して、安全性の問題を中心に再三米国政府に照会を行い、また、原子力委員会の見解も徴したうえ、慎重に検討を行ってきた。その安全性について確信を得るに至ったので、寄港に同意することとしたものである。

これにより日本に寄港することとなった米国の原子力潜水艦は、いわゆるノーチラス型の通常の原子力潜水艦であって、ポラリス型の潜水艦ではない。またこの種の原子力潜水艦の寄港は、核兵器の本邦持ち込みとも全く関係がない。

米国政府は今回重ねて、安全保障条約の下における事前協議にかかる事項については日本政府の意向に反して行動することないと保証している。

わが国は日米安全保障条約により、日米共同してわが国の安全を守ることを國の基本方針としている。従って、政府は、このような米国の原子力潜水艦についても、その安全性に確信を得た以上日本の防衛に従事する米国との一般の軍艦と同じようにその寄港を認めることは当然であると信じ、今回の決定を行つたものである。

なお、今回の決定に先立ち米国政府は、わが国からの種々の照会に対する回答を覚書にとりまとめ、あらかじめ日本政府に通報している。

(2) 口上書要旨

昭和39年8月28日

外務省は、米国の通常の原子力潜水艦の日本への寄港に関し、日本の港及び領海における米国の通常の原子力潜水艦の運航に関する昭和39年8月24日付けの米国大使館の口上書を、米国政府の声明とともに受領したことを確認する。

さらに外務省は、前記の通常の原子力潜水艦の寄港が前記の声明に述べられているところに従って行われることに留意し、かつ、この寄港が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づくものであることを考慮して、この寄港に異議のない旨をここに確認する。

2. 原子力潜水艦関係（米国政府から受領した文書）

(1) 口上書要旨（訳文）

昭和39年8月24日

米国大使館は、米国の通常の原子力潜水艦の日本への寄港の申し入れについての従来の討議に関し、すべての外国港及び外国領海における米国の原子力軍艦の運航についての米国政府の声明を送付する。

さらに、大使館は、外務省に対し、前記の通常の原子力潜水艦は、日本の港及び領海への寄港の場合には、別添の声明に述べられているところに従って運航されることを保証する。

外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明（訳文）

1. 合衆国政府は、合衆国原子力軍艦の原子力推進装置について、原子炉の設計上の安全性に関する諸点、乗務員の訓練及び操作手続きが、合衆国原子力委員会及び原子炉安全審査諮問委員会によって審査されるものであり、かつ、正式に承認された執務要覧に定義されているとおりのものであることを保証する。合衆国政府は、また、合衆国の港における運航に関連してとられる安全上のすべての予防措置及び手続きが、外国の港においても厳格に遵守されることを保証する。
2. 外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関しては、
 - a 周辺の一般的なバックグラウンド放射能に測定し得る程度の増加をもたらすような放出水その他の廃棄物は、軍艦から排出されない。廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合している。
 - b 寄港期間中、原子力軍艦の乗組員は、同軍艦上の放射線管理及び同軍艦の直接の近傍における環境放射能のモニタリングについて責任を負う。もちろん、受入国政府は、寄港する軍艦に放射能汚染をもたらす危険がないことを確認するため、当該軍艦の近傍において、同政府の希望する測定を行うことができる。
 - c 受入国政府の当局は、寄港中の軍艦の原子炉に係る事故が発生した場合には、直ちに通報される。
 - d 合衆国政府は、合衆国原子力軍艦が外国の港において航行不能となった場合には、その軍艦をサルベージその他の方法により安全な状態とする責任を負う。
 - e 合衆国政府は、寄港に関連し、受入国政府に対し、原子力軍艦の設計及び運航に関する技術上の情報を提供しない。したがって、合衆国政府は、原子力軍艦の原子力推進装置又は運航方法に関する技術上の情報を入手する目的で原子力軍艦に乗船することを許可することはできない。
 - f 合衆国海軍は、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも24時間前に、その原子力軍艦の到着予定時刻及び碇泊又は投錨の予定位位置につき通報する。
 - g 合衆国政府は、もちろん、受入国政府の代表者による原子力軍艦への慣行的儀礼訪問を歓迎する。
 - h 寄港している原子力軍艦に係る原子力事故から生ずる請求であつて、アメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく協定（軍隊の地位に関する協定）の範囲外のものは、国際的な請求を一般に認められた法及び衡平の原則に基づいて解決することについての慣習的

な手続きに従い外交上の経路を通じて処理される。

(2) エード・メモワール（訳文）

昭和39年8月17日

過去幾月にわたり、大使館及び外務省の代表者の間で、合衆国の通常の原子力潜水艦の日本国への寄港に関する情報交換が行われてきた。原子力潜水艦は推進系統の相違を除き、現在日本国のある港に寄港している合衆国海軍の他の艦船と何ら異なるものではなく、したがって、日米間の安全保障に関する諸取り決めに基づく寄港の権利と同一の権利を享有するものである。それゆえ、これらの潜水艦の寄港は、相互協力及び安全保障条約に基づく事前協議の対象とはならないが、合衆国政府は、日本国民の懸念を承知しているので、この権利を行使するに先だって、日本国政府とこの問題を討議することにした。事前協議にかかる事項については、合衆国政府は、1960年1月19日付けの日米共同コミュニケに述べられているとおり、日本国政府の意思に反して行動する意図を有しない。

合衆国は、原子力軍艦に関する情報の提供に関する法令上及び秘密保護上の制約の範囲内において、全面的に協力する見地から、可能なあらゆる努力を払い、かつ、通常の原子力潜水艦の安全性、補償及び関連事項に関する質問に対して次に述べられているとおりの回答を行った。

1. 安全性及び運航に関する諸点

原子力軍艦は、100回以上にわたり外国の港に寄港したが、いかなる種類の事故も生じたことはなく、また、これらの寄港は、すべて、当該軍艦の安全性についての合衆国の保証のみに基づいて、受入国により認められてきた。通常の原子力潜水艦の安全性を確保するために、それらの建造、維持、運航並びに乗務員の選抜及び訓練にあたっては、広範囲にわたる予防措置が執られている。通常の原子力潜水艦の原子炉は、原子爆弾のような爆発が起こらないように建造されている。これらの原子炉に内装されている安全装置は、緊急の際には必ず原子炉を停止するようになっている。通常の原子力潜水艦のすべての乗組員は、高度に専門化された訓練を受けており、かつ、高度の安全基準を厳格に守って作られた運航手続に厳密に従ってその任務を遂行している。海軍の原子力推進装置の安全運航の歴史は、これらの予防措置が成功であったことを示している。通常の原子力潜水艦の運航は、それに適用される厳重な安全基準によって、少なくとも陸上原子炉と同等に信頼することができる安全性を有するものとなっている。

合衆国原子力軍艦の運航の歴史を通じ、原子炉装置に損害を生じ、又は周辺の環境に何らかの放射能の危険をもたらした事故はなかった。

合衆国の通常の原子力潜水艦の外国の港への寄港については、合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用される。この点に関し、日本国政府は通常の原子力潜水艦が寄港する日本国のある港の周辺における安全性を考慮するにあたり、適切と認めるすべての情報を提供するものと了解する。

通常の原子力潜水艦は、合衆国公衆衛生局及び原子力委員会の両者により審査された合衆国海軍の放射線管理の手続及び基準に従い、その放射性排出物を安全な濃度及び分量に制限しなければならないこととなっている。通常の原子力潜水艦の液体排出物は、日本国法律及び基準並びに国際基

準に完全に適合するものである。多数の通常の原子力潜水艦が常時出入りしている港において合衆国公衆衛生局係官が行った広範囲にわたる調査の結果、通常の原子力潜水艦は海洋生物を含めて周辺の一般的なバックグラウンド放射能に対し、何らの影響も与えていないことが判明している。通常の原子力潜水艦が寄港したいずれの港においても、放射能汚染は、発生したことがない。

使用済み汚染除去剤は、港内又は陸地の近くでは決して放出されることはなく、したがって、寄港に関連して危惧するにあたらないものであり、また、既知の漁区の近傍ではいかなる所においても放出されることはない。固体廃棄物は、承認された手続に従い、通常の原子力潜水艦によって合衆国の沿岸の施設又は専用の施設船に運ばれたのち、包装され、かつ、合衆国内に埋められる。

1959年1月に艦船局原子力推進部が作成した合衆国原子力軍艦の放射性廃棄物処理に関する報告（写し1部は、日本国政府に提出済みである。）は、通常の原子力潜水艦の廃棄物処理及びこれに関する合衆国海軍の指令についての公式のかつ権威ある資料である。

合衆国海軍の司令は、前記の報告に述べられた諸原則によりつつも、同報告に掲げる合衆国標準局便覧第52号ではなくて、国際放射線防護委員会及び合衆国標準局便覧第69号による新たな一層厳格な勧告を反映したものに改訂されている。

通常の原子力潜水艦の燃料交換及び動力装置の修理を日本国又はその領海内において行うことは考えられていない。

放射能にさらされた物質は、通常、外国の港にある間は、通常の原子力潜水艦から搬出されることはない。例外的な事情の下で、放射能にさらされた物質が搬出される場合においても、それは、危険を生ずることのない方法で、かつ、合衆国の港においてとられる手続に従い行われる。

通常の原子力潜水艦は、横須賀及び佐世保に寄港することが予定されている。日本国政府がこれらの港におけるバックグラウンド放射能の検査を行いたい場合には、合衆国の当局は、喜んで協力する。

入出港は原子動力によって行われる。補助動力の使用では、運航上の安全を確保するために十分な操縦性を発揮することができない。原子炉は、通常、碇泊後間もなく停止され、また、通常出港の数時間前に始動される。

合衆国軍艦の無害通行権を害することなく、通常の原子力潜水艦は、慣行に従い、通常は港へ直接進入し又は港から直接出航する場合に限り日本国領海を通過し、その際は、通常の航路及び航行補助施設を利用することが留意される。港への出入は、通常、日中に行われるが、例外的な運航上の必要により夜間に移動しなければならないことがあるかもしれない。通常の原子力潜水艦が港に出入する際に、通常の海上交通を止める必要はない。通常の原子力潜水艦の移動は、他の種類の潜水艦以上に、港の交通に影響を及ぼすものではなく、また、より大型の軍艦よりもその影響は少ない。

通常の原子力潜水艦の寄港目的は、(a) 乗務員の休養及びレクリエーション並びに (b) 兵站の補給及び維持にある。

The purpose of SSN visits is to provide (a) rest and recreation for crews and (b) logistic support and maintenance.

2. 責任及び補償に関する諸点

事故が発生した場合の補償については、地位協定の規定に従って措置するものとする。

地位協定第18条第5項 (a) の規定に基づいて、1961年6月17日の日本国法律第147号は、同法が日本国の自衛隊の船舶に適用される限度において、通常の原子力潜水艦に係る原子力事故で放射能汚染による疫病を含め負傷又は死亡をもたらしたものについての請求の処理に対しても、ひとしく適用される。同様に、小規模海事損害に関する1960年8月22日付けの交換公文及び1961年9月5日付けの合同委員会合意も、また、通常の原子力潜水艦に適用される。

前記の地位協定が適用されない場合には、合衆国原子力軍艦に係る原子力事故から生ずる請求を解決するための合衆国の法律として合衆国公船法、合衆国海事請求解決権限法及び合衆国外国請求法がある。公船法及び海事請求解決権限法においては、海事法上の法的責任を示すことが要求される。この点に関して、公船法の下では、合衆国は、合衆国の軍艦の行為については、私船の所有者がその船舶の行為に対して責任を負う限度において、責任を負うことが留意される。合衆国は対人的訴訟で訴えられることができ、また、合衆国行政府は、その軍艦の行為に対する公船法に基づく訴訟を、前記の制限以外の金額上の制限なしに、解決し又は示談にすることができる。

海事請求解決権限法は、海軍長官に対し、100万ドルの額を限度として請求を承認し、かつ、これに対して支払う権限を与えており、100万ドルを超える請求については、1件ごとに歳出承認を求めるため、議会に報告されることとなっている。外国請求法の下では、解決は、外国請求委員会により、法的責任の立証を必要とすることなく行われ得るが、合衆国が当該損害を生ぜしめた旨の立証がなければならない。同法によれば1.5万ドル以下の額の請求については、3軍の長官が支払うことができる。高額の請求については必要な歳出承認を求めるため、議会に付託し得ることくなっている。

いかなる場合にも前記の地位協定が適用されないときは、合衆国政府は、寄港している通常の原子力潜水艦に係る原子力事故から生ずる請求を、外交上の経路を通じて処理する用意があることを保証する。

3. 原子力水上軍艦関係 (外務省関係文書)

(1) 外務省情報文化局発表(11)K 39

昭和42年11月2日

米軍原子力水上軍艦の本邦寄港について

政府は11月2日、米国の原子力水上軍艦がわが国に寄港することは差し支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。これについて日・米両国政府の間で交換された口上書は別添のとおりである。

昭和40年11月、エンタープライズ等原子力水上軍艦が第7艦隊に配属になった際に、米側より非公式に将来原子力水上軍艦の本邦への寄港が必要となるかも知れない旨連絡があった。

その後去る9月7日、在京米大使館オズボーン臨時代理大使が東郷北米局長を訪れ、米国は原子力空母エンタープライズ等原子力水上軍艦を乗組員の休養及び艦艇の兵站補給及び維持を目的として、日本に寄港させたい旨申し入れるとともに、これら軍艦の日本寄港は安保条約に基づく事前協議の対象となるものではないが、通常の原子力潜水艦の場合と同様に、日本国民の関心を承知しているので、条約上の権利を行使する前に日本政府と本問題を協議したいと述べた。

政府は安全性確認のため米国政府に照会を行い、又原子力委員会の見解をも参考として、慎重に検討した結果、その安全性について確信を得るに至ったので、エンタープライズ等原子力水上軍艦の本邦寄港に同意することとしたものである。

これらの軍艦の本邦寄港は、原子力潜水艦の場合と同様に核兵器の持ち込みとは全く関係がなく、米国政府は安全保障条約の下における事前協議にかかる事項については、日本政府の意に反して行動することはないと今回重ねて明確にした。

わが国は、安全保障の基調を日米安全保障条約体制におき、米国は安全保障条約により日本防衛の義務を負うとともに、わが国の安全並びに極東の平和及び安全の維持のためにわが国において施設・区域の使用を認められており、従って政府としては原子力水上軍艦についても、安全性につき確信を得たので、米国の他の一般の軍艦と同様に、その寄港を認めるることは当然であると認め、今回の決定を行ったものである。

なお、今回の政府決定に先立ち、米国政府はわが国からの種々の照会に対する回答をエード・メモワールにとりまとめ、あらかじめ日本政府に通報している。

(2) 口上書要旨

昭和42年11月2日

外務省は、米国の原子力水上軍艦の日本への寄港に関する昭和42年10月25日付けの米国大使館の口上書を受領したことを確認する。

さらに外務省は、原子力水上軍艦の日本の港及び領海への寄港が米国大使館の前記の口上書で言及されている米国政府声明に述べられているところに従って行われることに留意し、かつ、この寄港が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づくものであることを考慮して、この寄港に異議のない旨をここに確認する。

4. 原子力水上軍艦関係（米国政府から受領した文書）

(1) 口上書要旨

昭和42年10月25日

米国大使館は、米国の原子力水上軍艦の日本への寄港申し入れに関し、1964年8月24日付けの外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する米国政府の声明に言及する。

さらに、大使館は、外務省に対し、原子力水上軍艦は日本の港及び領海への寄港の場合には前記の声明に述べられているところに従って運航されることを保証する。

(2) エード・メモワール（訳文）

昭和42年10月20日

合衆国原子力水上軍艦の日本国への寄港に関して、大使館及び外務省の代表者の間で最近討議が行われてきた。これらの軍艦は合衆国海軍のその他の水上軍艦とは推進系統が異なるのみであり、かつ、これらの軍艦の寄港は相互協力及び安全保障条約に基づく事前協議の対象となるものではないが、合衆国政府は通常の原子力潜水艦の寄港の場合と同様に、日本国民の懸念を承知しているので、条約上の権利を行使するに先だって、日本政府とこの問題を討議することとした。事前協議にかかる事項については、合衆国政府は、1960年1月19日付けの日米共同コミュニケに述べられているとおり、日本国政府の意思に反して行動する意図を有しない。

大使館の代表者は、外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明が、日本国 の港及び領海における運航中の通常の原子力潜水艦のみならず原子力水上軍艦にも適用されるものであることを指摘した。

大使館の代表者は、通常の原子力潜水艦の寄港に関する1964年8月17日付けのエード・メモワールにいいう原子炉の安全性及び運航に関する諸点並びに責任及び補償に関する諸点（放射性廃棄物処理に関する事項を含む。）は、合衆国の原子力水上軍艦にも等しく適用される旨声明した。合衆国原子力軍艦の日本国への寄港について、これらの軍艦が合衆国 の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用されることに関連し、大使館の代表者は最大想定事故を仮定した場合の安全解析によれば、原子力軍艦がその碇泊地点の周辺の住民に対し不当な放射線その他の原子核による危険をもたらすものではない旨声明した。また、大使館の代表者は原子力水上軍艦のための港湾交通上の考慮は同種形状の通常の推進力の軍艦のための考慮と同様であることを明示した。

(3) 合衆国原子力軍艦の安全性に関するファクト・シート

平成18年4月17日

1. 合衆国原子力軍艦の安全性に関する合衆国政府のコミットメント

原子力により推進される合衆国の軍艦（以下「原子力軍艦」）は、50年以上にわたり、一度たりとも、原子炉事故や、人の健康を害し、又は、海洋生物に悪影響を及ぼすような放射能の放出を経験することなく、安全に運航してきた。海軍の原子炉は、1億3,400万海里以上にわたり原子力による安全航行を行うという傑出した記録を有するとともに、延べ原子炉稼働年数にして5,700年以上にわたり安

全に運航してきた。

合衆国は、現時点で原子力軍艦を83隻保有しており、その内訳は潜水艦72隻、空母10隻及び調査船1隻である。これらの原子力軍艦は、合衆国海軍の主要な戦闘艦の約40%を構成し、合衆国国内の約70カ所及び日本国内の3カ所を含め、50カ国以上における150カ所以上の港に寄港している。

日本国の港に寄港する原子力軍艦の安全性については、合衆国政府は、1964年のエード・メモワール、同年の外国の港における原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明、1967年のエード・メモワール、及び1968年の会談覚書におけるものを含め、確固たるコミットメントをこれまで行ってきた。1964年以降、合衆国原子力軍艦は1,200回以上日本国の港（横須賀、佐世保及びホワイトビーチ）に寄港している。これらの港において日米両政府が各々実施してきたモニタリングの結果は、合衆国原子力軍艦の運航が周辺の環境中の一般的なバックグラウンド放射能の増加をまったく引き起こしていないことを示している。

合衆国政府は、これらのコミットメントのありとあらゆる面が引き続き堅持されることを表明する。特に、合衆国政府は、合衆国の港における活動に関連してとられる安全性に係るすべての予防措置及び手続が日本国の港を含む外国の港においても厳格に実施されることを確認する。また、合衆国政府は、そのコミットメントは、合衆国原子力軍艦の安全性を確保し、また、更新され、強化され続けてきている具体的な措置によって裏付けられていることをここに記す。

2. 海軍の原子炉の設計

すべての合衆国原子力軍艦は、加圧水型原子炉（PWR）を使用している。加圧水型原子炉は、安全性について確立された実績を有するとともに、その稼働上の特性及びリスクは理解されており、世界の約60%の商業用原子力発電所において用いられている基本的な設計である。

海軍の原子炉が支える任務は、商業炉の任務と異なる。すべての原子力軍艦は、戦時の攻撃に耐え、乗組員を危険から防護しながら戦闘を継続できるように設計されている。これらの軍艦は、高度のダメージ・コントロール能力、重層性、及び主要なシステムの予備のシステムを有している。さらに、軍艦としての任務を支えるため、海軍の原子炉は、推進のニーズに応じた出力レベルの迅速な切り替えを可能にし、推進の継続性を確保し、また、長い稼働年数を保持できるよう（現在の海軍の原子炉の炉心は、空母については就役期間中の燃料交換が1回で済むよう、また、潜水艦については燃料交換を一度も行わなくて済むように設計されている。）、設計され、稼働されている。これらが、原子力軍艦の原子炉と商業炉の任務の大きな違いである。また、原子炉のオペレーター及び乗組員が原子炉の至近で生活しなくてはならないため、原子炉には重層的なシステムと万全の遮蔽が存在することが必要であり、また、信頼性があり安全であることが求められる。これらの理由から、海軍の原子炉の設計は商業炉の設計とは異なっており、その結果、海軍の艦船は、厳しい戦闘状況下において安全に運航するため、また、平時の運用においてはより一層安全に運航するため、一段と高い能力を有することになる。

原子炉に関する何らかの問題が生じるという極めて想定し難い事態においても、少なくとも四重の防護壁が放射能を艦船の中にとどめる役割を果たす。これらの四重の防護壁とは、燃料自体、燃料を収納する原子炉圧力容器を含む全体が完全に溶接された一次系、原子炉格納容器、及び船体である。商業

炉にも同様の防護壁が存在するが、任務に根本的な相違があるため、原子力軍艦の防護壁は、民生用の原子炉のものと比べ、はるかに頑丈で耐性が強く、また、はるかに慎重に設計されている。

合衆国海軍の原子炉の燃料は、固体金属である。燃料は、戦闘の衝撃に耐えられるように設計されており、燃料中で生成される核分裂生成物を放出することなく、重力の50倍以上の戦闘衝撃負荷に耐えることができる。これは、合衆国の商業用原子力発電所の設計に際して用いられる地震衝撃負荷の10倍以上である。燃料は極めて頑丈に設計されているので、燃料中の核分裂生成物は、一次冷却水の中には決して放出されない。このことは、商業炉との顕著な相違点の一つである。商業炉では、少量の核分裂生成物が燃料から一次冷却水中に放出されるのが通常である。

全体が完全に溶接された一次系は、放射能の放出を防ぐ第二の堅固な金属の防護壁としての役割を果たす。一次系は、炉心を収納する極めて頑丈で厚い金属構造である原子炉圧力容器と一次冷却水の循環パイプによって構成される。これらは、極めて厳しい基準に従って堅くかつしっかりと溶接されており、加圧された高熱の水を一次系の中に閉じこめる単一の構造体を構成している。一次冷却水を循環させるポンプは、密閉された水没型のモーター・ポンプである。これは、ポンプが、全体が完全に溶接された一次系の金属の防護壁の内側に完全に収まっていることを意味する。このポンプは、外側から電磁力によって操作されており、ポンプに動力を供給するために一次系の外壁に穴を開ける必要はない。いかなる回転体及びそれに付属する漏水防止部品も、金属の防護壁を貫通していない。一次系からはいかなる計測可能な漏水も発生しないことが確保されるように設計されているが、そもそも一次冷却水中には、極めて微量の放射能しか存在しないことは留意されるべきである。先述のとおり、いかなる核分裂生成物も燃料から一次冷却水中には放出されない。一次冷却水中に存在する放射能の主な線源は、原子炉冷却水により運搬され、原子炉の燃料部分を通過する際に中性子によって放射化される極めて微量の腐食物である。このような放射化された腐食物からの放射能の濃度（グラム当たりのベクレルの値）は、一般的な園芸用肥料から検出される自然放射能の濃度とほぼ同じである。合衆国海軍は、いかなる予期せぬ事態が発生しても、これが検知され、迅速な対応がなされることを確保すべく、原子炉冷却水中の放射能のレベルを毎日モニターしている。

第三の防護壁は、原子炉格納容器である。これは、特別に設計され建造された高強度の構造物であり、その内部に全体が完全に溶接された一次系及び原子炉が位置する。仮に一次系において液体又は圧力が漏れるようなことがあったとしても、格納容器は、それらが容器の外に放出されることを阻止する。

第四の防護壁は、船体である。船体は、戦闘における大きな被害にも耐えることができるよう設計されている極めて頑丈な構造となっている。原子炉格納容器は、艦船の中心部の最も強固に防護された部分に位置している。

合衆国海軍原子力推進機関プログラムは、二省庁にまたがった組織であり、エネルギー長官及び海軍長官に直接のアクセスを有する。同プログラムは、合衆国海軍の原子力推進機関に関するすべての面を所掌しており、これには、海軍の原子力推進装置の研究、設計、建造、試験、稼働、メンテナンス及び最終的な廃棄処分が含まれる。同プログラムの承認なくしては、これらの活動は一切行い得ない。

さらに、合衆国原子力規制委員会及び原子炉安全諮問委員会は、海軍の原子炉装置の個々の設計について、独立して審査を行う。これらの委員会は、多くの分野において、軍事的な所要のため、商業炉に

求められる基準よりも厳しい基準を満たす性能及び実行が実現されていると結論付けている。厳しい審査の結果、合衆国原子力規制委員会及び原子炉安全諮問委員会は、合衆国原子力軍艦は公衆の健康と安全に不当な危険を及ぼすことなく運航可能であると結論付けている。

3. 海軍の原子炉の稼働

海軍の原子炉と商業炉は異なった目的のために使われるため、海軍の原子炉の稼働も、商業炉の稼働とは異なる。第一に、海軍の原子炉は、典型的な商業炉よりも小さく、出力レベルも低い。最大級の海軍の原子炉の出力は、合衆国の大規模な商業炉の出力の5分の1にも満たない。また、海軍の原子炉は、通常、最大出力では稼働しない。就役期間を通じた原子力空母の原子炉の平均的な出力レベルは、最大出力の15%以下である。これに対して、商業炉は、通常、最大出力に近いレベルで稼働している。

第二に、海軍の原子炉の出力レベルは、一義的には推進に係るニーズによって定められるものであり、艦船のその他の業務に係るニーズによっては定められない。その他の業務に係るニーズも、原子炉によって動力が供給されているが、推進に必要な出力のわずか一部分を必要とするにとどまる。したがって、港湾内では推進のために極めて低いレベルの出力しか必要でない以上、通常、原子炉は、停泊後速やかに停止され、出航の直前になって初めて再稼働される。港湾内では業務に必要となる電力は、陸上から供給される。陸上から十分な電力を得ることができる日本国の港に停泊する原子力軍艦については、これまででも、また、今後とも、これが当てはまる。

これら二つの事実だけからでも、港に停泊中の合衆国原子力軍艦の原子炉から放出され得る放射能の量は、典型的な商業炉の場合の約1%に満たないということとなる。原子炉の稼働中に生成され、人体への悪影響が懸念される核分裂生成物の大部分は、原子炉が停止された後に速やかに崩壊し消滅していく。

4. 原子力軍艦関連の合衆国職員が受ける放射線量

放射能の放出を阻止する四重の防護壁及び万全の遮蔽により、合衆国海軍の原子炉は非常に効果的に遮断され、放射能は厳しく管理されているため、典型的な原子力軍艦の乗組員は、同じ期間中合衆国国内にいる人がバックグラウンド放射線から浴びる放射線量よりも、著しく少ない量しか浴びない。これは、艦船に設けられた万全の遮蔽とともに、原子力軍艦の展開中は、地表自体、特にラドン、から発生する放射線が存在しないことによるものである。

海軍原子力推進機関プログラムにおいて調査されてきた一人当たりの平均被曝量は、過去24年間減少傾向にある。艦隊の要員の場合、1980年以降過去25年の年間の平均年間被曝量は約0.044レム（0.44ミリシーベルト）であるが、2004年の一人当たりの平均被曝量は0.038レム（0.38ミリシーベルト）である。

1980年以降の平均年間被曝量であるこの0.044レム（0.44ミリシーベルト）という数値を種々の数値と比較すると以下のとおりである。

- ・放射線業務従事者に関する合衆国の連邦線量限度である5レム（50ミリシーベルト）の1%にも満たない

- ・商業用原子力発電所従業員の平均年間被曝量である0.109レム（1.09ミリシーベルト）の約3分の1
- ・合衆国の商業用旅客機の乗務員が宇宙放射線から受ける平均年間被曝量である0.17レム（1.7ミリシーベルト）の約4分の1
- ・合衆国居住者が自然のバックグラウンド放射線から受ける平均年間被曝量である約0.3レム（3.3ミリシーベルト）の15%にも満たない
- ・コロラド州デンバーにおける自然のバックグラウンド放射線による年間被曝量と、ワシントンDCにおける自然のバックグラウンド放射線による年間被曝量の差である0.07レム（0.7ミリシーベルト）よりも低い

5. 廃棄物の処理とメンテナンス

商業炉の場合と同様に、海軍の原子炉の稼働には、低レベル放射能を含む液体の発生が伴う。商業炉の場合、低レベル放射能を含む液体は、環境又は公衆の健康に意味のある影響がないことを確保するために設定された限界値の範囲内において、発電所の活動の一環として日常的に排出されている。合衆国原子力軍艦の原子炉に関しては、放出される放射能の量を最小のものとするために、日常的な排出を厳しく管理する多大な努力が行われてきている。

合衆国海軍は、原子力軍艦の液体廃棄物の排出を、日本国基準、及び、国際放射線防護委員会から出されている基準を含む確立された国際基準に完全に適合するよう厳格に管理している。とりわけ、合衆国の政策は、日本国港も含め、沖合12海里以内においては、一次冷却水を含む液体放射性物質を排出することを禁じている。合衆国及び日本国が40年間にわたり行ってきた環境モニタリングは、合衆国原子力軍艦の運航が人体、海洋生物又は環境の質に悪影響を及ぼしてきていないことを確認している。固形廃棄物は、適切に包装された上で、合衆国沿岸の施設又は専用の施設船に移送され、承認された手続に従って合衆国国内で処理される。合衆国原子力軍艦は、過去30年以上の間、使用済汚染除去剤（浄化のためのイオン交換樹脂）を海中に排出していない。

1964年のエード・メモワールで表明された燃料交換及び修理に関する合衆国コミットメントは、引き続き完全に堅持される。燃料交換及び原子炉の修理は、外国では行われない。燃料交換は、適切な特別の装置を用いて、かつ、合衆国海軍原子力推進機関プログラムが認めた施設（合衆国国内にのみ所在する。）においてのみ行い得る。

6. 環境への影響

頑丈かつ重層的な設計、比較的低出力の稼働の履歴（特に入港中（通常原子炉が停止される））、及び放射性廃棄物の極めて厳重な管理は、すべて、原子炉事故、又は、人の健康、海洋生物若しくは環境の質に悪影響を及ぼすような放射能の放出が、合衆国海軍原子力推進機関プログラムのこれまでの歴史を通じて一件も発生していないという事実に寄与している。

1971年以降、合衆国海軍のすべての原子力軍艦及びその補助施設から沖合12海里以内で一年間

に放出されたガンマ放射線を出す長寿命の放射能の総量は、いずれの年についても、0.002キューリー（0.074ギガベクレル）以下である。この数値には、合衆国の原子力軍艦が入港した合衆国及び外国双方のすべての港湾における値が含まれる。このデータが持つ意味を計る尺度として、この放射能の量は、原子力潜水艦1隻が占める体積に相当する港湾中の海水の中で自然に発生する放射能の量よりも少なく、また、原子力空母1隻の排水量に相当する港湾中の海水の中で自然に発生する放射能の量の10分の1よりも少ない。これは、合衆国原子力軍艦が、同程度の体積の海水の中に自然に存在する放射能の量よりも、はるかに少ない放射能しか放出しないことを意味する。さらに、過去34年のうちのいずれかの一年間に、いずれかの港に放出されたすべての放射能にさらされたとしても、合衆国原子力規制委員会が定めた放射線業務従事者の年間許容線量限度を超過することはない。典型的な合衆国の商業用原子力発電所一つが、原子炉の運転許可上許容されている限界値の十分な範囲内で排出を行う場合は、すべての合衆国原子力軍艦及びその補助施設から沖合12海里以内において一年間に放出されるガンマ放射線を出す長寿命の放射能の合計量の100倍以上の放射能を年間で排出することとなる。

さらに、沖合12海里以遠の外洋においても海軍の方針がいかに厳重に適用されているかを示す尺度としては、1973年以来、いずれの年をとっても、すべての合衆国原子力軍艦が一年間に放出したガンマ放射線を出す長寿命の放射能を合計した量は0.4キューリー（14.8ギガベクレル）以下である。この合計値は、典型的な合衆国の商業用原子力発電所一つが一年間に放出することが合衆国原子力規制委員会より認められている放射能の量よりも少ない。外洋において放出されたこのように低いレベルの放射能は、人の健康、海洋生物又は環境の質に何らの悪影響も与えてきていない。

いかなる国内基準も、いかなる国際基準も、原子力施設から放出される放射能のレベルをこれほど低いものにすべきとは要求していない。この政策を実施するために合衆国海軍が行ってきた厳しい取組により、合衆国原子力軍艦の運航及び修理が周辺の環境の一般的なバックグラウンド放射能のいかなる増加ももたらさないことが確保されてきている。

7. 環境モニタリング

放射能を管理するために合衆国海軍がとっている諸措置が環境保護のため適切であることを追加的に保証するために、海軍はその原子力軍艦が頻繁に入港する港湾において環境モニタリングを実施している。合衆国国内では、艦船が活動拠点とし又は修理を受けている港湾において、海底堆積物、水質及び海洋生物の試料が四半期毎に採取されている。このモニタリングの結果は、毎年報告され、日本国政府にも提供されている。同様に、日本国でも、合衆国海軍は、佐世保港、横須賀港、及び沖縄の中城湾から、海底堆積物、水質及び海洋生物の試料を四半期毎に採取している。

このモニタリングの結果は、合衆国原子力軍艦の運航の結果として港湾の周辺の環境における放射能が自然のバックグラウンド放射能のレベル以上には増加したことはなく、また、原子力軍艦の運航が人の健康、海洋生物及び環境の質に認識可能な悪影響を及ぼしていないことを示している。日本の港湾から採取された環境試料についての結果は、日本国政府への報告書において毎年提供されている。

合衆国政府は、日本政府が1964年以来日本国の港湾から同様の環境試料を独自に採取してきており、環境、人の健康又は海洋生物への影響は確認できないという同様の結果に至っていると承知してい

る。

8. 緊急対応／深層防護

合衆国原子力軍艦に備わっている四重の防護壁により、炉心から出る放射能が周辺の環境に放出されるというような可能性は極めて低い。しかし、追加的な保証として、合衆国原子力軍艦には、問題の発生及び拡大を防ぐための多重的な安全システムが設けられている。

全体が完全に溶接された一次系は漏れを皆無とする設計基準で設計されているため、原子力軍艦の原子炉のオペレーターは、極めて微量の一次冷却水の漏れをも直ちに探知し、更なる問題につながる前に迅速には正措置をとることができる。

さらに、合衆国原子力軍艦は、極めて速やかに原子炉を停止させるフェイルセーフの原子炉停止システムを有するとともに、他にも多重的な原子炉の安全システム及び設計上の特色を有している。これらは各々が予備のシステムを備えている。一例として、崩壊熱除去システムがあるが、これは、電力に依存することなく、原子炉の物理的構造と水自身の特性（比重差によって生じる自然対流）のみによって、炉心を冷却するものである。また、海軍の原子炉は、無限の海水を即時に使用し得るため、もし究極的に必要となれば、緊急の冷却及び遮蔽のために海水を艦内に取り入れ、艦内にとどめておくことが可能である。合衆国原子力軍艦のすべての原子炉は、頑丈な格納容器の中に設置されており、また、原子炉を冷却するために水を加える多数の方法を有している。これらの多重的な安全システムにより、多数の故障が発生するという極めて可能性の低い事態でも、海軍の原子炉はオーバーヒートせず、炉心で発生する熱により燃料が破損されないことが確保されている。したがって、炉心から一次冷却水中に核分裂生成物が放出されるためには、これらの安全システム及び予備のシステムがすべて機能しないという、実際にはあり得ないような事故の諸条件がそろう必要がある。

原子力軍艦の乗組員は、十分に訓練を受けており、船上のいかなる緊急事態にも即時に対応できる十分な能力を有する。海軍の作業手順及び緊急事態の手続は、明確に規定され、厳格に実施されている。個々の乗組員は、非常事態に対処する訓練を受けるとともに、高度の説明責任を要求されている。また、乗組員が原子炉のかくも至近で生活していること自体が、原子炉の状態の極めて些細な変化について最も適かつ早期にモニタリングを実施することを可能にしている。原子炉のオペレーターは、原子炉の音、匂い、感触等に極めて敏感になっている。

日本国に寄港中の合衆国原子力軍艦の原子炉に関する問題が発生したという極めて想定し難い事態が生じた場合、合衆国海軍は、必要となる対応措置を開始し、必要であれば合衆国が有する他の緊急事態対応のための要員・機材等も導入することが可能である。合衆国政府は、このような対応を行っている間、日本国政府に対し継続して情報提供を行うが、合衆国政府は、当該原子力軍艦へ対応するに当たって、日本国政府からの支援を必要としないだろう。

原子炉の頑丈な構造、多重的な安全システム及び十分に訓練を受け高い能力を有する乗組員により、合衆国原子力軍艦の安全性は極めて高い。艦船の運航又は乗組員に影響を及ぼすような事故が発生するためには、数多くの現実に起こりえないような装置の故障及びオペレーターの過ちが艦船において同時に発生する必要がある。このような事故が起こるシナリオは極めて非現実的であるにもかかわらず、

合衆国原子力軍艦及びその補助施設は、極めて想定し難い原子炉事故のシナリオについて意味のある訓練を行なうべく、そのような状況のシミュレーションを行うよう求められている。

このような深層防護アプローチにより、仮に合衆国原子力軍艦の原子炉に関係する問題が生じるという極めて想定し難い事態でも、燃料からの放射能は、すべて艦内にとどまると想定される。

9. 極めて想定し難い事故のシナリオにおける放射能放出の可能性

これらすべての議論から導き出される結論は、原子炉の炉心自体から漏出した放射能が艦船から周辺の環境に放出されてしまうような事故の可能性は極めて低いということである。しかし、合衆国海軍は、そのような事故のシナリオは真剣な検討に値しないとして無視するようなことは絶対にしていない。合衆国海軍は、極めて想定し難い事故が発生したというシナリオにおいて、何が艦船からの放射能放出をもたらし得るのか、その場合、環境にいかなる影響が及び得るのか、そして、そのような状況においていかなる緊急事態対応計画が必要となるかについて、徹底的な研究を行なってきた。

核分裂生成物が周辺の環境に放出されるためには、核分裂生成物が、燃料、全体が完全に溶接された一次系、原子炉格納容器及び船体という四重の防御壁のすべてを通過する必要がある。また、すべての原子炉安全システム及びそれらの予備のシステムが機能不全に陥ることが必要となる。さらに、十分に訓練され高い能力を有する乗組員が事態に対応できず、事態を制御できないことが必要となる。仮に、極めて想定し難い事故のシナリオにおいて、これらすべての異常事態が同時に発生するということが実際に起これば、核分裂生成物が合衆国原子力軍艦から周辺の環境に放出される可能性が生じる。換言すれば、このような事故は、過失及び機能不全が多重的かつ同時に発生するという極めて非現実的な状況下でしかあり得ない。それでもなお、合衆国海軍は、こうした極めて想定し難い事故のシミュレーションのシナリオにつき、実際に準備を行い、対応措置を試している。

1967年のエード・メモワールにおいて合衆国政府が表明したように、放射能の放出をもたらす最大想定事故を仮定した場合の詳細かつ慎重な安全性についての分析によつても、原子力軍艦がその停泊地点の周辺の住民に対して、不当な放射線その他の原子核による危険をもたらすものではない。このような極めて想定し難い状況においてでさえも、艦船から想定される量の放射能が放出された場合のあり得る最大の影響はあくまで局地的であり、かつ、深刻ではないものにとどまる。すなわち、その影響が極めて小さいため、屋内退避等の防護措置が少なくとも検討される範囲は極めて限的なものとなり、軍艦の至近、及び在日米海軍基地内に十分とどまることとなる。このような説明は、公衆の防護措置のために合衆国連邦政府が定めた敷居値に基づいたものであり、同様の緊急事態に対して国際原子力機関（IAEA）が定めた既存のガイドラインと同等かより厳しいものである。

このように極めて想定し難い事故の影響が局地的かつ深刻でないものにとどまることには多くの要因が寄与している。第一に、燃料内の核分裂生成物は、大気に直接かつ直ちにさらされるわけではない。核分裂生成物は、まず四重の防護壁を通過する必要がある。核分裂生成物が四重の防護壁すべてを通過するという極めて想定し難い状況が発生したとしても、放出される可能性がある放射能の量は、一つ一つの防護壁を通過するごとに著しく減少する。このことは、事故において最終的に艦船から放出され得る放射能の量は、一次冷却水中に放出されたであろう放射能量のうちの極めてわずかな一部に限られる

ことを意味する。

第二に、艦船から放射能が放出され得る過程は、爆発のような短時間に起こる出来事ではない。放射能が四重の防護壁を通過するには、長い時間を要する。非常に頑丈な原子炉格納容器及び船体が放射能の移動を抑えるため、放射能が爆発のような力によって短時間に放出されることはない。

第三に、放射能が四重の防護壁を通過するには長い時間を要するため、放射能が船外に到達する前に、乗組員が問題に対応し、発生し得る影響を最小限にするために十分な時間がある。また、原子炉の稼働中に生成され、人の健康への影響が懸念される核分裂生成物の大部分は、原子炉の停止後間もなく、かつ四重の防護壁を通過する前に、崩壊し消滅していく。

上述のプロセスは、原子爆弾の爆発とは完全に異なっている。陸上の商業炉や海軍の原子力推進原子炉において、この種の核爆発が起こることは物理的に不可能である。

10. 緊急事態対応計画

上述のとおり、日本国における米海軍基地の外の地域では、艦船から放射能が漏出するという極めて想定し難い事態が発生したとしても、いかなる防護措置もとの必要はない。したがって、合衆国政府としては、合衆国原子力軍艦についての極めて想定し難い事態に対処するためには、地震、化学物質輸送時の事故等の自然災害及び産業災害に対処するための日本国の既存の緊急事態対応計画で十分であると考える。留意すべき重要な点は、合衆国国内の原子力軍艦の母港や原子力軍艦が置かれているいかなる港においても、屋内退避、避難、又はヨウ化カリウムの配布といった公衆の防護措置のための原子力軍艦に特定した計画は、公衆の安全のために必要とされないため、存在しないということである。

合衆国原子力軍艦が移動可能であるという事実は、陸上の原子力関連施設にはない安全面での特色である。艦船から放射能が漏洩するという極めて想定し難い事態においても米海軍施設外の地域では公衆の防護措置が不要であることにかんがみれば、艦船を港から移動させなければならなくなるような事態は想定し難い。それでもなお、もし適切であると判断されれば、艦船自体の推進力、又は、必要に応じてタグボートの補助を得て、艦船を移動させることができる。問題が生じた原子力軍艦を移動するためのいかなる措置も、日本国政府との協議を経た上でとられることになる。

11. 補償

合衆国原子力軍艦の原子炉に係る原子力事故から生じる訴訟行為に関し、地位協定が適用されない場合は、公船法及び海事請求法が適用され、合衆国の主権免除は放棄される。合衆国法典第42編第2211条に基づき行政上の請求及び決定に対し補償を行う権限は、無過失責任原則を用いた行政的救済を可能とすることにより、上記の2つの法律を補足する。合衆国原子力軍艦の原子炉に係る事故の場合に支払われる補償額には法定上の限度はない。

(4) 米原子力空母「ジョージ・ワシントン」等の安全性に関するアメリカ合衆国政府からの説明(訳文)

(外務省ホームページより)

平成23年4月18日

空母「ジョージ・ワシントン」は、早ければ2011年4月18日の週に横須賀に戻ることが予定されている。空母「ジョージ・ワシントン」は、日本を防衛し、地域の平和と安定を維持することについての合衆国政府のコミットメントを完全に満たすべく、横須賀において、通常のメンテナンス作業を完了させることとなる。

今年予定されている空母「ジョージ・ワシントン」の通常のメンテナンス作業はいまだ完了していないが、推進装置を含む同空母の安全性は完全に確保されている。

合衆国の原子力軍艦は、50年以上にわたり、一度たりとも原子炉事故や人の健康を害し、又は、海洋生物や環境に悪影響を及ぼすような放射能の放出を経験することなく、安全に運航してきた。合衆国海軍の原子炉は、1億4500万海里以上にわたり原子力による安全航行を行うという傑出した記録を有するとともに、延べ原子炉稼働年数にして6300年以上にわたり安全に稼働してきた。

商業用原子炉の設計と原子力軍艦のために設計された海軍の原子炉の間には、その任務の違いから、大きな違いがある。すべての原子力軍艦は、戦時の攻撃に耐え、乗組員を危険から防護しながら戦闘を継続できるように設計されている。これらの軍艦は、戦闘状況を想定して設計されている一方で、地震や津波といった自然災害の際にも高い能力を提供する高度のダメージ・コントロール能力及び重層的な安全システムを有している。

特に福島第一原子力発電所の原子炉に関して言えば、電源を喪失した結果として、炉心の冷却が適切に行えなくなったものと報じられている。合衆国海軍の原子炉は、福島第一原子力発電所の原子炉と異なり、電力に依存することなく、原子炉の物理的構造と水自身の特性(比重差によって生じる自然対流)のみによって、炉心を冷却できる崩壊熱除去能力を有している。これは、多数の故障が発生するという可能性の低い事態においても、海軍の原子炉はオーバーヒートせず、炉心で発生する熱により燃料が破損されないことを確保するという、多数の原子力軍艦安全システムの一例である。

少なくとも四重の防護壁が放射能を原子力軍艦の中にとどめる役割を果たす。商業炉にも同様の防護壁が存在するが、原子力軍艦の防護壁は、はるかに頑丈で耐性が強く、また、はるかに慎重に設計されている。商業用原子炉で使用されるセラミック製の核燃料と異なり、合衆国海軍の原子炉の燃料は、固体金属である。戦闘の衝撃に耐えられるように設計されており、燃料中で生成される核分裂生成物を放出することなく、重力の50倍以上の戦闘衝撃負荷に耐えることができる。これは、合衆国の商業用原子力発電所の設計に際して用いられる地震衝撃負荷の10倍以上である。

原子力軍艦は、自然災害に耐え、安全な運航を継続する高い能力を有しているにもかかわらず、自然災害による原子力軍艦への衝撃を軽減する他の要因も存在する。停泊している原子力軍艦が水に浮いているということは、地震の間に感じられる地面の震動に対して緩衝材の役割を果たす。地震が停泊中の原子力軍艦に及ぼす力は、3月11日の地震のような地震であったとしても、深刻なものではない。さらに、横須賀に停泊中の原子力軍艦は、東京湾の地形によって、直接的な津波の力からの追加的な保護を受けている。空母「ジョージ・ワシントン」が横須賀に停泊中に発生した3月11日の地震及び津波によって、その停泊が影響を受けることはなかった。さらに、海上の原子力軍艦は、津波による影響を受けなかった。

商業原子力発電所は、発電のために、長期にわたり高い出力で稼働することが想定されている。海軍の原子炉は軍艦用に設計されているため、商業炉に比べ小さく、出力も格段に低い。最大級の海軍の原子炉の出力レベルは、合衆国の大規模な商業原子力発電所の出力レベルの5分の1にも満たない。さらに、海軍の原子炉は、通常、最大出力のわずかな割合で稼働することが多い。さらに、海軍の原子炉の出力レベルは、一義的には推進に係るニーズによって定められるものであり、艦船のその他の業務に係るニーズによって定められるものではないので、通常、原子炉は、停泊後速やかに停止し、出港の直前になって初めて再稼働される。その結果、港に停泊中の合衆国原子力軍艦の炉心から放出され得る放射線の量は、典型的な商業炉の場合の約1%に満たないものとなり、原子炉停止時に冷却する必要のある核分裂生成物の崩壊による海軍の炉心における熱の蓄積も格段に小さいものとなる。

合衆国原子力軍艦は、厳しい戦闘状況下において安全に運航するため、また、平時の運用においてはより一層安全に運航するため、一段と高い能力を有しているにもかかわらず、合衆国原子力軍艦が移動可能であるという事実は、陸上の原子力関連施設にはない安全面での特色である。原子力軍艦は、艦船自体の推進力又はタグボートの補助を得て、陸から遠ざかることが可能である。

5. 原子力潜水艦関係 (原子力委員会の見解)

(1) (発 表 文)

合衆国原子力潜水艦の寄港問題について

昭和38年2月20日

原子力委員会

今回の合衆国原子力潜水艦の寄港問題については、当委員会としても重大な関心をもって検討してきたところである。

原子力基本法第2条の原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り……これを行うものとし、という規定は、わが国の原子力の研究、開発及び利用を行うに当たっての基本原則を定めたものであり、したがって、外国政府が原子力を潜水艦の動力に利用する問題と関係ないことは勿論、外国の原子力潜水艦の寄港の問題にまで適用があるとは解しない。

しかしながら、当委員会は、外国原子力潜水艦の寄港については、安全性の面を重視すべきであると考える。すなわち、外国原子力潜水艦の寄港を認めようとする場合においては、軍艦としての国際法上の地位を勘案しつつ、その安全性について保証をとりつけ、かつ、わが方において安全性の諸対策、例えば、原子力潜水艦による放射性物質の廃棄、核燃料の交換等の制限、入港前及び停泊中における周辺放射能の測定等の措置を講ずるとともに万一の場合における十分なる補償を確保する方途を講ずる必要があると考える。

(2) (決 定 文)

合衆国原子力潜水艦の寄港問題について

昭和39年8月26日

当委員会は、昨年2月20日合衆国原子力潜水艦の寄港問題について見解を発表し、以来その見解の考え方から従って最近に至るまで安全性の問題について検討を続けてきた。

今回、政府が合衆国政府から右記（上記）の件についての口上書および声明を受け取ったので、当委員会は、合衆国の原子力潜水艦の寄港に関する安全性の問題および万一の場合における補償の問題について、左記（下記）のとおり政府に対し当委員会の見解を申し述べることにすること。

記

1. 安全性の問題に関し、合衆国政府は、その声明の中で次の諸点を明らかにしている。

- (1) 合衆国政府は、同国原子力潜水艦の原子力推進装置について、原子炉の設計上の安全性に関する諸点、乗組員の訓練および操作手続が、同国原子力委員会および原子炉安全審査諮問委員会によって審査されるものであることを保証すること。
- (2) 合衆国政府は、同国の港における原子力潜水艦の運航に関連してとられる安全上のすべての予防措置および手續が、わが国の港においても厳重に遵守されることを保証すること。
- (3) わが国の港において、周辺の一般的なバックグラウンド放射能に測定しうる程度の増加をもたらすこととなるような放出水その他の廃棄物は、原子力潜水艦から排出されることはなく、廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合していること。

- (4) 寄港期間中原子力潜水艦の乗組員は、同潜水艦上の放射線管理および同潜水艦に接した近傍における環境放射能のモニタリングについて責任を負うこと。また、合衆国政府は、同潜水艦が放射能汚染をもたらす危険があるとは認められないことを確認するため、その近傍において日本政府がその希望する測定を行うことに同意していること。
- (5) 日本政府の当局は、寄港中の原子力潜水艦の原子炉に係る事故が発生した場合には、直ちに通報されること。
- (6) 合衆国海軍は、通常、日本政府の当局に対し、少なくとも 24 時間前にその原子力潜水艦の到着予定時刻および停泊又は投錨の予定位置につき通報すること。
さらに両国政府間における交渉の経緯を通じて、合衆国政府は、安全性の問題に関し、次のような諸点を明らかにした。
- (1) 合衆国の原子力潜水艦がわが国の港へ寄港する場合には、それが合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用されること。この点に関し、原子力潜水艦が寄港するわが国の周辺における安全性の考慮にとって適切であると信ずるあらゆる情報を、日本政府が提供するものと合衆国政府は了解していること。
- (2) 原子力潜水艦は、合衆国公衆衛生局および原子力委員会の両者により審査された同国海軍の放射線管理の手続および基準に従い、その放射性排出物を安全な濃度水準および分量に制限するよう要求されていること。
- (3) 1959年1月に艦船局原子力推進部が作成した合衆国原子力軍艦の放射性廃棄物処理に関する報告に記載されている同国海軍の指令は、改訂されて、同報告に述べられてある合衆国標準局便覧第52号ではなくて、国際放射線防護委員会および合衆国標準局便覧第69号による新たなる一層厳格な勧告を反映したものとなっていること。
- (4) 原子力潜水艦の液体排出物は、わが国の法律および基準並びに国際基準に完全に適合することであること。
- (5) 使用済み汚染除去剤は、港内又は陸地近辺では決して放出されることはなく、また既知の漁区の近傍では如何なる所においても放出されることはないこと。
- (6) 原子力潜水艦の燃料交換および動力装置の修理は、わが国またはその領海内においては行われないこと。
- (7) 放射能にさらされた物質は、通常わが国の港にある間は、原子力潜水艦から搬出されることはなく、例外的な事情の下で、放射能にさらされた物質が搬出される場合においても、それは危険を生ずることのない方法で、かつ、合衆国の港においてとられる手続に従い行われること。
- (8) 原子力潜水艦は、通常は港へ直接進入し、または港から直接出港する場合に限りわが国の領海を通過し、その際は、通常の航路および航行補助施設を利用すること。また港への出入りは、通常日中行うこと。
2. 以上を総合的に検討した結果、当委員会としては前記 1 に掲げた諸点の内容がそのとおり確保されるならば、合衆国原子力潜水艦の寄港は、わが国民特に寄港地周辺の住民の安全上支障はないものと判断する。

3. なお、政府が同国原子力潜水艦の寄港を認める場合には、環境の安全を確保するため、政府において次の措置をとるべきである。

- (1) あらかじめ寄港地についてバックグラウンドの測定等必要な環境調査を行うこと。
- (2) 停泊水域および原子力潜水艦が停泊中はその近傍における放射能のモニタリングを行うこと。
- (3) 必要に応じわが国近海の放射能を調査すること。

4. 万一寄港する原子力潜水艦に関連して原子力損害が発生した場合に、その損害に基づく請求であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約第6条に基づく協定の適用を受けないものは、外交上の経路を通じて処理されることとなっているが、この場合、被害者に対しては、国内の原子炉の運転等による原子力損害が発生した場合に「原子力損害の賠償に関する法律」によって行われる補償と均衡を失しないように国がその責任において適切な措置を講ずるべきである。

(3) (発 表 文)

合衆国原子力潜水艦の寄港問題について

昭和39年8月28日

原子力委員会

当委員会は、昨年2月20日合衆国原子力潜水艦の寄港問題について見解を発表し、以来最近に至るまで安全性の問題について検討を続けてきた。

この検討を行うに当たって当委員会は、原子力潜水艦が国際法上軍艦としての特殊な地位を有するものであることから、国内で建造する原子力船の場合のような安全審査を行うことはもちろん、外国原子力商船に対する同様な措置をとることも不可能であることを前提としてきた。これが国際慣行上やむを得ないものであることは、先に発表した当委員会の見解の中に既に述べたとおりである。

従って当委員会としては、両国政府間における交渉を通じて、わが国民、特に寄港地周辺の住民の安全を確保するために必要な保証を明確にし、その措置に遺憾なきを期するための努力を続けてきた。

このような立場から、当委員会は、合衆国原子力潜水艦の寄港に関する安全性の問題および万一の場合における補償の問題について、従来両国政府間における交渉の過程において政府と緊密な連絡をとつてきたが、今回、政府が合衆国政府から口上書および声明を受け取ったので、これらの文書につき慎重に検討して当委員会の総合的見解を政府に対し申し述べた。

その内容は、左記のとおりである。(以下 前記(2)の決定文のとおり)

(4) (発 表 文)

原子力軍艦の寄港に関する見解について

昭和43年10月22日

原子力委員会

今回、米国原子力軍艦の寄港に関し、政府が米国政府と合意した内容は、先般申し述べた原子力委員会の見解にほぼ近いものとして了承する。

6. 原子力水上軍艦関係 (原子力委員会の見解)

(1) 原子力水上軍艦寄港申し入れに関する原子力委員長談話

昭和42年9月7日

合衆国の原子力水上軍艦の寄港の申し入れは、日米安全保障条約に基づくものであるが、原子力委員会としては、原子力潜水艦の寄港の場合と同様に、国民の安全を確保するという見地から、原子力水上軍艦の軍艦としての国際法上の地位を勘案しつつ、安全性について保証を取り付ける必要があると考えるので、放射能調査等の対策をも含め、これらの点について検討を進める所存である。

(2) (発 表 文)

アメリカ合衆国原子力水上軍艦の寄港問題について

昭和42年11月1日

原子力委員会

本年9月7日合衆国政府から政府に対し、合衆国原子力水上軍艦の本邦寄港の申し入れがあったので当委員会は、安全性の問題および万一の場合における補償の問題について検討を行ってきた。

原子力軍艦は、国際法上軍艦としての特殊な地位を有するものであり、原子力商船に対するのと同様な安全審査その他の措置をとることは不可能であるので、当委員会としては、合衆国原子力水上軍艦の寄港についても、合衆国原子力潜水艦の場合と同様に、両国政府間の交渉を通じて、わが国民、特に寄港地周辺の住民の安全を確保するために必要な保証が明確にされるよう努力を続けてきた。

今回、政府が合衆国政府から口上書およびエード・メモワールを受け取ったので、当委員会は、これらの文書につき慎重に検討して本件に関する当委員会の見解を申し述べた。

その内容は次の通りである。(以下 次の(3)決定文の通り)

(3) (決 定 文)

アメリカ合衆国原子力水上軍艦の寄港問題について

昭和42年11月1日

原子力委員会

本年9月7日合衆国政府から政府に対し、合衆国原子力水上軍艦の本邦寄港の申し入れがあったので当委員会は、安全性の問題および万一の場合における補償の問題について検討を行ってきた。今回政府が合衆国政府から口上書およびエード・メモワールを受け取ったので、これらの文書につき慎重に検討して、合衆国原子力水上軍艦の寄港に関する安全性の問題および万一の場合における補償の問題について、左記（下記）のとおり政府に対し当委員会の見解を申し述べることにする。

記

1. 合衆国政府は、口上書およびエード・メモワールにおいて

(1) 外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する1964年8月24日付けの合衆国政府の声明が、日本国の港および領海における運航中の、通常の原子力潜水艦のみならず原子力水上軍艦にも適用されるものであることを指摘し、

- (2) 通常の原子力潜水艦の寄港に関する 1964 年 8 月 17 日付けのエード・メモワールにいう原子炉の安全性及び運航に関する諸点ならびに責任および補償に関する諸点（放射性廃棄物処理に関する事項を含む。）は、合衆国の原子力水上軍艦にも等しく適用される旨言明し、
 - (3) 合衆国原子力軍艦の日本国の港への寄港について、これらの軍艦が合衆国の港に寄港する場合に適用される安全基準と同一の安全基準が適用されることに関連し、最大想定事故を仮定した場合の安全解析によれば、原子力軍艦がその碇泊地点の周辺の住民に対し、不当な放射線その他の原子核による危険をもたらすものではない旨言明し、
 - (4) また、原子力水上軍艦のための港湾交通上の考慮は、同種形態の通常の推進力の軍艦のための考慮と同様であることを言明した。
2. 当委員会としては、1964 年 8 月 24 日付けの合衆国政府の声明および 1964 年 8 月 17 日付けのエード・メモワールならびに 1967 年 10 月 20 日付けのエード・メモワールを総合的に検討した結果、前記 1 の内容がその通り確保されるならば、合衆国原子力水上軍艦の寄港は、わが国民、特に寄港地周辺の住民の安全上支障はないものと判断する。
3. なお、政府が合衆国原子力水上軍艦の寄港を認める場合には、環境の放射能調査および万一原子力損害が発生した場合における補償措置に関して、当委員会が合衆国原子力潜水艦の寄港について示した見解（昭和 39 年 8 月 26 日付け）において指摘した措置と同様の措置を講ずるべきである。

7. 共同プレス・ステートメント（平成13年4月24日）

「合衆国原子力潜水艦の日本の港への寄港に関する措置」

日本国政府及び合衆国政府は、日本国民の懸念を認識し、合衆国原子力潜水艦の日本の港への寄港に関する適切な通報の重要性につき一致した。合衆国政府は、合衆国海軍の原子力推進プログラムの歴史を通じ、放射能漏れが生じた事例はかつて一度もなかったことを留意した。日本国政府は、合衆国原子力潜水艦の周辺の水域のこれまでのモニタリングにおいては、合衆国原子力潜水艦を原因とする放射能漏れは確認されたことはないことを留意した。

平成13年4月5日の合同委員会及びそれに続くワーキング・レベルの会合において、日米両政府は合衆国の原子力潜水艦の通報に関して議論した。合衆国海軍は、通常、外務省に対し、少なくとも24時間前に、原子力潜水艦の到着予定時刻及び停泊又は投錨の予定位置につき通報することを再確認した。

日米両政府は、以下の既に導入された措置が、長年にわたって両政府において概して良好に運用されてきた合衆国原子力潜水艦の通報手続の円滑な実施を強化することを期待する。合衆国海軍は、通報が適時且つ正確に行われることを確保するため新たな措置をとった。これらの措置は、潜水艦の動きに関する運用上のメッセージ及び外務省に提供される情報の正確性を確認するための管理上の措置に関連している。外務省は、通報の受領を促進するために追加的通信手段を取得する。

白 紙

旧軍港市転換法

昭和 25 年 6 月 28 日法律第 220 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

最終改正

(目的)

第 1 条 この法律は、旧軍港市（横須賀市、吳市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第 2 条 前条の目的を達成するため旧軍港市を平和産業港湾都市にふさわしいように建設する計画（以下「旧軍港市転換計画」という。）及びこれを実施する事業（以下「旧軍港市転換事業」という。）については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の適用があるものとする。（昭 43 法 101・一部改正）

(事業援助)

第 3 条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が第 1 条の目的にてらし重要な意義を

もつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限り援助を与えなければならない。

(特別の措置)

第 4 条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和 23 年法律第 74 号）の例により、処理することができる。この場合において同法第 2 条第 1 項および第 3 条第 1 項の規定は、それぞれ第 1 号及び第 2 号のように変更するものとする。

(1) 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の 5 割以内において減額した対価で譲渡することができる。

(2) 旧軍用財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が、売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、10 年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項に定める外、国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実施に寄与するよう有効適切に処理しなければない。（昭 43 法 101・一部改正）

第 5 条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 28 条に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならない。

(審議会)

第6条 前2条に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関し、その相手方、財産の範囲、譲

渡価格、延納期限その他の重要事項について、その管轄区域内に旧軍港市が所在する財務局(以下この項において「旧軍港市関係財務局」という。)の財務局長の諮問に応じてこれを調査審議するため、旧軍港市関係財務局の審議会として政令で定める財務局に旧軍港市国有財産処理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15名でこれを組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 関係府県知事 4人

(2) 旧軍港市の市長 4人

(3) 財務省、経済産業省及び国土交通省の職員 各1人

(4) 学識経験のある者 4人

4 前項第4号に掲げる委員は、財務大臣が任命する。

5 前項の委員の任期は、3年とする。但し、再任することをさまたげない。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

7 委員は、非常勤とする。

8 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

10 この条に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(昭27法284・昭53法55・昭58法78・平11法102・一部改正)

(報 告)

第7条 旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、6箇月ごとにその進行状況を国土交通大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年1回国会に対し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなければならない。

(平11法160・一部改正)

(市長及び住民の責務)

第8条 旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港湾都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

2 旧軍港市の住民は、前項の市長の活動に協力しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(以下省略)

地球環境保全・平和都市宣言

私たち、佐世保市民は、平和で安全な市民生活と美しい郷土を守り、人類の繁栄と世界の恒久平和が実現されることを希求する。

然るに、科学技術の発達は、人類に豊かさと利便さを与えた反面、これを背景とした軍備と経済活動の拡大は、生態系破壊の危険と飢餓・貧困の社会問題をもたらしている。

とくに、人間を含む地球上の全ての生物の平和と生命を守るために、今日ほど、全人類がその叡知を働かせ、地球の環境保全、核戦争の防止、省資源、省エネルギーに努力することが求められたことはない。

私たち、佐世保市民は、このような認識にたち、全市民が一致し、その解決に努力しているが、今日の世界では自然環境の破壊が人類生存への大きな脅威となっており、又核兵器は依然として存在していることに鑑み、国に対しては国是たる「非核三原則」の厳守を、核兵器保有国に対しては軍縮の推進と核兵器の究極的な廃絶を求め、全世界に対しては美しい地球で平和な日々が送られるよう、相携えて努力することを決意するものである。

ここに、佐世保市は「地球環境保全・平和都市」を宣言する。

平成元年12月21日

佐世保市長

白 紙

米海軍佐世保基地防犯連絡会議規約

(趣旨)

第1条 米海軍佐世保基地周辺住民と米合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族（以下「米軍人等」という。）との良好な関係の形成と基地に係わる犯罪等の防止のため、国、長崎県、西海市、長崎県警察、佐世保市及び米軍による協議機関として、連絡会議を設置する。

(名称)

第2条 この連絡会議の名称を、「米海軍佐世保基地防犯連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議の協議事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）米海軍佐世保基地周辺の地域社会における日米の良好な関係の形成に関するこ

（2）米軍人等が関係する犯罪等の防止に関するこ

（3）その他前2号に準ずる事項

(構成)

第4条 連絡会議の構成は、別表の機関をもってあてる。

2 連絡会議の構成員は、各機関の実務担当者をもってあてる。

(議事・運営)

第5条 連絡会議は必要に応じて開催するものとし、少なくとも年1回開催する。

2 連絡会議は佐世保市が招集し、議事の運営を行う。

第6条 連絡会議の内容は非公開とする。ただし、各機関が公開を了承した部分については公開できるものとする。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局を佐世保市基地政策局に置く。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議でこれを定める。

附 則 本規約は、平成17年 9月28日から施行する。

附 則 本規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 本規約は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則 本規約は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 本規約は、平成22年11月12日から施行する。

附 則 本規約は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 本規約は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表

[米海軍佐世保基地防犯連絡会議の構成]

[日本側] 九州防衛局佐世保防衛事務所

長崎県危機管理部、長崎県県北振興局、西海市

長崎県警察本部、佐世保警察署、早岐警察署、相浦警察署、西海警察署

佐世保市基地政策局

[米側] 米海軍佐世保基地

白 紙

佐世保市基地政策方針

令和4年2月
※令和6年3月一部修正
佐世保市

目 次

第1章 基地政策の現状と課題	1
1 基地政策方針の概要	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 位置付け	1
(3) 期間	1
2 本市に所在する基地について	2
(1) 基地設置から第二次世界大戦終結まで	2
(2) 第二次世界大戦終結後から現代まで	2
(3) 基地の概況	4
3 本市の基地に関わるこれまでの取組	6
(1) 基地政策	6
(2) 旧軍港市転換法及び国有財産の処理	6
(3) 「新返還6項目」の進捗	6
4 我が国の防衛政策と佐世保地区	7
(1) 我が国を取り巻く安全保障環境	7
(2) 我が国の安全保障と防衛政策	8
(3) 我が国の防衛目標と佐世保地区	9
5 本市の基地に関わる現在の課題	12
(1) 昭和46年(1971年)策定「佐世保港の長期総合計画」の整理	12
(2) 基地が所在することによる市民生活への影響に係る対応	14
(3) 基地の所在を地域の特性と捉えた取組の必要性	15
第2章 基地政策に係る基本方針と方向性	17
1 基地政策に係る基本方針	17
2 基地政策の方向性	18
(1) 我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援	18
(2) 本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進	18
(3) 基地に起因する負担の軽減及び課題の解決(国に積極的な関与を求める)	18
第3章 基地政策の取組	19
1 「基地政策の方向性」に基づくこれからの取組	19
(1) 「我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援」を図るための取組	19
(2) 「本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進」を図るための取組	19
(3) 「基地に起因する負担の軽減及び課題の解決(国に積極的な関与を求める)」を図るための取組	20
2 推進について	22
(1) 「佐世保市基地政策推進本部」の設置	22
(2) 佐世保市議会との協働	22
(3) 国等への要望・働きかけの実施	22
(4) 基地が所在する他自治体及び関係機関との連携	24
参考資料(本市に所在する各基地の施設)	27

第1章 基地政策の現状と課題

1 基地政策方針の概要

(1) 策定の趣旨

本市は、明治 22 年（1889 年）に海軍鎮守府が開庁されて以降、軍港都市として急速に発展しましたが、第二次世界大戦終結後は連合国軍の一員として米軍が進駐し、昭和 21 年（1946 年）6 月には米海軍佐世保基地が創設されました。

その後、本市は平和産業港湾都市への転換を目指す一方で、米海軍佐世保基地並びに自衛隊施設も所在する状況の中で、「基地との共存共生」を市政運営の基本姿勢とし、これまで長きにわたり社会状況・国際情勢の変化に応じて、各般の基地に係る取組を講じてきました。

その中心的取組として、昭和 46 年（1971 年）10 月、本市に所在する米軍提供施設の返還を求める「返還 6 項目」を定め、返還要望活動を本格化させ、また、平成 10 年（1998 年）9 月には佐世保市議会が「米軍提供施設等返還 6 項目の見直しに関する決議」を議決されたことから、これを「新返還 6 項目」として、さらに返還要望活動を推進し、その結果、赤崎貯油所や立神港区岸壁の一部の返還が実現しました。

しかしながら、これらの返還要望を開始してから、それぞれ 50 年、20 年が経過しており、開始当時と現在とでは国際情勢や本市の産業構造も大きく変容していることから、返還未済となっている項目を含め、現状に即した取組を行うことが必要です。

また、近年、厳しさを増している南西地域の安全保障環境を考慮すると、我が国の防衛政策上、後方支援拠点としての「佐世保地区」の役割は大きくなっていくものと考えられます。

本市としては、今まさに、これらのこと踏まえ、米軍提供施設の返還だけでなく、市政における基地政策のあり方全般について、見直す時期にあります。

以上のことを踏まえ、今後における本市の基地政策に係る方向性を明確にし、その取組を着実に進めていくため、本方針を策定するものです。

(2) 位置付け

「第7次佐世保市総合計画（以下『第7次総合計画』といいます。）」を基地政策の面から補完し、同計画に位置付けられている「基地との共存共生」を推し進めるための基本的な考え方や取組を示すものとして位置付けます。

(3) 期間

本方針の期間は、令和 4 年度（2022 年度）から第7次総合計画の基本構想の目標年次である 9 年度（2027 年度）までの 6 年間とします。

また、基地政策に関わる取組は、長期的な視点に基づき進める必要がある一方で、我が国の安全保障環境をはじめとする社会情勢の急激な変化が生じることも考え

られ、そのような場合には、本方針の期間中であっても、必要に応じてその内容の見直し等を行うこととします。

なお、期間終了後の取扱いについては、次期佐世保市総合計画における基地政策の位置付け、方向性等を踏まえた上で、次期方針の策定を前提としつつ、本市の基地政策に関する意思決定機関である「佐世保市基地政策推進本部」において、各取組の進捗状況の把握及び次期方針の方向性について検討を行うこととします。

2 本市に所在する基地について

(1) 基地設置から第二次世界大戦終結まで

- ・明治 16 年（1883 年）8 月：軍艦「第二丁卯（ていぼう）」（東郷平八郎艦長）
が佐世保港を測量
- ・明治 19 年（1886 年）5 月：鎮守府設置決定
※佐世保港が天然の良港であることに加え、大陸国家・半島国家近隣に位置するという地政学的位置関係から決定されました。
- ・明治 22 年（1889 年）7 月：第三海軍区佐世保鎮守府開庁
※以来、軍港として巨額の国費と技術の粋を集めて近代的港湾の整備が行われました。
- ・明治 27（1894 年）・28 年（1895 年）
※日清戦役における海軍の根拠地として、重要な役割を果たしました。
- ・明治 35 年（1902 年）4 月：市制施行
※人口 45,766 人。佐世保村から町制を経ずに市となり、海軍、海軍工廠の街として栄え、九州各地から多くの人々が集まり、昭和 19 年（1944 年）には人口が 28 万人を超える九州で第四の都市となりました。
- ・明治 37（1904 年）・38 年（1905 年）
※日露戦役における海軍の根拠地として、重要な役割を果たしました。
- ・昭和 20 年（1945 年）6 月：佐世保大空襲により市街地の中心部焼失
※間もなく終戦を迎え、同年 11 月には鎮守府も解体され、およそ 60 年にわたる軍港の歴史が幕を閉じました。

(2) 第二次世界大戦終結後から現代まで

- ・昭和 20 年（1945 年）9 月：連合国軍の一員として米軍（海軍、陸軍）が佐世保に進駐
- ・昭和 21 年（1946 年）6 月：米海軍佐世保基地創設
- ・昭和 25 年（1950 年）1 月：本市による「平和宣言」

※平和産業港湾都市への方向性を市の内外へ示しました。

- ・昭和 25 年（1950 年）6月：朝鮮戦争勃発

※佐世保港の港湾施設の大半が連合国軍に再接収されました。

- ・　　〃　　(　　〃　　)　〃：旧軍港市転換法（軍転法）施行

※軍転法は、鎮守府が設置されていた横須賀市、呉市、舞鶴市及び佐世保市の四市のみに適用され、旧軍港四市を平和産業港湾都市へ転換再建させるため、旧軍用財産を特例的に利活用させ、旧軍港市転換事業に資することを目的とした憲法第 95 条に基づく特別法です。

- ・　　〃　　(　　〃　　)　9月：警察予備隊針尾駐屯部隊設置

※警察予備隊は、朝鮮戦争の勃発により占領軍が朝鮮半島へ派遣されたため手薄となった国内の治安維持のため、昭和 25 年（1950 年）8 月に創設された陸上自衛隊の前身の組織です。

- ・昭和 26 年（1951 年）9月：サンフランシスコ講和条約・旧日米安全保障条約締結

※昭和 27 年（1952 年）4 月に上記条約が発効した後も、同年 2 月の「岡崎ラスク協定」により、米軍が占領当時のまま本市の港湾施設等を使用することになりました。

- ・昭和 27 年（1952 年）3 月：日米行政協定により米海軍基地に指定

- ・昭和 28 年（1953 年）9 月：警備隊佐世保地方隊創設

※警備隊は海上自衛隊の前身の組織であり、昭和 27 年（1952 年）、佐世保市議会において「旧防備隊跡（倉島）を提供して海上警備隊の誘致を図る」旨の決議を行い、同年 12 月に国へ陳情書を提出する等の誘致活動を行った結果、同地での創設が実現しました。

- ・昭和 29 年（1954 年）7 月：同年 6 月に自衛隊法が公布され、陸海空の自衛隊発足

- ・昭和 30 年（1955 年）10 月：陸上自衛隊相浦駐屯地開設

- ・昭和 35 年（1960 年）1 月：新日米安全保障条約・日米地位協定締結

※日米地位協定第 2 条第 1 項 (b) により、国内の米軍提供施設・区域が確定し、前面水域を含む佐世保海軍施設は地位協定に基づき、米国が使用する「施設及び区域」になりました。

- ・昭和 38 年（1963 年）9月：佐世保港内における施設水域の範囲と使用条件が日米合同委員会で合意、同月閣議決定
※以上により、佐世保港における A～D 施設水域が設定されました。
- ・昭和 43 年（1968 年）3月：海上自衛隊佐世保地方総監部を平瀬町の旧佐世保鎮守府跡に庁舎を新設し移設
- ・昭和 44 年（1969 年）8月：第 3 教育団本部が別府から相浦駐屯地へ移駐
- ・昭和 45 年（1970 年）2月：米国におけるアジア防衛に関する新政策（ニクソン・ドクトリン）発表
※同政策は極東地域の基地縮小、撤去、集約及び海外派兵の中止等を内容としており、これにより米海軍佐世保基地から艦船が転出し、軍人及びその家族 2,370 人が本市を去りました。
※米海軍佐世保基地は昭和 51 年（1976 年）に「米海軍佐世保弾薬廠」へ格下げされましたが、昭和 55 年（1980 年）には米海軍佐世保基地に復活して今日に至っています。
- ・平成 14 年（2002 年）3月：相浦駐屯地に西部方面普通科連隊新編
※西部方面普通科連隊は、西部方面隊の直轄部隊であり、九州・沖縄地域の離島防衛警備や災害派遣を任務とする部隊です。
平成 30 年（2018 年）の水陸機動団新編に伴い、第 1 水陸機動連隊へ改編されました。
- ・平成 25 年（2013 年）3月：相浦駐屯地に西部方面混成団新編
※西部方面混成団は、教育部隊と普通科連隊からなる混成部隊であり、平成 30 年（2018 年）3月、久留米駐屯地へ移駐しました。
- ・平成 30 年（2018 年）3月：相浦駐屯地に水陸機動団新編
- ・平成 31 年（2019 年）3月：陸上自衛隊崎辺分屯地開設

（3）基地の概況

① 米海軍佐世保基地

通常は在日米軍の指揮下にあり、米海軍の艦隊基地隊として部隊編成されています。作戦行動の際には第 7 艦隊へ編入され、その指揮下に入り、燃料貯蔵、弾薬貯蔵、船舶修理、乗組員の休養等の四つの分野で艦船に対する兵站支援活動を任務とします。

軍人・軍属・家族の合計は約 7,400 人 {平成 31 年（2019 年）4 月現在。なお、軍人・軍属・家族の人数は、平成 31 年（2019 年）まで米軍から公表可能情報として提供されていた数値を基に記載したものであります。以降は公表不可として情報提供されていません。}、日本人従業員数は約 1,800 人、本市内

に所在する施設は9施設、土地面積は約 3.93 km²で市域面積（約 426.01 km²）の約 0.92%、また、米軍による制限水域は約 27.31 km²で佐世保港区水域（柿ノ浦漁港区域含む約 33.93 km²）の約 80.5%です。

また、佐世保港配備艦船は8隻 {令和6年（2024年）3月現在} です。

② 陸上自衛隊（水陸機動団）

水陸機動団は、陸上自衛隊で唯一の水陸両用作戦部隊として、島嶼への侵攻に際し、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦を任務とします。

隊員数は約 2,400 人{佐世保地区内在籍者(水陸機動団以外の隊員を含む)}、本市内に所在する施設（宿舎施設を除く）は3施設、土地面積が約 1.83 km²で市域面積の約 0.43%です。

③ 海上自衛隊（佐世保地方隊）

我が国の南西方面海域の防衛・警備並びに自衛艦隊等に対する後方支援を任務としており、警備区は、日本海、東シナ海、太平洋に及び、南西諸島から台湾までの領海の境界に至ります。

隊員数は約 5,500 人(佐世保地方隊以外の隊員を含む)、本市内に所在する施設は 24 施設 {崎辺東地区（仮称）（整備中）を含む、米軍との共同使用区域及び宿舎施設を除く。}、土地面積は約 1.21 km²で市域面積の約 0.28%です。

また、佐世保配備護衛艦隊所属部隊の護衛艦は 16 隻です。

※上記の基地に関わる数値のうち、米海軍佐世保基地の「軍人・軍属・家族」の合計及び米海軍の佐世保港配備艦船数を除き、その他は全て「令和5年（2023年）4月1日現在4月1日現在」のものです。

※全ての基地の面積の合計は、約 6.97 km²で市域面積の約 1.64%になります。

※本市に所在する各基地の施設は 26 頁～27 頁のとおりです。

3 本市の基地に関わるこれまでの取組

これまでも旧軍港市転換法に則り平和産業港湾都市への転換を目指し、「基地との共存共生」を市政運営の基本姿勢としながら、市勢発展に向けて努力してきました。

国家的要請である防衛政策にはできる限り協力しつつ、一方で市民生活に支障が出ないよう、様々な方面との連絡調整、住民負担の軽減や住民利益の拡大を図ってきました。

その中でも、これまで本市は佐世保港の活用を図るため、米海軍・自衛隊の機能と商港・産業機能との「すみ分け」という大きな課題に取り組んできました。

特に、米軍提供施設の返還を求める「新返還6項目」の一つである「佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還」や、平成21年（2009年）から国に対し要望を行っている「崎辺地区における自衛隊施設の整備促進」等は、佐世保港の「すみ分け」実現に向けた重要な政策課題であり、これらの事業の着実な進捗に向け取り組んできました。

（1）基地政策

- ・米軍提供施設及び陸上・海上自衛隊施設及び区域に係る政策立案並びに連絡調整
- ・佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還等、「新返還6項目」を柱とした佐世保港のすみ分けの促進
- ・崎辺地区における防衛施設の整備促進
- ・国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）の拡充等に係る調整
- ・防衛補助事業の効果的活用等に係る調整
- ・防衛関連事業に係る地元受注機会の拡大
- ・地場産業の活性化への寄与に向けた退職自衛官の再就職支援

（2）旧軍港市転換法及び国有財産の処理

- ・旧軍用財産の転換促進
- ・国有財産の一時貸付等に係る連絡調整

（3）「新返還6項目」の進捗

「新返還6項目」は従来の「返還6項目」を継続する形で、これを基調として平成10年（1998年）に見直した決議であり、その実現のため、本市は議会と一緒に国等に対する要望活動を行ってきました。

その進捗は下記のとおりです。

①佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の移転・返還

- ・平成23年（2011年）1月17日：前畠弾薬庫について、針尾島弾薬集積所の施設・区域（隣接する水域を埋め立てることにより生じる土地を含む。）内に現有の規模・機能の範囲内で移設されるとともに、米海軍家族住宅の不足解消のための措置が講じられた後、日

本側へ返還することについて日米合同委員会で基本合意。
現在、国が各種調査事業等を実施中。

②赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の改良に係る地域）の返還

- ・平成17年（2005年）1月20日：返還完了。

③旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ－線）の返還

- ・平成16年（2004年）12月21日：佐世保重工業㈱東門～西門の返還について日米合同委員会で基本合意。

※東門から約400mは昭和36年（1961年）7月20日返還。ただし、米側の地役権が設定されている。

④赤崎貯油所の一部〔佐世保重工業㈱の一時使用地区〕の返還

- ・平成21年（2009年）3月17日：返還完了。

⑤立神港区第1号～第5号岸壁の返還

- ・平成26年（2014年）2月4日：立神港区第3号岸壁の一部、第4号岸壁、第5号岸壁の一部及びその背後地について返還完了。

⑥制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

〔近年における返還実績〕

- ・平成16年（2004年）1月23日：ジュリエット・ベースン岸壁整備に伴う水域返還。

※返還された水域は、埋め立てられ米軍に提供。

- ・　　〃　　（　〃　）12月28日：横瀬地区LCAC施設整備に伴う水域返還。

※返還された水域は、埋め立てられ米軍に提供。

- ・平成21年（2009年）3月17日：佐世保重工業㈱が一時使用していた赤崎貯油所の一部土地の前面水域返還。

4 我が国の防衛政策と佐世保地区

（1）我が国を取り巻く安全保障環境

我が国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の圧力が高まっており、領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラなどへの国境を越えたサイバー攻撃などが恒常に生起し、有事と平時の境目はますます曖昧になってきています。

さらに、国家安全保障の対象は、経済、技術など、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になってきています。

(2) 我が国の安全保障と防衛政策

① 防衛政策の基本

これまで我が国は、憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備してきています。

② 我が国の国家安全保障政策の体系

国際秩序が重大な挑戦に晒され、国際関係において対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代となってきています。そして、我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、新たな危機の時代に突入していると言えます。

こうした厳しい安全保障環境に対応していくために、令和4年（2022年）12月に「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」が策定されました。

i 国家安全保障戦略

国家安全保障戦略（以下「安保戦略」といいます。）は、国家安全保障に関する最上位政策文書であり、外交、防衛に加え、経済安全保障、技術、サイバー、情報等の国家安全保障戦略関連分野の政策に関する戦略が示されています（おおむね10年程度の期間を念頭）。

ii 国家防衛戦略

国家防衛戦略（以下「防衛戦略」といいます。）は、安保戦略の防衛に関する戦略的指針を踏まえて、防衛の目的を設定し、それを達成するための方法と手段が示されています（おおむね10年程度の期間を念頭）。

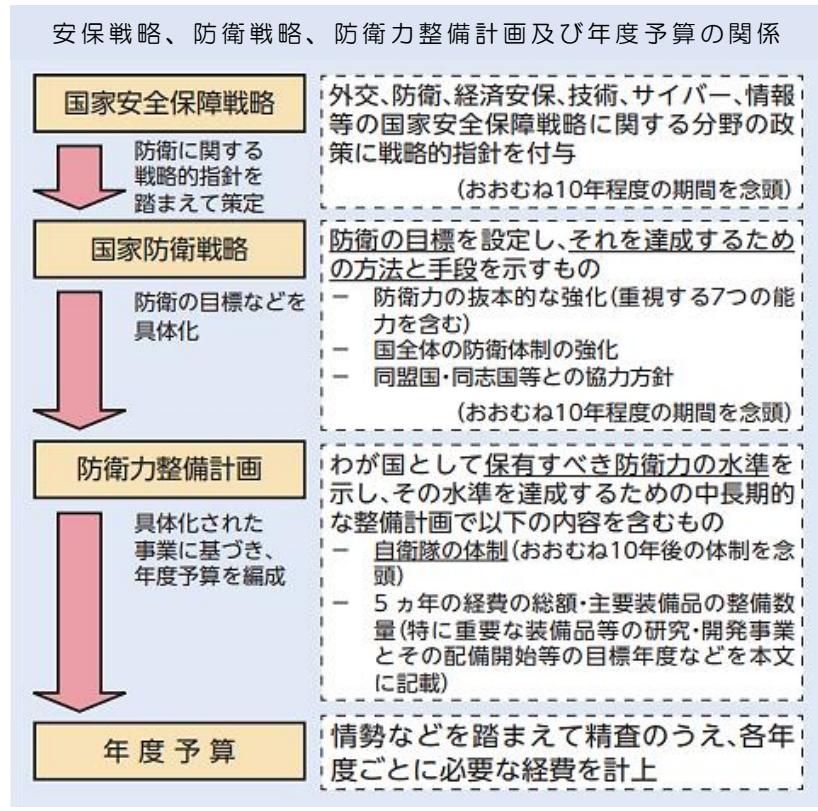
iii 防衛力整備計画

防衛の目標などを具体化するため、我が国として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画で、以下の内容が示されています。

- ・自衛隊の体制（おおむね10年後の体制を念頭）
- ・5か年の経費総額・主要装備品の整備数量（特に重要な装備品等の研究・開発事業とその配備開始等の目標年度などを本文に記載）

iv 年度予算

防衛力整備計画で具体化された事業に基づき、情勢などを踏まえて精査の上、各年度に必要な経費が計上され、予算編成が行われています。



「令和5年（2023年）版 防衛白書」から

（3）我が国の防衛目標と佐世保地区

① 我が国の防衛の目標

防衛戦略においては、以下の3つの我が国の防衛目標が示されています。

- ・第一：力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
- ・第二：力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾
- ・第三：万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除

また、核兵器の脅威に対しては、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止などが相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜くとされています。

② 我が国の防衛目標を実現するためのアプローチと佐世保地区の基地

防衛戦略では、防衛目標を実現するため、以下の3つのアプローチが示されています。

- ・第一：我が国自身の防衛体制の強化として、その中核たる我が国の防衛力を抜本的に強化することに加え、国全体の防衛体制を強化
- ・第二：日米同盟の抑止力と対処力のさらなる強化
- ・第三：同志国などとの連携の強化

以上のような我が国の防衛目標を実現するための3つのアプローチの一環として、佐世保地区に陸上自衛隊、海上自衛隊が配備され、在日米軍が駐留しているものと考えられます。

③ 南西地域の防衛体制

i 島嶼部を含む我が国に対する侵攻への対応に係る国の考え方

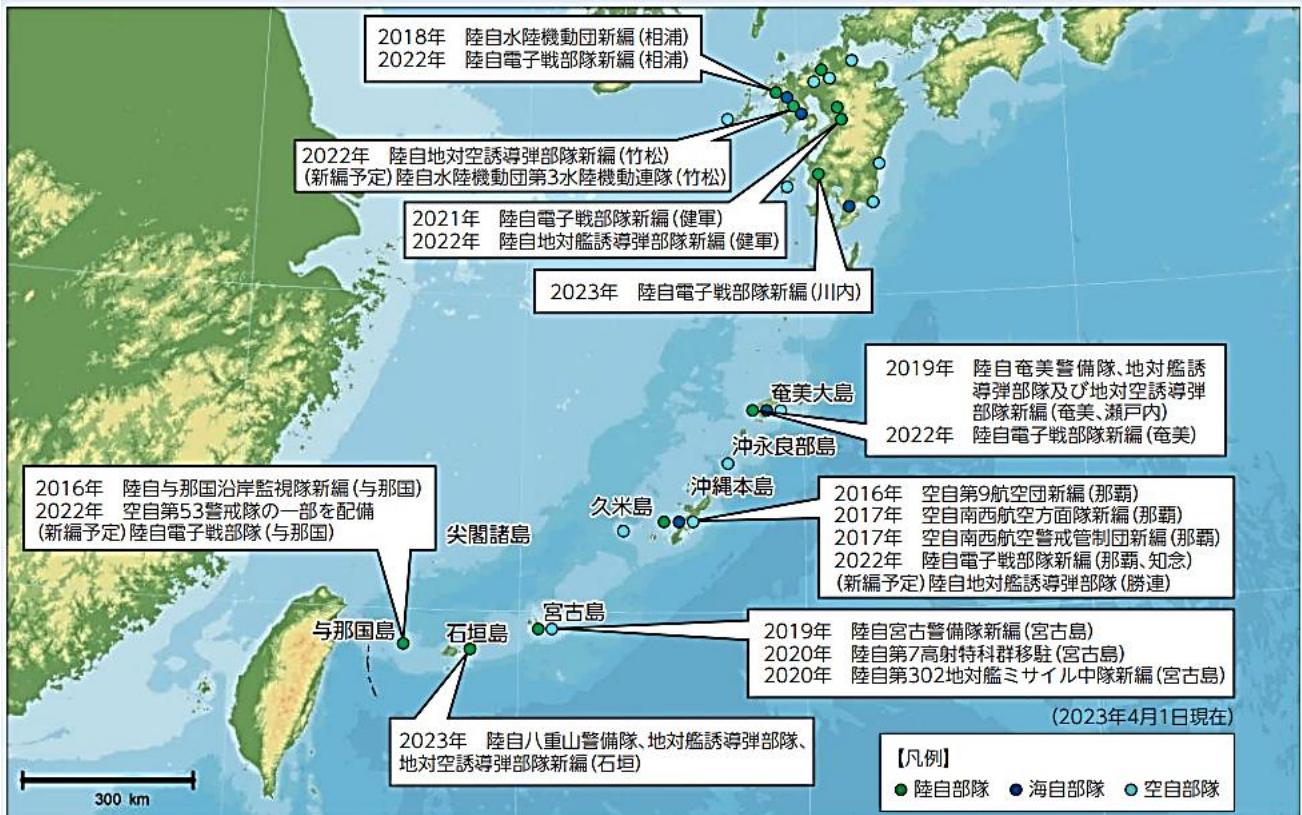
標記侵攻への対応に関する国的基本的な考え方は、「広範囲にわたり多くの島嶼を有する我が国への侵攻に的確に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、平素から状況に応じた機動・展開が必要である。また、自衛隊による常時継続的な情報収集・警戒監視などにより、海上優勢・航空優勢を確保することが重要である。万が一、侵攻が生起した場合には、領域横断作戦により、個別の領域で劣勢である場合にもこれを克服しつつ、統合運用により継続的・持続的な活動を行い、迅速かつ粘り強く活動し続け領域を確保し、相手の侵攻意図を断念させる。」とされています。

ii 南西地域における防衛体制の強化

上記の考え方に基づく南西地域における防衛体制強化の状況は以下のとおりです。

- ・ 平成 28 年（2016 年）：陸上自衛隊与那国沿岸監視隊新編（沖縄県与那国）
- ・ “ ” （ “ ” ）：航空自衛隊第 9 航空団新編（沖縄県那覇）
- ・ 平成 29 年（2017 年）：“ ” 南西航空方面隊新編（ “ ” “ ” ）
- ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 南西航空警戒管制団新編（ “ ” “ ” ）
- ・ 平成 30 年（2018 年）：陸上自衛隊水陸機動団新編（相浦）
- ・ 平成 31 年（2019 年）：“ ” 奄美警備隊、地対艦誘導弾部隊及び地対空誘導弾部隊新編（鹿児島県奄美、瀬戸内）
- ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 宮古警備隊新編（沖縄県宮古島）
- ・ 令和 2 年（2020 年）：“ ” 第 7 高射特科群移駐（ “ ” “ ” ）
- ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 第 302 地対艦ミサイル中隊新編（ “ ” “ ” ）
- ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 輸送航空隊（V-22）暫定配備
（千葉県木更津）
- ・ “ ” （ “ ” ）：航空自衛隊警戒航空団新編（静岡県浜松）
- ・ 令和 3 年（2021 年）：陸上自衛隊電子戦部隊新編（熊本県健軍）
- ・ 令和 4 年（2022 年）：“ ” “ ” （相浦）
 - ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 地対空誘導弾部隊新編（竹松）
 - ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 地対艦誘導弾部隊新編（熊本県健軍）
 - ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 電子戦部隊新編（鹿児島県奄美）
 - ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” “ ” （沖縄県那覇、知念）
 - ・ “ ” （ “ ” ）：航空自衛隊第 53 警戒隊の一部を配備
（ “ ” 与那嶺）
- ・ 令和 5 年（2023 年）：陸上自衛隊電子戦部隊新編（鹿児島県川内）
- ・ “ ” （ “ ” ）：“ ” 八重山警備隊、地対艦誘導弾部隊、
地対空誘導弾部隊新編（沖縄県石垣）
- ・ （新編予定）：“ ” 水陸機動団第 3 水陸機動連隊（竹松）
- ・ （ “ ” ）：“ ” 地対艦誘導弾部隊（沖縄県勝連）
- ・ （ “ ” ）：“ ” 電子戦部隊（ “ ” 与那国）

九州・南西地域における主要部隊編成状況 [平成 28 年（2016 年）以降]（概念図）



「令和 5 年（2023 年）版防衛白書」

④ 南西地域防衛に対する海上自衛隊佐世保地方総監部の認識

インド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であり、我が国の存立にも不可欠な主要シーレーンが存在していますが、十分な安全保障面の地域協力の枠組みが未だなく、領土統一問題といった従来からの問題も依然として存在しています。

また、我が国周辺には軍事面での質・量に優れた国家が集中しており、当該国家の更なる軍事力強化や、軍事活動の活発化の傾向が顕著（尖閣諸島周辺の海警船の活動活発化、令和 3 年（2021 年）1 月の中国海警法成立及び北朝鮮による弾道ミサイルの発射等）になっています。

以上のような情勢の中、海上自衛隊で最も日本の南西寄りに位置する佐世保地方隊の任務が増大するのは明白であるのみならず、複雑多様化する安全保障情勢に適正に対応するためには、佐世保地方隊だけではなく、今後は、他の港に在泊する艦艇が南西海域に展開し、佐世保港をベースに補給休養する等、我が国の防衛力を集結させて対応する場面が多数発生する可能性も否定できません。

したがって、佐世保の配備艦艇が増えることはあっても、減ることはないという我が国周辺の安全保障環境にある中、今後、佐世保地方総監部には艦艇の補給支援基地の機能として所要の係留岸壁のほか、補給設備、福利厚生施設及び司令部機能も必要となり、佐世保の海上自衛隊施設を充実させていく必要があります。

⑤ 南西地域の防衛体制強化と佐世保地区

平成 26 年（2014 年）3 月、当時の防衛副大臣が本市を訪問し、本市が要望を行っていた潜水艦部隊の佐世保配備計画はないとした上で、崎辺東地区については岸壁整備を含む海上自衛隊による利活用構想が示され、また、相浦駐屯地に水陸機動連隊の一つを配置すること、あわせて崎辺西地区に水陸両用車部隊を配備するという基本的な構想を提示されました。

その後、平成 30 年（2018 年）3 月に水陸機動団が新編され、本市の相浦駐屯地には団本部及び隸下の主力部隊が配備され、翌平成 31 年（2019 年）3 月には崎辺西地区に水陸両用車が配備される陸上自衛隊崎辺分屯地が開設しました。

さらに、海上自衛隊においては佐世保地区を南西方面における後方支援基盤と位置付け、崎辺西地区の陸上自衛隊の水陸両用車部隊との連携を図るべく、令和 3 年（2021 年）から、崎辺東地区（仮称）において、大型護衛艦や「おおすみ」型輸送艦等が係留可能な大規模な岸壁等の整備、及び陸上部分における補給施設等の後方支援施設整備に着手しています。

本項の「② 我が国の防衛目標を達成するための手段と佐世保地区の基地」に記載のとおり、これまで本市には陸上自衛隊及び海上自衛隊が配備されており、在日米軍が駐留しています。

このことに加え、海上自衛隊佐世保地方総監部の認識にあるように、南西地域の島嶼防衛体制強化に係る取組の中で佐世保港へ寄港する自衛隊艦艇の増加が見込まれるとともに、自衛隊の施設整備が行われている佐世保地区は、現下における我が国の防衛政策上の重要な地域として、その役割は今後更に大きくなっていくものと考えられます。

5 本市の基地に関わる現在の課題

これまで本章「3 本市の基地に関わるこれまでの取組」を行ってきましたが、今後も米海軍佐世保基地をはじめとする基地が本市に所在していく状況においては、これらの取組を継続していく必要があります。

加えて、本章「4 我が国の防衛政策と佐世保地区」に記載のとおり国防・安全保障上において米軍のみならず自衛隊も、その存在感が高まっている中では、これらの状況も踏まえた取組が必要です。

その上で、本市が今後も基地に関わる取組を継続していくに当たって、以下の三つの課題を掲げます。

（1）昭和 46 年（1971 年）策定「佐世保港の長期総合計画」の整理

昭和 40 年代当時、石油需要の増大により、世界的にタンカー船の大型化が常識化し、本市でも大型造船設備の建設が必要と考えられました。また、ベトナム戦争の長期化により米国経済が逼迫する中、昭和 45 年（1970 年）2 月に「アジア防衛に関する新政策（いわゆる『ニクソン・ドクトリン』）」に基づく在日米軍基地の集約、移転及び縮小計画が発表され、本市においても米軍基地の状況が質的にも量的にも変化していました。

一方で、本市の臨港地区には米軍提供施設が点在し種々の制限を受けていたため、他の港湾都市に比べて港湾関連産業の発展が著しく阻害されている状況もありました。

そこで、本市は、上記のような国際情勢を踏まえ、遊休化しているように見受けられる米軍提供施設の返還を求め、総合的な港湾の利用並びに都市の再開発を図り、あわせて県北、佐賀県の一部を含む広域経済圏の拠点都市に相応する産業港湾都市建設を計画するものとして昭和46年（1971年）10月に「佐世保港の長期総合計画」を策定し、同計画を付属資料とした長崎県知事、佐世保市長連名による「基地返還陳情書」を、同月関係先へ提出しました。

なお、返還を求める米軍提供施設は、「佐世保ドライドック地区（第1及び第2ドライドック）」、「立神港区第1号～第6号岸壁」、「佐世保（前畠）弾薬補給所」、「崎辺地区（共同使用中の海上自衛隊敷地を含む）」、「赤崎貯油所」、「制限水域全面」の6施設で、同計画には返還を求めるこれらの米軍提供施設について、「現況」、「返還後の跡地利用計画」等が記載されていました。

また、同計画は佐世保市議会による昭和47年（1972年）6月決議の「返還6項目」と一体のものであり、さらに、平成10年（1998年）9月決議の「新返還6項目」にもつながるものでもありました。

しかしながら、同計画は策定から50年が経過しており、策定当時と現状及び将来の展望とはかい離したものとなっているとして、令和3年（2021年）3月、市議会から市長に対し、計画見直しの提言がなされました。

加えて、同計画は名称に「佐世保港」を冠していることから、あたかも港（港湾）の計画であるかのような印象を与えてしまいますが、実際は上記のとおり昭和40年代当時の情勢下において、本市の公共的利用、または産業振興等へ活用しようと、佐世保港内に所在する米軍提供施設の返還後に描く跡地利用計画を記したのみの内容となっています。

同計画は、本市が長年取り組んできた米軍提供施設返還の根拠となっているものであります。本章の「4 我が国の防衛政策と佐世保地区」⇒「(3) 我が国の防衛目標と佐世保地区」に記載のとおり、現下の安全保障環境においては、本市には引き続き在日米軍が駐留し続けるものと考えられ、かつ、その存在感が高まっていることから、現状は同計画の内容と相容れないものとなっています。

さらに、令和2年度（2020年度）から始まった第7次総合計画では、基地に係る取組である「基地との共存共生の推進」が行政経営に位置付けられ各政策や組織に対して戦略的に働きかけることにより、行政活動による効用を最大化することを目的としていました。

この目的を実現させていくために、まずは基地政策に係る方向性を提示することが必要となったことから、現状の基地政策の方向性と相容れない「佐世保港の長期総合計画」を廃止することとしました。

また、令和6年度（2024年度）から始まる第7次総合計画の後期基本計画の中では、基地に係る取組をこれまでの「行政経営」から「基地政策」として「まち分野」に変更し、基地の所在を積極的に活かしたまちづくりを更に進めていくこととしています。

(2) 基地が所在することによる市民生活への影響に係る対応

基地が所在することによる市民生活への影響について、大きく分類して以下の三つの項目になります。これらは本市単独での解決・軽減の実現は困難なことから、国に対して様々な要望や要請を行っていくことが必要です。

① 佐世保港のすみ分けの推進

佐世保港は港区内の約8割が制限水域に設定され、他に例を見ない大きな制約を受ける中で、米海軍、海上自衛隊、陸上自衛隊、民間企業等の施設が混在し、それぞれが十分に機能を発揮できない状況にあることから、本市は港のすみ分けと密接不可分の関係にあるとして、新返還6項目の早期実現を目指して要望を続けてきました。

新返還6項目のうち、本市における基地問題の最重要課題としてきた前畠弾薬庫の移転・返還について、前畠弾薬庫は針尾島弾薬集積所の施設・区域内で隣接する水域である安久ノ浦湾の埋め立てにより生じる土地を含む部分に移設した後、返還されることが平成23年（2011年）1月、日米合同委員会で基本合意されていますが、合意から11年が経過しているものの、工事着手に至っておらず具体的な返還時期も不透明な状況にあります。

佐世保港のすみ分けの推進を図っていくためには、上記の前畠弾薬庫の移転・返還に加え、崎辺地区における自衛隊施設の整備の促進について、引き続き防衛省、外務省に対し、その実現に向けた要望を行っていく必要があります。

② 市政運営上の課題

本市に所在する基地施設は、平坦地が少ない市街地の中の貴重な臨港地区をはじめ市域の重要な部分を占有しており、まちづくり等に影響を与えています。また、基地施設として弾薬庫等も所在することから、市民からは安全・安心の確保や地域振興に係る各種施策が求められています。そのため、本市は基地施設周辺の整備等に対する特別な財政需要や、基地に関わる課題への対応や各所との連絡調整のための体制（組織・人員等）を整える必要性が生じています。

加えて、本市の事業等を実施する上で基地の所在に伴い、国有地である基地施設の使用に係る手続等のための職員の業務増加や、或いは原子力艦原子力防災訓練への米軍不参加等、本市が意図する事業内容の一部が未実施となっている状況も生じています。

基地の所在により、市政を運営する上でも一定の課題が生じており、より良い住民サービス提供のためにも、防衛省、外務省等及び各基地との連絡調整を図るとともに、事案によっては関係省庁に対する要望を行っていく必要があります。

③ 地域住民とのトラブル及び事件・事故等の発生

本市には米海軍佐世保基地をはじめとする基地施設が所在する中で今日に至っていますが、その間、特に米軍関係者は生活習慣の違い等から、地域住民との間にトラブルが発生したり、基地の運用を原因とする騒音等により市民生活への影響が生じたりするなどしています。

また、基地に関する事件として、昭和 43 年（1968 年）には我が国で初めて米原子力空母「エンタープライズ」が佐世保港へ入港した際ににおけるデモ隊と警察隊との激しい衝突が、平成 8 年（1996 年）には米軍関係者による殺人未遂事件が、令和元年（2019 年）には米軍人が基地の外へ銃を持ち出しての自殺事案が発生しています。

加えて、佐世保港は国内で 3 か所（横須賀、佐世保、中城湾）しかない米国原子力艦船の寄港地となっていますが、平成 16 年（2004 年）には原子力潜水艦「ラ・ホーヤ」が佐世保港内で電力ケーブル火災を、平成 20 年（2008 年）には佐世保港へ寄港実績のある原子力潜水艦「ヒューストン」が日本周辺海域で微量の放射能漏れを起こす等の事故が発生しています。

さらに、令和 2 年（2020 年）から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しましたが、当該ウイルスをはじめとする感染症に係る本市保健所と米海軍佐世保基地との情報交換に関しては、平成 25 年（2013 年）8 月 24 日付けの日米合同委員会合意に基づく相互通報が行われました。そのような中で、感染拡大の懸念が大きくなつたことから、外務省・厚生労働省に対し対応改善を求め、両省及び在日米軍はこれに応える形で改善に取り組まれました。

今後も、本事案のような同基地に係る新たな課題が発生することも想定され、その際は課題解決のための適切な対応が必要となります。

以上のような地域住民とのトラブル、事件・事故等の発生は、市民生活の安全・安心を脅かすものであり、基地に対する市民の不安・不信を増大させるものになります。

引き続き基地との共存を図るためにも、防衛省、外務省等、様々な方面と連絡調整を図りながら、以上のようなトラブル等の発生を極力抑えるとともに、万が一、事件・事故が発生した際には速やかに原因究明や再発防止といった適切な措置を国や米軍に求めることによって、市民の安全・安心の確保について確実に取り組んでいく必要があります。

（3）基地の所在を地域の特性と捉えた取組の必要性

前項の「（2）基地が所在することによる市民生活への影響に係る対応」のとおり、基地が所在することにより、本市に様々な負担があることは確かです。

一方で、米海軍佐世保基地内では、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在において、約 1,800 人の日本人従業員が働いており、市民の大きな雇用を生み出す貴重な場となっています。

また、本市に所在する自衛隊の隊員数は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在において、陸上自衛隊が約 2,400 人、海上自衛隊が約 5,500 人となっており、その家族を含めると、相当数の自衛隊関係者が市内に居住していると考えられ、人口減少傾向にある本市にとって、その存在は非常に大きいものがあると言えます。

加えて、日本遺産やセイルタワー（佐世保史料館）等、本市の基地に関わる施設等は本市の観光資源となっており、さらには、自衛隊、米軍等と連携し、陸上自衛隊相浦駐屯地を会場にして大規模な総合防災訓練が開催できる等、防災関係機関の体制強化と市民への防災意識の醸成にもつながっています。

これらのことは、基地が所在することによる「地域特性」であり、基地は本市にとって、大きな地域資源であると捉えることができます。

市勢発展のためにも、これらの地域資源を活かす取組を進めていくことが必要です。

第2章 基地政策に係る基本方針と方向性

1 基地政策に係る基本方針

前章「基地政策の現状と課題」の内容を踏まえ、今後における基地政策に係る基本方針を下記のとおり定めます。

「基地との共存共生」

本市は、明治 22 年（1889 年）に海軍鎮守府の開庁により、軍港都市としての歴史が始まりました。

明治期は特に富国強兵や殖産興業といった国策や、或いは大正・昭和戦前期における国際情勢が厳しい状況の中で、本市は基地の存在により、水道の布設など生活基盤の整備が進むという、基地を中心にまちづくりがなされていました。

第二次世界大戦後は、昭和 25 年（1950 年）施行の旧軍港市転換法に則り平和産業港湾都市の実現を目指しつつ、昭和 28 年（1953 年）には海上自衛隊の前身である警備隊の佐世保地方隊が創設され、昭和 30 年（1955 年）には陸上自衛隊相浦駐屯地が開設しました。

現在本市には、海上自衛隊佐世保地方隊の中核である佐世保地方総監部が設置され、また、平成 30 年（2018 年）には陸上自衛隊水陸機動団が新編配備されており、国防上、重要な都市になっています。

さらに米海軍佐世保基地も所在しており、本市は地政学的に安全保障上においても重要な位置にあります。

これらの防衛施設が所在する佐世保と、片や観光、商業、工業、農水産業などが立地する複合的産業都市である佐世保、このように性格が異なるものが共に存在するまちにおいて、国防という崇高な国家的使命に協力しながら市勢を発展させ、市民の生活を守り、向上させていくこと、この両立こそが「基地との共存共生」であります。

「基地との共存共生」は、これまで市政運営の基本としてきましたが、今後も引き続き、基地政策に係る基本方針として、第7次総合計画に掲げるまちづくりの達成を目指していくこととします。

2 基地政策の方向性

前項の「1 基地政策に係る基本方針」に基づき、基地政策に関わる具体的な取組の方向性を下記のとおり定めます。

なお、下記（1）～（3）を達成するためには国の理解と行動が必要であるため、特に防衛省と外務省には相互が連携協力して取り組まれることを強く求めていきます。

（1）我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援

これまで自衛隊が配備され、在日米軍が駐留してきている佐世保地区は、現下における我が国の防衛政策上の重要な地域として、その果たす役割は大きくなっているものと考えられます。

以上のような状況にある中で、本市として、国防への協力と市勢発展は相反するものではないとの認識により、国が講じる防衛政策に対し、市民生活への影響を考慮しながら、積極的に協力・支援を行います。

（2）本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進

本市では基地が所在することにより、雇用の場の創出、一定数の人口の維持及び地元企業に対する発注等の様々な効果がもたらされており、このことは第1章で述べたとおり本市の地域特性であります。

基地の所在という地域特性を踏まえた取組の必要性は第7次総合計画においても明記されているところであり、今後も引き続き本市に基地の配備等がなされていく中で、市民が基地の所在による効果を更に多く享受し、生活を向上させていくことができるよう、より積極的に、その特性を活かしたまちづくりの推進を図ります。

そのためには、市民が基地の存在を身近に感じるための交流等の取組も必要であり、あわせて、その推進を図ります。

（3）基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）

本市では、基本方針として「基地との共存共生」を掲げ、これに基づく基地政策の方向性の第一に「我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援」を掲げております。

一方で、基地が所在することによる負担や課題が生じていることは確かであり、上記の基本方針及び基地政策の方向性を実現させるためには、これらの負担軽減や課題解決を図る必要があります。そのためには、国の関与が必須であることから、このことについて、国に対し、強く求めていきます。

第3章 基地政策の取組

1 「基地政策の方向性」に基づくこれからの取組

前章の「2 基地政策の方向性」に基づく取組について、下記のとおり設定します。

下記の取組のうち、その実現のために国等に対する要望・働きかけが必要なものについては、次項の「2『基地政策方針』の推進について」⇒「(3) 国等への要望・働きかけの実施」に掲げることとします（末尾に「◎」を付した事項）。

(1) 「我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援」を図るための取組

① 国防・安全保障への協力と佐世保港のすみ分けの推進

佐世保地区は我が国の防衛政策上重要な地域として、今後その役割が大きくなっていくことが考えられる中で、本市として、国防・安全保障上の必要な我が国の防衛政策に対して、積極的に協力・支援を行います。

以上の取組を推進する上では、本市が長年取り組んでいる佐世保港のすみ分けに資する施策展開も念頭に推進することとします。

また、国に対しては、本市に基地の配備等を行う責任者として基地機能が地域にとって安全かつ、安定的に運用されるために必要な措置を求めることとします。

さらに、在日米軍の駐留は、我が国の防衛目標を達成するための手段である「防衛の三つの柱」のうちの一つであり、その機能を維持することは、国益にかなうものであることを前提として、米軍基地の存在を「よき隣人」として市民が親和的に受け入れ、双方が良好な関係を維持できるよう、取組を推進します。

- i 自衛隊による新たな施設整備及び部隊配備の推進（海上自衛隊による崎辺地区等の更なる利活用）◎
- ii 米軍基地の運用に係る国との情報共有や市民への情報提供
- iii 米軍関係者による事件・事故等の防止
- iv 外務省、防衛省及び米海軍佐世保基地との定期的な協議による情報共有

(2) 「本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進」を図るための取組

① 基地と経済・雇用、地域活力

基地の所在によってもたらされる経済・雇用、地域活力といった効用を広く市民が享受できるよう、関係機関・団体と連携しながら取組を進めるとともに、効用拡大に向けた国への働きかけなどを行います。

国防という国策に最大限協力している状況に鑑み、地域経済の活性化による市民生活の向上を図るため、防衛施設関連の工事や調達等に係る市内企業の受注機会拡大について、市内の経済団体等と連携しながら国への働きかけを継続します。

なお、基地の所在により本市へもたらされる経済的効用等については、本市の経済団体（佐世保商工会議所）もその重要性を認識されており、その所在に対して期待する旨の意見も出されていることから、こうした意見も踏まえ、本市の取組を進めていく必要があります。

また、民間に比べ早期に定年や任期満了を迎える退職自衛官について、官民連携した支援体制により、市内での再就職をサポートし市外転出を抑制するとともに、地場産業の活性化を目指します。

さらに、旧軍港市転換法の趣旨に基づき、本市に所在する旧軍用財産を適切に公共施設等へ転活用していきます。

加えて、基地の所在は自衛隊隊員や米軍基地の日本人従業員といった生産年齢人口の確保につながり、ひいては地域活力の維持に貢献することからも、基地と市民との相互理解の形成に努めます。

- i 日米交流施設における佐世保市民と米軍関係者との交流促進
- ii 地元受注機会拡大に向けた国への要望
- iii 官民連携による退職自衛官の再就職支援
- iv 旧軍用財産の転活用
- v 基地の安定運用に資する連絡調整（雇用の場としての存在）
- vi 基地経済調査・研究

② 地域資源としての基地の活用

「基地のまち」として歩み築かれた景観や歴史・文化を本市の地域特性・地域資源として捉え、効果的な活用を促進します。

- i 佐世保市民と米軍関係者との交流 {市内小中学校と基地内学校との交流、本市の各種行事への米軍関係者の参加、日米交流事業（九州防衛局主催事業、外務省・米国防省教育主催事業 等）}
- ii 英語教育推進に向けた米海軍佐世保基地との連携（市内小中学校と基地内学校との交流【再掲】、基地内大学、英語が話せる街佐世保）
- iii 観光資源としての活用 {日本遺産、セイルタワー（佐世保史料館）、軍港クルーズ、自衛隊グルメ、外国人バー、アメリカンフェスティバル、ニミツツパーク（米軍提供施設）の隣接地での YOSAKOIさせぼ祭りの開催 等}

③ 市民の災害に係る安全・安心の創出

自衛隊等と連携し、陸上自衛隊相浦駐屯地を利用した総合的防災訓練開催による市民の防災意識啓発・高揚を図ります。

(3) 「基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）」を図るための取組

① 佐世保港のすみ分けの推進

佐世保港は、基地施設と民間企業等の施設が混在し、また、港湾施設も不足していることから、それぞれが機能を十分に発揮できない状況にあるため、これまで本市では港のすみ分けと密接不可分であるとして、「新返還6項目」の早期実現を目指して要望活動を行ってきました。

現在においても港のすみ分けの実現に至っていない状況においては、今後もその実現に向けた取組の継続は必要であることから、米軍提供施設のうち、既に日米合同委員会で日本側への返還に係る基本合意がなされている施設及び本市

事業者等の活動へ特に影響を与えていたる施設について、返還を求めていきます。また、返還後も米国側との協定により不利益となっている事案については協定の廃止や協定内容の改定を国に求めていきます。

加えて、国による崎辺東地区（仮称）の岸壁等整備をはじめとする自衛隊施設整備への協力・支援を行う際にも、佐世保港のすみ分けに資する施策展開を念頭に行うこととします。

- i 佐世保港のすみ分けの推進に向けた前畠弾薬庫の早期返還の実現（前畠弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転・集約に対する移転先周辺住民の理解の維持を含む。）◎
- ii i 以外の米軍提供施設の返還及び返還済施設に係る不利益協定の見直し◎
- iii 佐世保港の整備に対する配慮◎ iv 漁業関係者に関わる取組◎

② 米軍基地の所在による負担軽減

米軍基地の存在を「よき隣人」として市民が親和的に受け入れ、双方が良好な関係を維持できるよう、米軍基地による市民生活への負担を最小限に抑える取組を推進します。

また、米軍基地内における新型感染症の感染拡大といった事例はもとより、米軍基地に係る新たな課題が発生した際は、同基地との意思疎通を図るとともに、必要に応じて、国に対して課題解決のための適切な対応を求めます。

- i 原子力艦船の寄港に伴う安全性の確保◎

③ 基地に関わる市政運営上の課題解決

本市では港湾施設の重要な部分を基地施設として広く使用されていることから、都市基盤整備が制約され、税収に大きな影響を与えています。

また、基地に関わる課題に対応するための特別な経費や体制（組織・人員等）が必要となるものの、国による財政措置（基地交付金、特別交付税等）が一定なされているとはいえ、それが十分とは言えない状況にあることから、国に対してさらなる支援を求めていきます。

- i 国への財政的措置（基地交付金、特別交付税等）の確保・拡大要望◎

④ 負担軽減と地域振興

基地の所在や運用に伴い市民生活が被る様々な制約や負担に対しては、国が講じる生活環境の整備や民生安定などの施策（防衛補助事業）を活用しながら、周辺地域のまちづくりを進めます。

また、基地の安定運用のためには関係地域住民の理解と協力が不可欠であることから、国等とともに関係地域に対する十分な説明・対話を通じて信頼関係構築に努めます。

- i 防衛補助事業の活用などによる住民生活の負担軽減・地域振興◎

2 推進について

前項の「1 『基地政策の方向性』に基づくこれからの取組」を着実に推進するため、下記の事項を掲げます。

(1) 「佐世保市基地政策推進本部」の設置

令和3年（2021年）5月26日に「佐世保市基地政策推進本部」を設置し、本推進本部において、本市の基地政策に関する基本方針及び重要事項について協議・決定し、基地政策の戦略的推進を図っていくこととします。

本推進本部の概要等は下記のとおりです。

- ・本部長は副市長（基地政策局に属する事務を所掌）、副本部長は当該副市長以外の副市長と基地政策局長、委員は行財政改革推進局長、企画部長、総務部長、財務部長、観光商工部長、農林水産部長、都市整備部長、土木部長、港湾部長、市民生活部長、保健福祉部長、環境部長、教育長、水道局長、消防局長、その他本部長が必要と認める者。
- ・所掌事務は下記のとおり。
 - i 基地政策の基本方針に関すること。
 - ii 重要な構想、事業計画及び施策等に関すること。
 - iii 防衛施設周辺整備事業に関すること。
 - iv 関係する庁内各部局との調整に関すること。
 - v その他、本部長が必要と認めた事項に関すること。

なお、本部に付議された事項について会議で協議した結果、特に重要事項であると本部長が決定した事項は、佐世保市経営戦略会議に付議することとします。

(2) 佐世保市議会との協働

これまで本市では、基地に係る取組を進めるに当たって、佐世保市議会から意見を伺い、調整等を行うとともに、国等に対しては議会と市当局が一体となった要望活動も行ってきました。

加えて、本市議会では、米軍基地施設の返還及び移転集約の促進等を目的として設置された基地対策特別委員会による独自の要望活動も行われています。

以上のように、本市では基地に係る取組について市議会との協働による推進を図ってきており、このような形での取組は今後も継続することとします。

(3) 国等への要望・働きかけの実施

本市に所在している基地は、我が国の防衛政策上の必要性から配備等がなされているものであります。そのため、本市の基地に関する課題等については、その配備等の責任者たる国に対して要望・働きかけを行っています。

基地に関する国等への要望・働きかけは、これまで長年実施してきましたが、今後は三つの「基地政策の方向性」に沿う形での要望等を実施することとします。

なお、長崎県に対しても要望・働きかけを行っていますが、同県には本市が国に対して行っている要望等の後押しについての要望を行っています。

- ① 我が国の防衛政策推進への積極的な協力・支援

i 自衛隊による新たな施設整備及び部隊配備の推進

本市における自衛隊施設整備 {海上自衛隊の崎辺東地区（仮称）における岸壁等・陸上自衛隊の同西地区における水陸両用車訓練施設等} 及び本市への部隊配備の推進が図られるよう、協力・支援を行います。

また、自衛隊施設整備等が実施される際には、当該施設の周辺住民の理解が得られるよう、国における主体的な行動を求めるとともに、本市としても必要な協力・支援を実施します。

② 本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進

i 佐世保市民と米軍関係者との交流促進

佐世保市民と米軍関係者との交流促進が図られるよう、日米交流施設の整備を推進します。

ii 防衛関係予算執行に係る市内企業の受注機会の拡大

本市所在の自衛隊施設に係る施設整備工事、装備品の整備及び部品の供給等について、本市地域経済の活性化及び地元との良好な関係構築が図られるよう、市内企業の受注機会の拡大を求めていきます。

③ 基地に起因する負担の軽減及び課題の解決（国に積極的な関与を求める）

i 佐世保港のすみ分けの推進に向けた前畠弾薬庫の早期返還の実現

佐世保港のすみ分けの推進に向けて、前畠弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転・集約による早期返還を求めていきます。そのためには、移転先周辺住民の理解と協力を得続けていく必要があり、住民に対する適時・適切な説明の実施について求めています。

ii i 以外の米軍提供施設の返還及び返還済施設に係る不利益協定の見直し

上記の「前畠弾薬庫の早期返還の実現」同様、佐世保港のすみ分けの推進に向けた取組として、日米合同委員会において日本側への返還に係る基本合意がなされているその他の施設〔旧米海軍専用鉄道側線 {旧ジョスコー線（佐世保重工業㈱東門※～西門）}〕及び本事業者等の活動へ特に影響を与えていたる施設〔立神港区第1号～第5号岸壁（既に返還されている部分は除く）、制限水域（緩和を含む）〕について、返還を求めていきます。

加えて、返還後もなお米軍に優先使用権が付されている佐世保重工業㈱第3ドックに係る使用協定など、返還済施設に係る不利益協定の見直しも求めていきます。

※東門から約400mは昭和36年（1961年）に返還。ただし、米軍の地役権が設定されている。

iii 佐世保港の整備に対する配慮

佐世保港は、昭和38年（1963年）9月の閣議決定以降、その港区内の80%以上に立ち入り禁止をはじめとする何らかの制限が24時間、365日設定されている特殊な港湾であることから、当該制限水域の返還までの間は、同港の歴史的経緯や現状に配慮した特別な措置の創設等を求めていきます。

iv 漁業関係者に関する取組

基地の運用が原因となり、本市の漁業関係者の活動に影響を与えていたり、現行の漁業損失補償制度の見直し等を求めていきます。

v 原子力艦船の寄港に伴う安全性の確保

原子力艦船の寄港に関して、市民の安全と安心が確保された上で、安定的運用が図られるよう、ソフト・ハード両面での必要な措置を求めていきます。

vi 国への財政的措置（基地交付金、特別交付税等）の確保・拡大要望

基地施設が主要な臨港地区を占有しているため、本市のまちづくり等に影響を与えていたり、財政的措置の確保・拡大について求めていきます。

特に基地交付金に関しては、国の予算の増額とともに、自衛隊の港湾施設を対象資産とすること、さらには佐世保港の特殊事情（他に類を見ない制限水域の設定）を交付額へ反映させること等についても求めていきます。

vii 防衛補助事業の活用などによる住民生活の負担軽減・地域振興

基地の所在に起因する住民生活への影響を勘案し、必要となる本市の社会資本整備等の推進のため、国の防衛補助、或いは国による施設整備を求めていきます。

（4）基地が所在する他自治体及び関係機関との連携

① 基地が所在する自治体による協議会

本市は、基地が所在する地方公共団体で構成される以下の協議会に属し、基地が所在することによる諸課題について連絡調整を行うとともに、課題解決のための国等への要望活動等を行っています。

i 旧軍港市振興協議会

- ・昭和 29 年（1954 年）4 月 12 日設立。旧軍港四市である横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市で組織。
- ・会長は横須賀市長、ほかの 3 市長は副会長。
- ・設立目的は、昭和 25 年（1950 年）6 月 28 日に公布施行された旧軍港市転換法を受けて、旧軍港四市が、四市相互間や関係省庁等との連絡調整を図ること。

ii 全国基地協議会

- ・昭和 30 年（1955 年）11 月 16 日設立。駐留軍及び自衛隊が所在する地方公共団体をもって組織され、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在 232 都市町村が加入。
- ・現在、佐世保市長は本協議会の副会長（会長は横須賀市長）。
- ・設立目的は、基地交付金に関する調査研究並びにその具体的な解決策を強力に推進すること。

iii 防衛施設周辺整備全国協議会

- ・昭和 41 年（1966 年）7 月 1 日設立。防衛施設が所在する及びその周辺の地方公共団体をもって組織され、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在、242 都市町村が加入。
- ・現在、佐世保市長は本協議会の理事（会長は東京都福生市長）。

- ・設立目的は、自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ること。

②各種会議体等を通じた関係機関との連携

本市は、国をはじめとする様々な関係機関と連携し、基地に関わる情報交換、課題等に係る協議及び対応等を行っています。

i 佐世保港運営委員会

- ・昭和 38 年（1963 年）9月 23 日設置。構成は九州防衛局長、佐世保防衛事務所長、佐世保海上保安部長、佐世保地方総監部防衛部長、九州運輸局長崎運輸支局佐世保海事事務所長、長崎県危機管理監、福岡財務支局長崎財務事務所佐世保出張所長、佐世保市長、西海市長（LCAC 関連のみ）。
- ・設置目的は、米側として制限水域が安定的に使用され、日本側として漁業や一般航行の安全が保たれ、佐世保港の有効利用が図られるよう日米間で協議を行うこと。

ii 佐世保問題現地連絡協議会

- ・平成 11 年（1999 年）8月 30 日設置。構成は九州防衛局長、海上自衛隊佐世保地方総監、長崎県副知事、佐世保市長。
- ・設置目的は、佐世保港における施設の競合問題、移転・返還問題等の円滑かつ適切な処理を図ること。

iii 米軍佐世保基地対策連絡会議

- ・平成 8 年（1996 年）2月 22 日設置。構成は長崎県危機管理監、西海市総務部長、佐世保市基地政策局長、各機関の関係担当職員。
- ・設置目的は、在日米海軍佐世保基地に関して情報交換し、現状及び問題点等を協議し、前畠弾薬庫の移転・返還促進をはじめとする諸課題に的確に対応すること。

iv 米海軍佐世保基地防犯連絡会議

- ・平成 17 年（2005 年）9月 28 日設置。構成は佐世保防衛事務所、長崎県危機管理監、長崎県県北振興局、長崎県警察本部、佐世保警察署、早岐警察署、相浦警察署、西海警察署、西海市、米海軍佐世保基地、佐世保市基地政策局。
- ・設置目的は、米海軍佐世保基地周辺住民と米軍人等との良好な関係の形成と基地に係わる犯罪等の防止。

v 佐世保市退職自衛官再就職促進等連絡会議

- ・平成 28 年（2016 年）5月 30 日設置。構成は海上自衛隊佐世保地方総監部、自衛隊長崎地方協力本部、佐世保商工会議所、佐世保防衛経済クラブ、佐世保市。
- ・設置目的は、「地場産業の活性化への寄与に向けた退職自衛官の再就職促進」などについて、官民一体となって施策を推進すること。

vi 基地経済に関する県北地区検討会

- ・令和5年（2023年）7月21日活動開始。構成は佐世保商工会議所、佐世保市、長崎県県北振興局。
- ・設置目的は、佐世保地区の基地を活かし、佐世保商工会議所、佐世保市及び長崎県が連携して地域経済、地場産業の活性化に向けた取組を行うための検討会を行うこと。

vii 基地を活かしたまちづくりに関する意見交換の場

- ・令和6年（2024年）1月25日活動開始。構成は佐世保市、長崎県（本庁、県北振興局）。
- ・設置目的は、基地を活かしたまちづくりに関する研究を行い、国への要望、民間の取組、行政の施策等の検討を行うこと。

本市に所在する各基地の施設（4～5頁関係）

※令和5年（2023年）4月1日現在

① 米海軍佐世保基地

No.	施設名	所在地	土地 (m ²)	建物 (m ²)
1	FAC5029 佐世保海軍施設	平瀬町 立神町	496,150 (共同使用 8,598)	154,442 (共同使用 2,165)
2	FAC5030 佐世保ドライドック 地区	立神町	82,732 (共同使用 41,329)	2,116 (共同使用 319)
3	FAC5032 赤崎貯油所	庵浦町 赤崎町 船越町 下船越町	753,641	18,934
4	FAC5033 佐世保弾薬補給所	前畠町	582,098	15,920
5	FAC5036 庵崎貯油所	庵浦町	227,422	642
6	FAC5050 針尾島弾薬集積所	針尾北町 有福町 江上町	1,297,173	2,672
7	FAC5086 立神港区	立神町	134,864	43,178
8	FAC5117 崎辺小銃射撃場	崎辺町	—	5,347 (共同使用 5,347)
9	FAC5119 針尾住宅地区	江上町 指方町	354,077	110,490
合 計			3,928,157 (共同使用 49,927)	353,741 (共同使用 7,831)

※小数点未満は切り捨てであるため。合計が符合しないことがある

※（）内は日米地位協定第2条第4項(b)に基づく共同使用分で、内数

② 陸上自衛隊

No.	施設名	所在地	土地 (m ²)	建物 (m ²)
1	相浦駐屯地	大潟町	927,161	64,636
2	相浦早岐基本射撃場	有福町	770,880	128
3	崎辺分屯地	崎辺町	134,036	11,464
合 計			1,832,077	76,228

③ 海上自衛隊

No.	施設名	所在地	土地 (m ²)	建物 (m ²)
1	佐世保地方総監部	平瀬町	38,565	8,472
2	平瀬庁舎	//	8,121	4,168
3	佐世保衛生隊	//	6,900	3,833
4	平瀬隊舎	//	14,799 (共同使用 1,875)	11,542
5	東倉庫	//	0 (共同使用 7,581)	0 (共同使用 1,715)
6	平瀬訓練場	//	14,188	1,867
7	西倉庫	立神町	30,053	8,210
8	佐世保造修補給所	//	0 (共同使用 31,179)	21,073
9	平瀬待機所	//	2,783	1,330
10	佐世保ドライドック	//	0 (共同使用 28,114)	329 (共同使用 1,593)
11	佐世保基地業務隊	干尽町	53,612	9,664
12	太田貯油所	崎辺町	113,157	1,424
13	佐世保教育隊	//	190,348	59,239
14	火工整備場	//	25,144	2,096
15	崎辺射撃場	//	※佐世保教育隊に含む	※佐世保教育隊に含む
16	佐世保警備隊	//	91,415	19,841
17	崎辺東地区(仮称)	//	141,856	2,719
18	金山弾薬庫	大塔町	178,798	4,997
19	向後崎警備所	俵ヶ浦町	67,314	722
20	針尾送信所	針尾中町	13,832	710
21	針尾弾薬庫	針尾北町	214,646 (共同使用 47,703)	5,214
22	庵崎貯油所	庵浦町	0 (共同使用 44,533)	200
23	烏帽子岳無線中継所	烏帽子町	420	84
24	佐世保史料館	上町	3,620	4,464
合 計			1,209,571 (共同使用 160,985)	172,198 (共同使用 3,308)

※ () 内は日米地位協定第2条第4項(a)に基づく米軍との共同使用分で、外数